

東京控訴院管内における陪審裁判

実証的研究のための資料探究——(1)東京編

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

三阪佳弘・綠 大輔・矢野達雄
(アイウエオ順)

目次

一 はじめに

- 1 本稿編集に至る経緯
- 2 本稿に収録した資料

二 陪審公判一覧表

- 1 東京控訴院管内における陪審公判一覧表
- 2 東京地方裁判所における陪審公判一覧表

三 刑事統計年報から見た事件処理一覧表

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介〔付〕検事論告

- 1 問書・答申

①YF寒子（東京地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一二月二一日判決）

五 刑事判決書

- 1 YF寒子（東京地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年決定）
- 5 NM一平（東京地方裁判所殺人殺人未遂被告事件昭和四年二月二三日判決）
- 5 NM一平（大審院殺人殺人未遂傷害上告事件昭和四年六月二五日判決）
- 14 HN小一（大審院放火上告事件昭和五年五月一三日判決）
- 16 SG廣作（大審院傷害致死上告事件昭和五年六月九日判決）
- 31 R宗煥（大審院殺人上告事件昭和七年七月一日判決）
- 50 AK久三郎（大審院放火上告事件昭和一〇年三月一日判決）
- 53 MT忠夫（東京地方裁判所放火被告事件昭和一三年一一月二日判決）

六 新聞報道による陪審公判

- 1 陪審裁判に関する報道
 - 2 陪審法に関する報道
- 1 判検事の感想
 - 2 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想
- 1 東京控訴院検事長三木猪太郎「所感」
 - 2 東京控訴院長和仁貞吉「感想と私見」

③東京地方裁判所長田中右橋 「陪審所感」

④東京地方裁判所検事正鹽野季彦 「陪審一周年を顧みて」

⑤大審院判事豊水道雲 「陪審所感」

⑥東京控訴院検事岩村通世 「陪審事件と検事の職務」

⑦東京控訴院部長判事赤羽熙 「陪審法一周年を迎へて」

⑧東京地方裁判所部長判事沼義雄 「所感」

⑨東京地方裁判所判事尾後貴莊太郎 「陪審法中改正を要する点一つ」

2 弁護士の感想

3 司法書記官の見た陪審裁判

①司法書記官大原昇 「陪審法の実施準備について」

②司法書記官佐藤龍馬 「陪審事件統計」

③司法書記官潮道佐 「陪審所感」

④司法書記官岡原昌男 「『陪審法ノ停止ニ關スル法律』に就て」

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閱歴

1 判事の閱歴

2 檢事の閱歴

3 弁護士の閱歴

九 おわりに

一 はじめに

1 本稿編集に至る経緯

本稿は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』が、『修道法学』に発表を続けてきた「広島控訴院管内における陪審裁判」（広島・岡山・山口・松江・鳥取・松山）、および「大阪控訴院管内における陪審裁判」（大阪・京都・奈良・大津・和歌山・神戸・徳島・高松・高知）に関する資料集に続くものである。

平成二六（二〇一四）年六月、東京控訴院管内（東京・横浜・浦和・千葉・水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟）においても、広島控訴院管内・大阪控訴院管内と同様に、陪審裁判を実証的に研究するための資料を調査・収集して紹介・研究する目的で、公益財団法人日弁連法務研究財団（以下、日弁連法務研究財団と略称する）に対し「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——」と題する研究計画書を提出し、同年七月、同財団の研究課題（No.94-3、研究主任増田修）として採用された。調査研究期間は、平成二六（二〇一四）年八月一日から平成二七（二〇一五）年七月三一日であった。更に、この研究課題の研究期間は、引続き平成二七（二〇一五）年八月一日から平成二八（二〇一六）年七月三一日までの一年間、継続することが承認された。このような経緯のもとに、「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——」に関して調査・収集した資料を、次のように三つの電磁ファイルに分割し、資料集として編集した。

①「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——(1)東京編」

②「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——(2)横浜・浦和・千葉編」

③「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——(3)水戸・前橋・宇都宮・

静岡・甲府・長野・新潟編

そして、平成二八（二〇一六）年一一月一四日開催された、日弁連法務研究財団研究部会において、前記電磁ファイル化した資料集①②③を調査研究成果として同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載する予定である。

（注1）「広島控訴院管内における陪審裁判」は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の調査・研究課題の一つであるが、増田修（広島弁護士会所属弁護士、平成一五年三月まで第二東京弁護士会所属）が中心となって、同会を構成する次のメンバーと共同して調査研究を行った。

加藤高広島修道大学名誉教授（初代会長、元広島修道大学法学部教授、民法）、紺谷浩司広島大学名誉教授（元広島大学法学部教授、元西南学院大学法科大学院教授、民事訴訟法）、緑大輔広島修道大学法学部助教授（現一橋大学法学研究科准教授、刑事訴訟法）、矢野達雄広島修道大学法学部教授（現会長、元愛媛大学法文学部教授、日本法制史）、居石正和島根大学法文学部教授（日本法制史）。また、「大阪控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究から、緑大輔と入れ替りに三阪佳弘大阪大学大学院高等司法研究科教授（日本法制史）が参加し、今回の「東京控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究からは、緑大輔が再度参加することになった。

（注2）これまでに発表した広島控訴院管内・大阪控訴院管内における陪審裁判に関する資料集は、次の通りである。その内、『修道法学』に掲載されたものは、国立情報学研究所のウェブ・サイト「論文情報ナビゲータ（C:Ni）」および修道大学のウェブサイト「学術リポジトリ」において、PDF形式で読むことができる。

①緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判决原本を中心にして見る陪審裁判——」（『修道法学』第29巻第2号・一〇〇七年一月）

②緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判（2）——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに

刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」（『修道法学』第30巻第1号・一〇〇七年九月）

③加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判（1）——予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判决書を中心にして見る陪審裁判——」（『修道法学』第31巻第1号・一〇〇八年九月）

④加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判（2）——防長新聞・閑門日日新聞および馬闘毎日新聞を中心にして見る陪審裁判——」（『修道法学』第32巻第1号・一〇〇九年九月）

⑤加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判——陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決書ならびに新聞報道を中心にして見る陪審裁判——」（『修道法学』第33巻第1号・一〇一〇年九月）

⑥居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達男・共編「松江における陪審裁判——陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新聞・山陰新聞の報道を中心にして見る陪審裁判——」（『修道法学』第33巻第2号・一〇一一年一月）

⑦増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——」（『修道法学』第33巻第2号・一〇一一年一月）

⑧増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——」（『法制史研究』60・法制史学会年報、一〇一一年三月）

⑨矢野達雄「愛媛における陪審裁判」（『えひめ近代史研究』第66号、近代史文庫・一〇一一年四月）

⑩増田修・編「広島における陪審裁判（3）補遺——問書・説示・陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝並各地法況から見る陪審裁判——」（『修道法学』第34巻第1号、一〇一一年九月）

⑪加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「鳥取における陪審裁判——因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判——」（『修道法学』第35巻第1号・一〇一二年九月）

⑫居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松山における陪審裁判——刑事判決書ならびに海南新聞・伊予新報・愛媛新報・大阪朝日新聞（愛媛版）を中心にして見る陪審裁判——」（『修道法学』第36巻第1号・一〇一三年九月）

⑬緑大輔「広島控訴院管内における陪審裁判・資料解題」（『修道法学』第36巻第2号、一〇一四年二月）

(14) 増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像——広島・大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証——」『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月)

(15) 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——(1) 大阪編・上」『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月)

(16) 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(1) 大阪編・下」『修道法学』第37巻第2号・二〇一五年三月)

(17) 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(2) 京都・奈良・大津・和歌山編・上」『修道法学』第38巻第1号・二〇一五年九月)

(18) 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(2) 京都・奈良・大津・和歌山編・下」『修道法学』第38巻第2号・二〇一六年一月)

(19) 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(3) 神戸・徳島・高松・高知編」は、引き続き『修道法学』に連載する予定である。

(注3) 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月)は、広島控訴院管内における陪審公判の概要および陪審公判の復元資料を紹介し、陪審公判における(1)裁判長の説示、(2)陪審員の答申、(3)予審訊問調書の証明力、(4)陪審公判の無罪率、について問題点を指摘し、更に、陪審公判が少なかつた原因を考察している。そして、全国調査の必要性を訴えた。

(注4) 増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(『JLF NEWS』No.50、日弁連法務研究財団・二〇一二年二月。同財団のホームページで読むことが出来る)では、「大阪における陪審裁判」を調査研究するに至った経緯を述べた。そして、陪審公判はすべて公訴事実を争うものであるから、無罪の主張だけでなく、縮小認定(例えば、殺人ではなく傷害致死の認定)の主張もあり、現実の陪審公判における被告主張の容認率(無罪+縮小認定)は30~40%程度はあり、ま

た求刑よりも低い判決がなされる傾向にあるのが特徴であることを指摘した。

(注5) 「広島控訴院管内における陪審裁判」および「大阪控訴院管内における陪審裁判」は、増田修「我が国で行われた陪審裁判の実証的研究のための資料探究——(1) 大阪編」、『大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(2) 京都・奈良・大津・和歌山編』、および『大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(3) 神戸・徳島・高松・高知編』と題する三本の電磁ファイイル化した資料集にして、(1)は平成25年11月11日弁連法務財団・研究部会、(2)・(3)は平成26年3月12日同財団・研究部会において、それぞれ同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団の研究成果を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に連載している。

2 本稿に収録した資料

陪審裁判は、陪審法が昭和三(一九二八)年一〇月一日施行され、昭和一八(一九四三)年四月一日施行を停止されるまで行われた。その間、東京地方裁判所においては、六三二件(二二 東京における陪審公判一覧表)(①事件乃至②事件参照)の陪審裁判が開かれた。

陪審公判を復元する資料としては、(1)陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿、(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞報道などがある。

しかし、陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿は、東京地方裁判所に照会したが、残つていなということであった。東京地方検察庁においては、戦前の刑事判決書は多少残存

しているが、陪審事件の判決書は⑤事件以外は、保存されていないという。

このような次第で、本稿には、判例集、説示集、問書集などから、刑事判決書は⑤⑯

⑯事件、予審終結決定書は①事件、説示は⑤事件、問書は①事件を収録できたに止まる。

新聞報道は、東京朝日新聞、東京日日新聞、読売新聞、時事新報、報知新聞、中外商業新聞、都新聞、国民新聞、東京毎日新聞、中央新聞、萬朝報、やまと新聞、二六新報、法律新聞、法律新報などを検索・収集した。しかし、東京地方裁判所において行われた全六三事件中一一件は報道されておらず、また、現存している新聞紙面や資料だけでは、罪名・論告・求刑・判決・判決年月日などが欠けていたりして、事件の内容が不十分なものも多い。

そのほかに、本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の歴歴、ならびに東京控訴院長、東京控訴院検事長、東京地方裁判所長、東京地方裁判所検事正、東京控訴院判検事、公判担当判検事、東京地方裁判所管内所属弁護士などの陪審裁判についての感想を収録した。

(注1) 東京弁護士会百年史編纂刊行特別委員会編『東京弁護士会百年史』(東京弁護士会・一九八〇年一〇月)には、第三章「大正デモクラシーと弁護士会」・三「陪審制度」の項目がある。そこでは、(一)「陪審制度と弁護士界」、(二)「陪審法の成立」、(三)「陪審裁判の実際」について論じられているが、実際の陪審裁判は、「法律新報」で報じられた水戸地方裁判所における我国で二番目の陪審公判が紹介されているだけで、東京地方裁判所で開かれた陪審公判についての記述はない。

(注2) 第一東京弁護士会史編纂委員会編『われらの弁護士会史』(第一東京弁護士会・一九七一年二月)には、IV「昭和初期の明暗」・2「陪審法の実施」の項目が立てられてる。そこでは、「江木寅の死」、「実施準備進む」、「陪審模擬裁判」、「いよいよ実施」の記

述があるが、実際の陪審公判は紹介されていない。

(注3) 第二東京弁護士会史編纂委員会編『第二東京弁護士会史』(第二東京弁護士会・一九七六年一月)には、「陪審制度」に関する項目はない。ただ、本史「一終戦前」・第三「本会の活動」・2「司法制度に関する答申、建議および回答」・(2)「答申、建議および回答」・i「陪審法廷席次に関する件」において、司法省より陪審法廷構成席次に関する案が示され、それに對して希望を提出し交渉した旨の記述があるだけで、実際の陪審公判は紹介されていない。

(注4) 『日本弁護士沿革史』(日本弁護士連合会・一九五九年三月)には、第二編「弁護士制度の確立」・第四章「昭和初期(昭和八年まで)時代と弁護士」・二「陪審制度の実施」の項目がある。しかし、実際に行われた陪審公判には全く触れていない。

二 陪審公判一覧表

1 東京控訴院管内における陪審公判一覧表

東京控訴院管内の各地方裁判所で陪審の評議に付された事件数は、東京六三件、横浜三十六件、浦和二件、千葉二六件、水戸六件、宇都宮七件、前橋六件、静岡一一件、甲府六件、長野五件、新潟一九件、合計一八七件で、次の「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」の通りである。

東京控訴院管内における年度別・裁判所別陪審公判一覧表

3			昭和
更新	請求	法定	種別
		1	東京
			横浜
		1	浦和
			千葉
		2	水戸
		1	宇都宮
			前橋
		1	静岡
			甲府
			長野
		1	新潟
1	請求	法定	合計
更新	請求	法定	種別
		3	昭和

10		9		8		7		6		5		4					
請求	法定	更新	請求	法定													
		3		6	1		8	2		6		4		14		1 10	
		1		2			5		1	5	1		8		4		1 5
				1			2			7		1		2		11	
														1		2	
		1					1					1				2	
		1		1						1						1	
												3		2		5	
		1		1			1			1						1	
		1												2		1	
		1															
		9		11	1		18	2	1	23	1		23		28		4 37
請求	法定	更新	請求	法定													
10		9		8		7		6		5		4					

裁判所	合計			17	
	合計	更新	請求	法定	更新
東京	63	5	1	57	
横浜	36	3	2	31	
浦和	2			2	
千葉	26			26	
水戸	6	1		5	
宇都宮	7			7	
前橋	6			6	
静岡	11			11	
甲府	6	1	1	4	
長野	5			5	
新潟	19		1	18	
合計	187	10	5	172	
	合計	更新	請求	法定	更新
			合計	合	17

(注)「法定」は法定陪審事件(陪審法第2条)、「請求」は請求陪審事件(陪審法第3条)である。「更新」は、裁判所が陪審の答申を採択せず、更に他の陪審の評議に付した再陪審事件(陪審法第95条)である。

2 東京地方裁判所における陪審公判一覧表

(一) 判決内容の概況無罪率・縮小認定率

東京地方裁判所においては、六三件(①事件乃至⑩事件参照)の陪審公判が開かれた。新聞報道、刑事判決などによると、その概要は、次の「陪審公判一覧表」の通りである。

無罪は、①(放火未遂)・⑦(放火)・⑩(放火未遂)・⑪(放火)・⑫(放火未遂)・⑭(放火)・⑯(放火)・⑰(放火)・⑲(放火)事件である。無罪率は、五四件(全六三件中不明のものを除外)中一〇件無罪で、一八・五二%である。

縮小認定は、②(殺人未遂→傷害)・④(殺人未遂→脅迫、執行猶予)・⑤(殺人・殺人未遂2件→殺人・殺人未遂・傷害、3分の1)・⑥(殺人→傷害致死)・⑧(尊属殺人→尊属傷害致死)・⑩(強盗殺人未遂→強盗)・⑫(殺人→傷害致死)・⑯(殺人→傷害致死)・⑰(強盜傷人→事後強盗)・⑳(強盜傷人→窃盜)・㉑(放火→非現住建造物放火)・㉓(尊属殺人→尊

属傷害致死)事件である。縮小認定率は、五四件中一一・三三件縮小認定で、二〇・九八%である。無罪率と縮小認定率を合計した被告人の主張容認率は、三九・五〇%である。

求刑より軽い量刑の事件は、③(殺人、12年→6年)・⑨(殺人・殺人未遂、15年→12年)・⑬(放火未遂、4年→3年)・⑭(放火、10年→7年)・⑯(放火未遂、3年→2年・執行猶予)・⑯(放火未遂、4年→3年)・⑯(放火、5年→3年)・⑭(殺人、10年→6年)・⑯(殺人未遂、3年→2年)・⑯(尊属殺人、死刑→無期)・㉑(死刑→無期、10年→6年)・㉒(放火、5年→4年)・㉓(殺人、10年→5年)・㉔(殺人、15年→10年)・㉕(放火、7年→6年)・㉖(殺人未遂、5年→4年)・㉗(強盜、10年→9年)事件の一七件がある。

判決が求刑と同じ事件は、⑪(傷害、3年)・⑮(放火、5年)・⑯(殺人、5年)・㉑(放火、7年)・㉒(放火、5年)・㉓(放火、5年)・㉔(殺人、8年)・㉕(放火、5年)・㉖(殺人、6年)の九件である。

そして、更新事件は、㉗(放火→5年・通常公判)・㉘(放火→無罪)・㉙(放火→無罪)・㉚(放火→無罪)・㉛(放火→有罪・通常公判)事件の五件である。

以上の中には、無期が⑤(殺人・殺人未遂2件→殺人・殺人未遂・傷害)・㉛(尊属殺人、死刑→無期)・㉕(殺人、死刑→無期)事件の三件、執行猶予は④(殺人未遂→脅迫)・⑯(放火未遂)事件の二件ある。

なお、未決勾留日数を本刑算入した事件は、㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞事件の一六件である。

(二) 東京地方裁判所陪審公判一覧表

東京地方裁判所陪審公判一覧表は、東京朝日新聞、東京日日新聞、読売新聞、時事新報(昭和11年12月まで)、報知新聞、中外商業新報、都新聞、国民新聞、東京毎日新聞(昭和7年11月まで)、

中央新聞、萬朝報、やまと新聞（昭和7年5月まで）、二六新報、法律新聞、法律新報、法曹会雑誌に掲載された陪審公判記事、大審院刑事判例集に掲載された陪審裁判上告審判決、浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態調査を中心として—』（司法研修所・一九六八年三月）、東京弁護士会編『陪審裁判—旧陪審の証言と今後の課題—』（ぎょうせい・一九九二年二月）などを参照して作成した。

同陪審公判一覧表には、年度別・事件別に、「判決年月日」・「公訴罪名」・「判決（求刑）」・「被告人（職業・年齢）」・「裁判官」・「検察官」・「弁護士」を表示した。

（注1）「東京における陪審公判一覧表」における年度別件数は、「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」（公文類聚）第67編・昭和18年第127卷・司法3・刑事。国立公文書館のデジタルアーカイブで閲覧可能）の添付書類「陪審事件関係諸表（昭和17年12月1日現在調）」中の「（二）陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」（以下、「総件数表」という）を基礎とした。しかし、この「総件数表」は、正確ではない部分もあるので、「刑事統計年報」、「法曹会雑誌」（7巻3号、8巻10号、9巻1号・7号、10巻1号）掲載の統計表・論文、新聞報道などにより検証・補訂した。

（注2）稻本錠之助弁護士は、東京で3件（殺人1件・放火2件）、福島外で3件（放火）、陪審公判を担当したという。放火の1件が無罪（心神喪失）、殺人（東京）は「嫁が田舎にいる姑に毒入り煎茶を送つて殺した事件」というが、どの事件か不明である。浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究』（司法研修所調査叢書第9号、司法研修所・一九六八年三月）中の「第一五話 稲本錠之助氏（東京弁護士会所属弁護士）談」参照。

（注3）中野峯夫裁判官は、昭和4年東京で放火1件（懲役4～5年）担当というが、どの事件か不明である。東京弁護士会編『陪審裁判—旧陪審の証言と今後の課題—』（ぎょうせい・一九九二年二月）中の「第二章 旧陪審裁判の証言 中野峯夫弁護士」参照。

東京地方裁判所陪審公判一覧表

昭和4年・11件（無罪1件）		昭和3年・1件（無罪1件）	
⑤	④	③	②
①	②	③	④
4・3・23	4・3・23	4・3・12	4・2・28
殺人及殺人未遂（ピストルによる巡査等殺傷）	殺人未遂（情婦殺し未遂）	殺人（情婦殺し）	殺人（妻殺し未遂）
無期懲役（死刑）	執行猶予3年	懲役8月（懲役8月）	脅迫
並外交（48）機械器具販売	N M一平	NG専五郎 ブリキ職（48）	沼義雄
八木田政雄	佐藤藤左	猪原敬勝	北條磯五郎
大沼末吉	坂田豊喜	田崎	白井・岡村
			秋山
			小野賢次
			外2弁護士
			八並武治

⑤	④	③	②	①
4・3・23	4・3・23	4・3・12	4・2・28	3・12・21
殺人及殺人未遂（ピストルによる巡査等殺傷）	殺人未遂（情婦殺し未遂）	殺人（情婦殺し）	殺人（妻殺し未遂）	放火未遂（美妻放火）
無期懲役（死刑）	執行猶予3年	懲役8月（懲役8月）	脅迫	公訴罪名
並外交（48）機械器具販売	N M一平	NG専五郎 ブリキ職（48）	沼義雄	判決日（昭和）
八木田政雄	佐藤藤左	猪原敬勝	北條磯五郎	判決（求刑）
大沼末吉	坂田豊喜	田崎	白井・岡村	被告人（年齢）
				被 告 人（年齢）
				裁 判 官
				檢 察 官
				弁 護 士

(17)	(16)	(15)	(14)	(13)		判決日(昭和) 昭和5年・14件	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	帽子製造請負	F D清吉 (47)	H N小一 (44)	K N貞吾 (35)	S G廣作 (39)	M N米吉 (39)	酸素溶接職工
5 3 22	5 3 8	5 2 28	5 2 13	5 1 28		放火未遂	(保険金詐取)	放火	放火未遂	放火	(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)
殺人 (情婦殺し)	殺人 (土木請負師殺し)	殺人 (放火)	殺人 (放火)	殺人 (放火)		未決勾留350日算入	未決勾留350日算入	未決勾留350日算入	未決勾留350日算入	未決勾留350日算入	未決勾留350日算入	未決勾留350日算入	未決勾留350日算入	未決勾留350日算入	未決勾留350日算入	
懲役5年 (懲役5年)	未決勾留60日算入	懲役5年 (懲役6年)	傷害致死	(懲役5年)		(懲役10年)	(懲役10年)	(懲役7年)	(懲役4年)	(懲役3年)	(懲役3年)	(懲役4年)	(懲役10年)	(懲役5年)	(懲役5年)	(懲役5年)
宮城實	宮城實	宮城實	小林四郎	宮城實		秋山要	秋山要	秋山要	秋山要	市原統	平山六之助	外6弁護士	太田金次郎			

昭和5年・14件

判決日(昭和)

昭和5年・14件

(注2) ⑥事件は、上告したが、上告棄却。

(注3) ⑧事件の判決は、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)に掲載された「自昭和三年十月至同四年六月 全国陪審公判一覧表」による。

(注4) ⑨事件は、上告したが、上告棄却。

(注1) ⑤事件は、被告人・検察官の両者が上告(弁護人大沼末吉、東京地裁検事正鹽野季彦)したが、昭和4年6月25日いづれも上告棄却。

(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	R相伊	傷害致死
4 11 1	4 10 10	4 9 14	4 6 18	4 5 17	4 5 9	4 5 7	(朋輩殺し)	殺人
(妻切り)(請求陪審) (四角関係内縁の妻 切り)	傷害 殺人未遂	(老婆殺し) 強盗殺人未遂	(情婦殺し) 殺人及殺人未遂	(酒乱の父殺し) 尊属殺人	(酒乱の父殺し) 尊属殺人	(酒乱の父殺し) 尊属傷害致死	無罪	懲役5年 (懲役8年)
(懲役2年)	傷害 強盜	傷害 強盜	傷害 強盜	傷害 強盜	傷害 強盜	傷害 強盜	無罪	傷害致死
W N清源 左官職(26)	S T幸作 易者(64)	I Z重雄 鳶職(30)	K K丈助 荒物商(52)	I T治枝(女) ヘア・ネツ ト製造業(18)	N Sよし(女) (56)	土工(34)	R相伊	土工(34)
小林四郎	沼義雄	島保	沼義雄	小林四郎	島保	沼義雄	沼義雄	沼義雄
中島石雄	北條磯五郎	猪原敬勝	北條磯五郎	中島石雄	猪原敬勝	江平重雄	中島石雄	中島石雄
坂田豊喜	市原統	選)	渡邊	坂田豊喜	小野賢次(官)	外4弁護士	太田金次郎	坂田豊喜
太田金次郎			小野賢次	太田金次郎	江平重雄	小野賢次	太田金次郎	中島石雄

(29)	(28)	(27)	(26)	昭和6年・4件
6 7 10	6 6 3	6 4 20	5 11 26	判決日(昭和)
放火	(美母殺し) 尊属殺人	強奪 (酔払いから金を) 強盗傷人	殺人未遂 (内妻殺し)	公訴罪名
懲役5年	(死刑) 無期懲役	(懲役5年)	未決勾留150日算入	未決勾留180日算入
F O 玄興 (36)	支那蕎麦行商 SSK一郎	ルボーアイ (31) ダノスホー	I D 富次郎 大工職(52)	R 啓甲 被告人(年齢)
小林四郎	小林四郎	小林四郎	小林四郎	裁判官
長谷川瀏	長谷川瀏	酒巻衡	三田勝	検察官
	選)	戸田宗孝 (官)	五十嵐 鈴木 大森詮夫 河合篤	弁護士

(注1) (14)事件は、上告(弁護人平山六之助)したが、昭和5年5月13日上告棄却。	(注2) (16)事件は、上告(弁護人桑名邦雄)したが、昭和5年6月9日上告棄却。	(注3) (17)事件の求刑は5年であるが、判決は直接の資料がない。しかし、「刑事統計年報」では「懲役5年以上10年未満」欄の事件は8件となっている、判明しているのは7件しかない。そこで、(17)事件の判決は懲役5年と推測した。	(注4) (23)事件は、上告したが、昭和6年1月22日上告棄却。
(29)	(28)	(27)	(26)
6 7 10	6 6 3	6 4 20	5 11 26
放火	(美母殺し) 尊属殺人	強奪 (酔払いから金を) 強盗傷人	殺人未遂 (内妻殺し)
懲役5年	(死刑) 無期懲役	(懲役5年)	未決勾留150日算入
F O 玄興 (36)	支那蕎麦行商 SSK一郎	ルボーアイ (31) ダノスホー	I D 富次郎 大工職(52)
小林四郎	小林四郎	小林四郎	小林四郎
長谷川瀏	長谷川瀏	酒巻衡	三田勝
	選)	戸田宗孝 (官)	五十嵐 鈴木 大森詮夫 河合篤

(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(23)
5 11 18	5 10 31	5 9 26	5 7 2	5 6 6	5 5 28	5 4 15	5 4 5	懲役2年(懲役3年)
放火未遂	放火未遂	放火未遂	放火未遂	放火未遂	放火未遂	放火未遂	放火未遂	執行猶予5年
(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)	(保険金詐取)	懲役2年(懲役3年)
殺人 (情婦殺し)	殺人 (情婦殺し)	殺人 (妻宅の放火)	放火	放火	放火	放火	放火	懲役3年
未決拘留60日算入	未決拘留60日算入	未決勾留60日算入	未決勾留60日算入	未決勾留60日算入	未決勾留60日算入	未決勾留60日算入	未決勾留60日算入	懲役4年
(懲役8年)	(懲役7年)	(懲役7年)	(懲役7年)	(懲役7年)	(懲役7年)	(懲役7年)	(懲役7年)	(懲役5年)
N K 美之助 コック(22)	N M 明 柔道教師(27)	S G 正吉 農業元村議(46)	A K 勝 パン職工(25)	T Y 芳次郎 うどん玉屋(25)	I N 昇 果物商(25)	K D 善次郎 大工(29)	S T 正 理髪業(32)	宮城實
小林四郎	小林四郎	小林四郎	小林四郎	小林四郎	小林四郎	小林四郎	中野初太郎	秋山要
三田勝	三田勝	三田勝	秋山要	熊谷誠	熊谷誠	熊谷誠	神道寛次	坂田豊喜
奥秋高義 横山	中村・市原・ 津川友一	太田金次郎外	太田金次郎	太田金次郎	太田金次郎	太田金次郎	布施辰治	秋山要

(38)	(37)	(36)	(35)		(34)
	7 10 28	7 9 30	7 6 29	7 12 13 (更新後陪審 辯退)	7 5 26 (放火 放火 (保險金詐取))
(注、5年 以上10年未 満)	無罪 (保險金詐取)	放火 (保險金詐取)	殺人 (情婦殺し)	未決勾留 300日算入 懲役7年(懲役10年)	未決勾留 250日算入 懲役5年 更新 (放火 放火 (保險金詐取))
	S M ブリキ職 (41)	F M 大工職 (41)	I S 辰五郎 外交員 (25)	K S 良平 鶏肉鶏卵商 (25)	
	小林四郎	小林四郎	小林四郎	小泉英一	小林四郎
	丸才司	丸才司	丸才司		丸才司
	岡本	小野賢次	布施辰治		大崎孝止

(33)	(32)		(31)	昭和7年・8件(無罪1件・更新2件)	(30)			
7 5 □	7 3 30		7 2 19	判決日(昭和)	6 10 23	(保険金詐取) 詐欺未遂(通常公判)		
強盜傷人	放火 (保険金詐取)	犯人藏匿 (通常公判)	殺人 (高等巡査殺し)	公訴罪名	(懲役6年)	殺人 (人違い殺人)		
(懲役1年)	窃盜 300日算入 (懲役5年)	執行猶予2年 (懲役1年)	無期懲役 (死刑) 懲役6年(懲役10年) 未決勾留210日算入	判決(求刑)	(懲役6年)	(懲役6年)		
S S 義助 無職 (42)	K I てい 白米商 (46)	S 守 鳳 (38)	A 準 鎬 N 竊 鎮 (26)	R 祿 鐘 納豆行商 (19)	R 宗 煥 土工 (26)	M Y 源 二 印 刷 職 工 (24)	被告人(年齢)	住職(51)
小林四郎	小林四郎			小林四郎	裁判官	小林四郎		
丸才司	丸才司			長谷川瀬	検察官	長谷川瀬		
酒田	江平重雄	龜山要 大森詮夫	河合篤 青柳盛雄 神道寛次 細迫兼光 布施辰治 弁護士	菊地	五十嵐			

(注1) ⑩劉宗煥事件は、上告（弁護人布施辰治・大森誼夫・河合篤・青柳盛雄）したが、昭和7年7月1日上告棄却。

(注4) ④事件は、更新された後、被告人は陪審を辞退し通常公判により、昭和7年12月13日、懲役5年・未決勾留250日算入の判決が

あつた。

(注5) ⑩事件は、「刑事統計年報」によると、「5年以上10年未満」欄の事件である。

昭和8年・9件(無罪3件・更新1件)

昭和8年・9件(無罪3件・更新1件)	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
④⁹	④⁹	④⁹	④⁹	④⁹	④⁹	④⁹	④⁹
8・11・16	8・6・22	8・5・11	8・3・30	8・3・17	8・2・28	放火(保険金詐取)	放火(保険金詐取)
(保険金詐取)	(保険金詐取)	(預けた金のもつれ から拳銃射殺)	(保険金詐取)	(主家の虐待を恨み)	(主家の虐待を恨み)	非現住建造物放火 懲役□年(懲役5年)	非現住建造物放火 懲役□年(懲役5年)
無罪	更新	未決勾留300日算入 (懲役15年)	無罪	無罪	F M辰五郎	N Kらく	
(注、1年以上2年未満)				S T友作	大工職(41)	宮城實	
K I一郎 飲食店(31)	K I一郎 飲食店(31)	H N源八 土木請負業 (67)	豆腐屋(37)	女中(37)	宮城實	宮城實	
潮道佐	宮城實	丸才司	丸才司	丸才司	丸才司	丸才司	
中川兼雄	太田金次郎 外2弁護士	太田金次郎 外2弁護士	太田金次郎	太田金次郎			
外2弁護士							

①	④⁷	④⁶
8・5・□		
放火 (保険金詐取)		
公訴棄却(死亡)		
兼下宿業(56) 旅館	I T民三郎	
宮城實		
丸才司		
小野賢次 宮古精二郎		
重野嘉内		

(注1) ⑨事件は、⑩事件の再陪審である。

(注2) ⑪事件は、⑫事件の再陪審である。

(注3) ⑮⑯事件は、「刑事統計年報」によると、「1年以上2年未満」「3年以上5年未満」欄の事件である。なお、「刑事統計年報」には、無罪(3件)・「刑ノ言渡」欄には有罪4件分、合計7件しか記載がないし、更新(1件)も脱落している。しかし、陪審法の停止に関する法律案理由書に添付された統計資料——「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」・『公文類聚』第67編・昭和18年第127巻・司法3・刑事の添付書類「陪審事件関係諸表(昭和17年12月1日現在調)」中の「(二)陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」、国立公文書館所蔵——では、法定陪審8件、更新1件、合計9件となっている。瀧川幸辰『陪審法』新法学全集第二〇巻、日本評論社・一九三八年一〇月)でも、法定陪審8件、更新1件、合計9件である。

(注4) ①事件は、陪審公判初日を終わった翌日、昭和8年5月18日前7時頃、未決勾留中の刑務所で縊死したものである。陪審公判には付されたが、陪審員の答申はないので、陪審公判件数には計上しなかつた。なお、横浜0事件も、「刑事統計年報」の陪審公判には算入されていない。

昭和9年・6件(無罪2件)

(2)	(2)		
11 ・ 9 ・ 28	11 ・ 6 ・ 3	判決日 (昭和)	昭和11年・3件(無罪1件・更新1件)
(保険金詐取) 放火	(保険金詐取) 放火	公訴罪名	
無罪	更新	判決(求刑)	
K B繁雄 (28) 酒類薪炭商	K B繁雄 (28) 酒類薪炭商	被告人(年齢)	
池田確一	池田確一	裁判官	
廣重慶三郎	廣重慶三郎	検察官	
有西末吉 林逸郎	太田金次郎 林逸郎	弁護士	

(注) (2)事件は、「刑事統計年報」によると、「3月以上6月末満」欄の事件である。

昭和10年・3件(無罪1件)					
(2)	(2)	(2)	(2)	判決日(昭和)	公訴罪名
	10 ・ 10 ・ 23	10 ・ 4 ・ 19		公訴罪名	
	(情婦殺し) (注、3月以上6月末満)	殺人未遂 懲役4年 (懲役5年)	放火	判決(求刑)	無罪 被告人(年齢)
	M M繁樹 飴行商(55)	ツ製造業(34) ワイスシャ	K M福司 池田確一	裁 判 官	田中巳代治 検 察 官
		八木彥内			弁 護 士

(注) (2)事件は、「刑事統計年報」によると、「3月以上6月末満」欄の事件である。

(注3) (2)(2)事件は、「刑事統計年報」によると、「5年以上10年未満」欄の事件である。

(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
		9 ・ □ ・ □	9 ・ 12 ・ 4	9 ・ 10 ・ 31	9 ・ 5 ・ 24
		放火 (保険金詐取)	放火 (保険金詐取)	放火 (保険金詐取)	公訴罪名
		無罪	無罪	無罪	判決(求刑)
		(注、5年以上10年未満)	(注、5年以上10年未満)	(注、5年以上10年未満)	被 告 人(年 齡)
		K T愛次郎 農 業	A K文三郎 行 為 営 業(52)	H M壽太郎 飲 食 店(40)	M T初吉 菓 子 商(40)
		オゾン治療	潮道佐	河原徳治	潮道佐
		渡邊俊雄	多田威美	多田威美	大石一郎
		坂田豊喜	相澤龜平壽		檢 察 官
					弁 護 士

(注1) (2)事件は、上告(弁護人相澤龜平壽)したが、昭和10年3月11日上告棄却。

(注2) (2)事件は、浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究』司法研修所調査叢書第9号(司法研修所・一九六八年三月)中の「第一四話 坂田豊喜氏(東京弁護士会所属弁護士)談」に掲載されている。無罪事件であるので、無罪事件の分布から見て、昭和9年の事件と考えられる。

(注) ②事件は、③事件の再陪審である。				
昭和12年・2件				
11・10・21 (強盗強姦 (強盗か合意か) 詐欺 (通常公判)	強盜強姦 (強盗10年) 懲役1年6月 未決勾留100日算入	懲役9年 前科二犯(29)	I K 勝人 池田確一	市島成一 梅谷勝

②	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官
12・□・□	放火	(住事上の怨恨)	懲役5~6年位	(注、1年以上2年未満)	職人(40位) 男・吉田肇	三輪壽壯
					岩田誠	
					中野次男	

(注1) ②事件は、浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究』(司法研修所叢書第9号、司法研修所・一九七八年三月)中の「第三話 吉田肇氏(元福岡高裁長官)談」に紹介されている。

(注2) ③事件は、「刑事統計年報」によると、「1年以上2年未満」欄の事件である。

昭和14年・2件(更新1件)	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官
14・3・17	放火	更新	M T 忠夫	吉田肇	西川精開	弁護士
			酒商(42)	岩田誠		
			中野次男			

(注1) ②事件は、中野次雄「ある陪審事件の審理――一つの資料として――」(『法曹時報』第37巻第5号・一九八五年五月)に紹介されている。	(注2) ③事件は、更新された②事件の再陪審である。審理の結果、放火が認められ有罪の判決があった(『刑事統計年報』によると、「懲役3年以上5年未満」欄の事件)である。
(保険金詐取)	(注、3年以上5年未満)

(注1) ②事件は、中野次雄「ある陪審事件の審理――一つの資料として――」(『法曹時報』第37巻第5号・一九八五年五月)に紹介され

(注2) ③事件は、更新された②事件の再陪審である。審理の結果、放火が認められ有罪の判決があった(『刑事統計年報』によると、「懲

役3年以上5年未満」欄の事件)である。

三 東京における陪審事件処理状況

陪審事件の処理状況は、陪審公判始末簿に記録されているが、東京地方裁判所には陪審公判始末簿が保存されていないので、刑事統計年報に基づいて、東京地方裁判所における年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。

東京地方裁判所における法定陪審事件の処理状況の特徴は、まず、法定陪審事件の大部 分が、通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ないことである。この陪審事件の過少は全国的な現象である。

そして、法定陪審事件においても、ほとんどの事件は自白事件であるというのであるから、公判または公判準備手続における取調べにおいて公訴事実を認めたとき(自白)は、陪審の評議に付すことを得ない(陪審法第7条)と定められてるので、事件処理としては自白が圧倒的

に多いはずであるが、公判準備手続において自白する前にかなりの被告人が陪審公判を辞退していると思われる。

東京地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	3	4	5	6	7	8	9	10
昭和(年)	3	4	5	6	7	8	9	10
陪審公判	1	6	6	17				
陪審棄却	1	11	64	32	124 (125)	4		
自白	1	14	36 (43)	73	120 (149)	20 (21)		
新受理	4	51	134	197 (226)	16 (18)			
旧受理	1	8 (9)	66 (86)	155	232 (252)	24 (26)		
昭和(年)	1	9	17 (71)	135	158 (213)	26 (27)		
昭和(年)	2(5)	6	18 (57)	182	205 (247)	24 (25)		
昭和(年)	2	3	20 (60)	218	241 (290)	21 (24)		

(注1)『刑事統計年報』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数 人員 科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されている。その「一

昭和(年)	3	4	5	6	7	8	9	10
昭和(年)	3	4	5	6	7	8	9	10
陪審公判	1	6	6	17				
陪審棄却	1	11	64	32	124 (125)	4		
自白	1	14	36 (43)	73	120 (149)	20 (21)		
新受理	4	51	134	197 (226)	16 (18)			
旧受理	1	8 (9)	66 (86)	155	232 (252)	24 (26)		
昭和(年)	1	9	17 (71)	135	158 (213)	26 (27)		
昭和(年)	2(5)	6	18 (57)	182	205 (247)	24 (25)		
昭和(年)	2	3	20 (60)	218	241 (290)	21 (24)		

「覧表」には、年度別に旧受理、新受理、陪審公判、公訴棄却、他ノ陪審ノ評議ニ付ス、通常公判、自白、辞退、未終局事件などの件数・人数が記載されている。なお、『刑事統計年表』の昭和一六年以降分には、この「一覧表」は掲載されていない。

(注2)『刑事統計年報』の前記「一覧表」では、自白と辞退の各員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳人数は出でていない。そこで、本表では、自白の件数と人数は同数と仮定して処理したので、自白と辞退の件数は実数とは多少異なることがある。

(注3)「新受理」は、その年に受けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受けた未済事件で、次年に繰越された事件数である。

(注4)受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された事件数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合(刑訴法365条)に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊(告訴取下)と認定された場合などである。括弧()内の数字は人数である。

(注5)司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に尠ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからのことである。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」といふ。

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』(第7巻第7号・一九二九年七月)の「陪審問書集(一)」に東京一件(①事件)・浦和一件・千葉一件・水戸一件・宇都宮一件・静岡一件・新潟一件、大阪二件、合計一〇件が収録された。次いで、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「問書集」に四九件(内、東京は①事件)が収録された。そして、その四九件が、『陪審問書集』第一

輯（司法省刑事局・一九二九年三月）として、単行本として出版された。

説示は、『法曹会雑誌』（第7巻第10号・一九二九年一〇月）の「説示例」に浦和一件・大阪一件・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、合計七件が収録された。そして、『陪審説示集』（司法省刑事局編・一九二九年一〇月）に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を収録」して、単行本として刊行された。収録された説示は、五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありたるものには適当に取捨し其の内二三を掲げた」という。東京地方裁判所の説示は、⑤事件が収録されている。

（注1）『陪審問書集』第 輯の出版年月日は不明であるが、巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達したる全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を収録したるものなり」と、昭和四年三月一五日付の陪審係による説明が記載されている。

（注2）『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記しありたるものに限る其の他は総て事実の如何を問はず説示案とせり」と注記されている。

1 問書・答申

①YF寒子（放火未遂被告事件昭和三年一二月二一日判決、無罪）

1 公訴事実の梗概

被告人ハ昭和二年七月頃ヨリ夫卯一ト共ニ東京府荏原郡□□町□□窪□千□百□□番地ニ家屋一棟ヲ借受ケ菓子販売業ヲ営ミ来リタルカ其取引先ニ多額ノ負債ヲ生シ督促ヲ受けキタルノミニテ家屋ヲ焼燬スルニ至ラサリシモノナリ

2 問
被告人ハ昭和三年三月十五日午前二時頃夫卯一其ノ他ノ者ト共ニ居住スル東京府荏原郡□町□□窪□千□百□□番地所在ニ階建木造瓦葺家屋ヲ焼燬セント欲シ同家台所隣ノ二畳ノ間ト店舗板敷トノ境ナル襖ノ下部ニ揮発油ヲ注キタル新聞紙ヲ當テ之ニ燐寸ヲ以テ点火シタルモ間モナク夫卯一ヲ促シ共ニ消火ニ努メタル為襖ヲ焼キタルノミニテ右家屋ヲ焼燬スルニ至ラサリシモノナリト言フ事アリヤ

3 答申
然ラス

2 説示・問書

⑤NM一平（殺人及殺人未遂及傷害被告事件昭和四年一二月二三日判決、無期懲役）

1、公訴事実の梗概

被告人は大正十二年十一月頃よりAD千代子（当二十五年）と内縁の夫婦関係を結び其間に三子を挙げ大阪市東成区□□町□通□丁目□百□□番地に住居を構へ石油コンロ、卓上電話の販売並外交を為し居たるものなるか自己の旧養父AY寛（当七十九年）か曾て其

実弟なる〇M七郎を愛撫し之に学資を貢き出世せしめたるに反し右七郎の死後〇M一家は齡老境に入りたる寃の窮乏を捨てゝ顧みざるのみならず却て之に悪声を放つか如き態度に出たる趣きを聞知し快からず思ひ自ら〇M家の現戸主にして當時東京府豊多郡□□町大字□落合□百□□番地に居住せる〇M敬五郎（当三十七年）と面談し其反省を促さんものと思惟し居たるところ近来自己の営業不振にして生活の余裕なきを以て寧ろ満洲に渡り商業を営まんことを企図し此際上京〇M家に赴き年來の宿望を果すと共に一面滞京渡満の費用を調達せんことを心組

第一、昭和三年九月八日単身上京し翌九日午後八時過頃〇M家の親戚なる東京市小石川区□□□町□丁目□□□番地S M吉郎方に於て前示敬五郎と会見し自己の旧養父寃に対する忘恩的行為を詰責したるも容れられざるのみならず却て侮辱的態度を示され同九時半頃同家を辞去したるか更に翌十月午前一時過頃前示敬五郎の居宅に赴き戸外より同人と押問答中恰も管内巡邏中の府下戸塚警察署勤務巡查渡邊鐵夫（当二十七年）の為め金錢を強要し居るものと怪しまれ遂に附近の□□□巡查派出所に連行せられ不審訊問を受くるに至りたるを心外とし自ら本署に於て取調を受け自己の潔白を明かにしたき旨申出て同日午前二時十七分頃同巡查と共に同派出所を立ち出て押問答を為しながら戸塚警察署に向ひたるか不図昨夏渡満の用意に購入したる「プローニング」式八連発の拳銃（昭和三年押第一一五六号ノ九）を実弾八發装填したるまゝ自己のズボン右後のポケツトに入れ携へ居るを想起しきくては自己に対する警察官憲の疑念を益々深からしめ自己の立場を明かにすること能はさるのみならず〇M一家に対する結果を果し難きを虞れ遽かに途次逃走を思ひ立ち其機を窺ひつゝ同日午前二時二十五分頃前示派出所より南方へ二丁余を距る□□町大字□百□□

□番地先道路に差蒐りたる矢先前示渡邊巡查より「貴様の様な奴は乞食の様なものた」と侮辱的言辞を受くるや先頃來心平かならざりし被告人は一時に憤激し同巡查を射殺せんとし前示拳銃を取出すや否や失敬など云ひ放ちながら該銃口を同巡查の右側頬部に近く差向け一弾発射し同人に對し其項部軟部組織後頭結節の約七糰下方に於て盲管に終る銃創を与へ該銃創に基く脳室内及延髓実質間の出血に因り同人を即死せしめ

第二、犯意継続し

一、前示犯行後其場を逃走したる被告人は途上印半纏（押前同号ノ四）及腹掛（押前同号ノ七）等を買受け之を着用し巧みに労働者風に変装し〇M家へ談し込むの機を窺ひつゝ東京市内に潜伏し居たるか遇々同月十二日午後零時十五分頃同市本郷区□□□町□番地所在Y S天神境内裏砂利置場に仮睡中警邏の為め通り蒐りたる同区本富士警察署勤務巡查原冬至（当三十一年）に誰何せられ一応の訊問を受けたる後不審者として附近の□□□坂巡查派出所に連行せらるることなり進退に窮するや同巡查の氣勢を殺き以て逃走せんことを図り同境内神官住宅前を通過したる頃當時実弾七發装填したるまゝ腹掛の前隠中に隠し置きたる前示拳銃を取出すや否や同巡查に対し連續三弾発射し其昏倒したる隙に乘し其場を逃走したるか右射撃に因り同巡查に対し第一、前胸部正中線の半横指右第三肋骨の高さに於て小指頭大の不規則形皮膚欠損を呈せる反跳銃創、第二、前腋窩線上第六肋骨の高さの部に射入口を右後腋窩線上第六肋骨の高さの部に射出口を有する銃創、第三、左臀部坐骨結節の上方約三糰の部に射入口を陰嚢右側面右外鼠蹊輪の下約三糰の部に射出口を有する銃創を与へ殊に右第三の銃創は最も重く尿道の一部を損傷しこれか為め尿浸潤、尿性蜂窩織炎を併発し因て治療日数八十余日を要せしめ

二、右犯行後其場を逃走したる被告人は直ちに同市同区□□町□□番地YD作次郎方別宅邸内に潜伏し当時四発装填しありたる前示拳銃に更に四発増填したる上之を腰部に下け同家奥庭に現はれ其逃走先を思案中前同日午後十時三十分頃恰も邸内見廻の為め其場に來合せたる前示作次郎方雇人S N信太郎（当六十五年）及K D G幸七（当二十一年）の為め発見捕り押へられ警官に引渡さるゝことゝなるや窮余同家東側中庭に於て前同様同人等の氣勢を殺き逃走せんとし前示拳銃を以て右幸七を射擊し因て同人に對し右側乳頭の上外方第三肋骨間隙の部に治療日数八十余日を要する盲管銃創を与へたるものなり

二、説示要領（公判調書写）

本職は是より本件の犯罪の構成に關し法律上の論点及問題と為るべき事実並に証拠の要領を説明した後陪審員諸君に評議を煩はすべき問題を提出することにする

先つ本件に於て陪審員諸君の評議答申を求むる事実は三個存する、即ち第一の渡邊巡査射殺事件、第二の原巡査射撃事件、第三のK D G幸七射撃事件である

而して本職は第一の事実たる渡邊巡査射殺事件から説明せんとするものであるか此の第一事実に付ての説明は諸種の点に於て第二、第三の事実を判断する上に應用して考へることか出来る訳であるから説明は第一事実に於て詳しく述べるに止める

先つ第一の渡邊巡査射殺事件に於て裁判所に訴へられた公訴事実は諸君も聽かれた如く昭和三年九月十日前二時過東京府豊多摩郡□□町の□□□巡査派出所から被告N M一平か戸塚警察署勤務巡査渡邊鐵夫に右警察署に同行せらるゝことゝ為つた處被告は不図自分がブローニング式八連発の拳銃に実弾八発装填したまゝ携帶して居ることに気が付き警察銃口を同巡査の右側頬部に近く差向げ一発放つて之を即死せしめたといふ事実である

此の事実に対し被告は當公判廷に於て自分は同巡査に連れられ其道路に差蒐つた（該地点の道幅は本件の各検証調書に表示してあるか之を採用するとすれば一間二尺即ち八尺である）而して自分は道路の右側を、同巡査は左側を通り其中間を同巡査は自轉車を引いて行つた、然るに其際同巡査は自分に對し、「貴様の様な奴は乞食みたいな者た」と云つたので、自分は憤慨し一つ驚ろかして逃けて遣らうといふ気を起しズボンの右後ろのポケットから拳銃を取り出し巡査の右耳の脇の方から拳銃を差付け夫れに並行して發射しようと思つた処自分が失敬など云つたので巡査が顔を横に振り向けた為め銃口は巡査の頬の辺に当たり其反動で銃口が手前に退つた拍子に弾丸が飛出し巡査は倒れた、然し自分は同巡査は殺す氣もなく又拳銃を發射して同巡査を撃たうといふ積りもなく全く偶然其弾丸が同巡査に当つたものである旨供述したのは諸君も聽いた通りである

抑々本件の如く拳銃の弾丸で或る人か死んだといふ場合には僅かの事情の違ひから法律上種々の犯罪を生ずるものである、第一には過失致死である、是れは或者か其相手に對し別に其人の身體に乱暴を為す積りは無く、即ち相手の身體に暴行を為す意思は無いのに偶然の過ちから其の人か死に至つたといふ場合である、次は少しく是れと事情を異にし相手

を殺さうといふ気は別に無いけれども相手の身体に乱暴を働く意思があつた場合其者の行為の結果相手が死に至つた時は傷害致死といふことになるのである、此点に付いて更に一言するか曩に本件の弁護人は相手に怪我をさせる積りで相手に怪我を為さしむれば傷害で、其場合に相手が死に至れば傷害致死となる旨述へたけれども、相手を怪我せしむる迄の気はなくとも相手の身体に乱暴する意思があれば足りるのである、例へば相手を拳骨で殴つた場合別に相手に怪我をさせる積りは無くても相手が其結果、偶々怪我をした時は傷害といふことになるのである、拳銃を発射する場合、弾丸か相手に当るといふことを承知しながら撃てば其處に相手の身体に乱暴を為す意思があるといふことになり、更に尚少しく事情を異にして弾丸か相手に当るかも知れぬといふ氣で発射し其弾丸か命中して相手が傷つき又は死に至れば、判然弾丸か当るといふ気は無くとも其行為は傷害又は傷害致死といふ罪になるのである、而して其三は、相手の身体に乱暴を働くといふ気より一步進んで相手を殺す意思を以て拳銃を発射し其の為め相手が死ねば殺人罪といふことになり、若し幸ひに其相手が死に至らなかつたとすれば殺人未遂といふことになるのである、詰り殺人罪か成立するには相手の身体に乱暴を為す意思のみならず相手を殺す氣で乱暴することを必要とする、然らば相手を殺す意思とは如何なることか、是れは法律の解釈上の問題であるか、判然と相手を殺す意思があるときは勿論自分の行為の結果相手が死ぬかも知れぬといふことを承知しながら乱暴を働き其為め相手が死に至れば矢張り人を殺す意思ありといふことになるのである、是は法律上の問題で斯様な法律上の問題は陪審に於て判断すべき問題ではなく、殺す意思とは如何なることかといふことは裁判所に於て之を極めるのであつて、陪審は裁判所か解釈したものを探て実際に果して然様な意思か有つたか怎うかといふことを

を判断すべきである

而して本件に付て裁判所に訴へられた事実は被告は渡邊巡査を殺さうといふ氣で拳銃の銃口を同巡査の右頬の近くに差付け発射した為め同巡査か即死したといふ事実であるか是れは即ち殺人罪に該る事実である、然るに被告は当公判廷に於ては自分は唯、同巡査を驚ろかして遭る積りで拳銃を巡査の顔の横に差出した、別に同巡査を殺すとか身体を撃つて遺るといふ気はなかつたけれども偶々同巡査か顔を振向けた為め弾丸か命中して死んだのである旨述へて居る、若し右被告の陳述が真実とすれば是れは過失致死といふ罪になる、申すまでもなく法律上殺人罪は最も重く傷害致死罪か之に次ぎ過失致死罪は最も軽い罪であつて法律ても其制裁は罰金刑に過ぎない、右説明する如く被告は当公判廷に於て自分は過失致死罪を犯したるに過ぎないと供述するのである、然るに被告は本件に付予審では左様には陳述して居ない、事件か予審から公判に移されて此公判前に裁判所に於て公判準備手続を為し被告の弁解を聴いた時初めて被告は左様な弁解を述へしたことになつて居る

被告が予審に於て述へたことは公判廷に於て本職か証拠調の際朗読した如く自分は渡邊巡査に対しては殺す積りで拳銃を撃つた旨予審の第一回第二回及第四回の最終の取調に於てまで供述して居るのである、尤も被告は当公判廷で自分は予審の最終の取調を受けた際は予審判事から真に渡邊巡査を殺す気があつたか怎うかといふことは法律上重要な問題であると聞かされ、其際自分は実は殺す気は無かつた旨答へたる處、予審判事は然らば予審を初めから調へ直さなければならぬと云はれ自分も夫れ迄述へた儘にしたのであると述へて居る

本職は被告の述へた様な問答か有つたか怎うかは茲て云はれない、然しながら一般的

場合に於て予審判事は被告か從来の供述と異なる供述を為した場合夫れを調書に書き留めない筈はないものである、予審判事は捜査の機関ではなく裁判官である、被告か今迄と其供述を変へた場合には其趣旨を立会の裁判所書記をして書き取らるべき筈である。

其處を予審の取調の際被告か渡邊巡査を殺す積りて撃つたと述へたのか真意か、或ひは又当公判廷に於て供述する様に、單に脅かす氣で拳銃を発射した処偶然に弾丸か同巡査に当つたといふことか真実か、是れか第一の問題になるのである、何れか真実であるかは申す迄もなく陪審員諸君が判断すべき事柄である

而して何れか真実であるかを判断するには種々の方面から之を観察して決しなければならない、故に夫れを判断する上に於て考慮しなければならぬ諸点を述べて判断の参考に供するのである

先づ第一に被告は何故に予審に於ける申立を変へたのであるか其理由を考へなけれはならない、即ち被告の公判廷に於ける供述を真実とすれば予審廷に於ては虚偽を供述して来たことになるてあらう、然も其虚偽を述へたといふのは重い罪を犯したといふ虚偽を述べたことになるのである、凡そ例へ罪を犯したとしても成るべく其罪を免れたい、罪を軽くしたいと思ふのは人情である、真実罪を犯さないので、之を犯したと述べるには其処に何事か深い事情か在るのか普通である、而して此の場合被告に左様な事情か在つたか怎うかに就ては被告並に弁護人から当公判廷に於て詳細述へた処であるから本職は茲に夫れを繰り返すことではないか、唯其事情か右述へた様な深い事情であるか怎うかを陪審員諸君は考慮して見なければならぬのである

次に何れか真実であるかを判断する場合に考慮しなければならないことは吾人の世間一

般の経験から觀て真実には無理といふものかなく自然である、是れに反して虚偽は如何に巧みに設けても其處に多少の無理か有り不自然か有るものである、勿論例外は有らうけれども一般に真実のことは尤もらしく虚偽には何處にか不自然か存するものである、然らは本件に於て被告か予審で述へた処が自然で無理か無いか、又は当公判廷に於て述へる処か自然で無理か存しないかを深く考慮して判断しなければならない

更に又他の方面から事実の真偽を判断するには別の証拠を持つて来て其の証拠と被告の予審の供述と公判に於ての供述との何れか合致するかを考へて見なけれはならない、被告は公判廷に於ては諸君も聽かれた様に渡邊巡査を脅す積りて、ズボンの右後ろポケットから拳銃を取り出し、巡査の顔の横に並行に差出した処、偶々巡査が顔を振向けた為め銃口に其横顔が当り其反動で拳銃が手前に退つた時引金か引けて弾丸が当つた旨述へたか仮に夫れか真実とすれば銃口は余程烈しく巡査の顔に当つたものと一応は考へなけれはならない、仮りに左様に烈しく当つたとすれば其顔に傷が出来るかどうかを考へて見なけれはならない、一面、渡邊巡査の顔の傷に付て同巡査の屍体を解剖した宮永學而か証人として当公判廷に出頭して陳述したか、同証人か述へる処に依れば渡邊巡査の顔の横の方には弾丸を擊ち込まれた様な傷があり、其周囲は腫れて居たか其れは弾丸か内部に入つた際、腫れたもので其他には何等外傷かない旨証言して居り又本件発生當時予審判事の命に依り渡邊巡査の屍体に就き右宮永學而外一名か、解剖して創傷の部位、其他を鑑定して提出した鑑定書も本職か証拠調の際其要旨を告げたか夫れにも其弾丸か入つた傷の外には何等の創傷も無い旨の記載がある、此の鑑定書は詳細に身体を調へ小さい傷ても存在すれば是を表示するものであるか右の如く弾創以外には何等外表に傷かないと記載してある是れも一つの証拠

材料となり得るのであるか、是等の証拠の採否を適当に判断して被告の予審と公判に於て述べた處の何れか果たして真実であるかを判断しなければならないのである、仮りに陪審員諸君が被告の公判廷に於て述へた處を真実なりと判断すれば被告の行為は過失致死といふことになるのである、其處で仮に被告が公判廷で供述する處か真実ではなく予審で述へた處か真実であると判断したとすれば被告は渡邊巡査を射撃する意思を以て銃口を同巡査の顔に近付けて発射したといふことになるであらう、斯様に拳銃を相手の顔の近くに近付けて発射した場合相手に暴行を為す意思があるといふことは申すまでもないことであって問題は殺意ありしや否やに存する、殺意ありといふには判然相手を殺す意思ある場合は勿論相手が死ぬかも知れぬといふことを承知した場合も含むことになるか此の点も種々の方面から観察を下して判断しなければならない

第一は動機である、検事は被告に其際渡邊巡査を殺害する丈けの動機があると主張し、弁護人は渡邊巡査を殺す丈けの動機はないと反駁した、果して夫れ丈けの動機があつたか怎うかも陪審か判断すべき事柄であつて本職から彼れ是れ云為するのではないか、唯此の動機といふものに就て一通り述べ置く

凡そ人間か意思動作を為すに当つては必ず何か理由があつて行動するものである、普通の場合、重大な理由かあれば重大な行為がある、然し乍ら世間には時と場合と其人の性格等に依つて一概には謂はれないこともある、小さい動機から重大な結果を惹き起す様なことをすることもあり、重大な動機があつても深い理性で何事も惹き起さないといふこともあります、例えは泥棒か窃盗する為め侵入した際家人に其顔を見られて発覚を恐れ之を殺したといふ様な場合冷静な理屈から云えは泥棒として逮捕されても余り思い罰は受けないか人

を殺せは重大な罪になるのであるから其様な動機から殺人のような行為はしない筈であるけれども、時と場合に依つて一概には云いはれないのである

然らば本件は此の見地からして何れかといふことは本職からは之を述へない、又動機か存在したか怎うかゝ検事と弁護人側の間に問題となるのは被告に殺意があつたか怎うかゝ其動機に掛る訳であるからてある、然し殺す丈けの動機があつたか怎うかは裁判所から陪審に判断を求める事項ではなく陪審には被告に殺意があつたか怎うかの判断を求めるのであつて動機は夫れを判断する上の材料に過ぎないのである、故に動機は別としても他に其材料があれば夫れに依つて殺意があるとしても差支へなのである

然らば他の如何なる方面を觀察すへきてあるかと言ふに、本件に於て弁護人は当公判廷に表はれた各証人の証言に付て被告に殺意ありとの直接の証拠は一つもない旨論したか、凡そ殺意なるものは本人をして、直接の証拠はないものである、他の証人は本人から得る直接証拠を觀察する材料に為る丈けて是れは証拠上の法則である

然らば他の如何なる方面から觀るかといふことになるか仮りに被告が予審で述へたことか真実とすれば被告が拳銃を取り出し渡邊巡査の頬の近くに差付けて発射したといふことになる、此の場合其辺りの暗さは怎うか、果して狙ひか付いたか怎うかといふことになる、此点に付て予審の検証調書を証拠に採ることになれば現場は相當に暗くて淋しい処たといふことになる、四辺に点々ある電灯の光も遮断せられ檜の生垣も道路に沿ふてある旨記載されてある、然し又當時被告を同行して居た渡邊巡査が引いて居た自転車には灯か付けてあつた又巡査は白の制服を着て居た、斯様なことは當公判廷に出頭した榮巡査の証言や押収になつて居る渡邊巡査の死んで居る處を撮影した写真を証拠に採用するとすれば判るの

である、又被告が云ふ處に依れば狭い道を間に自転車を挟んで二人が並んで歩いて居る、斯様な状況に在つて拳銃を撃つ時見当か付かぬ程暗かつたか、又は見当を付けることか出来たか怎うかは陪審員諸君が判断すべきことである、然様な状況に在るとき拳銃を発射したとして其相手か死ぬかも知れぬと其様に意識して居れば是れは殺意があつたといふことになり、若し然様な気持か無かつたとすれば殺意なしといふことになるのである

尚先刻弁護人から拳銃を発射した時の角度に付て弁論があつた、弾丸が渡邊巡査の後頭部に残留して居たことは証人宮永學而も然う証言し鑑定書にも其事が記載されてある、弁護人は角度の関係から被告の当公判廷に於ける弁解か実際に一致すると述へた、然し場所は頭であり中には骨もある、鑑定書の記載に依れば弾丸の為め頭の内部か、様々に毀れて居るといふことになつて居る、弾丸は頭の内部に入つて真つ直くに行くか或は曲るかいふことも陪審員諸君は判断して見なければならぬ

尚被告人は当公判廷で渡邊巡査を射撃した時に付てポケットから布製の袋に入れてあつた拳銃を取り出した、握りの上部にある安全装置は其時外した訳ではないか、指を当てゝ見たら外れて居たと申述へている、其様な状況も観察して被告に其時相手か死ぬたらうとか相手か死ぬかもしけぬといふ意識する余裕があつたか怎うかを判断しなければならない

次は第二の原巡査が射撃された事実の点であるか、此の点に付て裁判所に訴へられた事実は昭和三年九月十二日午後零時過東京市本郷区□□□町に在るY S 天神境内に於て被告は本郷本富士警察署勤務の原巡査に不審者として同行を求められ進退に窮り同巡査を射撃して氣勢を殺き其隙に逃走しようといふ意思を以て拳銃で同巡査を射撃したといふこと

になつて居る、尤も是れは予審から公判に移された事実であるか検事は此分も殺人未遂である、即ち被告に原巡査を射殺する意思があつて射撃したものであると主張して居る、而して被告は此事実に就ては予審から公判に移された事実を大体に於て認めて居る、即ち拳銃を放つて脅したなら逃走することが出来ようと思つて第一弾と第二弾を放つたか、原巡査は尚自分を逮捕せんとする氣勢があつたから第三弾は同巡査のズボンのポケットの下の縫目の辺を狙つて発射したと述べているのである、此の第三発目は同巡査の身体を狙つて撃つたといふことは予審の最初の取調の時から当公判廷で陪審員が聴かれた時迄被告は同様の申立をして居る

其處て此事実を真実と仮定すれば之を怎う觀るか、其の觀方か問題になる検事は殺人未遂である、被告に殺意——是れは相手を殺して仕舞はうといふ、はつきりした意思がある時は勿論、相手か死ぬかもしけぬといふ意識がある時も夫れに入る——かあつたと主張し、弁護人は被告に然様な意思はない、傷害罪——即ち人の身体に乱暴を働き其結果傷か付いた場合である——にはなるか殺意は無かつたと主張するのである

其處て此の第二の事実では過失致死といふことは問題にはならない、尤も第一発第二発か狙つて撃つたものか、怎うか又は單に當てようといふ積りはなく発射したものか怎うか問題になるか、裁判所は第一発と第二発に付いては不問に付して陪審の判断は求めない、第三発目の狙つて射撃したといふ点に付てのみ傷害罪に該る事実か、殺人未遂罪該る事実かの判断を求めるのである

此場合も如何なる状況で射撃されていたかといふことを陪審員諸君が証拠の上から判断しなければならない、而して証拠から或る状況を認め其状況から被告に或る意思があるか

無いを認めるのは証拠に依つて意思を判断するといふことになるのである

次は第三のKDG 幸七か射撃された事実であるか予審から公判に移された事実は昭和三年九月十二日午後十時三十分頃、東京市本郷区□□町□□番地YD 作次郎方別宅邸内に於て被告は同家雇人KDG 幸七外一名の為めに取り押へられ警察官に引渡され相になつたので進退に窮り拳銃を以てKDG の胸の処を射撃したといふのである、此事実に付ても検事は被告はKDG を殺す意思で射撃したものであると主張する、被告は当公判廷で陪審員諸君も聴かれた如く自分は其時拳銃を発射したか、KDG 他一名に取押へられ、俯向いたなりて、下の方から撃ち上げたもので其時弾丸か当るか怎うかは少しも考へず、又当てようとも考へず勿論相手を殺さうといふ気は無かつたのである、唯拳銃の音をさしたら手を放して呉れるたらうと思ひ脅す為に発射したのであると弁解して居る

被告の弁解は当公判廷では然様であるか、予審で述へた処は然うはなつて居ない、証拠調の際本職か朗読した通り被告は予審の取調に於て最初は銃口をKDG の胸に向けて発射したのであると述へ、後には胸に向けたといふのではないか非常に接近して居たのであるから弾丸か身体の何処かに当るかも知れないといふことは思つていたと述べて居る、処か當公判廷では弾丸か当るかも知れないといふことも全然思はなかつたと云ふのである

予審で述へた処と当公判廷で述へた処と何れか真実であるかは種々の方面から観察して判断しなければならないことて被告の云ふことの何れか自然であるか不自然であるか或いは他の証拠に照し合はせてよく合致するか怎うか、又何故に被告の申立か変つて來たかといふことを考へ然様の点から判断しなければならない

尚被告がKDG 外一名の者に取り押へられた時の模様に付て証人KDG 幸七、SN 信太

郎、SN 八重等の述へる処か必ずしも一致して居ないか其各証言の内何れを探り如何に判断するかは陪審員諸君の極める事柄である

若し其際被告か弾丸か身体に当るとは思はずに発射したとすれば過失傷害といふ罪に該る事実か成立し若し弾丸か当るかも知れないといふ意識があつたといふことになれば然様な場合に殺意があつたか怎うか問題となる、相手を殺すといふ意識か或は相手か死ぬかもしけぬといふ意識かあれば殺意があつたといふことになる、殺意があつたか否かは証拠に依つて認められる其場の或状態から判断するのか矢張り証拠に依つて殺意の有無を判断するといふことになるのである

本件の説明は大体是れで済んだ訳であるか尚弁護人から此の事件は被告は大阪から東京に來たばかりの時に起つたことで東京方面には被告に利益な証拠は無い、大阪方面には有利な証拠があると述へたか、凡そ犯罪があつて夫れか罪になるか否かといふことに付て大切な証拠かあれば例へ遠い處に居る証人でも喚問することになつて居る、現に本件でYM 廣といふ者はYS 天神境内で原巡查が射撃せられた時境内のベンチで目撃して居たといふので長崎県佐世保市に帰つて居るといふ同人に召喚状を發したのであるか、送達か出来するといふことになるのである

以上本職か述へた様なことを判断の材料にして問題に付評議を為し答申せられたいのであるか問題は第一乃至第三事実に付て主問と補問とに分かれている、主問といふのは予審から公判に廻された犯罪事実に付て果して然様な事実があるか怎うかを判断して貰ふ為めに提出する間で補問といふのは右以外に本件で問題になる事柄を判断して貰ふために提出する問である

茲て本職は陪審員諸君の評議答申すべき問題を記載した問書を交付する、此の問書に記載せられた是等の間に付ては先づ第一に主問から評議することである、而して若し主問に付て然りといふ答申があるならば補間に付ては評議することを要しない、若し主間に付て然らすといふことになつた場合に初めて補間に付て評議するのである、補間に一、二とある分は先づ補問の一に付て評議し補問の一か然らずといふ答申になる時更に補問の二に移るのであつて補問の一か然りといふ答申になる時は補問の二に付ては評議答申を要しないのである

諸君は是より評議室に於て評議するのであるか評議に先たち先づ議事を整理する陪審長を互選しなければならない、其互選の方法は諸君の任意で差支へない、而して陪審員は問に対する各其意見を表示するのであるか陪審長は最後に其意見を表示するのである

尚問に対する然りといふ答申は十二名の陪審員の意見か過半数に達しなければならない、即ち然りといふ意見か七名以上なければ然りといふ答申は出来ないのである、意見か六名と六名に分れた時は然らすといふ答申になるのである、而して答申は問書に記載して陪審長が署名捺印した上本職に提出することになつて居る

問 書

第一事実に付

主 問

被告人N M一平は昭和三年九月十日午前二時二十五分頃東京府豊多摩郡□□町大字□落合□□番地先道路に於て戸塚警察署勤務巡查渡邊鐵夫と連行の途中所携の拳銃を取出し同人を殺害すべき事を知り乍ら発射したる為同人の右側頬部に銃創を与へ因つて同人をして即時死亡するに至らしめたるものなり

て即時死亡するに至らしめたるものなりや

補 問

(一) 被告人N M一平は前記日時場所に於て渡邊鐵夫と連行の途中所携の拳銃を取出し弾丸か同人に当るべきことを知り乍ら同人を殺害すべきことを知らずして発射したる為め同人の右側頬部に銃創を与へ因つて同人をして即時死亡するに至らしめたるものなりや

(二) 被告人N M一平は前記日時場所に於て渡邊鐵夫と連行の途中所携の拳銃を取出し不注意にも弾丸か同人に当らざるものと思ひて発射したる為め同人の右側頬部に銃創を与へ因つて同人をして即時死亡するに至らしめるたるものなりや

第二事実に付

主 問

被告人N M一平は昭和三年九月十二日午後零時二十分頃東京市本郷区□□□町□番地Y S天神境内に於て本富士警察署勤務巡查原冬至と連行の途中所携の拳銃を取出し弾丸か同人に当るべきことを知り乍ら同人を殺害すべきことを知らずして発射したる為め同人の左臀部に全治百五十余日を要する銃創を与へたるものなりや

補 問

被告人N M一平は前記日時場所に於て原冬至と連行の途中所携の拳銃を取出し同人を殺害すべきことを知り乍ら発射したる為め同人に對し前記の如き銃創を与へたるものなりや

第三事実に付き

主 問

被告人N M一平は昭和三年九月十二日午後十時三十分頃東京市本郷区□□町□番地Y

D作次郎方別宅邸内に潜伏中KDG幸七外一名に依り捕り押へられたる際所携の拳銃を取出し弾丸か同人に当るへきことを知り乍ら同人を殺害すへきことを知らすして発射したる為め同人の右側乳頭の上外方に全治八十余日を要する銃創を与へたるこのなりや

補問

(一) 被告人N M一平は前記日時場所に於てKDG幸七外一名に依り捕り押へられたる際所携の拳銃を取出し同人を殺害することを知り乍ら発射したる為め同人に對し前記の如き銃創を与へたるものなりや
(二) 被告人N M一平は前記日時場所に於てKDG幸七外一名に依り捕り押へられたる際所携の拳銃を取出し不注意にも弾丸か同人に当らざるものと思ひて発射したる為め同人に對し前記の如き銃創を与へたるものなりや

3 論告

① R宗煥・R祿鐘（東京地方裁判所殺人被告事件昭和七年二月一九日判決、宗煥無期懲役・祿鐘懲役六年未決勾留二二〇日入

陪審警察官殺害事件の論告

—此一文を警視庁巡査小澤長重氏の靈に捧ぐ—

札幌控訴院 檢察官 長谷川 潤

昭和七年二月から三日間、東京地方裁判所の陪審法廷に於て、朝鮮生れの共産主義者R宗煥（当二十二年）及同R祿鐘（当十九年）の二名に係る殺人被告事件の陪審裁判が開かれた。

此事件の被害者は東京府荏原警察署勤務警視庁巡査小澤長重氏である。自分は當時東京

地方裁判所検事として此陪審の公判に立会つて論告をしたが、公判廷構成員の一員として立会つてゐたときは冷静な態度を以て本件を観察もし、論告もなし得たけれども、此裁判の上告審判決が去る七月一日に確定したことを知り、公判關係から自分は解放された気持になると同時に、私達と同じやうな職務に従つてゐた小澤巡査の悲壯な最期を今更ながら想ひ回して深刻な哀感に胸を打たれる。

此文稿を寄せる自分の意図は本誌に従前より掲載してゐた拙稿「殺意認定方法」の実際的方面を示す為めに在る。併しもし本文を読んで此の尊い殉職者の靈に対して敬弔の念を起し、感奮興起するものがあつて呉れるならば、それこそ私の拙い論告が負ひ切れない大きな誇りとなるであらう。

此處に掲げる論告は陪審裁判の第一次論告であつて、陪審法第七十六条に依り犯罪の構成要素に關する事實上及法律上の問題のみに就ての意見である。そして陪審員に聽いて貰ふことを主眼としてゐるのであるから、勢ひ平易な用語を以てしてゐる。又第一次論告は同法第七十六条第三項の規定に依り、公判廷に現はれざる証拠は之を援用することが出来ないので、此点に於ても非常に制限を受けてゐる。

左に論告の概要を揚げる。

論告

二日間に亘つての詳細なる取調べを、絶えず熱心に傾聴下すつた陪審員各位に於ては、既に本件事實の真相を充分御諒解になり、正しき判断に到達せられて居ることゝ信じますが、法律に従ひ茲に當職より一応検事局の所見を申述べます。

(一) 公訴事実

本件の公訴事実は公判の冒頭に申述べたる通りでありまして、即ち

昭和六年一月一八日午後三時過頃、被告両名の下宿である東京府荏原郡□□町□越□□番地TG武治方の二階四畳半の室へ突然訪ねて来た荏原警察署刑事巡查小澤長重が、第二無産者新聞、無産青年等を発見して被告R宗煥に対し荏原署へ同行を求めるので、被告R宗煥は若し小澤刑事の要求に応ずるならば、右新聞の読者班の組織が發覚し、多数の者に累を及ぼすことを考へ、寧ろ同刑事を殺して逃走しやうと云ふ気になり、小澤刑事の頸部に着けてゐたネクタイを右手に握り、左手にて其頭部を壁へ押付けて、同刑事の咽喉部を絞扼しながら被告人R祿鐘に共力を求め、茲に両名共謀して同刑事を殺すことゝなり、被告人R祿鐘は両手を以て小澤刑事の足首を抑へ付けて其抵抗を防ぎ、被告R宗煥は絞扼を継けて同刑事を窒息死せしめた。

といふ事実であります。

(二) 被告人等の弁解

然るに被告人両名は当公判廷に於て此公訴事実に対し

其日時に小澤刑事が自分等の下宿部屋へ訪ねて来て、第二無産者新聞等を発見し、R宗煥に同行を求めたこと、R宗煥は多数の者に累の及ぶことを考へ、逃走せんとして小澤刑事のネクタイを握り頭部を壁に押付けたること、R祿鐘は両手にて同刑事の足首を抑へ付けたこと、並に其為め同刑事が死亡したことは相違ないが、それは逃げやうとか、逃がさうとかいふ氣でやつたので、小澤刑事を殺さうなどといふ氣は全然なかつた。

といふ趣旨の弁解を致して居るのであります。

(三) 陪審員の判断を要する事項

従て公訴事実と被告人等の弁解するところとの相違は、殺す氣があつたか無かつたかの唯一点に過ぎないのでありますて、此一点のみを陪審員各位に判断して戴く訳なのであります。

本来裁判は事実の認定と科刑（法律の適用を含む）の二つの部分から成立つて居りますて、普通の裁判は此の二つの部分を孰れも裁判所だけで致すのであります、陪審裁判に於ては此二つの部分の内、事実の判断即ち事実認定に就ては陪審員の判断を煩はすことゝことになつて居ります。従て陪審員各位は事実の認定だけをされゝば宜しいのであります。し、他の科刑（及び法律適用）の方は裁判所に於て自由に判断をして之を決定するといふことになります。本件の裁判に就て申しますなれば、被告人等に殺意があつたか無かつたかと云ふ点だけを判断するのが陪審員諸君の仕事でありまして、被告人等の為したことが刑法の第何条に該当するとか、又は其行為は同情すべきであるとか、怖るべきであるとか云ふこと及び之に對して何位の刑罰を科すべきであるかといふことに就ては、陪審員諸君は毫も頭を使ふ必要はないであります。此方は裁判所だけが判断をするのであります。此点は呉々も誤解のないやうに予めお願ひして置きます。

(四) 法律上の意見

次に、何故「殺す氣があつたか無かつたか」を判断する必要があるのかといふことを一言して置きます。

同じく人の頸を絞めて死なしたにしましても、殺す氣があつて死なしたときには法律上殺人罪になりますが、殺す氣がなくて死なしたときは傷害致死罪になるのでありますて、刑法上殺人罪の法定刑は傷害致死罪の法定刑より重くなつて居ります。斯様に適用せらる

ゝ法文が違ひますので、法律の適用並に科刑をする前に、まづ争となつて居る此の「殺す氣があつたか無かつたか」の事実問題を決定する必要がありますので、諸君の判断を煩はす次第なのであります。

尚ほ「殺す氣」といふこと、法律上の用語を以てすれば「殺意」といふことであります。が、これは如何なる意味を持つてゐるのかを、茲で併せて説明して置きたいと思ひます。法律上「殺す氣」といふのは日常の用語の「殺す氣」とは多少相違するところがありますはしないかと考へられます。

日常の用語で「殺す氣」と申しますと、「殺したい」とか「死なてしまひたい」とか云ふやうな、死の結果を望んで居る気持のみを指してゐるやうでありますが、法律上では「殺す氣」と申しますと、単に死の結果を欲して居るときばかりでなく、それよりももつと範囲が広く、「かくすれば死ぬといふことを知りながら尚ほ遣る気持」も亦殺す氣といふのであります。そしてそれは更に一段拡張されて、「かくすれば死ぬかも知れないといふことを知りながら尚ほやる気持」をも「殺す氣」の内に入れてあるのであります。

例が甚だ卑俗過ぎますが、誰でも知つてゐる話でありますから、先代萩の政岡が実子千松に毒の菓子を喰べるやうにしたことに例を取つて見ます。政岡は千松に「毒でも何とも想はず、お主の為めに喰べるものだ」と教へ込みます。その為めに榮御前の持つて来た毒の菓子を千松は母より言ひ付けられた通りに喰べて忽ち、七転八倒の苦悶を致します。此政岡の気持は「子の可愛さに毒な物喰ふなど云ふて呵るレカ」のが親心であると知つてゐる位ですから、なんで吾子千松の死を望み欲して居たであります。けれども主君鶴喜代君に毒を喰べさせて死なしたくない一心から「死ぬ」「死ぬか知れぬ」ことを知りながら千松に

喰べさせるのであります。此の政岡の気持をも「殺意を以て」と云ひ得るのであります。本件でも、もし被告人等に小澤刑事を死なしたいといふ気はなかつたとしても逃げたい、逃げさせたいの一心から「死ぬ」又は「死ぬかも知れぬ」ことを知りながら、小澤刑事の頸を絞めたり足を抑へたりしたならば、矢張り法律上は、「殺意を以て」といふことになるのであります。六ヶ敷い言葉で云へば死の結果に就て認識がありさへするばよい、そしてそれは未必的のものでもよいといふことになつて居るのであります。学説も略一致し大審院の判決も亦左様になつてゐるのであります。

次に共謀といふ言葉の意味に就ても一言させて貰ひます。共謀と云ふと如何にも額を鳩めて相談した様にでも聞えますが、決して左様な意味ではないのでありますて、二人の心に連絡が出来て、互ひに同じ目的のことをやつてゐるのだと云ふ氣があれば、法律上「共謀して」と申すのであります。眼で合図をしただけでもよい。合図など全くなく暗黙の裡にでもよい、互ひの意思の連絡が出来れば、それで共謀と謂ひ得るのであります。夫故本件に於ても共謀してといふ言葉が使用されましても、それは六ヶ敷く考へるには及ばないのでありますて、今申したやうな程度のものが被告人等二人の間にあれば、立派に共謀と見て差支ないのであります。

(五) 事実認定の方法

扱、いよいよ被告両名に行爲當時殺意があつたか無かつたかの点を、如何に見分けるべきかといふことに就て論を進めますが、本来、人を殺す場合に多勢の人の觀てゐる前で公然行ふことは少いのでありますて、多くの場合が、人の見て居ない場所で行はれるのであります。しかも相手の人間は殺されてしまつて今は居ないといふ場合などは、尚更如何様

にして殺したのか外部の人達からは判断出来難いことが多いのであります。殊に殺意などといふ犯人の心の裡の出来事は一層之を判断し難いものでありますて、犯人自身の口から自分に不利益になるやうな「殺す氣があつた」といふことを滅多に申しませんから、どうしても殺意の有無などといふことは疑雲に包まれ勝ちになるのであります。併し疑はしいからとか、判り難いからとか云つて其僕にして置いては、人の見て居ない処ならどんな悪いことをしても、口外さへしなかつたら判らずじまひといふことになつてしまふので、悪るい事の仕放題となり、世の中は秩序が全くなくなつてしまひます。それではどうにもなりませんので、仮令悪いことをしてゐるときの有様や、其犯人の心持などが写真やレコードに取つてなくとも、其前後の事情から或程度迄間違ひなしと推し考へることが出来たなら、其考へを正しいものとして事実の認定をしなければならないのであります。

それに幸ひに世の中の總ての現象は原因結果の一大法則に羈束されてゐるのでありますから、其の因果関係の連続の一部分が吾々の視野の外にあつても、其前後の事情から推して行けば、吾々に見えない部分でも容易にはつきりと浮び出させることが出来るのであります。

本件でも被告人等は今茲で「殺す氣はなかつた」と申して居りまして、其辺が漠然として居る様に考へられます、其前後の事情をよくお考へになつて、因果関係を辿つて行くと、当時被告人等に殺す氣があつたか無かつたかの点は、陪審員諸君の眼前にはつきりと浮び出でることだと思ひます。斯様に唯、直感的に或事実があつたかとか、なかつたとか感じ得られたならば、それだけで充分事実の認定が出来た訳なのでありますて夫れ以上格別六ヶ敷い理屈も方法も要らないのであります。

これより今申した方法で殺害時の前後の事情を諸君と共に順次考へて見ませう。

(六) 被告人両名と被害者との関係

被告人両名は如何なる性行の人物かと申しますのに、既に当公判廷に於て被告人等自身が供述するところに依り明瞭である通り、両名は同郷の先輩より極端なる主義の説明や講義を受け、非合法的な左翼運動に興味を持ち、之に関与してゐた事は相違ないのであります。被告人R宗煥は予審に於て

「第二無産者新聞読者班の会合に於て、私は新聞を読んだら直ちに焼き棄てることゝ曝れた場合にも自分より貰つたと云はないこと、若し捕まつても死を以て闘争すること等を述べ、尚ほ白色テロに対しては之をやつつけて逃げなければならぬと皆の者に注意致しました」

と供述して居り、被告人R祿鐘も予審に於て

「私は宗煥の説明に依り其主義は労働者、農民が一致団結して現在の社会を○○し労働者農民の住みよい国を造ることであると信じ、左様な目的から第二無産新聞読者班等に入した次第であります」

との趣旨の供述をして居ります。

之に反して被害者小澤長重は思想方面の専務の刑事巡査であり、被告人等の如きものを視察し、検挙し、検束し、拘留しなければならぬ職責を持つてゐる者であります。被告人等の方から言へば、「死を以て闘争し」「やつつけねばならぬ」者なのであります。

之だけの事実関係から観ましても、被告人等と被害者との両者が如何なる立場に在つて、如何なる結果の招來を予想し得るかゞ判るであらうと思ひます。道路で行き過ぎただけの

人達の間柄でも、時に殺す気になることもある人間同志のことです。斯様に迄立場が違ひ、心構も違つて居る場合、一寸した刺激からでも如何なる考へを持つに至るものであるかは陪審員諸君には想像のつくことゝ思ひます。（未完）（『警察協会雑誌』第三八六号・一九三二年一〇月）

陪審警察官殺害事件の論告（承前）

—此一文を警視庁巡査小澤長重氏に靈に捧ぐ—

札幌控訴院 檢事 長谷川 瀬

（七）犯行直前の出来事

一月一八日午後三時過頃に、小澤刑事は被告両名の下宿へ突然來たのであります。其際被告R宗煥は第二無産者新聞、無産青年等を座敷に置き、尚ほ一月十五日に池上でカル・ローザの記念会をやり、秘密に同志が三十人程度出席した時に就て感想文を自分で書いて居たのであります。ところが小澤刑事は之を見つけ、なほ其部屋の内を捜して遂に他の無産者新聞、無産青年、戦旗等を発見して、之を纏めて持帰る準備を始め、R宗煥に對して警察へ同行せよと申したのであります。

其時被告R宗煥は当公判庭でも申しました通り

「前に無新の関係で大崎署へ連れて行かれた時、二十九日勾留に処せられましたから、今度連れて行かれゝば二十九日の勾留を二度や三度蒸し返さるゝのであらうし、警察で調べられゝば感想文のことからカル・ローザの記念会が曝れて、三十名からの出席者に迷惑がかゝり、且つ無産新聞等の読者班のことも曝れるから、どうしても逃げなければならぬと考へた。」

のであります。之は無理もないことゝ思ひます。

併し此場合逃げると云つても、唯下宿の室から外へ逃げ出したとて逃げおぼせるものではなく、又自分の身体だけ一時其場を外して逃げたとしても、感想文や無新等のあつたことの事実は小澤刑事の頭に残り、又之等の証拠物が警察の手に入れば、同志の迷惑は到底避けることは出来ないことになつてしまつたのです。

逃げただけではいかぬ。それにはどうしても感想文一切の發見の事實を此世から抹殺してしまはなければならない。その方法として小澤刑事を殺してしまはなければならない、と被告が考へるのは此場の状勢として極めて自然な成行であります。

唯の物取りでさへ家人に見付けられただけで家人を殺す氣になる位であります。しかも本件の場合は被告人一人だけのことではない。固く手を握り合つてゐる同志三十有余名一場合によつては其以上の多数の者であるかも知れないーの迷惑になるのでありますから、小澤刑事を殺してゝも其發覚を防がなければならぬと考へるのは、被告として当然なことであります。されば被告R宗煥は予審で此心持ちを判然と申述べて居ます。即ち

「警察で調べられゝば私共同志が一同で秘密会合をやつたことがばれて、其に關係した同志が皆挙げられるであらうし、無産者新聞、無産青年の読者班の同志全部に迷惑を懸けることにもならうし、又我々同志が続けて来た運動も挫折することにもなるであらう。そうすれば自分一人の犠牲では済まなくなると思ひました故、警察へ行く事を拒みました。併し小澤巡査は前申した新聞を纏めながら一緒に行かうと迫ります故、私は今度はどうしても逃げなければならぬが、其に付ては小澤巡査をやつつけて逃げる外に道が無いと思ひ、突然同巡査をやつつける決心をしました。やつつけるとは殺してしまふ意味です」

と述べて居りますが、之は被告R宗煥の当時の差迫つた氣持を率直に述べたものとしか考へられません。此決心は實際斯様な立場に置かれた被告として、極めて自然に生ずる心持であると云へませう。

しかも前に申した如き、被告の警察官に対して持つて居る心構から見ましても、尚更此決心が生ずるといふことはよく判ることゝ思ひます。

(八) 犯行時の事情

それからR宗煥は如何したでせう。同人は直ちに此の決心に相応しい行動を取つたのであります。即ち蹲んで無新などを取纏めて居た小澤刑事の隙を狙つて、突然に飛び付いて後方に突き倒しながら右手を以て小澤刑事のネクタイの結び目を掴むと同時に、左手で小澤刑事の左額を押して後の壁に強く押付け、右手に掴んだネクタイを同刑事の頸の後横の方に捻るやうに引張つたのであります。そして刑事は両足を擲げ出し、壁に凭れ懸かりました処を、R宗煥は更に自分の左膝を刑事の胸に當て右膝をたてゝ、のしかゝつて頸を絞めたのであります。此事は被告も当公廷に於て申述べて居るので、陪審員諸君もよく御承知のところと思ひます。

其時小澤刑事は擲げ出してゐた両足をバタ／＼させましたがR宗煥は側に立つて居た被告R祿鐘に対して、「チユギザ」と云ふ言葉を発したのであります。

此の言葉は冗談の場合にも用ひますが「殺さう」といふ意味の朝鮮語であつて、其際「チユギザ」と云ふ言葉が口癖として発したと思ふと、R宗煥は当公判廷に於ても申して居ります。

此時R祿鐘は如何したでせう。

自分の同志、しかも一緒に下宿までしてゐる兄弟同様のR宗煥が、小澤刑事とあらん限りの力で格闘を始めたのを眼の前に見せられて、宗煥に力を貸さずに居られるでせうか。加之、新聞班のことにしても自分は宗煥と全く同じ立場に在つて、他の同志に対しても亦宗煥と同様な責任を感じるのでありますから何で袖手傍観して居られませう。「チユギザ」と言はれなくとも宗煥を同じ心持になつて刑事を殺す気になるのは当然であります。まして其際は刑事が両足をばた／＼させた為め、階下の人々に知られる虞のあつた時であり、又それは刑事が跳ね上らうとする形にも見えた処なのであります。其処へ「チユギザ」と言葉を懸けられたのですから、R祿鐘としては、どうしても宗煥と同じ心持になり二人で力を合せて刑事を殺さうといふ気になるのは当り前のことであります。

R祿鐘は予審で、

「宗煥が自分に対し殺さうと協力を求めましたから、私も亦宗煥に手伝ひ小澤巡查を殺す気になり、同人の足を抑へ付けて居りました」

と述べて居りますが、之は当時の祿鐘の心持を偽りなく現はしたものと見て差支ありますまい。

斯様に二人で力を協せて小澤刑事をやつつけて居る内に、ウウンと呻き声を出して刑事は動かなくなつてしまつたのです。此事は被告R宗煥も当公廷に於て大体認めて居るところであります。

以上の状況から考へ合せて、果して被告人等が当公廷で主張する如く殺す気がなかつたと云へるでありますか。当職はこれだけの事実から見ても殺意があつたことは疑ふ余地はないと思ふのであります。尚ほ以上挙げた以外の当時の事情を三四、手当り次第に取り

上げて殺意の有無を判定して見ましせう。

(九) 殺意認定の其他の資料

まづ、当時の被害者と被告人との身体の位置及姿勢等を観察して下さい。

小澤刑事が突然に突き倒され時には、両足を擲げ出し、腰の後方一尺位隔てた処に在る壁に頭部を押し付けられて、上半身は此壁に凭れかゝつた形になつたのです。此様な姿勢は人の最も防禦に不利な形であります、此姿勢に於ては両手に力が全然入りませぬ。抵抗不可能の体形であります。

之に反して宗煥は前屈みに立つて居て、しかも左膝を同刑事の胸に当てゝ、謂はゞ片膝で抑へ付けて胸の上に乗りかゝつて居る形になつたのです。

R祿鐘は同刑事が自由に動かし得る唯一の部分である両足先を、両手を以て確と抑へ付けてしまつてゐるのです。

之では赤児の手を捻ると同じで、如何に巡査とは謂へ、被告人等の為すところに任せること他はないのであります。

被告人等は卑怯にも此状態に於て、小澤刑事の額を抑へ付けネクタイを引張り、足を抑へる等の攻撃方法を継続したのでありますから耐りませぬ。同刑事は死んでしまつたのです。此格闘当初の両者の姿勢だけを觀察し、之に続いて為されたる被告人等の行動を考へてみても、「死ぬとは思はなかつた」とはどうしても言へないと思ひます。

次に証拠品として其処に在りますネクタイの結び目を御覧下さい。宛然石ころの様に硬くなつて居ります。此處を掴んで如何に力を籠めて引き絞めたかゞ判ります。人間の頸をネクタイでこんなに迄引張つて絞めて置いて、「死ぬとは思はなかつた」といふのは甚だ受

取りにくい話であります。

次に、鑑定書、鑑定証人の証言、及び検証調書添附の屍体の写真に依りましてもよく判るやうに、被害者の頸の周りに如何に深く大きな索溝が出来て居るかを御注意下さい。しかも頸の左側部には長さ二寸五分、右側部には長さ二寸四七厘の細長い暗赤褐色の痕跡があります。しかも其表皮は剥脱して居ります。

之はネクタイが最も強く当つた部分であります。暗赤褐色になりましたのは絞められた際に、皮膚の下で出血したのであります。如何にネクタイが強くR宗煥の手に依つて引絞められたかゞよくお判りのことと思ひます。

尚ほ小澤刑事の死体の顔面右外眦部の上に胡桃大の腫脹部があつて、同様皮下出血して居ります。之は左額をR宗煥の左手で押された為め、反対側の此部分が壁に当つて出来た損傷であります。之亦如何に宗煥が小澤刑事の顔を左手で強く押したかを有力に物語つて居るものと考へられます。

被害人は一五八糀即ち五尺二寸一分の男子であります。決して身体は大きい方ではありません。其人が壁に倒れかゝつて居るところへ、胸の上に膝を当てゝ乗りかゝり二人がゝりで抑へて置いて、今申した様な力を籠めて頸を絞めたのです。それでも死ぬかも知れないとも思はなかつたと云へるであります。そして其時間も、決して一瞬間とか、ちよつとの間とか云ふのではありません。R祿鐘は当公廷では二三分間、足を抑へたと申して居りますが、予審では五六分間抑へたと述べて居ります。

R宗煥はR祿鐘が足を抑へて居る間より以前からネクタイを引張つて居り、そして祿鐘が足を放した後迄も尚ほネクタイを引張り続けて居た事実は、宗煥自身の供述より明瞭で

あります。さすれば宗煥がネクタイを引張つて、小澤刑事の頸を絞めて居た時間は相当長い間と謂へるのであります。突然に押し倒し、しかも抵抗なしで居る者を、これだけの時間絞めつぶけて居て「死ぬとは考へない」訳には行きますまい。

被告人等の自供と現場に残された諸種の痕跡とから考へてもこれだけの事情が判明し、それが何れの方面から見ても被告人の殺意を認めるに充分なものばかりであります。被告人等として見ますれば、相手は死んでしまつて居るのですからどんな勝手なことでも言へるのであります。之に反して被害者の事情を述べたくも述べることはできませぬ。訴へたくても訴ふることは出来ませぬ。もし小澤刑事にして此公廷に立つて陪審員諸君の前で語ることが出来るとしたならば、被告人等の供述に対して何と云ふであります。それは陪審員諸君の御想像にお任せする他はないのであります。

(十) 犯行直後

被告両名は斯様にして小澤刑事を死なしてしまつてから、どんな事をしたであります。其後の両名の行動には「死ぬとは思はなかつた」者が意外にも死の結果に直面し吃驚した態度があつたでせうか。

被告R宗煥は小澤刑事が壁際に打伏せに倒れてしまつたので蒲団を頸の所から足の方迄掛けて置き、無産新聞等を取纏めて階下に持つて行き、それから上り口にあつた小澤巡査の靴を隠してTG方を出ました。そしてTG農園迄行き、此処へ無新等を隠してから品川三ツ木の知人方に行つたと当公廷に於ても申述べて居ります。R祿鐘も同様で小澤巡査が動かなくなつてからも平氣で、階下へ降りて戸外へ行つてしまひ、斯て被告人等は知人を辿つて逃げ廻つて居たのであります。これが死ぬとは思はなかつたのに死んでしまつたと

云ふ意外の出来事に出会つた人の行動でありますか。予期の如く死んだ時にこそ始めて出来る落ち着いた態度と行動であります。

蒲団を掛けて人が寝そべつてゐる様にして置いたり、靴を隠して他人が上つて居ない様に見せかけて置いたり、少しでも事の発覚を遅れさせ様な方法を取つた上で逃げて居るのであります。もし被告人等の云ふが如く真実死なしたくなかったのなら、も少し事の意外に慌てるとか、逃げる途中で医師を頼んで置くとかしさうなものだと思はれます。

(十一) 犯行後

逮捕されてから被告人両名は警察署で殺意を自白して居ります。そしてそれは眞実悔悟して被告人等の当時の心持ちを告白したものがあり、決して其取調べにも無理はなかつたといふ事は之が取調の任に当つた証人谷内警部の証言した所であります。

被告等は予審に於ても同様前後約五回に亘る訊問に対し、明白に殺意のあつたことを供述して居ります。予審に於て取調べを受けました期間は約半歳であります。其間終始殺意を認めて居るのであります。當公廷に於ける様な供述は一度も致さなかつたのです。何故致さなかつたと云ふ点に就ては被告人等は判然とした答弁は致しませぬ。

(十二) 被告人弁解の信憑力

被告人の弁解を殊更に排斥して、強て公訴事実の如き事実を認定しやうといふのではありません。其弁解にして信じ得らるゝものがあれば、何處までも信じてやりたいのであります。

併し如何せん、其弁解自体に矛盾があつて之を信ずるにも信ずる方法がないのであります。即ち被告両名とも當公廷に於ては、逃げるのが目的であつて殺す氣はなかつたと申し

て居るのですが、此場合完全に逃げるには殺す以外に如何なる方法があつたかを、被告人等は明確に説明してゐないのであります。又実際に於て殺すのが、最も被告人等の目的とする逃走に役立つのであります。被告両名が「逃げる為に」を強調するのは、結局「殺す」意思のあつたことを強調することになるのであります。

又被告人等の弁解の骨子たる「殺す気はなかつた」と云ふ事実は、他の何れの事情とも一致しないのであります。頸の索溝の具合と云ひ、ネクタイの結び目の硬さと云ひ、總て之等の事情と弁解とは一致しません。之に反して予審に於ける被告人等の供述は之等一切の事情と極めて自然に一致するのであります。

斯の如く当公廷に於ける弁解のみが他の一切の事実関係と懸け離れて、恰も木に竹を接いだやうになるのは如何なる訳でありますか。それは蓋し無理もない事なのであります。犯罪後、間もなくは悔悟の情が強い為めに眞実を告白致しますが、時日が経過するに連れて自然と形の軽からんことを希ひ、色々考へた末遂に其供述を翻し、眞実に反したことを述べるやうになるからであります。

兎に角、予審で被告が言つて居るところも、当公廷で言つてゐるところも同じ被告人の口から出て居ることであります。其何れが眞であるかは他の一切の事情と思ひ合せて何れが一致するかに依つて決定されます。

(十三) 結語

以上犯行前後の事情を因果關係を辿つて考察して來ると、どうしても當時殺意があつたとしか考へられないのです。恐らく陪審員諸君も検事局と同一の判断に達して居らるゝこと考へますが、其何れにしましても、裁判は国家意思の一の表現であります。各

位が今日國家の陪審員として立つて居る以上、國家の意思を誤つて表出することのない様に、何處までも正しく事實を觀、正しく判断されるやう、切にお願ひをして置きます。
之にて当職の論告を畢ります。

因に本件に対して陪審よりは「然り」の答申があつた。即ち殺意ありとの答申である。裁判所は之を採択したので直ちに第二次論告に入つた。そして被告人R宗煥に対しては死刑、被告人R祿鐘に対しては懲役十年の求刑をなし、判決は前者を無期懲役、後者を懲役六年に処すとの言渡をなし、此判決に対して被告人側より上告したが本年七月一日大審院に於て上告棄却の判決が下されて右の刑は確定したのである。(終り) (『警察協会雑誌』第三八八号
・一九三三年二月)

五 刑事判決書

東京地方裁判所(昭和一〇年五月一日以降は東京刑事地方裁判所)における陪審公判の刑事判決書は、その保存先は当然、現在の東京地方検察庁と思い、新聞報道などに依拠して作成した陪審公判一覧表を添付して、その閲覽謄写を申請した。ところが、東京地方検察庁からは、戦前の刑事判決書は保存していないとの回答があつた。そこで、戦前の民事判決書などは東京地方裁判所に残つてゐるので、刑事判決書も検察庁のどこかに紛れて残つてゐるのはないかと、再調査を依頼した。そうしたところ、刑事判決書保存棚の上に置かれていた可成の量の段ボール箱の中に、整理されていない(綴りなつたもあるが順不同である)戦前の刑事判決書があり、陪審事件としては⑤事件(殺人及殺人未遂及傷害)の第一審判決判決書および上告審判決

書だけが見出せたと連絡があつた。

東京は、第二次世界大戦末期に米軍機の空襲を何度も受けているが、昭和二〇（一九四五）年三月一〇日の東京大空襲で、司法部中央官衙は全焼した（『続司法沿革誌』昭和38年）。しかし、東京地方裁判所には、戦後も明治期からの民事判決原本や大正時代からの民事事件簿（芳賀明子「東京地方裁判所司法資料見学記」[文書館紀要]第7号、埼玉県立文書館・一九九四年三月）が保存されている。そうすると、刑事判決原本も戦災を免れて、東京地方検察庁に保存されていると考えたのである。残存する刑事判決原本の中を調査すれば、未発見の陪審公判の判決が見出せるのであるまいか。

（注1）裁判所に保存されていた民事判決書原本は、戦前のものは、現在は筑波の国立公文書館の移管され、それに続くものも順次、国立公文書館に移管される予定となつていて、民事判決書原本は、明治一五年までのものは、国立公文書館に移管されており、その後のも順次、国立公文書館に移管される予定であるといふ。

（注2）保存期間を経過した刑事判決書は、各地方検察庁において、多くは特別保存されている状態にある。また、東京における陪審裁判⑤事件（昭和4年3月23日判決）⑥事件（昭和6年6月3日判決）および⑦事件（昭和7年2月19日判決）は、いずれも無期懲役の判決であるから、その保存期間は百年であつて（「刑事確定訴訟記録法」別表）、当然のことながら確定記録として、現在も保存されていなければならないものである。

①Y F 寒子（東京地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年□月□□日決定、付公判）

予審終結決定

本籍 富山県東砺波郡東□□村□加□千□百□□番地

無職 Y F 寒子

二十一歳

右の者に対する放火未遂事件に付予審を遂げ終結決定すること左の如し

主 文

本件を東京地方裁判所の公判に付す

理 由

本件公訴事実は被告人は昭和二年七月中より夫卯一と共に東京府下荏原郡□□町□□塙に家屋一棟を借受け菓子販売業を営み来たりたるも営業意の如くならず各取引先に関する負債を増して二千円以上となり其督促を受くること度々にて殊に毎月勘定日には夫卯一外出し被告人代りて之が応対を為さざるを得ざるに苦み居りしものなるところ、昭和三年三月十二三日頃被告人は右所有不動産に就き夫卯一のTK火災保険株式会社外保険会社に合計金八千円の保険契約を締結しあるを知りたるにより右保険金の払渡を受け前記負債の償却を為し生活の安易を得んが為め右家屋に放火し之を焼燬せんことを決意し同月十五日午前二時頃独り起きて店舗帳場より新聞紙二枚を取り出し台所に於て予め用意し置きたる揮発油を該新聞紙に注ぎたる上隣接の二畳間に到り其部屋と店舗との堺に任る襖の下部破れたる箇所に右新聞紙を押込み所携の燐寸を以て之に放火したる後寝室に引返したるも同二時二十分頃発火の音を聞き遽かに恐怖を感じ夫卯一を振り起し共に消火に努め襖二枚を焼きたるのみにて家屋焼燬の目的を遂げざりしものなり

（注1）出典：『法律新報』第一六八号（昭和三年一二月二五日一〇頁）所収の「東京地方裁判所の初陪審」

(注2)『東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵 刑事裁判記録マイクロフィルム目録』によると、同図書館にはY.F.寒子放火未遂事件について、塙崎直義弁護士が東京弁護士会に寄贈した予審記録(山藤寒子放火未遂事件全三中ノ一、マイクロフィルム490コマ)が保存されている。

⑤ N.M.一平（東京地方裁判所殺人殺人未遂被告事件昭和四年三月二三日判決、無期懲役）

判決

本籍 和歌山市□番丁□番地
住居 大阪市東成区□□町□通□丁目□百□□番地
機械器具販売並外交

N.M.
一平

当四十八年

右ニ対スル殺人及殺人未遂被告事件ニ付キ當裁判所ハ検事猪原敬勝閨与審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ無期懲役ニ処ス
押収ニ係ル弾丸、弾丸ケース、拳銃、実弾及弾巢
(昭和三年押第一一五六号ノ二、三、五、九、一〇
及一一)ハ之ヲ沒収ス
訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ

第一、昭和三年九月十日午前二時二十五分頃東京府豊多摩郡□□町大字□落合□百□□番地先道路ニ於テ戸塚警察署勤務巡查渡邊鐵夫ト連行ノ途中所携ノ拳銃(昭和三年押第一五六号ノ九)ヲ取出シ同人ヲ殺害スヘキコトヲ知リ乍ラ發射シタル為メ同人ノ右側頬部ニ銃創ヲ与ヘ該銃創ニ基ク脳室内及實質内出血ニ因リ同人ヲシテ即時其場ニ於テ死亡スルニ至ラシメ

第二、同月十二日午後零時二十分頃東京市本郷区□□□町□番地Y.S天神境内ニ於テ本富士警察署勤務巡查原冬至ト連行ノ途中所携ノ拳銃(前同押号ノ九)ヲ取出シ同人ヲ殺害スヘキコトヲ知リ乍ラ發射シタル為メ同人ニ対シ左脣部坐骨結節ノ上方ニ射入口ヲ、陰囊右側面右外鼠蹊輪ノ下方ニ射出口ヲ有スル全治迄百五十余日ヲ要スル銃創ヲ与ヘ

第三、同日午後十時三十分頃同区□□町□□番地Y.D作次郎方別宅邸内ニ潜伏中K.DG幸七外一名ニ依リ捕リ押サヘラレタル際所携ノ拳銃(前同押号ノ九)ヲ取出シ弾丸カ同人ニ当ルヘキコトヲ知リ乍ラ殺意ナクシテ發射シタル為メ同人ニ対シ右側乳頭ノ上外方ニ全治迄八十余日ヲ要スル銃創ヲ与ヘタルモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

尚判示第一ノ殺人ノ所為ト第二ノ殺人未遂ノ所為トハ犯意ノ継続ニ係ルモノニシテ此点ハ短期間ニ同種ノ犯行ヲ反覆累行シタル事跡ニ徵シ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中第一ノ殺人ノ点ハ刑法第百九十九条ニ、第二ノ殺人未遂ノ点ハ同法第二百三条第百九十九条ニ、第三ノ傷害ノ点ハ同法第二百四条ニ各該当スル処

右殺人ノ所為ト殺人未遂ノ所為トハ犯意継続ニ係ルヲ以テ同法第五十五条ニ依リ連續一罪トシテ之ヲ処断スヘク、以上ハ同法第四十五条前段ノ併合罪ナルヲ以テ殺人罪ニ付キ其所定刑中無期懲役刑ヲ、傷害罪ニ付キ其所定刑中懲役刑ヲ夫々選択シタル上同法第四十六条第二項ニ則リ被告人ヲ無期懲役ニ處スヘク尚主文掲記ノ押収品ハ孰レモ本件犯行ニ供シタル物ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ則リ之ヲ没収スヘク、訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ陪審費用ヲ除キ被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年三月二十三日

東京地方裁判所第三刑事部

裁判長判事 島 保 印
判事 佐藤 藤佐 印
判事 八木田政雄 印

⑤ N M 一平（大審院殺人未遂傷害上告事件昭和四年六月二十五日判決・無期懲役）〔法律新聞〕第三〇〇五号・昭和四年八月三日（〇頁）

昭和四年（れ）第五四一號

判決書

本籍 和歌山市□番丁□番地

住居 大阪市東成区□□町□通□丁目□百□□□番地

機械器具販売並外交

N M 一平

当四十八年

右殺人殺人未遂傷害被告人事件ニ付昭和四年二月二十三日東京地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ原審檢事正鹽野秀彦並被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

東京地方裁判所検事正鹽野秀彦上告趣意書原判決ハ被告人N M 一平ハ第一昭和三年九月十日午前二時二十五分頃東京府豊多摩郡□□町大字□落合□百□□番地先道路ニ於テ戸塚警察署勤務巡查渡邊鐵夫ト連行ノ途中所携ノ拳銃（昭和三年押第一一五六号ノ九）ヲ取出シ同人ヲ殺害ス可キコトヲ知リ乍ラ發射シタル為同人ノ右側頬部ニ銃創ヲ与ヘ該銃創ニ基ク脳室内及實質内出血ニ因リ同人ヲシテ即時其ノ場ニ於テ死亡スルニ至ラシメ第二同月十二日午後零時二十分頃東京市本郷区□□□町一番地Y S天神境内ニ於テ本郷本富士警察署勤務巡查原冬至ト連行ノ途中所携ノ拳銃（前同押号ノ九）ヲ取出シ同人ヲ殺害スヘキコトヲ知リ乍ラ發射シタル為同人ニ対シ左臀部座骨結節ノ上方ニ射入口ヲ陰囊右側面右外鼠蹊輪ノ下方ニ射出口ヲ有スル全治迄百五十余日ヲ要スル銃創ヲ与ヘ第三同日午後十時三十分頃同区□□町□□番地Y D作次郎方別宅邸内ニ潜伏中K D G幸七外一名ニ依リ捕リ押ヘラレタル際所携ノ拳銃（前同押号ノ九）ヲ取出シ弾丸カ同人ニ當ル可キコトヲ知リ乍ラ殺意ナクシテ發射シタル為同人ニ対シ右側乳頭ノ上外方ニ全治迄八十余日ヲ要スル銃創ヲ

与ヘタルモノナリトノ殺人殺人未遂並ニ傷害ノ事実ヲ認定シ被告人ニ無期懲役ヲ科シタリ按スルニ本件犯行ノ動機被告力深夜恐喝的言辞ヲ弄シ金員ノ交付ヲ受ケタルニ端ヲ發シ巡邏中ノ本件被害者タル巡查渡邊鐵夫ノ為不審訊問ヲ受ケ最寄交番ニ同行次テ所轄警察署ニ連行セラルニ及ヒ拳銃携帶事実ノ發覚ヲ虞レ判示ノ如ク連行ノ途中同巡查ヲ殺害シテ逃走シ其後二日間東京市内ニ潜伏出没中YS天神境内ニ於テ原巡查ノ為再ヒ不審訊問ヲ受クルヤ茲ニ又モヤ右第二第三ノ犯行ヲ敢行シタルモノニシテ被害者側ニ於テ特ニ被告ノ犯行ヲ誘発シタリト認ムヘキ事情存セサルコト判文上洵ニ明白ニシテ被告人ノ兇行原因ニ対シ一点酌量ノ余地ナキ案件ナリ尚犯行ノ方法ヲ觀ルニ拳銃ヲ深ク藏シテ携帶セサル如キ態度ヲ装ヒ被害者ヲ油断セシメ其ノ虚ニ乗シ身体ノ重要部ヲ狙ツテ突如發射シ而モ相手方ニ致命傷ヲ負ハシムル迄連發スル如キ將又逮捕セラル刹那迄機ヲ見テ実弾ヲ補充シ更ニ幾多ノ犠牲者ヲ出スヘキ危險ナル状態ナリシ点ニ於テ犯行ノ方法ニ対シテモ亦何等酌量スヘキ情状ナシ惟フ二人命犯カ其ノ罪質上社会ノ公安ヲ脅カス程度極メテ著大ナルハ言ヲ俟タサル處ニシテ本件ノ如キ夜間又ハ白昼公務執行中ノ巡查ニ対シ又ハ善良ナル市民ニ対シ拳銃ヲ乱射シ其ノ結果一名ヲ射殺シ二名ニ何レモ瀕死ノ重傷ヲ負ハシメ管下各警察署ハ数千ノ警官ヲ動員シ専ラ被告ノ逮捕ニ努メタルモ被告ハ巧ニ警戒線ヲ突破シ各所ニ出没シ犯行ヲ重ネタル重大事件ニシテ所謂ピストル犯人トシテ世上ニ喧伝恐怖ノ標的トナリタル兇猛ナル被告ノ所為カ社会ノ公安ヲ脅カシ帝都ノ人心ニ極度ノ不安ト脅威ヲ与ヘタルハ頗著ナル事実ニシテ一般警戒ノ上ヨリ觀察シ厳罰ニ処スルノ要アルコト言ヲ俟タサル所ナルノミナラス科刑ノ如何カ惹イテ帝都治安ノ第一戦ニ立ツ巡查ノ志氣ニ及ホス影響ノ重大性並ニ犯人逮捕ニ際シ之ニ協力スル民衆ノ志操ニ深ク考慮セサルヘカラス如上ノ理由ニ依リ本件被

告人ニ対シテハ右犯情ニ鑑ミ殺人罪ノ極刑ニ処スルヲ相当トス可ク原判決ノ科刑ハ頗ル輕キニ失スル失当アリ畢竟刑ノ量定甚シク不当ナリト思料ス可キ頗著ナル事由アルモノト思料スト云ヒ、弁護人大沼末吉上告趣意書第一点原判決ハ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ頗著ナル事由アルモノトス然ラハ如何ナル理由ニヨリ原判決カ其ノ刑ノ量定ニ不当過重アルヤヲ説明センニ先ツ第一ニ判示犯行ヲ為スニ至リタル動機力甚シク憫諒スルニ充分ナル価値アルモノナリ右被告人如何ニ刑余ノ人タリト雖刑余ノ人タルト否トヲ問ハス常人常ニ彼ノ如キ場合彼ノ如キ事情ニ於カレタル何人モカ彼ノ如キ犯行ヲ敢テ為スニ非サルヤノ感アル其ノ動機ハ被告人ノ恩人テアリ養父タリシAY寛力常ニ彼ニ対シモラス憤激ノ涙ヲ以テ語ルOM家ニ対スルOM一家ノ不徳義其ノモノテアル右AY寛ハ警察官其ノ他在官中寛ノ弟七郎カ二十歳頃北海道方面ヨリ無一文ニテ帰リ来リタルヲ寛力警察官トシテ貰ヒ受クル俸給ノ過半ヲ分チテ七郎ヲ東京ニ遊学セシメ為ニ七郎ハ判檢事弁護士試験ニ合格シリニナリ続イテ福岡市ノ商業會議所会頭トナリ相當財産ヲ蓄積スルニ至リタルモノナリ然ルニ右七郎ハ大正十年頃ヨリ全治スル見込ナキ病魔ニカヽリ早晚病没スルコトヲ予知シ寛ニ医師ノ意見ヲモ加ヘ福岡ニ來ランコトヲ懇請シ来リタルヲ以テ同年十二月頃寛ハ七郎ヲ福岡市ニ尋ねタルモノナリ然ル处七郎ハ寛ニ対シ死後ノ相談ヲ為シ又常々七郎ハ今日ノ地位財産ヲ得タルハ寛ノ助力ニ依ルモノナリト確信スルカ故親ト思ヒ孝養ヲ尽スト云ヘ居リタルコトモアリ然シ今ハ全ク死期ニ近付キ報恩ノ期ノ無カリシヲ詫ヒ寛ノ衣食住ヲ安定スル為ニ貸家ニ軒住宅一軒トヲ建テ遣ルカラ承知サレタイ敷地ハ既ニ買ヒ受ケ登記ノ手続ヲ了シタル旨ヲ告ケタリ其ノ後七郎ハ死亡シタルヲ以テ再ヒ福岡市ニ参リ其ノ埋葬ノ後七

郎ノ妻タリシユウ子ノ發意ニヨリ親族一同ノ立合ノ上遺産ノ調査ニ係リ銀行等ノ預金一切ヲ調ヘタルトコロ三十万円位アリト思惟シ居リタル總財産力一万四五千円位ノミナルヲ以テ右寛ハ七郎ヨリ前記ノ如キコトモアリユウ子カ財産ヲ隠匿シタルハユウ子ハ夫ノ遺志ヲ守ラヌ冷酷ナル女ナリト信シ法律ノ前ニ裁ヲ受ケント追考ヘタルカ弟七郎ノ墳墓ノ土モ乾カヌ間ニ未亡人ヲ相手ニ訴訟ヲナスカ如キハ弟ノ名譽ノ上ヨリ面白カラヌト為シ其ノ後度々交渉シタルトコロ子爵K N慎一郎ト相談ノ上返事スルトノミニシテ之ニ応セス今日ニ至リタルモノニシテソコニハ七郎ノ遺志タリシ貸家ノ影モナケレハ住家ノ形モナク登記シアルヘキ土地ヲモ存セス病床ニアル寛ハ今ニ於テモ尚一生ノ恨事トシテ被告人ニ告ケ居ルモノナリ然シテ被告ハ昭和三年九月五六日頃右寛ヲ尋ネタル際モ同様ノ事ヲ申シタルヨリ養父タリ恩人タル寛ノ此ノ恨事ヲ解決セント思惟シ又ハ解決セサル造モ一片ノ謝詞ヲ聴キ右寛ノ幾万分ノ恩ヲ報セント決意シ先ニ右ユウ子ヲ尋ネタル際モ財産ハ全部東京ニ居ル養子O M敬五郎ニ譲リタルヲ以テ右敬五郎ニ交渉スヘキ旨ヲ申シタルコトモアルヨリ東京ニ行キ敬五郎ニ交渉スヘク上京シタルモノナリ昭和三年九月七日自宅ヲ出テ翌八日東京ニ来リO M敬五郎ヲ尋ネタルモ不在ノ為敬五郎ノ妻ノ実家タルSM吉郎ニ一泊シ翌日帰リ来リタル右敬五郎ニSM方ニテ面会シ談合シタルモ実ニ不誠実ノ言動ノミニテ此ノ上ハ相州葉山ノ別邸ニアルKN子爵ヲ尋ネント同家ヲ去リ東京駅迄來リタルモSM方ヲ辞去セントスルハ何故力侮辱的言詞ヲ敢テ為シタルヲ遺憾ニ思ヒ今一度彼敬五郎ヲ尋ネ其ノ理由ヲ尋ヌルヘク翌十日午前一時頃東京府下豊多摩郡□□町字□□五□□番地ノ右敬五郎宅ヲ尋ね右敬五郎ニ面談シ反省ヲ促サント談合中明日勤先ナルSK銀行ニ來ラレン事ヲ申シタルヨ

リ既ニ午前一時過ニシテ帰ル事出来サルヨリ一泊ノ宿ヲ乞ヒタルニ言ヲ左右ニ託シテ冷酷ニモ之ヲ拒絶セルモノナリ然シテ止ムナク帰蘭ト為シタル際戸塚警察署勤務巡查渡邊鐵夫ノ為□□□派出所ニ連行セラレ不審訊問ヲ受ケタル際同巡查ノ為被告人カ相当ノ服装ヲ為シ住所氏名ノ入りタル名刺及O M敬五郎ノ親族ナルコトヲ告ケタルモ不法ニモ右巡查ハ種々乞食トカ様ノ侮辱ヲ与ヘタルヲ以テ右被告人ハ之ヲ心外ナリトシ自ラ本署ニ於テ警部ノ前ニ於テ自己ノ潔白ヲ明ニセントシ自ラ同巡查ト本署ニ赴キタルモノナリ然ルニ途中同巡查カ被告人ニ向ヒ巡查トシテ善良ナル臣民ニ口ニスヘカラサル馬鹿野呂乞食野呂ト呼ハレ無意識ノ内ニ原判決判示第一行為ノ如キ犯行ヲ為スニ至リタルモノナリ故ニ本件ノ如キ犯行ヲ為サヘルヘカラサルノ目的無ク彼ノ如キ結果ヲ引き起スニ至リ第二第三ノ犯罪ヲ重ねタルモノナリ以上ノ事實ハ被告人ノ予審ニ於ケル第一回第二回第三回公判廷ニ於ケル調書ニヨリ之ヲ証スルコトヲ得ヘク公判廷ニ於ケル証人原冬至K D G幸七S清ノ証言ニヨリテモ亦之ヲ証スルコトヲ得ヘク然リトセハ右被告人ノ犯罪ヲ為スニ至リタル動機ハ憫諒スルニ充分ナルヤ明ナリ第二ハ犯人ノ性格ニシテ被告人前科者タルノ遺憾ハ之ヲ如何トモ為スコトヲ得サルモノナレ共其ノ前科ハ被告人自ラ之ヲ恥チ本件犯行迄ハ正業ニ就キ妻モアリ子供モ三人モアルモノニシテ前記記載ノ如キ動機ナクハ再ヒ犯スヘキ罪ヲタニ予想シ得ヘカラサル良民ニ化シ居リタルモノナリ第三ハ犯罪後ノ悔悛ノ情及家庭ノ事情ニシテ本件ノ犯罪ヲ為シタル后ノ被告人ノ被害者ニ対スル責任感ヨリ実ニ申証ナシトロヲ開ケハ必ス之ヲロニスル状態ニシテ尚家族ハ妻安子外五歳ヲ頭ニ三人ノ子供アリ被告人ノ刑ノ如何ニヨリ其ノ進ムヘキ道ニ迷ヘ居ルモノナリ以上ノ如クノ事情所謂犯罪ノ動機犯罪后ノ動静家庭ノ事情本人ノ性格ヨリ原判決ノ如キ量刑ヲ為スハ甚シキ不当ニシテ原判決ハ当然刑法第

六十六条ニヨリ刑事訴訟法第四百十二条ノ規定ニ從ヒ上告理由アルモノニシテ同法第四百四十七条ニヨリ破毀ノ運命ニアルモノトスト云フニ在レトモ一件記録ヲ精査シ諸般情状ニ鑑ミルニ原審力被告ニ対シテ無期懲役刑ヲ科シタルハ其ノ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ナキヲ以テ論旨孰レモ理由ナシ

第二点原判決ハ公判手続ニ違法アルモノニシテ破毀セラルヘキモノナリ陪審法第七十九条ハ裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘキ旨ヲ規定シ本条ハ陪審員力答申ヲ為スニアタリ裁判長ノ問力何ニ解釈スヘキヤニ付疑ヲ差シ挟ミ結果陪審員各自力問書ノ趣旨ヲ別々ニ解釈シ然リ又ハ然ラスト為斯場合アリトナサンカ陪審員ノ真意ヲ知ルコトヲ得ス為ニ陪審法ノ趣旨ニ反スルコトヲ予想シ其ノ裁判長ノ問ハ法律家ニアラサル者ト云ヘトモ何人モヨク之ヲ了得シ得ヘキモノタルヤ明ニシテ仮ニ法律家ノミカ解シ得ルカ如キ所謂法律熟語又ハ如何ニ解釈シ得ヘキカニ付疑問ヲ差挾ム如キ文言ヲモ之ヲ禁シタル旨ヲ含ミタル趣旨ニシテ前審ニ於ケル裁判長ノ問ニ第一事実ニ付補問(一)中弾丸力同人ニ当ルヘキコトヲ知リ乍ラ同人ヲ殺害スヘキコトヲ知ラスシテ発射シタル為第二事実ニ付主問ニ前記同一文言第三事実ニ付主問ニ同一文言ハ明ニ法律家ノ用語ニシテ法律家ノミカヨク解釈シ得ルモノニシテ陪審員中解釈ヲ誤ルノ虞レナシトセス彼ノ如キ文言ヲ使用シタルハ明ニ陪審法第七十九条ノ趣旨ニ反スルモノニシテ違法タルヤ明ナリト云フニ在リ仍テ本件記録中原審裁判長力陪審ニ交付シタル問書ヲ閱スルニ孰レモ所論ノ如ク第一事実ニ付補問(一)中弾丸力全人ニ当ルヘキコトヲ知リナガラ全人ヲ殺害スヘキコトヲ知ラスシテ発射シタル為第二事実ニ付主問ニ前記同一文言第三事実ニ付主問ニ右全一文言ノ記載アリテ右記載ノ趣旨ハ孰レモ被告ハ弾丸力他人ニ命中スヘシト思

ヒタルモ死亡スヘシトハ考ヘスシテ發射シタリトノ意ニ外ナラサルヲ以テ苟モ三十歳以上ノ男子ニシテ読ミ書キヲ為シ得ル程度ノ陪審員ナルニ於テハ何人ト雖法律上ノ智識ヲ要セスシテ其ノ意義ヲ了解シ得ヘキ通俗的文言ニ過キシテ之カ解釈ヲ誤ルカ如キ虞アルコトナク直ニ之ニ対シ無条件ニ然リ又ハ然ラスト答ヘ得ヘキモノナルコト明ナレハ原審裁判長カ問書ニ所論ノ如キ文言ヲ使用シタルモ毫モ陪審法第七十九条ノ趣旨ニ反スル違法アルコトナシ論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事矢追秀作閲与

昭和四年六月二十五日

大審院第一刑事部

裁判長判事

判事 宇野要三郎

判事 遠藤 誠

判事 草野豹一郎

判事 高瀬幸七郎

裁判長判事藤波元雄病氣ニ付署名捺印スルコト能ハス

判事 宇野要三郎

右謄本也

昭和四年七月九日

大審院第一刑事部

⑭ H N 小一（大審院放火上告事件昭和五年五月一三日判決、上告棄却）（『大審院刑事判例集』第九卷第四号二七七頁）

昭和五年(れ)第四二二号

【上告人】被告人 H N 小一 弁護人 平山六之助

【第一審】東京地方裁判所（注、放火被告事件昭和五年一月一三日判決）

○判示事項

犯罪ノ動機ニ関スル事實ノ判断ト陪審ノ評議及証拠説明ノ要否——被告人ノ身体拘束有無ヲ記載セサル公判準備調書及鑑定人訊問調書——公判準備中ノ取調ト被告人ノ身体ノ拘束

○判決要旨

一 犯罪ノ動機ニ關スル事實ハ陪審ノ評議ニ付シテ判断スルコトヲ要セサルノミナラス証拠ニ依リテ之ヲ認メタル理由ヲ説明スルノ要ナキモノトス【要旨第一】

二 陪審事件ノ公判準備調書又ハ公判準備期日外ノ鑑定人訊問調書ニ被告人人力身体ノ拘束ヲ受ケタル事實ノ有無ニ付テノ記載ヲ欠クモ直ニ身体拘束ノ併訊問ヲ受ケ又ハ鑑定人ノ訊問ニ立会シタルモノト解スヘキニ非ス【要旨第二】

三 叙上ノ公判準備及鑑定人訊問ノ各期日ニ於ケル取調ニ際シ被告人ノ身体ノ拘束ヲ解力サルモ違法ニ非ス【要旨第三】

【参照】陪審法第七十七条、同法第九十七条、同法第四十二条、同法第四十九条（注、条文は省略）

○事 実

第一審裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ左記ノ事實ヲ認定シ刑法第百八条第二十一条ヲ適用シテ被告人ヲ懲役七年ニ処シ未決勾留日数中三百五十日ヲ本刑ニ算入スル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人ハ東京市京橋区□□町□丁目□番地ニ七棟合計十二戸ノ家屋ヲ建設所有シ之ヲDT憲吾ID忠藏KD金平其ノ他數名ニ賃貸シ内DT憲吾ニ賃貸セル家屋ノ二階ヲ自己ノ事務所ニ使用シ之ニ事務員UD喜雄及実子盛一ヲ居住セシメ居リシトコロ昭和二年四月十六日ヨリ昭和三年一月十六日ニ至ル間數回ニ瓦リ該家屋ニ対シ自己及N國五郎ノ名義ニテMJ火災保険株式会社トノ間ニ保険金三千円DF海上火災保険株式会社トノ間ニ保険金七千円借款人SY國之助ニ賃貸セル動産ニ対シ同会社トノ間ニ保険金五百円合計金一万五百円ノ火災保険契約ヲ取結ヒ置キタルモノナル處囊ニ該家屋敷地ノ所有者ヨリ土地明渡請求ノ訴訟ヲ提起セラレテ敗訴ノ已ムナキニ至ルヘキヲ予見シ且地主ニ対シ大正十五年七月以降一箇月九十六円合計千七百余円ノ地代ヲ延滞シ居ルノミナラス前記ノ家屋ヲ抵当トシテ大正十四年十月二十四日TT建物合資会社ヨリ金七千円ヲ借受ケ其ノ支払ヲ為ササル為昭和二年六月同会社ノ申請ニヨリ抵当権実行ノ競売開始決定ヲ受ケ之ニ対シテ抗告及再抗告ノ申立ヲ為シタルモ孰レモ棄却セラレテ昭和三年一月二十三日競落人YNかつヨリ競落代金ヲ納付スルニ至レリ茲ニ於テカ被告人ハ如上抵当権者ノ為永ク高利ニ苦メラレタルノミナラス遂ニハ競売ヲ実施セラレ辛辣ナル処置ヲ憤慨スルノ余リ前記家屋ニ放火シテ之ヲ焼燬シ以テ一面ニ於テハ如上ノ鬱憤ヲ霽スヘク一面ニ於テハ競落金ハ納付済ナルモ該家屋ニ対スル所有権移転登記ノ嘱託ナキ間ハ保険金ヲ自己ニ於テ領得シ得ヘキモノト思惟シ昭和三年一月二十三日午後四時過頃実子盛一ヲ浅草区雷門附近ヘ所用旁々活動写真ノ観覧ニ赴カシ

メ午後七時過頃事務員UD喜雄及来客N國五郎ノ両名ト連レ立チテ該事務所ヲ退去セントスルニ際シ被告人ハ暫時該事務所ノ二階ニ居残リ焚付用ノ松ノ一束ヲ新聞紙ニ包ミ其ノ一端ヲ該二階ノ六畳座敷ノ押入ノ襖ニ立掛け其ノ一端ニ点火シ置キテ屋外ニ立出テUD・NT共ニ該事務所ヲ立去リタル為間モナク火ハ該事務所ノ建物ニ燃移リ延テ其ノ階下ナルDT憲吾ノ住宅及其ノ西南ニ隣接セルID忠藏及KD金平ノ住家ヲ焼燬スルニ至ラシメタルモノナリ

尚第一審裁判所ハ右判示事実中犯罪構成事実ニ付テハ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタルモ爾余ノ事実ニ付テハ陪審ノ評議ニ付セサルノミナラス証拠説明ヲモ与ヘス

第一審ノ公判準備中被告人ハ昭和四年十一月十六日ノ公判準備期日ニ出頭シテ公訴事実ニ付訊問ヲ受ケ又同年十二月十二日同裁判所ニ開カレタル鑑定人訊問期日ニ検事及弁護人ト共ニ鑑定人ノ訊問ニ立会シタルカ公判準備調書及鑑定人訊問調書ニハ何レモ被告人力身体ノ拘束ヲ受ケタル事実ノ有無ニ付何等ノ記載ナシ而シテ被告人ハ本件ニ付昭和三年二月十日ヨリ原判決言渡ニ至ルマテ引続キ市谷刑務所ニ勾留セラレ居リタルモノトス

○理由

弁護人平山六之助上告趣意書第一点原判決ハ陪審ノ判断ニ依ラスシテ事実ノ認定ヲ為シタル違法アリ本件陪審ニ対スル問書ニヨレハ「被告人ハ東京市京橋区□□町□丁目□番地ニ七棟十二戸ノ家屋ヲ所有シ之ヲDT憲吾外數名ニ賃貸シ内DT憲吾方ニ階ヲ自己ノ事務所トシテ使用シ来リタルカ之ヲ焼燬センコトヲ企テ昭和三年一月二十三日午後七時頃該二階事務所ニ火ヲ放チ因テ其ノ階下ナルDT憲吾ノ住宅並其ノ西南ニ隣接セルID忠藏及KD金平等ノ住宅ヲ焼燬セシメタルモノナリヤ」トアリ之ニ対シ陪審ハ「然リ」ト答申シ居ル

モノトス然ルニ原判決ノ理由ヲ查閱スルニ「云々茲ニ於テカ被告人ハ如上抵当権者ノ為永ク高利ニ苦メラレタルノミナラス遂ニハ競売ヲ実施セラレ辛辣ナル処置ヲ憤慨スルノ余リ前記家屋ニ放火シテ之ヲ焼燬シ以テ一面ニ於テハ如上ノ鬱憤ヲ霽スヘク一面ニ於テハ競落金納付済ナルモ該家屋ニ対スル所有権移転登記ノ嘱託ナキ間ハ保険金ヲ自己ニ於テ領得シ得ヘキモノト思惟シ云々」トアリテ右抵当権者ト被告人トノ間ニ示談進行中ナリシ事実ヲ明白ニ立証シ特ニ抵当権者YZ武兵衛ハ本件公判ニ証人トシテ「被告人ヨリ貸金ノ弁済ヲ得レハ強テ競売スル意思ナク被告人人力復興局ヨリ受クヘキ筈ノ補償金ニテ示談スル意思アルタル旨」ヲ供述シ居リテ被告人ニ鬱憤ノ存スル筈ナク又斯ル事実ヲ認ムヘキ何等ノ証拠アルナシ又保険金ノ点ニ就テモ被告人ハ既ニ一月二十三日競落人力裁判所ニ其ノ代金ヲ納入シタル事実ヲ承知シ居リ従テ該家屋力競落人ニ所有権移転シタルモノナルコトハ相澤弁護士ヨリ聞知シテ諒解シ居リタル次第ニシテ登記ノ嘱託ナキ間ハ焼失スレハ其ノ保険金力被告人ニ來ルモノナリトハ何人モ考ヘタルコトナク又何等ノ証拠モ存セサルナリ然ルニ原裁判所ハ本件犯罪ノ成否ニ直接重大ノ関係アリテ法廷ニ於テモ極メテ重要ナル争点トナリタル叙上ノ二点ニ関シ何等ノ証拠ナク又陪審ノ判断ニ拠ラスシテ独断的ニ事実ヲ認定シタルハ到底違法タルヲ免レスト云フニ在レトモ○原判決ハ被告人人力本件放火罪ヲ実行スルニキ事実即チ犯罪構成事実ニ非サルヲ以テ証拠ニ依リ説明スルヲ要セサルノミナラス又固ヨリ陪審ノ評議ニ付シテ判断ヲ為スヘキ事項ニ非ス論旨ハ畢竟右犯罪ノ動機ニ付証拠ノ有無ヲ云為シ或ハ陪審ノ判断ニ依ラサルヲ攻撃スルモノニシテ上告適法ノ理由ト為ラス論旨ハ其ノ理由ナシ

同第二点昭和四年十一月十六日ノ公判準備手続ニ於テ被告人ノ犯罪事実ニ閑シ被告人ニ対シ取調ヲ為スニ当リ法廷ニ於テ被告人ノ身体ノ拘束ヲ解キタル旨ノ記載ナク又同年十二月十二日原審第二刑事部法廷ニ於テ為サレタル鑑定人訊問調書ニ依レハ本件被告人出廷シタルモ其ノ身体ノ拘束ヲ解キタル旨ノ記載ナシ凡ソ刑事訴訟法力公判廷ニ於テ被告人ノ取調並証拠調其ノ他ノ訴訟手続進行中被告人ノ身体ノ拘束ヲ解除スヘキコトヲ厳格ニ命スル所以ノモノハ出来得ル限り表現ノ自由ヲ保タシメテ其ノ利益ヲ擁護シ當該訴訟事件ニ於テ十分ナル攻撃防禦ノ途ヲ得シメントスル趣旨ニ外ナラス然ラハ公判廷ニ於テ遵守スルコトヲ命スル身体不拘束ノ原則ハ之ト同視スヘキ他ノ法廷ニ於テモ当然遵守スルヲ要スルト解スルヲ正当トスヘシ果シテ然ラハ原裁判所ハ原審公判ヘノ過程ニ於テ訴訟手続上看過スヘカラサル違法アルヲ以テ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ○公判廷以外ニ於テハ被告人ノ身体ノ拘束ニ関シ刑事訴訟法ニ何等規定スル所ナキヲ以テ所論公判準備調書及公判準備ノ為ノ鑑定人訊問ノ調書ニ何レモ被告人ノ身体ノ拘束ニ関スル何等ノ記載ナケレハトテ之ヲ以テ直ニ被告人力身体ノ拘束ヲ受ケタル併訊問ヲ受ケ或ハ鑑定人ノ訊問ニ立会シタリト断定スヘキ理ナキノミナラス仮ニ右公判ノ準備及鑑定人訊問ノ各期日ニ於ケル各取調ニ際シ被告人ノ身体ノ拘束ヲ解カサリシトスルモ為ニ其ノ手続ノ違法ヲ來スモノニ非サルヲ以テ本論旨ハ其ノ理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス検事矢追秀作閑与

⑯ SG 廣作（大審院傷害致死上告事件昭和五年六月九日判決 上告棄却）〔法律新報〕第一三〇号・昭和五年九月一五日一四頁

昭和五年(れ)第五九二号

○陪審法第九十七条第二項ト当事者ノ主張

法律上刑ノ加重減免ノ原因タル事実アルトキハ其ノ主張ノ有無ニ拘ラス之ヲ判決ニ示スヲ要スヘク其ノ事実ヲ否定スル場合ハ判決主文ニ影響ナキヲ以テ之ヲ示スノ要ナキニ似タレトモ其ノ主張アル以上判決ニ其ノ判断ヲ示スヲ相当トシ陪審法第九十七条第二項後段ノ規定ヲ設ケタルニ外ナラス故ニ裁判所力判決ニ於テ累犯ニ由ル刑ノ加重ヲ為ス場合ニハ当然之ヲ為スヘク当事者ノ主張ヲ要スルモノニ非ス、又其ノ累犯ノ關係タル前科ハ罪トナルヘキ事実ニ非サルカ故ニ陪審ノ評議ニ付スヘキモノニ非ス、尚判決ニ右前科ヲ示ス場合ニモ之ヲ認メタル理由ヲ明示スルヲ要セルモノトス

昭和五年(れ)第五九二号

判決

【傷害致死被告事件】上告棄却（原審 東京地方裁判所昭和五年三月八日判決）

【理由】

弁護人桑名邦雄上告趣意書第一点ハ原審判決ノ理由中第二項ニ於テ「尚被告人ハ大正十三年十二月二十日前橋区裁判所ニ於テ横領罪ニヨリ懲役十月ニ処セラレ當時其ノ刑ノ執行ヲ終リタルモノナリ」ト事実ノ認定ヲ為シ法律適用ノ部ニ於テ「前示前科アルヲ以テ刑法第五十三条第一項第五十七条ニ則リ同法第十四条ノ制限内ニ於テ再犯ノ加重ヲ為シタル刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヲ相当トシ：」ナリト判定セリト雖右加重ノ原因タルトコロノ前科ノ事実上ノ主張存セサルノミナラス又右前科ノ事実ノ依テ來リタルトコロノ証憑ノ説明ナク尚陪審ノ評議ノ答申ニ於テハ認容スヘキ証左存在セサルヲ以テ根拠ナク

シテ勝手ニ認容シタルノ譏リヲ免レサルモノニシテ原判決ハ理由説明不十分ナル違法ノ裁判ナリト云ハサルヘカラスト云フニアレトモ苟モ法律上刑ノ加重減免ノ原因タル事実アルトキハ其ノ主張ノ有無ニ拘ラス之ヲ判決ニ示スヲ要ナキニ似タレトモ其ノ主張アル以上判決ヲ示主文ニ影響ナキヲ以テ之ヲ示ス要ナキニ似タレトモ其ノ主張アル以上判決ニ其ノ判断ヲ示スヲ相当トシ陪審法第九十七条第二項後段ノ規定ヲ設ケタルニ外ナラス故ニ裁判所力判決ニ於テ累犯ニ由ル刑ノ加重ヲ為ス場合ニハ当然之ヲ為スヘク当事者ノ主張ヲ要スルモノニ非ス又其ノ累犯ノ関係タル前科ハ罪トナルヘキ事実ニ非サルカ故ニ陪審ノ評議ニ付スヘキモノニ非ス尚判決ニ右前科ヲ示ス場合ニモ之ヲ認メタル理由ヲ明示スルヲ要セサルモノトス故ニ原判決ハ所論ノ如キ違法ノ裁判ニ非ス論旨理由ナシ

昭和五年六月九日

大審院第二刑事部

裁判長判事	豊島 直通
判事	江崎定次郎
判事	鈴木 秀人
判事	尾佐竹 猛
判事	織田 嘉七

③R宗煥

(大審院殺人上告事件昭和七年七月一日判決、上告棄却)『大審院刑事判例集』第一卷第一二号九三六頁)

昭和七年年(れ)第六四八号

【上告人】被告人R宗煥 弁護人布施辰治・大森詮夫・河合篤・青柳盛雄

【第一審】東京地方裁判所(注、昭和七年一月一九日判決)

○判示事項

陪審事件ノ犯罪構成事実以外ノ事項ノ判示

○判決要旨

陪審事件ニ付有罪ノ判決ヲ為ス場合ニ於テ罪ト為ルヘキ事実ヲ示スノ外犯人ノ経歴及犯罪ノ動機原因等ヲ判示スルヲ妨ケス

【参照】陪審法第七十七条、同法第九十七条(注、条文は省略)

○事實

本件ハ陪審事件ニシテ原審ハ左記事実ヲ認定シ刑法第百九十九条第六十条ヲ適用シ被告人ヲ無期懲役ニ処スル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人R宗煥ハ昭和四年六月苦学ノ目的ヲ以テ朝鮮ヨリ上京シ納豆行商等ニ依リW S D工手学校ニ入学勉強中同五年五月末頃ヨリ同郷ノ先輩ニシテ労働運動ニ経験アルK駿燮ト相識ルニ及ヒ現代社会制度ノ欠陥並無産階級解放運動ノ必要ヲ感シ右K駿燮ト共ニ共産主義ノ研究ヲ為シ漸次之ニ共鳴スルニ至リ同年七月十日頃関東自由労働者組合城南地区戸越第2班ニ其ノ後同年八月十日頃同戸越班ニ加盟シ労働運動ニ從事スル一方同年九月二十日頃ヨリハ第二無産者新聞荏原支局戸越班ヲ組織シ自ラ責任者ト為リ同支局ヨリ同新聞ノ外無産青年ノ配布ヲ受ケ之ヲ班員ニ頒布スル等所謂無産階級解放運動ニ没頭シ被告人R祿鍾モ亦昭和四年十一月朝鮮ヨリ上京シ納豆行商等ニ依リ苦学中右K駿燮及被告人R宗煥等ノ感化ヲ受ケテ前記労働者組合戸越班ニ加入シ居リタルモノナルカ昭和六年一月十八日午後三時頃東京府荏原郡□□町□□千□□百□□番地TG武治方二階入口四畳半ノ間ナル被告人両

名ノ居室ニ突然荏原警察署勤務警視庁巡查小澤長重ノ訪問ヲ受ケ被告人R宗煥ハ同巡查ノ為折柄閲讀中ナリシ第二無産者新聞無産青年等ヲ発見セラレ且荏原署ニ同行スヘキコトヲ命セラレタルヲ以テ若シ同巡查ノ要求ニ応スルニ於テハ前示新聞班ノ組織等ノ事実發覚シ多數ノ同志ニ累ヲ及シ且該運動ニモ支障ヲ來スヘキコトヲ虞レ寧口同巡查ヲ殺害逃走シ右事実ノ暴露ヲ防クニ若カスト決意シ同三時三十分頃被告人R祿鍾ノ協力ヲ求メ同被告人ハ之ニ応シ茲ニ被告人両名ハ共謀ノ上被告人劉宗煥ハ右手ヲ以テ同巡查力其ノ頸部ニ着ケ居リタル洋服ネクタイヲ握リ左手ヲ以テ同巡查ノ頭部ヲ同室東側窓下ノ壁ニ押付ケテ同巡查ノ咽喉部ヲ絞扼シ被告人R祿鍾ハ両手ヲ以テ同巡查ノ足首ヲ押ヘ付ケテ其ノ抵抗ヲ防キ查ノ咽喉部ヲ絞扼シ被告人R祿鍾ハ両手ヲ以テ同巡查ノ足首ヲ押ヘ付ケテ其ノ抵抗ヲ防キ因テ同巡查ヲシテ窒息死亡セシメタルモノナリ

○主 文 本件上告ハ之ヲ棄却ス

○理由

弁護人布施辰治河合篤大森詮夫青柳盛雄上告趣意書第一点原判決ハ其ノ理由トシテ「被告人R宗煥ハ昭和四年六月苦学ノ目的ヲ以テ朝鮮ヨリ上京シ納豆行商等ニ依リ早稻田工手学校ニ入学中同五年五月末頃ヨリ同郷ノ先輩ニシテ労働運動ニ経験アルK駿燮ト相識ルニ及ヒ現代社会制度ノ欠陥並ニ無産階級解放運動ノ必要ヲ感シ右K駿燮ト共ニ共産主義ノ研究ヲ為シ漸次之ニ共鳴スルニ至リ同年七月十日頃関東自由労働組合城南地区戸越第二班ニ其ノ後同年八月十日頃戸越班ニ加盟シ労働運動ニ從事スル一方同年九月二十日頃第二無産者新聞荏原支局戸塚班ヲ組織シ自ラ責任者トナリ同支局ヨリ同新聞ノ外無産青年ノ配布ヲ受ケ之ヲ班員ニ頒布スル等所謂無産階級解放運動ニ没頭シ被告人R祿鍾モ亦昭和四年十

一月朝鮮ヨリ上京シ納豆行商等ニ依リ苦学中右K駿燮及被告人R宗煥等ノ感化ヲ受ケテ前記労働者組合戸越班ニ加入シ居リタルモノナルカ昭和六年一月十八日午後三時頃東京府荏原郡□□町□□千□百□番地TG武治方二階入口四疊半ノ間ナル被告人両名ノ居室ニ突然荏原警察署勤務警視庁巡查小澤長重ノ訪問ヲ受ケ被告人R宗煥ハ同巡查ノ為折柄閲讀中ナリシ第二無産者新聞無産青年等ヲ発見セラレ且荏原署ニ同行スヘキコトヲ命セラレタルヲ以テ若シ同巡查ノ要求ニ応スルニ於テハ前示新聞班ノ組織等ノ事実發覚シ多數ノ同志ニ累ヲ及ホシ且該運動ニモ支障ヲ來スヘキコトヲ虞レ寧口同巡查ヲ殺害逃走シ右事実ノ暴露ヲ防クニ若カスト決意シ同三時三十分頃被告人R祿鍾ノ協力ヲ求メ同被告人ハ之ニ応シ茲ニ被告人両名ハ共謀ノ上被告人R宗煥ハ右手ヲ以テ同巡查力其ノ頸部ニ着ケ居リタル洋服ネクタイヲ握リ左手ヲ以テ同巡查ノ頸部ヲ同室東側窓下ノ壁ニ押付ケテ同巡查ノ咽喉部ヲ絞扼シ被告人R祿鍾ハ両手ヲ以テ同巡查ノ足首ヲ押ヘ付ケテ其ノ抵抗ヲ防キ因テ同巡查シテ窒息死亡セシメタルモノナリ」ト事実ヲ判示シ之ニ対スル法令ノ適用ヲ示シテ居ル力右掲記ノ事実中法律上罪ト為ルヘキ事実ハ「昭和六年一月十八日午後三時頃東京都荏原郡□□町□□千□百□番地TG武治方二階入口四疊半ノ間ナル被告人両名ノ居室ニ突然荏原署勤務警視庁巡查小澤長重ノ訪問ヲ受ケ被告人R宗煥ハ（中略）同巡查ヲ殺害逃走シ右事実ノ暴露ヲ防クニ若カスト決意シ同三時三十分頃被告人R祿鍾ノ協力ヲ求メ同被告人ハ之ニ応シ茲ニ被告人両名ハ共謀ノ上被告人R宗煥ハ右手ヲ以テ同巡查力其ノ頸部ニ着ケ居リタル洋服ネクタイヲ握リ左手ヲ以テ同巡查ノ頭部ヲ同室東側窓下ノ壁ニ押付ケテ同巡查ノ咽喉部ヲ絞扼シ被告人R祿鍾ハ両手ヲ以テ同巡查ノ足首ヲ押ヘ付ケテ其ノ抵抗ヲ防キ因テ同巡查ヲシテ窒息死亡セシメタル」点ニ限り原審裁判所力陪審ノ評議ニ付シテ判断シタ

ル事実モ亦コノ点ニ止マルコトハ問書ノ内容ニ微スルモ明白テアル然ルニ原判決力右ノ点以外ノ事実ヲ判示シタルハ陪審法第九十七条第二項前段ニ抵触スルモノニシテ違法タルヲ免レス蓋シ陪審法力陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル判決ニハ陪審ノ評議ニ付セスシテ為ス裁判所ノ判決ト異リ罪トナルヘキ事実ヲ証拠ニ依リ認メタル理由ヲ説明スルノ要ナク唯陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ其ノ答申ヲ採択シテ判決シタル旨ヲ示スヲ以テ足ルモノトシタ精神ハ罪トナルヘキ事実有無ノ判断ハ陪審員ニ一任シ裁判所カソノ答申ヲ採択シテ判決スルニ際ツテハ右陪審員ノ判断ニ權威ヲ認メ敢テ裁判所ノ証拠理由ノ説明ト云フカ如キモノノ推量ヲ許サヌ又其ノ必要ナキモノトシタ点ニ在ルノテアツテ陪審ノ評議ニモ付セス又裁判所ノ証拠ニ依ツテ認メタル理由ノ説明ナキ事実ノ如キハ妄リニ判決理由中ニ判示スルコトヲ許サヌモノト解スヘキモノテアルカラテアルト云フニ在レトモ原判決ニ依レハ被告力警視庁巡査小澤長重ヲ殺害逃走セント決意シ原審相被告R祿鍾ト共謀ノ上小澤巡査ノ咽喉部ヲ絞扼シ同人ヲシテ窒息死亡セシメタリトノ犯罪構成事実ノ外被告等ノ経歴殺害ノ動機等ヲ判示シアルコト所論ノ如シト雖陪審法第七十七条ハ陪審ニ対シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ニ付答申ヲ命シ同第九十七条第二項ハ有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事実法令ノ適用ヲ示スヘシト規定スルヲ以テ罪トナルヘキ事実ニ付テハ必ス陪審ノ評議ニ付シ且有罪ノ判決ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事実ヲ示スノ要アルコト勿論ナルモ被告ノ経歴及犯罪ヲ為スニ到リタル動機原因等ニ付テハ之ヲ陪審ノ評議ニ付スルノ要ナク又判決ニ之ヲ示スコトヲ禁シタル規定存セサルノミナラス之等ハ犯情ニ関係アリ從テ量刑ニ影響ヲ及ホスヘキ事項ナルヲ以テ寧ロ之ヲ判示スルヲ相当トスルヲ以テ原判決力被告等ノ経歴及犯罪ノ動機原因等ヲ判示シタリトスルモ陪審法第九十七条第二項ニ違

背シタルモノト謂フヘカラス論旨理由ナシ

第二点原審第三回公判調書ヲ見ルニ「裁判長ハ各被告人ニ対シ本件ノ犯罪要素ニ関スル事實上及法律上ノ問題ニ付意見アリヤ否ヤヲ問ヒタルニ各被告人ハ何レモ無之旨答ヘタリ裁判長ハ陪審ニ対シ云々」（記録第二三七二丁）トアリ裁判長カ陪審法第七十六条ノ弁論ヲ終結シタル旨告ケタル形跡ハ更ニ見エスコノ旨告ケスシテ直チニ説示ニ入りタルハ違法テアルト云フニ在レトモ

原審第三回公判調書ヲ查スルニ所論記載アルヲ以テ原審裁判長ハ陪審法第七十六条ノ弁論ヲ終結シタル後陪審ニ対シ説示ヲ為シタルニ拘ラス之ニ対応スヘキ法律上ノ論点ニ付テハ唯其ノ中被告人両名ニ殺意ノ意思アリタルヤ將タ暴行ノ意思アリタルニ止マルヤノ点ニ付テノミ其ノ適用法条ノ異ナルコトヲ説示シタルニ過キシシテ其ノ余ノ三ノ場合ニ付テ法律上ノ論点ヲ説示セス依ツテ陪審員ヲシテ法律上ノ論点カ裁判長説示ノ点ノミニ存スルト云フカ如キ偏見ヲ抱カシメタル点（二）証拠ノ要領ヲ説示スルニ際ツテハ被告人両名ノ予審ニケル供述ヲ公判廷ニ於ケル供述ト対応シテ特ニ説示シ乍ラ証人ノ証言ニ付テハ其ノ予審ニ於ケル供述モ亦証拠タルニモ拘ラス全然之ヲ証拠トシテ示サヌ依ツテ陪審員ヲシテ被告人ノ予審ニ於ケル供述ノ証拠力ヲ過重評価セシメル如キ結果ヲ齎シテ居ル点ハ其ノ説示公正ヲ欠キ違法タルヲ免カレナイモノト確信スルト云フニ在レトモ

原審公判調書中裁判長ノ説示ノ部分ヲ查スルニ裁判長ハ陪審ニ対シ事実ヲ説示スルニ当リ

問題トナルヘキ各場合即被告両名ハ共謀シテ小澤巡查ヲ殺害セリヤ共謀ニ非スシテ被告R宗煥ハ小澤巡查ヲ殺害セリヤ又ハ被告R祿鍾ハ小澤巡查ヲ殺害セリヤ或ハ被告両名ハ殺害ノ意思ナク共謀シテ小澤巡查ニ対シ暴行ヲ加へ之ヲ死ニ致シタリヤ又ハ被告R祿鍾ハ小澤巡查ニ暴行ヲ加へ之ヲ死ニ致シタリヤノ点ニ付説明シタル後法律上ノ論点ニ付殺意アリトセハ殺人罪ヲ構成シ単ニ暴行ニ依リテ死亡セシメタリトセハ傷害致死罪ヲ構成スヘシトテ刑法第百九十九条第二百五条ノ要件殺意暴行ノ意義及共同正犯ニ付説明シタル旨ノ記載アルヲ以テ裁判長ハ問題ト為ルヘキ事実ニ対スル法律上ノ論点ニ付テハ總テ之ヲ説示シタルコト明白ナリ前段論旨理由ナシ陪審法第七十一条ハ証拠ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接取調ヘタルモノニ限ルモ同第七十三条第二号ハ被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキハ予審判事ノ作成シタル訊問調書ヲ証拠ト為スコトヲ得ヘキ旨ヲ規定セリ而シテ記録ニ依リ被告等ノ公判廷ニ於ケル供述ト予審調書ノ供述及証人ノ公判廷ニ於ケル供述ト予審調書ノ供述トヲ查スルニ前者ハ重要ナル点ニ付供述ヲ変更シタルニ反シ後者ハ其ノ変更ナキコト明瞭ナルヲ以テ裁判長力单ニ被告等ノ予審調書ノ供述ノミヲ証拠トシテ説示シ証人ノ予審調書ニ付何等ノ説示ヲ為ササリシハ叙上法条ニ依ル当然ノ措置ト謂フヘク説示公正ヲ欠ク違法アルコトナシ後段論旨亦理由ナシ(其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス)
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事大原昇閑与

③ R宗煥 (大審院殺人上告事件昭和七年七月一日判決、上告棄却) (『法律新聞』第三四四一號・昭和七年八月一三日一二頁)

昭和七年(れ)第六四八号

○陪審事件ト被告ノ経歴犯行動機ノ判示

判決

本籍 朝鮮咸鏡南道永興郡□□面□□里百□番地
住居 不定

土工

R 宗煥

明治四十三年一月二十二日生

右殺人被告事件ニ付昭和七年二月十九日東京地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

【本文】本件上告ハ之ヲ棄却ス

【理由】被告上告趣意書ハ要スルニ昭和六年一月十八日小澤巡查來リ談話ノ末小澤力七輪ノ中ヨリニユースヲ發見シ檢閱中自分ハ以前大崎署ニ於テ嘗メタル苦キ経験ヲ連想セル警察拘留ニ對スル極度ノ恐怖心ト今度ハ如何ニシテ逃ケネハナラヌトノ不安定ナ逃避心ト力錯綜シ失神状態ニ陥リ小澤力「警察ヘ行カウ」ト迫ル言葉ト同時ニ飛ヒ掛リ無分別無意識ノ中ニ目ニ見ヘ手ニ当ル次第振舞ヒタリ故ニ飛掛ル時手ヲ胸部ニ當テ壁側ヘ押付ケルト直ク手前ニ見エタルネクタイヲ掴ミ引振ナカラ左膝ヲ腹ノ上ニ載セルト小澤ハR君卑怯タト繰返シ全力ヲ挙ケテ足ヲバタバタルノテソコヘ目ヲ向ケル途端R祿鍾トノ視線カ合フナリ目クバセシテ彼カ何ヲスルカヲ見ル暇モナク左手ヲ小澤ノ額ニ当テ押ヘ依然ネクタイ

ヲ横へ引張リタルニ小澤ハ無力ニ横へ倒レシカハ死ヌテハナイカト疑ヒテ逃ケ二十二日逮捕セラレタルモ第一党ノ犠牲ニナリタイ氣持カラ殺意ヲ決シ意識的ニ目的ヲ果シテ逃ケタト云フ如キ考ハナカリシコト第二動機力無意識的ナルニセヨ小澤ノ死ノ原因ハ自分ノ暴行ニ存スルヲ以テ其ノ遺族ニ対シ申訳ナキコト第三自分ノ家系ハ立派ナ家柄ナルコト第四朝鮮人ノ諸問題ヲ公平ニ解決セラレタキコトヲ要求ス実ニ今回ノ事件ハ個人ノ弱性ヨリ意識的ニ起シタルニ非ス惡魔ニテモ誘ハレタル状態中ニ結果カ現ハレタルモノナレハ寛仁ナ処分ヲ願フト云フニ在レトモ本件ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件ナルヲ以テ所論中故意ニ小澤巡查ヲ殺害シタルニ非スシテ失神状態ニ陥リ無意識ノ間ニ為シタル犯行ナリトノ原判決認定事実ノ誤謬ヲ理由トスル点ニ付テハ上告ヲ為スヲ得サルカ故ニ説明ヲ与ヘス而シテ記録ニ徵スルニ原審ノ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ナシ論旨理由ナシ

弁護人布施辰治河合篤大森詮夫青柳盛雄上告趣意書第一点原判決ハ其ノ理由トシテ「被告人R宗煥ハ昭和四年六月苦学ノ目的ヲ以テ朝鮮ヨリ上京シ納豆行商等ニ依リ早稻田工手学校ニ入学中同五年五月末頃ヨリ同郷ノ先輩ニシテ労働運動ニ経験アルK駿燮ト相識ルニ及ヒ現代社会制度ノ欠陥並ニ無産階級解放運動ノ必要ヲ感シ右K駿燮ト共ニ共産主義ノ研究ヲ為シ漸次之ニ共鳴スルニ至リ同年七月十日頃関東自由労働組合城南地区戸越第二班ニ其ノ後同年八月十日頃同戸越班ニ加盟シ労働運動ニ從事スル一方同年九月二十日頃ヨリハ第二無産者新聞荏原支局戸越班ヲ組織シ自ラ責任者トナリ同支局ヨリ同新聞ノ外無産青年ノ配布ヲ受ケ之ヲ班員ニ頒布スル等所謂無産階級解放運動ニ没頭シ被告人R祿鍾モ亦昭和四年十一月朝鮮ヨリ上京シ納豆行商等ニ依リ苦学中右K駿燮及被告人R宗煥等ノ感化ヲ受ケ

テ前記労働者組合戸越班ニ加入シ居リタルモノナルカ昭和六年一月十八日午後三時頃東京府荏原郡□□町□□千□百□番地TG武治方二階入口四畳半ノ間ナル被告人兩名ノ居室ニ突然荏原警察署勤務警視庁巡查小澤長重ノ訪問ヲ受ケ被告人R宗煥ハ同巡查ノ為メ折柄阅读中ナリシ第二無産者新聞無産青年等ヲ発見セラレ且荏原署ニ同行スヘキコトヲ命セラレタルヲ以テ若シ同巡查ノ要求ニ応スルニ於テハ前示新聞班ノ組織等ノ事実發覚シ多数ノ同志ニ累ヲ及ホシ且該運動ニモ支障ヲ來スヘキコトヲ虞レ寧ロ同巡查ヲ殺害逃走シ右事実ノ曝露ヲ防クニ若カスト決意シ同三時三十分頃被告人R祿鍾ノ協力ヲ求メ同被告人ハ之ニ応シ茲ニ被告人両名ハ共謀ノ上被告人R宗煥ハ右手ヲ以テ同巡查カ其ノ頸部ニ着ケ居リタル洋服ネクタイヲ握リ左手ヲ以テ同巡查ノ頸部ヲ同室東側窓下ノ壁ニ押付ケテ同巡查ノ咽喉部ヲ絞扼シ被告人R祿鍾ハ両手ヲ以テ同巡查ノ足首ヲ押ヘ付ケテ其ノ抵抗ヲ防キ因テ同巡查ヲシテ窒息死亡セシメタルモノナリ」ト事実ヲ判示シ之ニ対スル法令ノ適用ヲ示シテ居ルカ右掲記ノ事実中法律上罪ト為ルヘキ事実ハ「昭和六年一月十八日午後三時頃東京府荏原郡□□町□□千□百□番地TG武治方二階入口四畳半ノ間ナル被告人両名ノ居室ニ突然荏原署勤務警視庁巡查小澤長重ノ訪問ヲ受ケ被告人R宗煥ハ（中略）同巡查ヲ殺害逃走シ右事実ノ曝露ヲ防クニ若カスト決意シ同三時三十分頃被告人R祿鍾ノ協力ヲ求メ同被告人ハ之ニ応シ茲ニ被告人両名ハ共謀ノ上被告人R宗煥ハ右手ヲ以テ同巡查カ其ノ頸部ニ着ケ居リタル洋服ネクタイヲ握リ左手ヲ以テ同巡查ノ頸部ヲ同室東側窓下ノ壁ニ押付ケテ同巡查ノ咽喉部ヲ絞扼シ被告人R祿鍾ハ両手ヲ以テ同巡查ノ足首ヲ押ヘ付ケテ其ノ抵抗ヲ防キ因テ同巡查ヲシテ窒息死亡セシメタル」点ニ限り原審裁判所カ陪審ノ評議ニ付シテ判断シタル事実モ亦コノ点ニ止マルコトハ問書ノ内容ニ徵スルモ明白テアル然ルニ原判決力

右ノ点以外ノ事実ヲ判示シタルハ陪審法第九十七条第二項前段ニ抵触スルモノニシテ違法タルヲ免レス蓋シ陪審法力陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル判決ニハ陪審ノ評議ニ付セシシテ為ス裁判所ノ判決ト異リ罪トナルヘキ事実ヲ証拠ニ依リ認メタル理由ヲ説明スルノ要ナク唯陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ其ノ答申ヲ採択シテ判決シタル旨ヲ示スヲ以テ足ルモノトシタル精神ハ罪トナルヘキ事実有無ノ判断ハ陪審員ニ一任シ裁判所カソノ答申ヲ採択シテ判決スルニ際ツテハ右陪審員ノ判断ニ権威ヲ認メ敢テ裁判所ノ証拠理由ノ説明ト云フカ如キモノノ推量ヲ許サス又其ノ必要ナキモノトシタル点ニ在ルノテアツテ陪審ノ評議ニモ付セス又裁判所ノ証拠ニ依ツテ認メタル理由ノ説明ナキ事実ノ如キハ妄リニ判決理由中ニ判示スルコトヲ許サヌモノト解スヘキモノテアルカラテアルト云フニ在レトモ

【判決理由】原判決ニ依レハ被告カ警視庁巡查小澤長重ヲ殺害逃走セント決意シ原審相被告R祿鍾ト共謀ノ上小澤巡查ノ咽喉部ヲ絞扼シ同人ヲシテ窒息死亡セシメタリトノ犯罪構成事実ノ外被告等ノ経歴殺害ノ動機等ヲ判示シアルコト所論ノ如シト雖陪審法第七十七条ハ陪審ニ対シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ニ付答申ヲ命シ同第九十七条第二項ハ有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事実法令ノ適用ヲ示スヘシト規定スルヲ以テ罪ト為ルヘキ事実ニ付テハ必ス陪審ノ評議ニ付シ且有罪ノ判決ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事実ヲ示スノ要アルコト勿論ナルモ被告ノ経歴及犯罪ヲ為スニ至リタル動機原因等ニ付テハ之ヲ陪審ノ評議ニ付スルノ要ナク又判決ニ之ヲ示スコトヲ禁シタル規定存セサルノミナラス之等ハ犯状ニ関係アリ從テ量刑ニ影響ヲ及ホスヘキ事項ナルヲ以テ寧ロ之ヲ判示スルヲ相当トスルヲ以テ原判決カ被告等ノ経歴及犯罪ノ動機原因等ヲ判示シタリトスルモ陪審法第九十七条

条第二項ニ違背シタルモノト謂フヘカラス論旨理由ナシ

第二点原審第三回公判調書ヲ見ルニ「裁判長ハ各被告人ニ対シ本件ノ犯罪要素ニ関スル事實上及法律上ノ問題ニ付意見アリヤ否ヤヲ問ヒタルニ各被告人ハ何レモ無之旨答ヘタリ裁判長ハ陪審ニ対シ云々」（記録第二三七二丁）トアリ裁判長カ陪審法第七十六条ノ弁論ヲ終結シタル旨告ケタル形跡ハ更ニ見エスコノ旨告ケシシテ直チニ説示ニ入りタルハ違法テアルト云フニ在レトモ原審第三回公判調書ヲ查スルニ所論記載アルヲ以テ原審裁判長ハ陪審法第七十六条ノ弁論ヲ終結シタル後陪審ニ対シ説示ヲ為シタルコト明白ナレハ裁判長ハ特ニ弁論ヲ終結シタル旨ヲ告ケサリシトスルモ違法ニ非ス論旨ハ理由ナシ

第三点原審裁判長ハ此ノ説示ニ於テ（一）問題トナルヘキ事実ヲ説示スルニ際ツテハ場合ヲ四ツニ分チ問題ノ所在ヲ説明シタルニ拘ラス之ニ対応スヘキ法律上ノ論点ニ付テハ唯其ノ中被告人両名ニ殺意ノ意思アリタルヤ將タ暴行ノ意思アリタルニ止マルヤノ点ニツイテノミ其ノ適用法条ノ異ナルコトヲ説示シタルニ過キシテ其ノ余ノミノ場合ニ付テ法律上ノ論点ヲ説示セス依ツテ陪審員ヲシテ法律上ノ論点カ裁判長説示ノ点ノミニ存スルト云フカ如キ偏見ヲ抱カシメタル点（二）証拠ノ要領ヲ説示スルニ際ツテハ被告人両名ノ予審ニ於ケル供述ヲ公判廷ニ於ケル供述ト対応シテ特ニ説示シ乍ラ証人ノ証言ニ付テハ其ノ予審ニ於ケル供述モ亦証拠タルニモ拘ラス全然之ヲ証拠シテ示サス依ツテ陪審員ヲシテ被告人ノ予審ニ於ケル供述ノ証拠力ヲ過重評価セシメル如キ結果ヲ齎シテ居ル点ハ其ノ説示公正ヲ欠キ違法タルヲ免カレナイモノト確信スルト云フニ在レトモ原審公判調書中裁判長ノ説示ノ部分ヲ査スルニ裁判長ハ陪審ニ対シ事実ヲ説示スルニ在ルノ当リ問題ト為ルヘキ各場合即被告両名ハ共謀シテ小澤巡查ヲ殺害セリヤ共謀ニ非スシテ被告R宗煥ハ小澤巡查ヲ殺害セ

リヤ又ハ被告R祿鍾ハ小澤巡査ヲ殺害セリヤ或ハ被告両名ハ殺害ノ意思ナク共謀シテ小澤巡査ニ対シ暴行ヲ加ヘ之ヲ死ニ致シタリヤ又ハ被告R祿鍾ハ小澤巡査ニ暴行ヲ加ヘ之ヲ死ニ致シタリヤ又ハ被告R祿鍾ハ小澤巡査ニ暴行ヲ加ヘ之ヲ死ニ致シタリヤノ点ニ付説明シタル後法律上ノ論点ニ付殺意アリトセハ殺人罪ヲ構成シ单ニ暴行ニ依リテ死亡セシメタリトセハ傷害致死罪ヲ構成スヘシトテ刑法第百九十九条第二百五条ノ要件殺意暴行ノ意義及共同正犯ニ付説明シタル旨ノ記載アルヲ以テ裁判長ハ問題ト為ルヘキ事実ニ付スル法律上ノ論点ニ付テハ總テ之ヲ説示シタルコト明白ナリ前段論旨理由ナシ陪審法第七十一条ハ証拠ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接取調ヘタルモノニ限ルモ同第十七条第二号ハ被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ付シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキハ予審判事ノ作成シタル訊問調書ヲ証拠ト為スコトヲ得ヘキ旨ヲ規定セリ而シテ記録ニ依リ被告等ノ公判廷ニ於ケル供述ト予審調書ノ供述及証人ノ公判廷ニトシテ説示シ証人ノ予審調書ニ付何等ノ説示ヲ為ササリシハ叙上法条ニ依ル当然ノ措置ト謂フヘク説示公正ヲ欠ク違法アルコトナシ後段論旨亦理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事大原昇閥与

昭和七年七月一日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵吉

判事 江崎定次郎
判事 遠藤 誠
判事 齋藤 三郎
判事 沼 義雄

⑤0 A K久三郎 (大審院放火上告事件昭和一〇年二月一一日判決、上告棄却) (大審院刑事判例集) 第一四卷第三号二〇一頁)

昭和九年(れ)第一七五九号

【上告人】被告人A K久三郎 弁護人相澤龜平壽
【原審】東京地方裁判所 (注、昭和九年一二月四日判決)

○判示事項

陪審法第九十七条ト刑事訴訟法第三百六十条トノ関係

○判決要旨

陪審法第九十七条ハ刑事訴訟法第三百六十条ノ適用ヲ除外スル特別規定ナリ

【参考】刑事訴訟法第三百六十条、陪審法第九十七条 (注、条文省略)

○事実

第一審裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シ左記ノ事実ヲ認定シ刑法第一百八条第二十一条刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ被告人ヲ懲役六年ニ処ス但シ未決勾留日数中三百日ヲ右本刑ニ算入ス訴訟費用中陪審費用ヲ除ク外全部被告人ノ負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ
被告人ハ昭和七八月初頃ヨリ其ノ妻ノ兄M O源四郎所有ノ東京市渋谷区□□谷□□町千□百□□番地所在木造亞鉛葺平家二戸建長屋一棟ノ内北側ノ一戸ヲ賃借シ之ニ居住シテ

オゾン治療行為営業ニ從事中其ノ営業振ハス金錢ニ窮シ居リタル折柄同年十一月二十七日右居宅内ノ動産ヲ目的トシテTK動産火災保険株式会社トノ間ニ保険金額千円ノ火災保険契約ヲ為シタルヲ奇貨トシ前示家屋ニ放火シ之ト共ニ右動産ヲ燒燬シ因テ該保険金ヲ取得セムト決意シ同月二十九日午後九時三十分過頃前記居宅内八畳室ノ北側ヲ待合室又ハ南側ヲ治療室ニ區別スル為其ノ中央ニ張リ置キタル木綿製カーテンノ略中央稍南寄邊ノ右治療室内ニ燃焼中ノ煉炭焜炉ヲ置キ其ノ上ニ該カーテンヲ掛け置キ且右煉炭焜炉ノ傍ニ徳用燐寸箱ヲ置キ之ニ接近シテ瓦斯ゴム管横タハリ其ノ元ノ栓ヲ開キ置キテ且右煉炭焜炉ノ火力前記カーテンニ燃移リ又之ヨリ漸次右燐寸及瓦斯ゴム管等ニ引火シ前示家屋ニ延焼スル様裝置シ以テ放火シ因テ南側ノ一戸ニKY茂生及其ノ家族等居住中ノ前示二戸建長屋一棟ヲ燒燬シタルモノナリ

尚第一審判決ハ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シタル旨判示スルモ証拠説明ヲ為サス

○主文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

○理由

弁護人相澤龜平壽上告趣意書第三点ハ判決ニ理由ヲ付セサルノ違法アリ刑事訴訟法第四百十条第十九号ニハ判決ニ理由ヲ付セサルトキハ上告ノ理由アリト規定セリ同条ニ所謂判決ノ理由トハ判決ノ基本ヲナス事實ヲ認定スルニ足ルヘキ証拠等ヲ意味スルモノナリ然ルニ本判決書ヲ見ルニ刑式上理由トシテ掲ケタル處ハ單ニ罪トナルヘキ事實ノ経過ヲ述ヘタルニ過キシテ其ノ事實力如何ナル証拠ニヨリ被告人ノ故意行為ト断定シ得ルヤノ理由ヲ欠クモノナリ尤モ陪審法第九十七条ニ陪審ノ答申ヲ採択シ判決ノ言渡ヲナスニハ裁判所ハ陪

審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲナシタル旨ヲ示スヘシト規定シ此ノ点丈ヶヲ示セハ前示ノ理由ハ其ノ必要ナキカ如ク見ユルモ然ラス判決ニハ其ノ民事タルト刑事タルトヲ問ハス其ノ判決ノ理由ニハ肯定スヘキ又ハ否定スヘキ根拠ヲ示ササルヘカラサルハ自明ノ理ナリ然ルヲ陪審法カ特ニ陪審ノ評議ニ附シ云々ト記載ヲ命シタルハ判決カ陪審ニ付シタル判決ナルヤ否ヤヲ明カナラシメタルニ外ナラス為ニ一般原則タル判決ノ理由ヲ省クモ差支ナシトスル法意ニ非スト信ス之判決ニ理由ヲ欠クト云フニ在レトモ
陪審法第九十七条ハ刑事訴訟法第三百六十条ノ特別規定ニシテ陪審事件ニ付有罪ノ判決ヲ為スニハ罪トナルヘキ事實並法律ノ適用ヲ示シ且陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示セハ足リ証拠説明ヲ要セサルコトヲ定メタルモノト解スルヲ正当ナリトス從テ原判決ニハ所論ノ違法アルコトナク論旨理由ナシ（其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス）

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事秋山要閔与

③ M T 忠夫（東京地方裁判所放火被告事件昭和一三年一月一日決定、付公判）

○予審終結決定

本籍 □……〔中略〕……□
住居 東京市王子区赤羽□ノ□□□

酒類小売兼飲食店業

M T 忠夫

当四十二年

右ニ対スル放火被告事件ニ付予審ヲ遂ケ終結決定ヲ為スコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ東京刑事地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ昭和十一年二月頃ヨリ東京市王子区赤羽□ノノ□□三於テ酒類小売業兼飲食店ヲ開業シN H簡易火災保険株式会社トノ間ニ右店舗ノ家財道具類並營業用什器商品ニ付保険金一千四百五十円ノ保険契約ヲ締結シ居タルモノナルトコロ、偶々昭和十三年五月七日午後十二時頃附近ノ麻雀俱楽部ヨリ帰宅シ店舗ノコンクリート土間ニ置キアリタルビール半打入空箱ノ上ノ練炭火鉢カ稍々片寄リ居ルヲ見テ之ヲ空箱ノ中央部ニ異動セシメントシテ過ツテ之ヲ倒シタル際、火鉢ノ中ヨリ燃工残リノ練炭ノ火カ土間ニ転リ出テ右火鉢ニ接近シテ在リタルキツコーマン醤油ノ空箱内ノ古新聞ニ接触シタルヲ見テ、之ヲ其併放置スレハ火災ヲ惹起スヘキコトヲ知リ乍ラ、前記保険金ヲ取得セントヲ思ヒ、何等鎮火ノ手段ヲ講セス其併就寝シ、之カ為メ間モナク右練炭ノ火ヲ右古新聞及空箱等ニ燃工移ラシメ因テ被告人居住中ノ□□□及□□□□共有ノ右家屋一棟及其ノ隣家ナル□□所有ノ家屋一棟ヲ焼燬セシメタルモノナリ

右ノ事実ハ之ヲ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑十分ニシテ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スル犯罪ナリト思料スルヲ以テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和十三年一一月二日

東京刑事地方裁判所

予審判事 河本喜與之

(注) 出典：中野次雄「ある陪審事件の審理——一つの資料として——」（『法曹時報』第三七卷第五号・一九八五年五月）

六 新聞報道に見る陪審公判

東京朝日新聞、東京日日新聞、読売新聞、時事新報（昭和11年12月まで）、報知新聞、中外商業新報、都新聞、国民新聞、東京毎日新聞（昭和7年11月まで）、中央新聞、萬朝報、やまと新聞（昭和7年5月まで）、二六新報、法律新聞、法律新報などに掲載された、東京地方裁判所において行われた陪審公判に関する記事の事件の概要と目録を収録した。

更に、大正一二（一九二三）年四月一八日陪審法が公布されて、昭和一八（一九四三）年四月一日施行停止されるまでの間に生起した種々様々な事柄：陪審法施行の準備、陪審法実施の状況・問題点、陪審法の改正・施行停止など：について、法律新聞、法律新報、東京朝日新聞、東京日日新聞、読売新聞を中心に掲載された記事の目録のほか、司法省司法書記官の所見を収録した。

（注1）本稿に収録した新聞記事は、国立国会図書館のマイクロフィルム版で検索収集したものである。

（注2）現存している紙面は、陪審公判の一部を掲載したものしか残っていないものが多く、陪席判事名、弁護人名、論告・求刑・判決などが欠けていたりして、資料としては不十分なものが多いである。

（注3）広島控訴院館内および大阪控訴院間内における陪審公判についての新聞記事は、全文翻刻して資料集に収録した。しかし、本

稿においては、「事件の概要」として、公訴事実も参考にして、要約したものと記載するに止めた。全文を収録するには、記事の分量が余りにも大量すぎて、現在のところ、全文翻刻は困難である。

1 陪審公判記事

① YF 寒子（放火未遂被告事件昭和三年一二月二日判決無罪）

○事件の概要 本件公訴事実は、「被告人YF 寒子（二二）は、昭和二年七月より夫卯一と共に東京府下荏原郡□□町□□に家屋一棟を借り菓子販売業を営み來たりたるも、営業意の如くならず各取引先に関する負債を増して二千円以上となり其督促を受くること度々にて、殊に毎月勘定日には夫卯一外出し被告人代りて之が應対を為さざるを得ざるに苦しみ居りしものなるところ、昭和三年三月一二、三日頃、被告人は、右所有不動産に就き夫卯一のTK火災保険株式会社外保険会社に合計金八千円の保険契約を締結しあるを知りたるにより、右保険金の払渡を受け前記負債の償却を為し生活の安易を得んが為め、右家屋に放火し之を焼燬せんことを決意し、同月十五日午前二時頃独り起き出て、店舗帳場より新聞紙二枚を取り出し台所に於て予め用意し置きたる揮発油を該新聞紙に注ぎたる上、隣接の二畳間に到り其部屋と店舗との境に在る襖の下部の破れたる箇所に右新聞紙を押込み、所携の燐寸を以て之に放火したる後寝室に引返したるも、同二時二十分頃発火の音を聞き遽かに恐怖を感じ、夫卯一を振り起し共に消火に努め襖一枚を焼きたるのみにて、家屋焼燬の目的を遂げざりしものなり」というものであつた。

被告人は、警察や検事局では犯行を認めていたが、予審においては第三回調書からは自白を翻して否認し、再度検事が取調べると自白する（しかし、署名は拒否）が、予審判事のところ

へ帰るとまた否認するなどしたので、証拠不十分で免訴の決定がなされた（注3参照）。しかし、検事が抗告して、東京控訴院は抗告を採用し、再び予審に廻されて有罪となり公判に付された。被告人は、公判準備手続においても放火を否認して、陪審公判に付された。審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火未遂の事実」に対しても「然らず」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を下した。

- 1 「東京日日」昭和三年一月二三日「これが東京で最初の陪審（一度免訴となつた：放火事件）」
- 「東京朝日」昭和三年一月二九日「あす現場臨検の上、いよ／＼陪審公判」
- 「萬新報」昭和三年一月三〇日夕「最初の陪審法で裁れる放火事件（ふ被告宅を実地検証）」
- 「東京朝日」昭和三年一月三〇日「陪審裁判開廷に決す：最初の陪審公判」
- 5 「東京日日」昭和三年一月三〇日「東京の初陪審は来る十七日」
- 「読売新聞」昭和三年一月三〇日「美貌の人妻にまつはる謎（ふ現場検証を行つた）」
- 「時事新報」昭和三年一月三〇日「初めて女被告、腕試し陪審公判は来月十七日頃」
- 「報知新聞」昭和三年一月三〇日「東京の初陪審は人妻の放火（十二月十七日開廷）」
- 「都新聞」昭和三年一月三〇日「放火未遂事件が東京最初の陪審」
- 10 「国民新聞」昭和三年一月三〇日「女が被告の陪審は来月（東京が皮切り）」
- 「東京朝日」昭和三年一二月四日夕「東京最初の陪審公判（よいよ期日決す）」
- 「法律新聞」昭和三年一二月一〇日「東京の女被告陪審」
- 「東京朝日」昭和三年一二月一一日夕「陪審関係者呼出し」
- 「東京日日」昭和三年一二月一一日夕「美妻の放火事件、絶好の陪審（証人卅名に）」
- 「報知新聞」昭和三年一二月一一日夕「大懸りとなる放火の陪審公判（裁判所も待ち構へる）」

- 「中外商業」昭和三年一二月一六日夕「東京最初の陪審裁判各方面から注目されて一七日開廷」
- 「東京朝日」昭和三年一二月一六日「興味をあつめる若い女の放火事件」
- 「都新聞」昭和三年一二月一六日「傍聴券は公平に抽籤で渡す東京最初の陪審裁判」
- 「東京毎日」昭和三年一二月一七日夕「法相以下総登場で、東京初の陪審公判」
- 「東京日日」昭和三年一二月一七日「けふ東京に初の陪審公判放火美人のさばき」
- 「読売新聞」昭和三年一二月一七日「大官連の前でけふ初陪審免訴ともなった放火」
- 「時事新報」昭和三年一二月一七日「けふ最初の陪審、証人だけ廿八名断罪の資料」
- 「報知新聞」昭和三年一二月一七日「けふ東京で最初の陪審公判を開廷女の被告は…始めて」
- 「中外商業」昭和三年一二月一七日「被告—美貌の妻を中心検事対弁護士の論戦」
- 「国民新聞」昭和三年一二月一七日「疑問の放火事件に、けふ帝都の初陪審」
- 「中央新聞」昭和三年一二月一七日「斯界お歴々も傍聴で陪審裁判封切る」
- 「萬朝報」昭和三年一二月一七日「法相始めお歴々総出でけふ初の陪審裁判」
- 「東京朝日」昭和三年一二月一八日夕「若い婦人を被告として、帝都最初の陪審公判」
- 「東京日日」昭和三年一二月一八日夕「美人火の呪ひを東京の初陪審原法相以下も居並び」
- 「時事新報」昭和三年一二月一八日夕「聞き洩らすまいと緊張する陪審員達着物揃ひで」
- 「報知新聞」昭和三年一二月一八日夕「うら若き放火の美人、東京初の陪審廷に立つ」
- 「中外商業」昭和三年一二月一八日夕「けふ東京最初の陪審公判開かる謎の放火事件」
- 「国民新聞」昭和三年一二月一八日夕「美人被告が大人気、早朝から裁判所へ」
- 「東京毎日」昭和三年一二月一八日夕「社会注視的・東京初の陪審裁判開かる」
- 「中央新聞」昭和三年一二月一八日夕「選ばれた諸員の腕だめし、帝都最初の陪審公判」
- 35 ○○○○「東京の初陪審(続報)耳傾けた:卯一の証人訊問」
- 「東京毎日」昭和三年一二月一八日夕「社会注視的・東京初の陪審裁判開かる」
- 「中央新聞」昭和三年一二月一八日夕「選ばれた諸員の腕だめし、帝都最初の陪審公判」
- 「東京朝日」昭和三年一二月一八日夕「けふ東京に初の陪審公判開廷:第二日の証人調べ」
- 「東京日日」昭和三年一二月一八日夕「帝都に於ける初の陪審法廷に裁かるゝは美しき若妻」
- 「萬朝報」昭和三年一二月一八日「裁かれる妻へ、夫が有利な証言寒子の夫卯一」
- 「都新聞」昭和三年一二月一八日「美人被告の放火事件に、物々しい陪審裁判」
- 「国民新聞」昭和三年一二月一八日「捷に堰かれる夫婦が、法廷で淋しき出会い」
- 「中外商業」昭和三年一二月一八日「捷に堰かれる夫婦が、法廷で淋しき出会い」
- 「中央新聞」昭和三年一二月一八日「裁かれる妻へ、夫が有利な証言寒子の夫卯一」
- 「萬朝報」昭和三年一二月一八日「被告に有利な証言大森署の自白強要が事実か」
- 「二六新報」昭和三年一二月一八日「帝都に於ける初の陪審法廷に裁かるゝは美しき若妻」
- 「萬朝報」昭和三年一二月一八日「亭主が妻女へ有利な証言馬込町女放火事件」
- 「東京朝日」昭和三年一二月一九日夕「正確な時間で陪審開廷:第二日の証人調べ」
- 「東京日日」昭和三年一二月一九日夕「どの証人も被告に有利保険の付方も自然」
- 「時事新報」昭和三年一二月一九日夕「利益の証言けふの公判に続々、取引先等七人調べた」
- 「中外商業」昭和三年一二月一九日夕「陪審員もイタについてけふも証人調べの放火事件」
- 「国民新聞」昭和三年一二月一九日夕「証人は悉く有利な証言東京の陪審公判二日目」
- 「東京毎日」昭和三年一二月一九日夕「例の放火事件・証人の陳述は被告に有利」
- 「中央新聞」昭和三年一二月一九日夕「取調べに何れも有利な証言を与ふ」

- 「萬朝報」昭和三年一二月一九日夕「けふの陪審廷は証人調べ陳述は何れも被告に有利」
- 「東京朝日」昭和三年一二月一九日「陪審の法廷に親子泣き伏す寒子事件第二日の午後」
- 「東京日日」昭和三年一二月一九日「子を思ふ親心に法廷皆すゝり泣く初陪審の劇的シーン」
- 「読売新聞」昭和三年一二月一九日「をつとの実家には財産が三万円ある…[日目]」
- 「時事新報」昭和三年一二月一九日「姉が与へた其手柄妹の公判に姉が出廷して…大事の証言」
- 「報知新聞」昭和三年一二月一九日「陪審員も傍聴人も満廷悉く泣き伏す私の児を抱かせて」
- 「中外商業」昭和三年一二月一九日「実父の悲痛な答弁に被告狂乱して泣く検事の顔も曇り」
- 「都新聞」昭和三年一二月一九日「証人台に上った父と、被告の娘が涙の対面」
- 「国民新聞」昭和三年一二月一九日「涙に濡れた陪審裁判、証拠調べで日延べ」
- 「中央新聞」昭和三年一二月一九日「証人調べに親も子も泣く陪審裁判[日(午後)]」
- 「萬朝報」昭和三年一二月一九日「親も子も法官も満廷はたゞ嗚咽証人は全部被告に有利」
- 「二六新報」昭和三年一二月一九日「東京最初の陪審公判続行第二日劈頭又被告に有利な証言」
- 「やまと新聞」昭和三年一二月一九日「陪審廷で父娘泣きくづる放火公判二日目の午後に[」
- 「東京朝日」昭和三年一二月二〇日夕「けふは法廷に意外！恋物語寒子陪審の第三日」
- 「東京日日」昭和三年一二月二〇日夕「大入りの法廷に珍問答続出劇的情景が人気を呼んで」
- 「時事新報」昭和三年一二月二〇日夕「陪審三日目五人の証人しらべ、一度は確かに外から放火」
- 「中外商業」昭和三年一二月二〇日夕「忍び込むに都合よい家だ出る証人も：被告有利」
- 「国民新聞」昭和三年一二月二〇日夕「謎は深まる放火の真犯人東京陪審公判第三日目」
- 「中央新聞」昭和三年一二月二〇日夕「二階に寝てみると屋根に怪しの足音…[第三日目]」
- 「東京朝日」昭和三年一二月二〇日「警察関係の証人醜態を演ず笑込まれてはしどろもどろ」
- 70 ○「東京日日」昭和三年一二月二〇日夕「大入りの法廷に珍問答続出劇的情景が人気を呼んで」
- 70 ○「時事新報」昭和三年一二月二〇日夕「陪審三日目五人の証人しらべ、一度は確かに外から放火」
- 70 ○「中外商業」昭和三年一二月二〇日夕「忍び込むに都合よい家だ出る証人も：被告有利」
- 70 ○「国民新聞」昭和三年一二月二〇日夕「謎は深まる放火の真犯人東京陪審公判第三日目」
- 75 ○「中央新聞」昭和三年一二月二〇日夕「二階に寝てみると屋根に怪しの足音…[第三日目]」
- 75 ○「東京朝日」昭和三年一二月二〇日「警察関係の証人醜態を演ず笑込まれてはしどろもどろ」

- 「やまと新聞」昭和三年一二月二一日夕「前後二時間にわたり寒子の放火を主張：検事の論告」
- 「東京朝日」昭和三年一二月二一日「陪審員の答申けふに延期女故に評決を誤るなど検事」
- 「東京日日」昭和三年一二月二一日「彼女の涙は何を語ると病める弁護士の熱弁」
- 「読売新聞」昭和三年一二月二一日「きのふもカン詰め論告と弁護とに一日を費して」
- 「時事新報」昭和三年一二月二一日「五日間の陪審公判注目すべき此の収穫、裁判官の態度」
- 「報知新聞」昭和三年一二月二一日「陪審員また缶詰、放火事件けふ大詰」
- 「中外商業」昭和三年一二月二一日「鮮かな検事の論告たまりかねて寒子つひに号泣」
- 「都新聞」昭和三年一二月二一日「陪審裁判の弁論、火花を散して夜に入る」
- 「国民新聞」昭和三年一二月二一日「寒子の所業と検事の論告指纹で弁護士は無罪を主張」
- 「中央新聞」昭和三年一二月二一日「放火と断じられ、被告のくやし泣き」
- 「萬朝報」昭和三年一二月二一日「犯人は寒子と峻烈な論告弁護士は無罪を主張」
- 「三六新報」昭和三年一二月二一日「帝都最初の陪審公判第四日で終結」
- 「やまと新聞」昭和三年一二月二一日「答申と判決けふに延期寒子に峻烈な論告を下し」
- 「東京朝日」昭和三年一二月二二日夕「緊張に身も戦く山藤寒子断罪の日：説示」
- 「東京日日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か興味深き陪審の裁き陪審員の腕を」
- 「時事新報」昭和三年一二月二二日夕「問書の意味不明瞭、けふ答申に大問題」
- 「報知新聞」昭和三年一二月二二日夕「つけたが消した、真か偽か裁判長より陪審員へ」
- 「中外商業」昭和三年一二月二二日夕「弁護士に突込まれ、裁判長問書を改む」
- 「東京毎日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か大詰めの裁き、運命の決まる日」
- 「中央新聞」昭和三年一二月二二日夕「諄々と諭す裁判長の説示陪審員の答申は午後」
- 100
 ○ 「やまと新聞」昭和三年一二月二一日夕「前後二時間にわたり寒子の放火を主張：検事の論告」
- 「東京朝日」昭和三年一二月二一日「陪審員の答申けふに延期女故に評決を誤るなど検事」
- 「東京日日」昭和三年一二月二一日「彼女の涙は何を語ると病める弁護士の熱弁」
- 「読売新聞」昭和三年一二月二一日「きのふもカン詰め論告と弁護とに一日を費して」
- 「時事新報」昭和三年一二月二一日「五日間の陪審公判注目すべき此の収穫、裁判官の態度」
- 「報知新聞」昭和三年一二月二一日「陪審員また缶詰、放火事件けふ大詰」
- 「中外商業」昭和三年一二月二一日「鮮かな検事の論告たまりかねて寒子つひに号泣」
- 「都新聞」昭和三年一二月二一日「陪審裁判の弁論、火花を散して夜に入る」
- 「国民新聞」昭和三年一二月二一日「寒子の所業と検事の論告指纹で弁護士は無罪を主張」
- 「中央新聞」昭和三年一二月二一日「放火と断じられ、被告のくやし泣き」
- 「萬朝報」昭和三年一二月二一日「犯人は寒子と峻烈な論告弁護士は無罪を主張」
- 「三六新報」昭和三年一二月二一日「帝都最初の陪審公判第四日で終結」
- 「やまと新聞」昭和三年一二月二一日「答申と判決けふに延期寒子に峻烈な論告を下し」
- 「東京朝日」昭和三年一二月二二日夕「緊張に身も戦く山藤寒子断罪の日：説示」
- 「東京日日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か興味深き陪審の裁き陪審員の腕を」
- 「時事新報」昭和三年一二月二二日夕「問書の意味不明瞭、けふ答申に大問題」
- 「報知新聞」昭和三年一二月二二日夕「つけたが消した、真か偽か裁判長より陪審員へ」
- 「中外商業」昭和三年一二月二二日夕「弁護士に突込まれ、裁判長問書を改む」
- 「東京毎日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か大詰めの裁き、運命の決まる日」
- 「中央新聞」昭和三年一二月二二日夕「諄々と諭す裁判長の説示陪審員の答申は午後」
- 105
 ○ 「やまと新聞」昭和三年一二月二一日「答申と判決けふに延期寒子に峻烈な論告を下し」
- 「東京朝日」昭和三年一二月二二日夕「緊張に身も戦く山藤寒子断罪の日：説示」
- 「東京日日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か興味深き陪審の裁き陪審員の腕を」
- 「時事新報」昭和三年一二月二二日夕「問書の意味不明瞭、けふ答申に大問題」
- 「報知新聞」昭和三年一二月二二日夕「つけたが消した、真か偽か裁判長より陪審員へ」
- 「中外商業」昭和三年一二月二二日夕「弁護士に突込まれ、裁判長問書を改む」
- 「東京毎日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か大詰めの裁き、運命の決まる日」
- 「中央新聞」昭和三年一二月二二日夕「諄々と諭す裁判長の説示陪審員の答申は午後」
- 110
 ○ 「やまと新聞」昭和三年一二月二一日「答申と判決けふに延期寒子に峻烈な論告を下し」
- 「東京朝日」昭和三年一二月二二日夕「緊張に身も戦く山藤寒子断罪の日：説示」
- 「東京日日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か興味深き陪審の裁き陪審員の腕を」
- 「時事新報」昭和三年一二月二二日夕「問書の意味不明瞭、けふ答申に大問題」
- 「報知新聞」昭和三年一二月二二日夕「つけたが消した、真か偽か裁判長より陪審員へ」
- 「中外商業」昭和三年一二月二二日夕「弁護士に突込まれ、裁判長問書を改む」
- 「東京毎日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か大詰めの裁き、運命の決まる日」
- 「中央新聞」昭和三年一二月二二日夕「諄々と諭す裁判長の説示陪審員の答申は午後」
- 115
 ○ 「やまと新聞」昭和三年一二月二一日「答申と判決けふに延期寒子に峻烈な論告を下し」
- 「東京朝日」昭和三年一二月二二日夕「緊張に身も戦く山藤寒子断罪の日：説示」
- 「東京日日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か興味深き陪審の裁き陪審員の腕を」
- 「時事新報」昭和三年一二月二二日夕「問書の意味不明瞭、けふ答申に大問題」
- 「報知新聞」昭和三年一二月二二日夕「つけたが消した、真か偽か裁判長より陪審員へ」
- 「中外商業」昭和三年一二月二二日夕「弁護士に突込まれ、裁判長問書を改む」
- 「東京毎日」昭和三年一二月二二日夕「有罪か無罪か大詰めの裁き、運命の決まる日」
- 「中央新聞」昭和三年一二月二二日夕「諄々と諭す裁判長の説示陪審員の答申は午後」

○「法律新聞」昭和三年一二月三〇日 「探偵的興味をそゝる東京の初陪審」

(注) ①事件については、次の事件紹介がある。

(1) 塚崎直義「寒子放火事件の陪審裁判」(『改造』第11巻第2号、一九二九年四月)

(2) 山崎有信「附録 東京初陪審寒子の放火事件」(山崎有信『陪審裁判殺人未遂か傷害か』法律新報社・一九二九年一月)

(3) 森長英二郎「美人放火未遂陪審裁判事件」(『続史談裁判』日本評論社・一九六九年八月。後に、森長英三郎『新編史談裁判』(三)、日本評論社・一九八四年六月に収録)

② O T 長吉 (殺人未遂被告事件昭和四年二月二八日判決、傷害・懲役一年)

○事件の概要 被告人 O T 長吉 (六四・大工) は、白狐のおきみと呼ばれたばくれん (注、あばずれ 女で二〇年前に別れた前妻きみ (六二) と、昭和三年三月再び結婚同棲したが、以前きみに情夫があつたというので痴話喧嘩が絶えなかつたところ、同三年九月一二日午前四時頃、まみが老顔に厚化粧して外出しようとしたのを見咎め、口論の揚げ句かつとなつて、仕事用のノミと小刀を振り回し、まみの胸部手足を滅多斬りにした。

被告人は、警察、検事局、予審では、殺す積もりだつたと自白していたが、公判準備手続で殺意を否認し陪審公判となつた。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「傷害致死の事実」に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事の懲役一年の求刑に対しても、弁護人から執行猶予の弁論があつたが、裁判長は求刑通り懲役一年の判決を言渡した。

○「東京朝日」昭和四年二月八日 「陪審となる二つの殺人未遂官角力と白狐のおきみ」

○「読売新聞」昭和四年二月八日 「前後して陪審に痴情劇二種老大工の白狐のお君殺しと」

- 「法律新聞」昭和四年一二月三〇日 「東京の陪審来る廿六七日の両日」
- 「東京朝日」昭和四年一二月二六日夕 「第二回陪審開廷」
- 「東京朝日」昭和四年二月二七日夕 「妻殺しの老大工に陪審公判開かる潮と寄せた傍聴人」
- 「東京日日」昭和四年二月二七日夕 「殺意が問題東京二度目の陪審、至極ノンビリと進む」
- 「東京朝日」昭和四年二月二七日 「少女の証言に満廷緊張す妻殺し未遂老大工の陪審」
- 「読売新聞」昭和四年二月二七日 「初から殺意と、不利な証言白狐のお君殺しの老大工」
- 「東京朝日」昭和四年二月二八日夕 「科料と死刑その分目の論戦けふは検事と弁護士の対抗」
- 「東京日日」昭和四年二月二八日夕 「沈黙を守る陪審員老婆殺し陪審裁判第二日」
- 「東京朝日」昭和四年二月二八日 「殺人にあらずと陪審の答申 傷害罪となつた老大工」
- 「東京日日」昭和四年二月二八日 「陪審員の答申然らずかくて懲役一年の求刑」
- 「読売新聞」昭和四年二月二八日 「殺意無しと答申検事懲役一年を求刑、内妻斬り陪審裁判」
- 「東京朝日」昭和四年三月一日夕 「判決三件懲役一年陪審の老大工」
- 「東京日日」昭和四年三月一日夕 「女房斬りは懲役一年第二陪審終る」
- 「北海タイムス」昭和四年三月一日 「東京の陪審殺人未遂が傷害に」
- 「法律新聞」昭和四年三月八日 「東京の陪審東京の第二次陪審裁判」

③ Y D 鐵造 (殺人被告事件昭和四年三月一二日判決、懲役六年)

○事件の概要 被告人 Y D 鐵造 (三〇) は、昭和二年七月頃、府下□□町のアパートの一室を借りて F W 工務所の缶詰職工として通勤していたところ、同宿の N M 重徳の内縁の妻 M U よしの (三二) と情を通じ、同年一一月に駆落ちして本郷区□□町に一戸を構えて同棲

したが、発見されてよしのは連れ戻され、本件事件の前二日には被告人とよしのは家出しが途中で戻つたので、昭和三年五月二四日、被告人は重徳方で女の逃げるのを追つて、短刀で胸を刺して即死させ、自分も腹を突いて自殺を計つたが死にきれなかつたもので、殺人か囑託殺人かが問題となつた。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」、補問「囑託殺人の事実」に対しても、主問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役一二年を求刑したが、裁判長は懲役六年の判決を下した。

- 1 「東京朝日」昭和四年二月八日「陪審となる二つの殺人未遂合意か無理心中かの問題」
- 「読売新聞」昭和四年二月八日「前後して陪審に痴情劇二種情死生残りの鍛冶屋」
- 「東京朝日」昭和四年二月一六日「陪審裁判の実地検証」
- 「法律新聞」昭和四年二月二三日「東京の陪審」
- 「東京朝日」昭和四年三月七日「けふ三度目の陪審公判 証人十六名出廷して」
- 「東京朝日」昭和四年三月八日夕「陪審員十二名で心中しらべ三度目の陪審裁判」
- 「東京朝日」昭和四年三月八日夕「無理心中の陪審人妻殺しを俎上に」
- 「東京朝日」昭和四年三月八日「汽車に乗遅れた運命の皮肉内心中事件の陪審廷に」
- 「東京朝日」昭和四年三月八日夕「遠慮会釈なく不利の証言満廷を笑はせた聲婆さん」
- 「東京朝日」昭和四年三月九日夕「女のいふ事が本統らしい情婦殺しの陪審公判廷で被害者の夫」
- 「東京朝日」昭和四年三月九日「陪審員の乗気に裁判長一驚情婦殺しの公判に一しゃ千里で」
- 「東京朝日」昭和四年三月一〇日夕「証人の巡査を陪審員が大喝 それで人民保護が勤まるか」
- 「東京朝日」昭和四年三月一〇日「松坂検事の情理ある名論告情婦殺しの陪審続行公判」

- 「東京日日」昭和四年三月一〇日「陪審の影響検事の態度に現る苛察冷酷に陥るの論告を避けて」
- 「読売新聞」昭和四年三月一〇日「名論告、無理心中と断ず人妻殺し陪審三日目」
- 「東京朝日」昭和四年三月一一日「東京で初めて然りの答申情婦殺しの陪審員は懲役十二年を求刑」
- 「読売新聞」昭和四年三月一一日「殺意ありと陪審員答ふ検事すかさず十二年を求刑」
- 「東京朝日」昭和四年三月一三日夕「無理心中の被告に寛大な判決」
- 「東京日日」昭和四年三月一三日夕「尾久心中被告に懲役六年 第三回陪審」

④ N G 専五郎（殺人未遂被告事件昭和四年三月二三日判決、脅迫・懲役八月・執行猶予三年）

○ 事件の概要　被告人 N G 専五郎（四八）は、昭和三年一一月一〇日午後一時頃、情婦の茶屋女将松崎もと（三六）の家の前を、村田銃をもつて通りかかると、もとが鏡台を前にくしけずつていたので、「いい女になつたなあ」と言つたところ、「何とでも言え」と女が冷笑したので、村田銃を擬した瞬間に女は鏡の中にそれと見て身をかわし、弾丸は指をかすつたという事件である。被告人は、予審廷では、殺意があつて弾丸二発を所持していたが、脅すつもりで発砲したという。

審理の結果、検事は脅迫の論告をしたが、裁判長は、主問「殺人未遂の事実」、補問一「殺人中止未遂の事実」、補問二「脅迫の事実」について、陪審員に評議を求めた。陪審員は評議の上、主問「然らず」、補問一「然らず」、補問二「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役八月を求刑し、裁判長は懲役八月・執行猶予三年の判決をした。

1 「東京朝日」昭和四年三月一七日「二つの陪審公判十八日から三日間」

- 「東京朝日」昭和四年三月一九日夕「情婦殺し公判被告同じく殺意を否定」
- 「東京日日」昭和四年三月一九日夕「情婦殺し公判これも陪審」
- 「東京朝日」昭和四年三月一九日「うまい質問、裁判長もはだし今までだれも気づかない」
- 「東京朝日」昭和四年三月二〇日夕「村田銃を回る奇縁ブリキ屋の陪審公判」
- 「東京朝日」昭和四年三月一〇日「陪審公判の検事また弁護人を弱らす起訴の罪名を軽くし」
- 「東京日日」昭和四年三月一〇日「陪審法廷に情けの論告北條検事が殺意なしと情婦殺しをかばふ」
- 「東京日日」昭和四年三月二一日夕「今度は裁判長が松の廊下一席また陪審の好影響」
- 「東京朝日」昭和四年三月二一日「脅迫罪の答申で、懲役八月を求刑ブリキ屋の殺人未遂事件」
- 「東京日日」昭和四年三月二一日「井の頭事件は脅迫の罪懲役八月の求刑」
- 「読売新聞」昭和四年三月二一日「情婦殺し未遂に八月を求刑陪審員も脅迫と答申」
- 「東京朝日」昭和四年三月二四日夕「ブリキ屋は執行猶予に」
- 「東京日日」昭和四年三月二四日夕「情夫殺し判決示談も整つてるので執行猶予」
- 「東京朝日」昭和四年三月二三日判決、殺人及殺人未遂及傷害・無期懲役
- ⑤ N M 一平（殺人及殺人未遂被告事件昭和四年三月二三日判決、殺人及殺人未遂及傷害・無期懲役）
- 事件の概要 被告人 N M 一平（四八）は、昭和三年九月一〇日、不審訊問にため連行される途中、下落合交番巡回渡邊鐵夫（二六）をピストルで射殺し、更に同月一二日白昼、本郷湯島天神境内で本富士署巡回原冬至（三二）を、また同夜、同区□□町 Y D 作次郎方雇人 K D G 幸七（二二）を射撃し負傷を負わせた。予審では、被告人は殺意を否定したが、渡邊巡回の場合は殺人と決定し、原巡回と城戸口の場合を傷害と決定した。しかし、検事は原巡回と K D G の場合は殺人未遂として公訴請求した。被告人は、準備公判でも殺意を否認するので、陪審公判に付された。
- 審理の結果、陪審員は、渡邊に関する主問「殺人の事実」、補問一「傷害致死の事実」、補問二「過失致死の事実」について、主問「然り」、原に関する主問「傷害の事実」、補問「殺人未遂の事実」については、主問「然らず」、補問「然り」、K D G に関する主問「傷害の事実」、補問一「殺人未遂の事実」、補問二「過失傷害の事実」については、主問「然り」と答申した。裁判長は合議して、答申を採択した。検事は、死刑を求刑したが、裁判長は無期懲役の判決を下した。被告人と検察官は上告したが、昭和四年六月二五日いづれも上告棄却。
- 1 「東京毎日」昭和三年九月一四日夕「妻子とも別れたピストル犯人の素性」
- 「東京毎日」昭和三年九月一六日夕「ピス平は殺人罪十一日に送検局」
- 「東京日日」昭和三年九月一九日夕「お父さんは何処にと、父を慕ふ一平の子」
- 「法律新聞」昭和三年九月二〇日「第二のピス健 中村一平の逮捕」
- 「東京毎日」昭和三年一〇月三一日夕「ピス平逮捕の殊勲者を表彰けふ警視庁で挙行」
- 「東京日日」昭和四年二月九日夕「ピス平は陪審へ、極力犯意を否認」
- 「東京朝日」昭和四年三月三日夕「ピス平公判、陪審に殺意否認から」
- 「東京日日」昭和四年三月三日夕「巡回殺しは陪審に例のピストル犯人 N M 一平」
- 「東京日日」昭和四年三月三日「ピストル事件、陪審の興味犯人が否認する殺意」
- 「東京朝日」昭和四年三月一七日「二つの陪審公判一八日から三日間」
- 「東京朝日」昭和四年三月一九日夕「被告あくまで、殺意を否認けふ傍聴者つめかけて」
- 「東京日日」昭和四年三月一九日夕「巡回を殺傷したピス平殺意を否認十三名の証人」

○「東京朝日」昭和四年三月一九日「やゝこしい陳述_{ビス平の陪審}」

○「東京朝日」昭和四年三月二〇日夕「原巡査を気の毒がる一平陪審続行公判」

○「東京朝日」昭和四年三月二〇日「証人の巡査憤慨す不敵なピストル一平」

○「東京日日」昭和四年三月二〇日「ピス平には充分の殺意」

○「東京日日」昭和四年三月二一日夕「ピス平の陪審第三日」

○「東京朝日」昭和四年三月二一日「ピス平に死刑を求刑_{殺人以下犯罪を三つに分けて}」

○「東京日日」昭和四年三月二一日「ピス平・中村に死刑の求刑_{三つの場合の主問と補問八つ}」

○「読売新聞」昭和四年三月二一日「ピストル一平に死刑を求む_{陪審員殺意を認め}」

○「東京朝日」昭和四年三月二四日夕「ピストル一平、無期の判決_{落着き払つて退廷}」

○「東京日日」昭和四年三月二四日夕「ピス平無期弁護士席に一礼」

○「東京朝日」昭和四年三月二八日「中村一平、上告す」

○「読売新聞」昭和四年三月二八日「陪審初の検事上告_{ビス平の無期に不平}」

○「東京朝日」昭和四年三月二九日夕「ピス平無期弁護士席に係る殺人未遂傷害事件」

○「法律新聞」昭和四年四月三日「陪審裁判始めての検事上告_{ビス平に係る殺人未遂傷害事件}」

○「中央新聞」昭和四年六月一九日「ピス平に検事死刑を要求_{巡査事件上告公判}」

○「中外商業」昭和四年六月二六日夕「ピストル一平無期_{上告棄却の判決}」

○「東京毎日」昭和四年六月二六日夕「ピストル一平上告棄却」

○「中央新聞」昭和四年六月二六日夕「ピス平の上告棄却」

⑥ R相伊（殺人被告事件昭和四年五月七日判決、傷害致死・懲役五年）

○事件の概要 被告人R相伊（三四）は、昭和二年暮れ内地に来て、市外□□村IM飯場の土工屋に入ったが、北海道に出稼ぎ中、留守の内縁妻OZきぬ（二八）が、同部屋の朋輩D頭百（三九）に接吻されるなどしたと聞いて急ぎ帰り、昭和三年七月六日午前四時頃、IM飯場でやけ酒の上、頭百を短刀で背後から突き刺し死に至らせた。被告人は、予審で殺意を否認したので陪審公判に付された。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」、別問「心神耗弱の事実」について、主問「然らず」、補問「然り」、別問「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議し、別問は鑑定者によつて心神耗弱と鑑定されているので「然り」と訂正して、答申を採択した。検事は懲役八年を求刑したが、裁判長は懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日」昭和四年一月八日夕「陪審新候補者の…顔ぶれ初公判は：朝鮮人の朋輩殺しで開廷」
- 「読売新聞」昭和四年四月一五日夕「酒の上の犯罪を…近く陪審裁判にかかる面白い殺人事件」
- 「中外商業」昭和四年五月二日夕「陪審裁判三つ二日からずっと引づいて」
- 「中央新聞」昭和四年五月二日夕「陪審裁判三ツ殺人と放火と実父殺し」
- 5 「東京毎日」昭和四年五月三日夕「仲間殺しの鮮人に陪審裁判_{午後は証人の喚問}」
- 「中外商業」昭和四年五月三日「利不利の証言相半す_{鮮人殺人陪審}」
- 「東京朝日」昭和四年五月四日「母死すの電報を手に、義務に生きた陪審美談」
- 「東京日日」昭和四年五月四日「接吻事件は傷害致死と答申殺人の陪審公判に求刑」
- 「東京日日」昭和四年五月四日「健気な陪審員の母、死の床にわが子を激励」

10 「中外商業」昭和四年五月四日「李相伊に八年求刑殺人事件陪審」

○ 「中央新聞」昭和四年五月四日「李相伊の殺人、陪審員否定(検事懲役八年を求刑)」

○ 「東京朝日」昭和四年五月五日夕「司法省から花環陪審美談の母の靈前へ、裁判長以下も参列」

○ 「東京朝日」昭和四年五月八日夕「友人殺しに五年の判決(陪審裁判の判決)」

○ 「国民新聞」昭和四年五月八日夕「接吻事件の陪審判決(殺人鮮人に懲役五年)」

○ 「東京毎日」昭和四年五月八日夕「仲間殺士工懲役五年(七日判決言渡)」

○ 「中央新聞」昭和四年五月八日夕「妻に接吻され、相手を殺した男懲役五年を言渡さる」

○ 「法律新聞」昭和四年五月一三日「陪審員実母の訃を聞流して重責を果たす」

○ 「法律新聞」昭和四年五月一五日「司法省陪審員小松原氏へ花環を」

○ 「法律新聞」昭和四年五月一五日「陪審士工殺し懲役五年」

⑦ N Sよし(放火被告事件昭和四年五月九日判決、無罪)

○ 被告人N Sよし(五六)は、三〇余年前から南品川宿で石鹼製造業をしていたが、夫の死後大正九年来の不景気で思わしくなった所へ、唯一の金融機関であつたK I銀行が潰れ、ますく借金は募るばかりで、震災後は休業同然となつてしまつた、殊に最も頭を悩ましたのは、昭和三年五月になって、住宅と工場は(株) D S社から競売に付されて、O T某氏に手に落ち、同月一一日には引渡さなければならなくなつたので、同月一〇日の晩床についたが眠ることが出来ず、遂に起出して、保険金詐取の目的で燐寸で住宅に放火し、類焼五〇余戸出した。被告人は、警察と検事局では自白しながら、予審では警察の拷問により自白したと、放火を否認し陪審公判に付された。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」につき然らずと答申した。裁判長は陪席判事と合議し、証拠不十分のため答申を採択するとして、無罪を宣告した。

- 1 「東京朝日」昭和四年四月一一日夕「お婆さんの陪審(南品川大火の放火事件)」
- 「中外商業」昭和四年五月二日夕「陪審裁判三つ(二日からずっと引づいて)」
- 「中央新聞」昭和四年五月二日夕「陪審裁判三ツ(殺人と放火と実父殺し)」
- 「東京朝日」昭和四年五月七日夕「南品川の放火公判(東京第六回目の陪審開く)」
- 5 「東京日日」昭和四年五月七日夕「放火婆さんの陪審」
- 「中外商業」昭和四年五月七日夕「品川大火の放火事実を否認けふの陪審公判に」
- 「国民新聞」昭和四年五月七日夕「女工場主の陪審公判(品川大火の原因、放火を否定)」
- 「東京毎日」昭和四年五月七日夕「極力犯行を否認(保険金詐取の放火陪審)」
- 「中央新聞」昭和四年五月七日夕「保険金欲さの放火事件(被告は起訴事実を否定)」
- 10 「東京朝日」昭和四年五月七日「人権侵害だと奇怪な陳述(満廷をどよめき立たせた)」
- 「読売新聞」昭和四年五月七日「通じた弱味から心にもなく自白(警察で脅かされた)」
- 「国民新聞」昭和四年五月七日「又も警察の拷問沙汰(陪審裁判で暴露)」
- 「中央新聞」昭和四年五月七日「刑事の不法訊問を陪審法廷で陳述(品川放火事件の被告)」
- 「東京朝日」昭和四年五月九日夕「証人をとらへて泣き喚めく被告放火婆さんの陪審」
- 「国民新聞」昭和四年五月九日夕「又も警察の拷問暴露(放火の陪審で警官逆襲する)」
- 「東京毎日」昭和四年五月九日夕「刑事の不法訊問を被告が素々破抜く(品川の放火)」
- 「中央新聞」昭和四年五月九日夕「刑事三人で殴つて言はせたと(陪審廷で被告の啖呵)」

- 「東京朝日」昭和四年五月九日「ますく面倒な放火女の陪審公判裁判長と弁護士の争ひ」
 ○「東京日日」昭和四年五月九日「同情ある証言に被告黙る品川放火事件の陪審裁判」
 ○「読売新聞」昭和四年五月九日「放火の自白を同房の女に頼む極めて不利な証人の陳述」
 ○「中外商業」昭和四年五月九日「はたして有罪か、けふはいよ／＼答申品川放火の陪審公判」
 ○「中央新聞」昭和四年五月九日「放火の陪審裁判中止となる鎌田弁護士の弁論」
 ○「東京毎日」昭和四年五月一〇日夕「愈々陪審員の答申に入る調書を引用して弁論」
 ○「中央新聞」昭和四年五月一〇日夕「品川放火事件に無罪を主張痛い所を突いた弁護」
 ○「東京朝日」昭和四年五月一〇日「長島よしは無罪放火事件の陪審判決」
 ○「東京日日」昭和四年五月一〇日「品川の放火は無罪にきのぶ陪審判決」
 ○「読売新聞」昭和四年五月一〇日「放火の陪審、無罪の判決答申然らず」
 ○「中外商業」昭和四年五月一〇日「放火陪審は無罪被告は足元まで頭を下げて、陪審員にお礼」
 ○「国民新聞」昭和四年五月一〇日「年老いた女被告の謎の放火、遂に無罪」
 ○「中央新聞」昭和四年五月一〇日「放火の陪審裁判無罪の判決一年二ヶ月目に釈放」
 ○「法律新聞」昭和四年五月一五日「品川署員の不法訊問陪審廷に願る」
 ○「法律新聞」昭和四年五月一八日「放火事件陪審で無罪」
- ⑧ I T 治枝（尊属殺人被告事件昭和四年五月一七日判決、尊属傷害・懲役二年以上五年以下）
- 事件の概要 被告人 I T 治枝（二八）は、昭和三年一二月一〇日の未明、父幸三（四七）は酒が好きで飲めば酔い酔えば暴れる悪癖で、前夜から家内を手古摺らしていた、一層殺してしまえば家中が助かると思いつめカミソリを出して、盆を持つて居る父の背後から、首筋を一斬りに即死させた。
- 被告人は、検事廷、予審では公訴事実を認めていたが、公判準備手続に至つて、殺す気は無かつたと否認し、陪審公判に付せられた。
- 審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、未主問「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。判事は、未成年者である被告人に対し懲役二年以上五年以下の不定期刑を言渡した。
- 1 「東京朝日」昭和三年一二月一一日夕「十八歳の娘かみそりで酒乱の父親を刺殺す」
 ○「東京日日」昭和三年一二月一一日夕「酒乱の父を剃刀で殺す思ひ余つて娘の兎行」
 ○「報知新聞」昭和三年一二月一一日夕「十七の少女思ひ詰めて酒乱の父を斬殺す」
 ○「東京毎日」昭和三年一二月一一日夕「父の乱行を悲しみ、十八娘が斬り殺す」
 5 「中外商業」昭和四年五月二日夕「陪審裁判三つ十五、十六、十七日…尊属殺人事件」
 ○「中央新聞」昭和四年五月二日夕「陪審裁判三ツ殺人と放火と実父殺し」
 ○「国民新聞」昭和四年五月一五日「酒乱の父を殺害した娘けふ陪審裁判」
 ○「東京朝日」昭和四年五月一六日夕「泣きながら亡父の罪を酒乱の父を殺した少女の陪審廷」
 ○「東京日日」昭和四年五月一六日夕「酒乱の父を殺した、娘の少年陪審事件」
 ○「中外商業」昭和四年五月一六日夕「悪酒の父を殺した少女の裁判」
 10 ○「国民新聞」昭和四年五月一六日夕「可憐な被告に、けふ涙の法廷裏父殺しの少女陪審裁判」
 ○「東京毎日」昭和四年五月一六日夕「殺す考へはなかつたと、極力殺意を否認」
 ○「中央新聞」昭和四年五月一六日夕「殺す心算は絶対にありませんでした…娘殺意否認」
 ○「東京朝日」昭和四年五月一六日「父殺し少女に同情の証言神経もう弱を説く鑑定人」

○ 15 「東京日日」昭和四年五月一六日「両博士が有利な証言父殺しの娘の陪審公判続き」

○ 「中外商業」昭和四年五月一六日「被告少女は性來の変質者両博士の精神鑑定は有利」

○ 「国民新聞」昭和四年五月一六日「父殺しの娘に悉く同情的証言両博士の鑑定も有利」

○ 「中央新聞」昭和四年五月一六日「涙の裡ちに証人調べ父殺しの陪審裁判に二先生も有利に証言」

○ 「法律新聞」昭和四年五月二三日「酒乱の父を殺した少女の陪審」

(注) ⑧事件の判決は、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)に掲載された「自昭和三年十月至同四年六月 全国陪審公判一覽表」による。

⑨ K K 丈助 (殺人及殺人未遂被告事件昭和四年六月一八日判決、懲役二年)

○ 被告人 K K 丈助 (五二) は、生活難に苦しむ同居人画師の T D 安之助 (四〇) の妻さかえ (三八) に百円の金を貸したのが縁となって、白山の待合で密会を続けるうち、安之助に感づかれて痴話喧嘩となり、T D 夫妻が引越そうとしたことから端を発して、昭和四年二月八日午前零時、自宅二階において、切出しナイフを以て安之助を刺殺し、さかえに無理心中を迫り、逃げようとするさかえに斬付け、治療四週間の傷害を負わせた。

被告人は、予審廷までは殺す積もりだと自白しながら、公判準備期日において殺意を否認して陪審公判に付された。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人及殺人未遂の事実」、補問「傷害致死及傷害の事実」について、主問「然り」と答申した。裁判官は合議して、答申を採択した。検事は、懲役一五年を求刑し、裁判長は懲役二二年を言渡した。

1 「東京朝日」昭和四年五月二一日夕「殺人事件陪審」

○ 「東京毎日」昭和四年五月二二日夕「情婦殺しは陪審に犯人殺意を否認」

○ 「東京日日」昭和四年六月一四日夕「惨劇の老人、陪審で殺意否認雑司ヶ谷の画家殺し」

- 「東京毎日」昭和四年六月一四日夕「痴情の殺人犯、陪審公判開かる田舎弁丸出いで答へ」
- 「中外商業」昭和四年六月一四日夕「醜い三角関係から画師負債殺傷の初老の男の陪審公判」
- 5 「中央新聞」昭和四年六月一四日夕「高田の殺人、陪審公判十三日開廷」
- 「東京朝日」昭和四年六月一四日「同居人殺し、極力殺意を否認高田の雑貨商の陪審公判」
- 「東京日日」昭和四年六月一四日「誠意なき証人の証言雑司ヶ谷の殺人犯泣き出す」
- 「中外商業」昭和四年六月一四日「証人の警官参る検事から眞面目に述べよと」
- 10 ○ 「中央新聞」昭和四年六月一四日「同居人殺し、悔恨の情を述べ殺人未遂事件陪審公判」
- 「中外商業」昭和四年六月一五日夕「証人たちの艶物語脳ふ絵師殺し陪審」
- 「東京朝日」昭和四年六月一五日「検事は殺人と認む画家夫婦殺傷事件陪審一日目」
- 「中外商業」昭和四年六月一五日「検事は殺人と主張す同居人殺害陪審」
- 「中央新聞」昭和四年六月一五日「絵師殺し陪審、けふ答申」
- 「中央新聞」昭和四年六月一五日「検事殺人を主張す水建の夫婦殺傷裁判」
- 15 ○ 「東京日日」昭和四年六月一六日夕「恋の殺人犯に殺人の答申問書に対して陪審員」
- 「中外商業」昭和四年六月一六日夕「夫妻一括して殺意の有無絵師殺し陪審の問書」
- 「中外商業」昭和四年六月一六日「殺意があつたと陪審員の答申絵師殺しに十五年求刑」
- 「東京朝日」昭和四年六月一九日夕「画家殺しに判決懲役十二年」
- 「中外商業」昭和四年六月一九日夕「画師殺し懲役十二年女に貰いで居た点情状酌量」
- 「中央新聞」昭和四年六月一九日夕「金子丈助に懲役十二年画家夫婦殺傷」
- 「法律新聞」昭和四年六月二五日「陪審事件高田の雑貨商殺人未遂事件」

(10) I Z 重雄（強盗殺人未遂被告事件昭和四年九月一四日判決、強盗・懲役七年）

○事件の概要　被告人I Z 重雄（三〇）は、昭和三年一二月一八日午後二時頃、前雇主の本所区□□町H D源太郎の妾煙草商K Hよつ（六二）を訪問し、金の無心をして拒絶され、細紐で同人の頸を古タオルで絞めて、現金二九円を強奪逃走した。予審で強盗殺人未遂と決定されたので、被告人は脅す積もりでやつたので、殺人かどうか陪審の判断を受けたいと願い出した。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「強盗殺人未遂の事実」、補問「強盗の事実」について主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役七年を求刑し、裁判長は求刑通り懲役七年の判決を言渡した。

1 「東京朝日」昭和四年六月二七日「老婆殺し、陪審請求」
○「読売新聞」昭和四年八月二十五日「殺人未遂二件で久し振りの陪審審さで遠慮の裁判所」
○「法律新聞」昭和四年八月三〇日「殺人未遂陪審二件強盗殺人未遂事件・殺人未遂事件」
○「東京朝日」昭和四年九月一三日「老婆殺しに強盗の審理一日で陪審の整理を終り」
5 「読売新聞」昭和四年九月一三日「哀れな境遇に情けの答申単なる強盗に過ぎぬと陪審員」
○「時事新報」昭和四年九月一三日「陪審裁判で七年の求刑一日で審理済む鳶の強盗」
○「報知新聞」昭和四年九月一三日夕「本所の強盗殺人未遂事件陪審公判」
○「東京毎日」昭和四年九月一三日夕「松倉の強盗陪審公判午後証拠調べ」
○「中央新聞」昭和四年九月一三日夕「強盗殺人未遂陪審本所の煙草屋を襲った事件」
○「都新聞」昭和四年九月一三日「飽までも殺意を否認主人の妾を絞めた鳶の陪審」
○「東京朝日」昭和四年九月一五日夕「強盗の判決」

- 「時事新報」昭和四年九月一五日夕「本所の強盗判決」
○「報知新聞」昭和四年九月一五日夕「求刑通り七年」
○「東京毎日」昭和四年九月一五日夕「強盗殺人に懲役七年陪審の判決」
15 「中央新聞」昭和四年九月一五日夕「陪審員の答申を採決強盗殺人未遂に強盗なりと答申」
○「萬新報」昭和四年九月一五日夕「陪審裁判で懲役七年強盗への判決」
○「やまと新聞」昭和四年九月一五日夕「懲役七年の判決強盗の陪審」

(11) S T 幸作（殺人未遂被告事件昭和四年一〇月一〇日判決、傷害・懲役三年）

○事件の概要　被告人S T 幸作（六四）は、市外落合に団つておいた妾M Oきく（四〇）が、昭和四年二月初旬、三人の子供がある植木職K B D初太郎（五七）と私通しているのを知り、それを咎め立てたら、怒つて食つてかかり、果ては被告人を遠ざけようとするので、昭和四年二月一九日朝、きく宅で嫉妬の余り切り出小刀で斬り付け、全治三週間の傷を負わせた。検事は、傷害として起訴したが、被告人は過失傷害だと主張して陪審を請求した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「傷害の事実」、補問「殺人未遂の事実」について、主問「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議し、答申を採択した。検事は、懲役三年を求刑し、裁判長は、求刑通り懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日」昭和四年一〇月八日夕「久振りの陪審公判牛込の妾斬り事件、東京最初の請求陪審」
○「東京朝日」昭和四年一〇月九日夕「犬と言はれてカツと逆上妾斬りの陪審公判に」
○「東京毎日」昭和四年一〇月九日夕「傷害の意思否認、東京初の請求陪審」
○「東京朝日」昭和四年一〇月九日「妾きくの雜言、妾斬り陪審、証人調終る」

5 「東京毎日」昭和四年一〇月一〇日夕「請求陪審公判、二日目」

○ 「東京朝日」昭和四年一〇月一〇日「妾斬りはけふ判決きのふ傷害で三年を求刑」

○ 「東京朝日」昭和四年一〇月一一日夕「妾斬り判決、懲役三年に」

○ 「東京日日」昭和四年一〇月一一日夕「仮出獄取消され妾殺し再び無期謀殺前科の易者」

○ 「法律新聞」昭和四年一〇月一五日「東京最初の請求陪審」

(12) W N 清源（殺人未遂被告事件昭和四年一月二八日判決、懲役三年・未決勾留一八〇日算入）

○ 事件の概要 被告人 W N 清源（二六）は、M T あさという内妻がありながら、SK 一松の内妻で女給をしている S Y とめ（二二）と、互いに独身を装い同棲し、昭和四年一月一一日夜、被告人がとめに入籍を迫つたが拒絶され、怒つて短刀で刺し全治三週間の傷を負わせた。この事件の背後には、取残された M T あさと SK 一松が、何事も知らずに夫婦になつていたという、運命の皮肉がある。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂の事実」、補問一「傷害の事実」、補問二「過失傷害の事実」について、主問「然らず」、補問一「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議し答申を採択した。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は懲役一年六月、未決勾留一八〇日算入の判決を言渡した。

1 「東京朝日」昭和四年八月二五日「愛欲の世相を語る珍らしい陪審公判夫あり妻ある男女が夫婦に」
○ 「読売新聞」昭和四年八月二十五日「殺人未遂二件で久し振りの陪審署さで遠慮の裁判所」
○ 「法律新聞」昭和四年八月三〇日「殺人未遂陪審一件〔強盗殺人未遂事件・殺人未遂事件〕」
○ 「東京朝日」昭和四年一〇月二七日夕「女房奪合ひの陪審裁判廿八日開廷」

5 「東京日日」昭和四年一〇月二九日「四角恋愛、珍陪審運命の皮肉を織り込んで」

○ 「東京朝日」昭和四年一〇月三〇日「四角関係の被告傷害と答申さる検事は懲役二年を求刑」
○ 「東京日日」昭和四年一〇月三〇日「傷害の答申に嬉し泣き四角恋愛の陪審」
○ 「東京朝日」昭和四年一月二日「四角関係の判決〔懲役一年半〕」
○ 「東京日日」昭和四年一月二日「四角恋愛事件、判決言渡し」

(13) F D 清吉（放火未遂被告事件昭和五年一月二八日判決、懲役三年・未決勾留五〇日算入）

○ 事件の概要 被告人 F D 清吉（四七）は、昭和三年七月七日午後一一時頃、動産保険金六五〇円を詐取する目的を以て、府下上十条の自宅裏手塵芥箱にバント（煙草）の一端に火を点けて棄てゝ放火したが未遂に終わった。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」について、「然り」の答申をした。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役四年を求刑した。裁判長は、懲役三年、未決勾留五〇日算入の判決を言渡した。

1 「東京毎日」昭和五年一月二二日夕「保険金サギ初陪審犯行を否認」
○ 「東京朝日」昭和五年一月二四日夕「今年の初陪審放火未遂に四年を求刑」
○ 「東京朝日」昭和五年一月二九日夕「本年初陪審の判決〔放火に三年〕」
○ 「東京毎日」昭和五年一月二九日夕「放火の陪審、三年の判決」
○ 「東京朝日」昭和五年一月二九日夕「バットの吸殻放火事件判決〔放火に三年〕」
5 「時事新報」昭和五年一月二九日夕「バットの吸殻放火事件判決〔放火に三年〕」
○ 「都新聞」昭和五年一月二九日「放火の帽子屋は懲役三年・初陪審の判決」
○ 「国民新聞」昭和九年六月八日「裁かれる人生謎の放火陪審裁判で迷つた事件」

- 「国民新聞」昭和九年六月九日「裁かれる人生謎の放火陪審裁判で迷った事件(二)」
- 「国民新聞」昭和九年六月一〇日「裁かれる人生謎の放火陪審裁判で迷った事件(三)」
- 「国民新聞」昭和九年六月一二日「裁かれる人生謎の放火陪審裁判で迷った事件(四)」
- 「国民新聞」昭和九年六月一三日「裁かれる人生謎の放火陪審裁判で迷った事件(五)」

(14) H N 小一（放火被告事件昭和五年二月一三日判決、懲役七年・未決勾留三五〇日算入）

○ 事件の概要 被告人H N 小一（四九）は、昭和三年一月二三日夜、一万五百円の保険金詐取の目的で、自分名義の京橋区の貸家に杉皮へ揮発油を注いで放火し、一棟三戸を全焼させた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に然りと答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一〇年を求刑し、裁判長は懲役七年、未決勾留三五〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日」昭和五年二月九日夕「陪審公判を御見学朝香宮紀久子女王殿下」
- 「報知新聞」昭和五年二月九日夕「朝香宮紀久子女王、陪審公判御見学」
- 「やまと新聞」昭和五年二月九日夕「朝香宮紀久子女王御学友と裁判所御見学」
- 「東京朝日」昭和五年二月九日「放火犯人へ懲役十年厳罰主義の求刑」
- 5 「時事新報」昭和五年二月九日「保険放火犯へ懲役十年放火の答申に厳罰を求刑」
- 「報知新聞」昭和五年二月九日「保険放火に極刑の十年陪審裁判の求刑」
- 「都新聞」昭和五年二月九日「放火事件の陪審朝香宮子女王殿下御傍聴」
- 「萬朝報」昭和五年二月九日「放火の陪審に有罪を答申す検事は十年を求刑」

- 「やまと新聞」昭和五年二月九日「放火犯人に懲役十年求刑」
- 10 ○ 「中外商業」昭和五年二月一四日夕「懲役七年、放火犯判決保険金ねらひの」
- 「東京毎日」昭和五年二月一四日夕「品川の放火、懲役七年陪審裁判々決」
- 「萬朝報」昭和五年二月一四日夕「保険金放火懲役七年けふ判決言渡」
- 「やまと新聞」昭和五年二月一四日夕「品川の放火陪審で七年」

(15) K N 貞吾（放火被告事件昭和五年二月二八日判決、懲役五年）

○ 事件の概要 被告人K N 貞吾（三五）は、三河島の鉄工所で職工として働く中、昭和三年八月重傷を負って失職したゝめ、昭和四年九月二八日午前八時頃、千二百円の保険金詐取の目的で、自宅二階押入に放火したが、近隣の者に消し止められた。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」、補問「失火の事実」について、主問「然り」の答申をし、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役五年を求刑し、裁判長は求刑通り懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日」昭和五年二月二五日夕「なぞの放火事件けふ陪審公判開廷さる」
- 「報知新聞」昭和五年二月二五日夕「放火陪審煙草文房具商」
- 「東京朝日」昭和五年二月二六日「放火と認定なぞの放火、鼠が放火したのだとそぶく独眼の男」
- 「中外商業」昭和五年三月一日夕「放火犯懲役五年保険金ねらひ」
- 5 ○ 「東京毎日」昭和五年三月一日夕「三河島の放火五年陪審判決」
- 「萬朝報」昭和五年三月一日夕「放火犯判決保険金千一百円詐取」

(16) SG 廣作（殺人被告事件昭和五年三月八日判決・傷害致死・懲役五年・未決勾留六〇日算入）

○事件の概要 被告人SG 廣作（三九）は、昭和四年七月一日、立川町ST料理店の開店披露宴の席上、浅草区土木請負業ST組配下OG 豊三郎から、貧乏内閣の乾児と罵られて憤り、短刀で同人の腹部を刺し死に至らしめた。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、主問「然らず」と答申したが、補問に対する答申をしなかつたので、裁判長から答申の通り直しを命ぜられて、再度評議の上、主問「然らず」、補問「然り」の答申をした。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役六年を求刑し、裁判長は懲役五年、未決勾留六〇日算入の判決を下した。

- 1 「東京朝日」昭和四年一二月五日夕「陪審準備公判」
- 「東京朝日」昭和五年三月六日夕「陪審員の失態諸問の一つに答へず」
- 「中外商業」昭和五年三月六日夕「殺人犯の陪審裁判傷害罪で追訴中の者と判明」
- 「東京朝日」昭和五年三月六日「やり直しの評議で求刑懲役六年」
- 「報知新聞」昭和五年三月六日「陪審裁判の初失態評議のやり直し」
- 「都新聞」昭和五年三月六日「陪審員の失態、答申のやり直し」
- 「中央新聞」昭和五年三月六日「陪審裁判で答申のやり直し主問を然らずと答へ補問を落す」
- 「東京朝日」昭和五年三月九日夕「陪審の判決、傷害致死で」
- 「中外商業」昭和五年三月九日夕「立川の人殺し、懲役五年」
- 10 「東京毎日」昭和五年三月九日夕「院外団の殺人、懲役五年陪審の判決」

(17) H N 米吉（殺人被告事件昭和五年三月二三日判決、懲役五年）

- 「中央新聞」昭和五年三月九日夕「傷害致死犯に懲役五年」
- 「萬朝報」昭和五年三月九日夕「傷害致死に懲役五年陪審裁判終る」
- 「二六新報」昭和五年三月九日夕「貧乏内閣論の殺人犯懲役五年の判決」
- 「やまと新聞」昭和五年三月九日夕「致死犯人に懲役五年の判決陪審裁判終る」

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、

主問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と評議して、答申を採択した。検事は、懲役五年を求刑し、裁判長は、懲役五年を言渡した。

- 1 「萬朝報」昭和五年三月二〇日夕「情婦殺し陪審」
- 「東京朝日」昭和五年三月二〇日「亀戸女殺し陪審公判殺人と答申」
- 「読売新聞」昭和五年三月二〇日「陪審員然りで五年の求刑亀戸の情婦殺し」
- 「報知新聞」昭和五年三月二〇日「内妻殺し陪審五年を求刑」
- 「中外商業」昭和五年三月二〇日「未亡人殺し陪審公判殺人の答申」
- 「萬朝報」昭和五年三月二〇日「情婦殺しに然りと答申検事は懲役五年を求刑」
- 「やまと新聞」昭和五年三月二〇日「情婦殺しに然りと答申懲役五年を求刑」

- 「東京毎日」昭和五年三月二四日夕「いたづらな未亡人虜になつた若い職工」
- 「東京毎日」昭和五年三月二十五夕「親のいさめも馬耳東風未亡人の家に寝泊り」
- 10 「東京毎日」昭和五年三月二六夕「男から男へ心移る女飽かれた末吉の嫉妬」
- 「東京毎日」昭和五年三月二七夕「見るべからざるものを見た翌朝断末魔の悲劇」

(18) S T 正（放火未遂被告事件昭和五年四月五日判決、懲役二年・執行猶予五年）

- 事件の概要 被告人S T 正（三三）は、理髪業の営業不振から生活難に陥った結果、動産保険金千円の詐取を計り、昭和四年八月四日、午後二時半頃から七時頃の間にわたり三回、石を包んだ脱脂綿に石油を浸ませて、隣家K B方天井裏に三回投入して放火したが未遂に終わった。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火未遂の事実」について、「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議し、答申を採択した。検事は、被告の心神耗弱を考慮して、懲役三年の求刑をし、裁判長は懲役二年、執行猶予五年の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日」昭和五年三月二八日夕「放火犯人の陪審公判〔巣鴨の怪火〕」
- 「中外商業」昭和五年三月二八日夕「保険金詐取、放火犯陪審」
- 「読売新聞」昭和五年三月三〇日「駒込の放火犯に三年を求刑」
- 「報知新聞」昭和五年三月三〇日「保険放火陪審、三年を求刑」
- 5 「中外商業」昭和五年三月三〇日「謎の放火に答申然り検事は懲役三年を求刑」
- 「都 新聞」昭和五年三月三〇日「放火陪審裁判〔検事三年を求刑〕」
- 「中央新聞」昭和五年三月三〇日「放火の陪審裁判〔検事三年を求刑す〕」

○「東京朝日」昭和五年四月六日夕「放火犯人に懲役二年」

(19) K D 善次郎（放火未遂被告事件昭和五年四月一五日判決、懲役三年）

- 事件の概要 被告人K D 善次郎（二九）は、生活難から借金して債鬼に苦しめられて、六五〇円の保険金を詐取する目的で、昭和四年四月二十五日午後一時頃、ブリキ箱に燃えている炭火を入れ、自宅勝手の羽目板をはずし床下を這つて、三件長屋の一軒おいた北端れK T 喜三方の床柱に放火したが、立ちのぼる煙から、近所が騒ぎ出して消止め、未遂に終わつた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火未遂の事実」に然りと答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事の求刑懲役四年に対し、懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「東京毎日」昭和五年四月一四日夕「保険金と借金の因果関係これも浅はかな放火」
- 「時事新報」昭和五年四月一九日「陪審員が情けの贈物：罪は罪、事情に同情して」
- 「読売新聞」昭和五年四月一九日「陪審美談生活難からの放火に、日当をそつくり犯人の妻子に」
- 「報知新聞」昭和五年四月一九日「陪審員の龜鑑被告人の心事に同情して、家族へ美しい恵み」
- 5 「中外商業」昭和五年四月一九日「陪審員から被告へ見舞金窮状に同情の余り：日当を小為替で」
- 「都 新聞」昭和五年四月一九日「法廷美談被告の家族に日当を贈る陪審裁判が生んだ近頃愉快なはなし」
- 「国民新聞」昭和五年四月一九日「法廷に咲いた美談立合つた陪審員が：被告の家族へめぐみ」

(20) I N 昇（放火被告事件昭和五年五月二八日判決、懲役三年・未決勾留五〇日算入）

○事件の概要 被告人I N 昇（二五）は、果物商の営業不振から、昭和四年一月一四日

深更、動産保険二千円詐取の目的で、隣り合せの家主N M方の床下に放火したが、大事に至らず消止められた。警察、検事局、予審では自白していたが、被告人は準備公判において放火を否認にて、陪審裁判に付された。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に対し、「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は懲役二年、未決勾留五〇日算入の判決を言渡した。

- 「東京毎日」昭和五年五月三日夕「有難くない神のお告床下に放火した男」
- 「東京朝日」昭和五年五月一九日夕「放火の陪審判決」
- 「報知新聞」昭和五年五月一九日夕「放火犯に三年」
- 「中外商業」昭和五年五月一九日夕「懲役三年保険金ねらひの放火犯」
- 「中央新聞」昭和五年五月二九日「保険金放火に懲役三ヶ年」
- 「法律新聞」昭和五年六月三日「放火陪審事件判決」

② T Y 芳太郎（放火被告事件昭和五年六月六日判決、懲役七年・未決勾留六〇日算入）
○ 事件の概要　被告人T Y 芳次郎（二五）は、うどん玉製造販売業を営んでいたが、不景氣のため暮らしが思うようにならず、縁談一つ纏まらなかつたところ、元雇主の義妹との縁談が持上がつたので、家財に二千六百円の動産保険をかけ、昭和四年一〇月三日午後八時頃、自宅に放火して保険金を詐取する目的で、百文蠟燭に火を点じ、揮発油、炭、薪と順次に火が燃え移るよう台所に仕掛けをして外出し、三時間経つて火事となり、自宅外四軒を焼失させた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に対して「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役七年を求刑し、裁判長は懲役七年、未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日」昭和五年六月四日夕「大井の放火陪審公判犯行を否認」
- 「報知新聞」昭和五年六月四日夕「結婚費ほしさの放火陪審犯人否認す」
- 「中外商業」昭和五年六月四日夕「保険金欲しさの放火陪審」
- 「中央新聞」昭和五年六月四日夕「結婚費用に放火陪審裁判」
- 5 「萬朝報」昭和五年六月四日夕「結婚費用に放火陪審裁判開く」
- 「東京朝日」昭和五年六月七日「放火の判決」
- 「中外商業」昭和五年六月七日「放火犯の判決、求刑通り七年」
- 「都新聞」昭和五年六月七日「結婚費稼ぎの放火事件（懲役七年の判決）」

② A Y 勝（放火被告事件昭和五年七月二日判決、懲役五年・未決勾留六〇日算入）

○ 事件の概要　被告人A Y 勝（二五）は、内縁の妻T N ふさの（二二）と同棲、駒沢のI Hパン店の職工をしていたが、昭和四年一一月A Y はI H方を解雇になり、同町N Mパン店の手伝いに住込んで独立の計算を立て、その資金を得るために自宅の動産保険千三百円を詐取する目的で、昭和四年一二月二六日夜、押入れ内に敷島（たばこ）の空箱を積重ねて放火し天井を焼いた。被告人は、警察、検事局、予審では犯行を認めていたが、準備公判に至り、妻の犯行と思いそれを自分で引受けたと放火を否認し、陪審公判に付された。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に「然り」と答申した。裁判長は陪

席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は懲役五年、未決勾留六〇日の判決を言渡した。

- 1 「東京毎日」昭和五年五月一〇日夕 「妻の罪を買った夫警察での申立を否定」
 - 「東京朝日」昭和五年六月二六日夕 「放火事件の陪審公判」
 - 「中外商業」昭和五年六月二六日夕 「自宅にゐない…と放火を否認世田谷の放火事件陪審裁判」
 - 「国民新聞」昭和五年六月二六日夕 「妻の吹殻か亭主の放火が注目される陪審公判」
 - 5 「中外商業」昭和五年六月二六日 「疑問のまゝ一と先づ打切り放火事件の陪審裁判」
 - 「東京朝日」昭和五年六月一七日 「放火の答申」
 - 「報知新聞」昭和五年六月一七日 「有罪の答申で四年を求刑世田谷の放火」
 - 「中外商業」昭和五年六月一七日 「懲役五年を検事求刑世田谷放火事件に有罪の答申」
 - 「東京毎日」昭和五年六月二七日 「虫のいゝ金儲け独立したさのパン職」
 - 10 「中央新聞」昭和五年六月二七日 「放火事件に懲役五年を求刑陪審員の答申に基いて」
 - 「報知新聞」昭和五年七月三日夕 「求刑通り五年世田谷の放火」
 - 「中外商業」昭和五年七月三日夕 「保険金詐取の放火犯に懲役五年の判決」
 - 「萬朝報」昭和五年七月三日夕 「開業資金の放火に懲役五年の判決」
- ㉓ SG政吉（放火被告事件昭和五年九月二六日判決、懲役五年・未決勾留二五〇日算入）
- 事件の概要 被告人SG政吉（四六）は、妾の豊島郡練馬料理店KY事HNしん（二九）の変心を恨み、昭和四年七月二七日午前二時頃、しん方裏手炭小屋に放火した。
- 審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に「然り」と答申した。裁判長は陪
- 席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役五年を求刑し、裁判長は懲役五年、未決勾留二五〇日の判決を言渡した。
- 1 「東京朝日」昭和五年九月一八日夕 「放火の陪審」
 - 「読売新聞」昭和五年九月一八日 「巡回看守を喚問 妾宅放火陪審」
 - 「東京毎日」昭和五年九月一九日夕 「法廷より中年男の恋妾にして料理屋を出す、ゆすりにきた先夫」
 - 「東京毎日」昭和五年九月二一〇日夕 「法廷より其夜の喧嘩が捲き上げては袖にする、海千山千の浮氣者」
 - 5 「東京朝日」昭和五年九月二一〇日 「放火の陪審」
 - 「東京日日」昭和五年九月二一〇日 「有罪にした陪審員が上告をして呉れ」
 - 「東京毎日」昭和五年九月二二日夕 「法廷より名義書替へ帰つて貰ふ交換条件、だが」
 - 「東京毎日」昭和五年九月二二日夕 「法廷より或夜の出来事浴槽のまどろみを…軽く受け流した女中」
 - 「東京毎日」昭和五年九月二三日夕 「法廷より着物の行方? 貰つたものを罪人扱ひ、また一つ」
 - 10 「東京毎日」昭和五年九月二四日夕 「法廷より愛欲三ツ巴」と月たつても帰らぬ妾、ヤケ酒飲んで放火」
 - 「東京朝日」昭和五年九月二七日夕 「妾の家に放火した男懲役五年に」
 - 「法律新聞」昭和五年一〇月二五日 「展望車（第四回）驚いた審理振りこれが模範的裁判?」
 - 「東京朝日」昭和六年一月二三日 「元村議の放火事件棄却（上告）」
 - 「中外商業」昭和六年一月二三日 「謎の放火事件、上告棄却」
 - 15 「中央新聞」昭和六年一月二三日 「放火上告棄却」

㉔ NM明（殺人被告事件昭和五年一〇月三一日判決 懲役六年）

○ 事件の概要 被告人NM明（二七）は、情婦YJふじ（二二）の心変りを恨み、昭和六年四

月二五日夜、南蔵院境内に誘い出し、洋タオルで首を絞め、用意した出刃庖丁で突き刺して殺害した。合意の心中か無理心中かが争点となつた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「殺人の事実」に「然り」の答申をした。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役一〇年を求刑し、裁判長は懲役六年の判決を下した。

- 1 「時事新報」昭和五年一〇月二九日夕「柔道師範の女殺し、陪審求刑」
 - 「報知新聞」昭和五年一〇月二九日夕「情婦殺しに求刑十年〔観念した被告〕」
 - 「中外商業」昭和五年一〇月二九日夕「無理心中男に求刑十年」
 - 「国民新聞」昭和五年一〇月二九日夕「殺人と答申、中新井情婦殺し」
 - 「東京毎日」昭和五年一〇月二九日夕「法廷たより知り合つて一日目の夜南蔵院裏山のあひびき」
 - 「中央新聞」昭和五年一〇月二九日夕「柔道教師に十年求刑〔情婦殺しの陪審公判〕」
 - 「萬朝報」昭和五年一〇月二九日夕「情婦殺しに懲役十年の求刑」
 - 「六新報」昭和五年一〇月二九日夕「情婦殺し懲役十年求刑、陪審員然りと」
 - 「やまと新聞」昭和五年一〇月二九日夕「情婦殺しに懲役十年求刑」
 - 「東京毎日」昭和五年一〇月三〇日夕「法廷たよりネグになつた一人の約束男の要求を拒む」
 - 「時事新報」昭和五年一月一日夕「女殺し判決」
 - 「国民新聞」昭和五年一月一日夕「情婦殺しに懲役六ヶ年」
 - 「東京毎日」昭和五年一月一日夕「法廷たよりあの時の：約束だッ！誘ひ出して遂に殺人」
 - 「東京毎日」昭和五年一月一日夕「心中未遂に懲役六年」
 - 15 「中央新聞」昭和五年一月一日夕「情婦殺しに懲役六年」
- ㉕ N K 美之助（殺人被事件昭和五年一月一八日判決、懲役八年・未決勾留六〇日算入）
- 事件の概要　被告人N K 美之助（三三）は、新吉原M S 楼娼妓美好事MDいよ（二〇）に通い詰め、結婚の約束はしたが、思うようには行かないでの、昭和五年四月一四日午前四時頃、被告人は思いあまつて商売（コック）用の出刃庖丁でいよを刺し殺し、自分も頸動脈を刺したが死にきれなかつた。合意の心中か無理心中かが争点となつた。
 - 審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議し、答申を採択した。検事は、懲役八年を求刑し、裁判長は懲役五年、未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。
 - 1 「東京日日」昭和五年一月一二日「頼りない陪審員〔裁判長に愚問を発す〕」
 - 「萬朝報」昭和五年一月一二日「殺人か心中かさつぱり分りません〔陪審法廷のナンセンス〕」
 - 「やまと新聞」昭和五年一月一二日「陪審員の低能遺憾なく暴露…愚問愚答に満廷苦笑」
 - 「東京毎日」昭和五年一月一三日夕「法廷便りうそか誠か傾城の恋、吉原心中物語り」
 - 5 「中央新聞」昭和五年一月一三日「娼妓殺しに八年を求刑」
 - 「萬朝報」昭和五年一月一三日「娼妓殺しに懲役八年〔陪審員が殺人と答申〕」
 - 「やまと新聞」昭和五年一月一三日「娼妓殺しに懲役八年求刑」
 - 「東京毎日」昭和五年一月一四日夕「法廷便りガチ合つた恋がたき失望して心中をはかる」

- 「東京朝日」昭和五年一月一九日夕「娼妓殺しに八年の判決陪審の結果」
 ○「東京毎日」昭和五年一月一九日夕「吉原の花魁殺し懲役八年陪審の判決」
 ○「萬朝報」昭和五年一月一九日夕「娼妓殺しに懲役八年、陪審裁判々決」
 ○「やまと新聞」昭和五年一月一九日夕「娼妓殺しに懲役八年言渡」
 ○「二六新報」昭和五年一月一九日「娼妓殺し判決、懲役八年」
- (26) ID富次郎（殺人未遂被告事件昭和五年一一月二六日判決、懲役二年・未決勾留一八〇日算入）
- 事件の概要 被告人ID富次郎（五二）は、昭和四年一月三一日、内妻SY静江（三四）が若い男と同棲したことを怒り、薪割り用の斧で静江の背後から一撃を加え、左肩胛部に全治一週間の傷を負わせた。被告人は、殺意を否認して陪審に付された。
- 審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は懲役二年、未決勾留一八〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「やまと新聞」昭和五年一月一九日夕「内妻斬りの陪審裁判」
- 「中外商業」昭和五年一月一九日夕「振られ常習男の悲しい陳述内妻殺し陪審」
- 「中央新聞」昭和五年一月一九日夕「妻に斬り付けた老大工の涙若い男と乳くり合ふ」
- 「東京毎日」昭和五年一月二〇日夕「法廷たより出て行つた妻と一人娘期待外れの大工職」
- 5 「読売新聞」昭和五年一月二〇日「陪審員、殺人未遂と答申」
- 「中央新聞」昭和五年一月二〇日「内妻斬りの陪審三年を求刑」
- 「やまと新聞」昭和五年一月二〇日「内妻斬りに懲役三年求刑」

- 「東京毎日」昭和五年一月二二日夕「法廷たよりこれは以外、後妻の醜態若い男と酒飲んで」
 ○「東京毎日」昭和五年一月二二日夕「法廷たより逃げた妻は若い男と同棲懲役から帰り一度目の兌行」
 10 ○「東京朝日」昭和五年一月二七日「女房殺し未遂、懲役二年」
 ○「中外商業」昭和五年一月二七日「殺人未遂の未練男に判決懲役二年を」
 ○「中外商業」昭和五年一月二七日「殺人未遂の未練男に判決懲役二年を」
 ○「中央新聞」昭和五年一月二七日「内妻斬りに懲役二年（傷害全治一週間の陪審裁判）」
 ○「やまと新聞」昭和五年一月二七日「内妻斬りに懲役二年陪審裁判の結果」

(27) R啓甲（強盗傷人被告事件昭和六年四月二〇日判決、事後強盗・懲役三年六月未決勾留一五〇日算入）

○事件の概要 被告人R啓甲（三二）は、昭和五年三月二四日復興祭の夜、日鮮会館内YDホールで、甲府市KS清志（三二）と知合になり、カフエーなどを飲み廻った揚句、KSを殴り飛ばして百九〇円を強奪し、逃げる際ステッキで右腕を殴打し、全治一〇日間の傷を負わせた。被告人は、強奪を否認し陪審公判に付された。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「強盗傷人の事実」に「然らず」、補問「事後強盗の事実」に「然り」と答申しした。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は懲役三年六月、未決勾留一五〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日」昭和六年四月一六日夕「今年の初陪審」
- 「国民新聞」昭和六年四月一六日夕「鮮人ダンサーの陪審公判」
- 「時事新報」昭和六年四月一六日「流石は陪審員、証人に突込む鮮人の陪審裁判」
- 「中外商業」昭和六年四月一六日「被害者の陳述も甚だいまい奇怪な五十円の出所」

- 5 「都 新聞」昭和六年四月一六日「本年始めての陪審公判法廷のナンセンス問答」
- 「中央新聞」昭和六年四月一六日「鮮人陪審公判に不利な証言」
- 「萬 朝報」昭和六年四月一六日「鮮人の悲哀、その陪審公判にいづれも不利の証言」
- 「中外商業」昭和六年四月一七日「準強盗を認めた陪審員の答申で有罪」
- 「都 朝報」昭和六年四月一七日「強盜傷人に求刑五年陪審の結果」
- 10 ○ 「都 朝報」昭和六年四月一七日「強盜傷人に求刑五年陪審の結果」
- 「中央新聞」昭和六年四月一七日「本年最初の陪審公判〔鮮人の強盜傷人事件〕」
- 「国民新聞」昭和六年四月一七日「本年最初の陪審強盜五年求刑」
- 「東京朝日」昭和六年四月二一日夕「本年最初の陪審強盜三年半」
- 「萬 朝報」昭和六年四月一七日「鮮人強盜に懲役五年」
- 「時事新報」昭和六年四月二一日夕「強盜の判決」
- 15 ○ 「中外商業」昭和六年四月二一日夕「求刑五年判決三年半〔元ダンスホールのボーカルの強盜事件〕」
- 「都 新聞」昭和六年四月二一日夕「鮮人の傷害事件判決」
- 「東京毎日」昭和六年四月二一日夕「強盜傷人のボーカルに三年半」
- ② SSK一郎（尊属殺人被告事件昭和六年五月三日判決、無期懲役）
- 事件の概要 被告人SSK一郎（三十六）は、妻子三人と病気の母かつ（五十六）を抱えて支那蕪麦行商をして細々と暮らしている中、賭博にふけり仲間のSM豊次に百五〇円の借金が出来たほか、約五百円の借金が出来、これを返済するため、母の養老保険金百四六円に目をつけ、昭和四年七月二日午前三時頃、中風で病臥中の母かつを細紐で絞殺した。被告は病苦の母親から頼まれて殺したと、殺意を否認した。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「尊属殺人の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は死刑を求刑し、裁判長は無期懲役を言渡した。

1 「時事新報」昭和六年五月二八日夕「保険金欲しさ母殺し〔陪審裁判で陳述〕」

○ 「中外商業」昭和六年五月二八日夕「母親殺しの陪審裁判」

○ 「東京毎日」昭和六年五月二八日夕「保険金目あてに母を殺した男〔公判開廷〕」

○ 「時事新報」昭和六年五月二九日「実母殺しに陪審員の答申〔検事は死刑論告〕」

5 「読売新聞」昭和六年五月二九日「実母殺しに、死刑を求刑」

○ 「報知新聞」昭和六年五月二九日「実母殺しが陪審裁判で死刑〔東京で初めての答申〕」

○ 「中外商業」昭和六年五月二九日「実母殺しに死刑を求刑〔陪審裁判で〕」

○ 「時事新報」昭和六年五月二九日「実母殺しに死刑を求刑〔陪審裁判で〕」

○ 「報知新聞」昭和六年五月二九日「実母殺しが陪審裁判で死刑〔東京で初めての答申〕」

○ 「中外商業」昭和六年五月二九日「実母殺しに死刑を求刑〔陪審裁判で〕」

10 ○ 「東京毎日」昭和六年六月四日夕「実母殺しに無期の判決」

○ 「萬 朝報」昭和六年六月四日夕「実母殺しに無期懲役」

○ 「都 新聞」昭和六年六月四日夕「実母殺しに無期懲役」

○ 「二六新報」昭和六年六月四日「実母殺しに無期の懲役」

○ 「やまと新聞」昭和六年六月五日「実母殺しに無期懲役」

(注) ⑨事件については、東京弁護士会編『陪審裁判―旧陪審の証言と今後の課題』(ぎょうせい・一九九一年一月) 中の第二部第一章

「旧陪審の証言」に、弁護人であった戸田宗孝弁護士に対する聞き取り調査が収録されている。

(29) F・O・玄興（放火被告事件昭和六年七月一〇日判決、懲役五年月）

○事件の概要　被告人F・O・玄興（五二）は、觀音院住職であるが、一万円の負債に苦しみ、本堂庫裡に三万円動産保険金をかけ、昭和五年一二月二三日午前四時頃、庫裡に放火し觀音堂、本堂、庫裡を全焼した。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は懲役五年と判決した。（注）放火につき懲役五年、保険金詐欺未遂（通常公判）につき懲役六月の判決。

- 1 「東京朝日」昭和六年七月四日夕「放火住職に、懲役五年求刑」
- 「中外商業」昭和六年七月四日夕「放火和尚に懲役五年求刑」
- 「都新聞」昭和六年七月四日夕「放火住職に求刑五年」
- 「東京毎日」昭和六年七月四日夕「放火坊主に五年を求刑」
- 5 「報知新聞」昭和六年七月一日夕「保険金放火に五年半住職言渡さる」
- 「中外商業」昭和六年七月一日夕「放火和尚、懲役五年六ヶ月、けふ判決言渡」
- 「中央新聞」昭和六年七月一日夕「放火坊主に懲役五年」
- 「萬新聞」昭和六年七月一日夕「悪僧源興に懲役五年陪審裁判々決」

(30) M・Y・源二（殺人被告事件昭和六年一〇月二三日判決、懲役六年）

○事件の概要　被告人M・Y・源二（二四）は、巣鴨町カフェーM・Y・Kの女給互かね（二九）に思

を寄せ夫婦約束をしたが、変心したので無理心中を企て、昭和五年六月一日午前零時半頃、カフェーM・Y・Kに行き、かねを短刀で下腹部を刺したが、意外にも人違いで、前日住込んだ女給かつ事K・Zかつ（二四）を即死させたものである。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「殺人の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役六年を求刑し、裁判長は求刑通り懲役六年を言渡した。（注）「国民新聞」・「中央新聞」には、判決は懲役四年・未決勾留三〇〇日算入である。

- 1 「時事新報」昭和六年一〇月二二日夕「斬つた女は別人巣鴨の殺人陪審となる」
- 「国民新聞」昭和六年一〇月二二日夕「心中の相手を間違へて別の女給を殺した公判」
- 「中央新聞」昭和六年一〇月二二日夕「そこの男審判の日心中の相手を見違へて殺人罪」
- 「東京朝日」昭和六年一〇月二二日夕「人違ひ殺人、六年求刑十二時間かかった陪審」
- 5 「報知新聞」昭和六年一〇月二二日「間違ひ心中に六年求刑」
- 「都新聞」昭和六年一〇月二二日「間違ひ心中に六年求刑陪審員が殺意を認めて」
- 「東京朝日」昭和六年一〇月二四日夕「人違ひ殺人六年」
- 「国民新聞」昭和六年一〇月二四日夕「判決一束・けふの言渡し懲役四年未決勾留三百日通算」
- 「中央新聞」昭和六年一〇月二四日夕「心中そこの男懲役四年」

(31) R・宗煥・R・祿鐘（殺人被告事件昭和七年二月一九日判決、宗煥無期懲役・祿鐘懲役六年未決勾留二〇日算入）

○事件の概要　本件は、「被告人R・宗煥及同R・祿鐘は、昭和六年一月一八日午後三時頃、被告人両名の下宿である東京府荏原郡○町○番地TG武治方の二階四畳半の室へ突然訪ねて来た荏原警察署刑事巡查尾澤長重が、第二無産者新聞、無産青年等を発見し

て被告宗煥に対し荏原署へ同行を求めたので、被告人宗煥は若し小澤刑事の要求に応ずるならば、右新聞の読者班の組織が発覚し、多数の者に累を及ぼすことを考へ、寧ろ同刑事を殺して逃走しやうと云ふ気になり、小澤刑事の頸部に着けてゐたネクタイを右手に握り、左手にて其頭部を壁へ押付けて、同刑事の咽喉部を絞扼しながら、被告人祿鐘に共力を求め、茲に両名は共謀して同刑事を殺すこととなり、被告人祿鐘は両手を以て小澤刑事の足首を抑へ付けて其抵抗を防ぎ、被告人宗煥は絞扼を続け以て同刑事を窒息死せしめた。」という公訴事実である。

被告人両名は、警察、検事局、予審においては、殺意を自白していたが、公判準備手続で、逃げようとしただけで殺す気は無かつたと殺意を否定した。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「殺人の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、被告人宗煥に対して死刑、同祿鐘に対して懲役一〇年の求刑をした。裁判長は陪席判事と合議し、被告人宗煥に対し無期懲役、被告人祿鐘に対して懲役六年の判決を言渡した。被告人宗煥は、上告したが、昭和七年七月一日上告棄却。

- 1 「読売新聞」昭和六年一月一九日夕「全協の極左幹部近く一斉検挙…各層に入込んで盛んに策動」
- 「東京朝日」昭和六年一月一九日「朝鮮人の宿で刑事絞殺さる犯人は或は朝鮮人か」
- 「東京日日」昭和六年一月一九日「〔視察に行った家で荏原署巡回絞殺さる二鮮人学生行方を晦す〕」
- 「時事新報」昭和六年一月一九日「〔荏原署の高等係視察に赴き絞殺さるきの戸越の鮮人宿で〕」
- 5 「読売新聞」昭和六年一月一九日「要視察鮮人学生に高等係絞殺さる間借先に赴いて」
- 「報知新聞」昭和六年一月一九日「荏原署の高等係巡回、白昼二鮮人に絞殺さる」

- 「中外商業」昭和六年一月一九日「荏原署の高等係、取調先で絞殺さる犯人は或は朝鮮人か」「都新聞」昭和六年一月一九日「荏原署の高等係小澤巡回無惨に絞殺さる、犯人は朝鮮生れの」
- 「国民新聞」昭和六年一月一九日「二鮮人を取調べに行って、高等係巡回絞殺さる」
- 10 「東京朝日」昭和六年一月二〇日夕「刑事殺しの犯人横浜市内に現る警視庁事件を重視」
- 「東京日日」昭和六年一月二〇日夕「二人とも独特の返送で逃げたか巡回殺し事件」
- 「時事新報」昭和六年一月二〇日夕「横浜に潜伏か巡回惨殺鮮人逮捕近し」
- 「大阪時事」昭和六年一月二〇日夕「巡回殺し二鮮人、近く逮捕の見込横浜市内に潜伏中」
- 「報知新聞」昭和六年一月二〇日夕「横浜に潜伏か、巡回殺し犯人逮捕に刑事連横浜に出張」
- 15 「中外商業」昭和六年一月二〇日夕「管下の各署に厳命し、鮮人の身元一斉調査」
- 「国民新聞」昭和六年一月二〇日夕「小澤巡回を殺した鮮人一名横浜へ朝鮮労働組合に一夜」
- 「東京毎日」昭和六年一月二〇日夕「荏原署の巡回殺しは届出た両名にも疑ひ、発見後三時間黙つて」
- 「中央新聞」昭和六年一月二〇日夕「刑事を殺して二鮮人遁走届出三時間遅れ捜査難」
- 「萬朝報」昭和六年一月二〇日夕「刑事を絞殺、犯人高飛びか」
- 「やまと新聞」昭和六年一月二〇日夕「殉職巡回に功劳賞授与死体は帝大で解剖」
- 20 「東京朝日」昭和六年一月二〇日「一両日中に捕縛の見込刑事殺しの捜査進む」
- 「時事新報」昭和六年一月二〇日「玉川沿岸を中心に大捜索巡回殺しの犯人土工部屋に潜入か」
- 「読売新聞」昭和六年一月二〇日「旅費を断られて動けぬ巡回殺し犯行後別れて劉宗煥大森に」
- 25 「報知新聞」昭和六年一月二〇日「巡回殺しの鮮人の捜査範囲狭まるゆうべは蒲田を捜査」「中外商業」昭和六年一月二〇日「刑事殺し鮮人の捜査甚だ困難蒲田署に刑事を集め神奈川方面」

- 「都 新聞」 昭和六年一月二〇日 「荏原署の巡査殺事件犯人潜伏の日星つき捜査本部・六郷一帯を」
- 「国民新聞」 昭和六年一月一〇日 「巡査殺しに絡まる重大な思想的背景警視庁各係総出の聯合調査」
- 「中央新聞」 昭和六年一月一〇日 「鮮人八十余名召喚取調べ京浜に主力を注いで：犯人捜査」
- 「萬 朝報」 昭和六年一月一〇日 「巡査殺し鮮人、行方全然不明 関係者廿五名留置」
- 「二六新報」 昭和六年一月一〇日 「巡査殺し二鮮人、市内に潜伏か近く逮捕されん」
- 「時事新報」 昭和六年一月二一日夕 「俄に色めく巡査殺し捜査川崎神奈川方面で活動」
- 「報知新聞」 昭和六年一月二一日夕 「巡査殺し犯人虱潰しの捜査横浜は既に抜出したか」
- 「中外商業」 昭和六年一月二〇日 「巡査殺し二鮮人、市内に潜伏か近く逮捕されん」
- 「国民新聞」 昭和六年一月二二日夕 「朝来色めく捜査本部犯人今日明日中に逮捕の見込み」
- 「中央新聞」 昭和六年一月二二日夕 「巡査殺し捕はれず平田検事再調査」
- 「萬 朝報」 昭和六年一月二二日夕 「巡査殺し犯人の逮捕未だし捜索範囲漸く狭まる」
- 「萬 朝報」 昭和六年一月二二日夕 「京浜に捜査主力刑事殺し鮮人捕はれず」
- 「やまと新聞」 昭和六年一月二二日夕 「巡査殺しの逮捕に捜査課急に活気づく関係者既に八十名検挙」
- 「東京日日」 昭和六年一月二二日 「巡査殺し犯人の立廻り先判明 捜査本部色めく」
- 「読売新聞」 昭和六年一月二二日 「今晩、京浜線沿線の鮮人を一齊に検索同志が匿つてゐる」
- 「報知新聞」 昭和六年一月二二日 「犯人を乗せた運転手捕はる巡査殺し事件解決近し」
- 「中外商業」 昭和六年一月二二日 「犯人逮捕の見込みつく、重要な三名の参考人から」
- 「都 新聞」 昭和六年一月二二日 「巡査殺犯に逮捕せまる両名の隠匿者らしい有力な参考人を引致」
- 「国民新聞」 昭和六年一月二二日 「両鮮人けふ逮捕？川崎で参考人調べから」
- 「中央新聞」 昭和六年一月二二日 「犯人捜査に意外な手掛かり今朝未明から三署一齊密行」
- 「萬 朝報」 昭和六年一月二二日 「小澤巡査殺し有力参考人挙る昨夜横浜戸部にて」

- 「中央新聞」昭和六年一月二三日夕 「刑事を絞殺逃走の主犯今暁遂に捕る神奈川県三曲部山に潜伏中」
- 「萬朝報」昭和六年一月二二日夕 「戸越の刑事殺し主犯つひに捕はる今暁神奈川下金時山の麓で」
- 「東京朝日」昭和六年一月二三日 「刑事殺し原因は秘密の発覚犯人きのふ自白す」
- 「東京日日」昭和六年一月二三日 「巡査殺しは八日前から決意取締に…反抗、共犯も平塚で捕はる」
- 「時事新報」昭和六年一月二三日 「「巡査を殺した共犯も捕はる平塚町の木賃宿に偽名して居た」
- 「読売新聞」昭和六年一月二三日 「「巡査殺しの犯人両名とも捕はる平塚町と三回部山中の飯場で」
- 「報知新聞」昭和六年一月二三日 「同行を拒んで格闘ネクタイでつい絞殺巡査殺し主犯劉宗煥の自白」
- 「中外商業」昭和六年一月二三日 「共犯の劉祿鐘もきのふ平塚で逮捕木賃宿に潜伏中」
- 「都新聞」昭和六年一月二三日 「「刑事殺しの犯人二名とも逮捕さる神奈川県の飯場と木賃宿に潜伏」
- 「国民新聞」昭和六年一月二三日 「「果然思想的背景の暴露から兎行と判る…かねて殺害の手筈」
- 「中央新聞」昭和六年一月二三日 「「高等係絞殺の共犯も遂に捕縛平塚町の木賃宿に投宿中を」
- 「萬朝報」昭和六年一月二三日 「「主犯と殆ど同時刻祿鐘も遂に捕はる神奈川県下平塚町の木賃宿」
- 「二六新報」昭和六年一月二四日 「「巡査殺しの二鮮人、けふも嚴重取調べ」
- 「大阪時事」昭和六年一月二四日 「「誇りを傷けた最初の勾留それから極左に走る：犯行動機」
- 「大阪商業」昭和六年一月二五日夕 「けふ小澤刑事の告別式」
- 「国民新聞」昭和六年一月二五日夕 「小澤部長に集る同情町内から四千円寄付」
- 「萬朝報」昭和六年一月二五日夕 「小澤巡査に集る異常な同情各方面から四千余円の拠金」
- 「やまと新聞」昭和六年一月二五日夕 「「殉職の巡査に同情金が四千円けふ一時に涙の署葬」
- 「二六新報」昭和六年一月二五日 「「小澤巡査の靈前に金四千円けふ署葬行はる」」
- 「法律新聞」昭和六年一月二五日 「「鮮人巡査を絞殺」」
- 「東京日日」昭和六年一月二七日夕 「「巡査殺し事件で鮮人（崔守鳳）拷問事件四弁護士から陳情」
- 「時事新報」昭和六年一月二七日夕 「「警視庁内で乱暴な取調、巡査殺しの友人」」
- 「報知新聞」昭和六年一月二七日夕 「「巡査殺し事件からまたも拷問の事実犯人を一泊させた崔を焼火箸で」」
- 「中外商業」昭和六年一月二七日夕 「「桂原署長を訴ふ刑事殺し犯人に金を与へて留置された崔の妻から」」
- 「国民新聞」昭和六年一月二七日夕 「「容疑者の鮮人を焼火箸で拷問す小澤巡査殺し事件で」」
- 「東京毎日」昭和六年一月二七日夕 「「巡査殺し取調べに人権蹂躪また暴露…金を貸した崔を殴る蹴る」」
- 「東京朝日」昭和七年二月四日夕 「「思想関係の点を巧みに外す刑事殺し陪審公判」」
- 「東京日日」昭和七年二月四日夕 「「共産党員の巡査殺し陪審」」
- 「時事新報」昭和七年二月四日夕 「「夢中でやつた刑事殺しの赤化鮮人、本年初の陪審」」
- 「報知新聞」昭和七年二月四日夕 「「予審の陳述を否認高等係殺し事件公判」」
- 「中外商業」昭和七年二月四日夕 「「けふ厳戒裡に刑事殺しの公判予審の陳述を翻して」」
- 「東京毎日」昭和七年二月四日夕 「「桂原の刑事殺し共に殺意を否認アモ決行の逆宣伝の大警戒」」
- 「中央新聞」昭和七年二月四日夕 「「赤色自警団組織を今度は極力否認す戸越鮮人共産党事件」」
- 「萬朝報」昭和七年二月四日夕 「「巡査殺し鮮人の公判開く物々しい厳戒裡に」」
- 「東京日日」昭和七年二月四日 「「殺意を否認巡査殺し陪審」」
- 「報知新聞」昭和七年二月四日 「「刑事殺し公判（夕刊つゞき）」」
- 「中外商業」昭和七年二月四日 「「共産党万歳をさけぶ証人満廷を驚かしめた…続報」」
- 「都新聞」昭和七年二月四日 「「本年最初の陪審、巡査殺しの公判共産党以上の厳戒裡に」」
- 「中央新聞」昭和七年二月四日 「「一向要領を得ぬ被告の答弁巡査殺し鮮人統公判」」

- 「萬朝報」昭和七年二月四日「両名に有罪は絶対に反対だ陪審証人が亢奮して叫ぶ」
- 「中央新聞」昭和七年二月五日夕「午後は陪審員の答申・巡査殺し公判」
- 「萬朝報」昭和七年二月五日夕「午後は陪審員の答申・巡査殺し公判」
- 「中外商業」昭和七年二月六日「然りの答申に、共産党万歳を連呼」論告も弁論も遂に延期
- 「国民新聞」昭和七年二月六日「被告が騒いで公判を延期陪審員の答申然りで興奮」
- 「中央新聞」昭和七年二月六日「興奮のあまり法廷内で絶叫巡査殺し公判第三日」
- 「萬朝報」昭和七年二月六日「巡査殺しの陪審公判」
- 「報知新聞」昭和七年二月一三日夕「宗に死刑、祿に十年刑事殺に求刑」
- 「東京毎日」昭和七年二月一三日夕「荏原署刑事殺し、死刑の求刑弟には十年の懲役」
- 「中央新聞」昭和七年二月一三日夕「荏原署刑事殺し、死刑（注：求刑）」
- 「萬朝報」昭和七年二月一三日夕「巡査殺し主犯に死刑の求刑共犯には懲役十年」
- 「三六新報」昭和七年二月一三日「主犯に死刑求刑高等巡査殺し事件」
- 「法律新聞」昭和七年二月一三日「巡査殺しの陪審公判」
- 「東京毎日」昭和七年二月一〇日夕「裁判中にアジ演説荏原署巡査殺し公判」
- 「中央新聞」昭和七年二月一〇日夕「法廷で共産党アヂ演説」
- 「やまと新聞」昭和七年二月一〇日夕「退廷命令巡査殺し事件の公判」
- 「東京朝日」昭和七年二月一〇日「刑事殺し無期」
- 「都新聞」昭和七年二月一〇日「刑事殺し鮮人に判決言渡し」
- 「中央新聞」昭和七年二月一〇日「刑事殺し鮮人判決下る主犯劉宗煥は無期」
- 「萬朝報」昭和七年二月一〇日「刑事殺しの鮮人無期宗煥等の公判にアヂ演説」

- 「中外商業」昭和七年七月一日「巡査殺しの鮮人は無期懲役上告棄却」
- 「国民新聞」昭和七年七月一日「刑事殺しの上告棄却」
- （注①）布施辰治が弁護した陪審公判は、⑩特高警官殺害事件のみが、次の三点の著書に紹介されている。
- (1) 布施辰治『布施辰治外伝—幸徳事件より松川事件まで』(未来社・一九七四年一二月。以下「外伝」という)
- (2) 大石進『弁護士布施辰治』(西田書店・二〇一〇年三月、改定版・二〇一一年一〇月。以下「弁護士伝」という)
- (3) 森正『評伝布施辰治』(日本評論社・二〇一四年一一月。以下「評伝」という)

「弁護士伝」(第一版・二〇一〇年三月)では、特高警官殺害事件(被告人劉宗煥、同劉祿鐘)においては、布施弁護士の弁護活動が成功して、殺人の主間に對し「然らず」、傷害致死の補問に對し「然り」の答申がなされたという。ところが、實際は、殺人の主間に「然り」と答申され、宗煥には、死刑の求刑があつて無期懲役の判決がなされ、祿鐘には、懲役一〇年の求刑があつて懲役六年の判決がなされたのである。

そこで、筆者(増田修)は、平成二三(二〇一〇)年四月、大石進氏に、「主問」の殺人に「然り」の答申があつて、「補問」の傷害致死の答申には「然り」の答申は無かつたことを指摘した。そして、資料として、『法律新聞』(昭和7年2月13日18頁)、『東京朝日新聞』(昭和7年2月4日夕刊2面)、立会した検事の長谷川潤『陪審裁判警察官殺害事件の論告—此一文を故警視庁巡査小澤長重氏の靈に捧ぐ—』(『警察協会雑誌』第386号・第388号、一九三三年一〇月・一二月)、上告したが棄却された大審院判決(『法律新聞』昭和7年8月13日12頁、『大審院刑事判例集』第11卷第12号、936頁)があり、東京弁護士会編『陪審裁判—旧陪審の証言と今後の課題』(ぎょうせい・一九九一年二月)中の第一部第一章「旧陪審の証言」に、弁護人であった青柳盛雄弁護士に対する聞き取り調査が収録されることを連絡した。そして、これらの資料は、増田修『廣島控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探求—』(『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月、781・782頁)に記録しておいた。

大石氏は、筆者の指摘により、「弁護士伝」(改定版・二〇一一年一〇月)において、誤りを訂正した(しかし、私から情報の提供を受けたことは記述していない)。誤った原因は、「外伝」の記述をそのまま引用したことがあつたという。

ところで、「弁護士伝」（改定版）の後、平成二六（二〇一四）年一月発行された「評伝」は、「沈黙の弁論」の項において、特高警官殺害事件を取り上げている。そして、「外伝」が補問の傷害致死に「然り」と答申したのは誤りとしている。しかし、「評伝」は、朝日新聞の報道、法律新聞の報道、蓬田武の断片的な回想（一九五四年）、弁護人青柳盛雄の弁護士会での証言（九二一年）、布施柑治の文章（七四年）に基づいて論述しているに過ぎない。

その頃、筆者は、「東京控訴院管内における陪審裁判」に関する調査の過程で、弁護士布施辰治が弁護した陪審公判は、特高警官殺害事件の外に、殺人事件が二件あることを見出していた（更に、平成二八年八月、放火未遂事件一件の弁護人であることに気付く）。

そこで、平成二七（二〇一五）年一二月、特高警官殺害事件については、東京朝日新聞、東京日日新聞、読売新聞、時事新報、中外新報、都新聞、国民新聞、東京毎日新聞、中央新聞、萬朝報、やまと新聞、二六新報、法律新聞、法律新報に掲載された記事一一〇点、他の殺人事件一件については、それぞれ新聞一四点、一〇点（その後、放火未遂事件一件に新聞七点）、などを大石進氏に提供して、「評伝」の誤りを正す論文を書かれるように勧めた（更には、大石氏自らの特高警官殺害事件と陪審裁判についての記述も改定する必要があると思われる）。

すなわち、「評伝」は、「外伝」が補問の傷害致死に「然り」と答申したというのは、さすがに誤りとしている。しかし、「評伝」は、①「フルネームは分からぬが、公判の裁判長は小林、検事は長谷川であり…」という（注、小林四郎、長谷川瀬であることは、少し調べれば判明する）、②「ベテランの神道寛次と細迫兼光は出廷していなかつたのだろう」という（注、新聞報道の幾つかでは、両名も出頭と報道している）、③「事実誤認を理由とする上告は認められない…その壁をどう突破したのか不明であるが、辰治が理屈を捻り出して上告を受理させたのだろう」という（注、上告理由は本件大審院判決を読み直し判明する）、④「辰治の弁論は、陪審裁判の意義と陪審員の責務を的確に説いており、説得力に富んでいる」という（注、しかし、陪審員が「主問」の「殺人」に然りと答申したこと）は、布施弁護士の弁論は陪審員を説得出来なかつただけでなく、予審の自白に基づいて精緻に組立てられている長谷川検事の論告も論破出来なかつたことを証明している）、⑤「陪審員の評議は：僅差で決まつたのではないか。裁判長が死刑を選択しなかつたのは、：辰治の弁論が裁判長を動かし極刑を回避させたのではないか」と「推測」して、辰治の弁論（沈黙のパフォーマンス）を高く評価している。

る（注、しかし、陪審の評議に付された警官殺害事件は、外に東京に一件、大阪に一件あるが、いづれも無期懲役であつて、本件特高警官殺害事件が、布施弁護士の弁論によつて、特別に死刑が回避されたわけではない）、そして⑥「陪審裁判制度は一九四三年に廃止された」という（注、陪審法は廃止されず、施行停止で現在に到る）など、調査不足による憶測と誤りが目立つのである。

更に、「評伝」は「布施辰治はこの事件でも当然のように弁護を担当し、抜群のセンスと能力を存分に發揮している」という。しかし、「評伝」は、布施弁護士が陪審請求する根本的な理由は何處にあるのかを、「法律新報」（昭和5年9月5日5頁）に述べているのを紹介していない。布施は、「現行主要法律のすべてが、私共無産大衆を擷取し弾圧すべく、資本家、地主階級の政府によって制定せられて居る」として、「現に私は刑事案件の殆どすべてについて陪審請求の手段に出で居る（注、予審の自白によつて、通常裁判で終わらせない趣旨であろう）—それは、陪審裁判の実績が如何に悪かろうとも、又、如何に反動的であろうとも、必ず一度は通過しなければならない裁判自由獲得の過程だからです。だから、私共の陪審裁判に期する所は、さうした徹底的陪審裁判獲得の執拗なる闘争の過程にて、一般大衆が眞の自主自由を発見し之に訓練せらるるであらう」とです。…かうした抗争過程に於てのみ、私共大衆は眞に無産大衆自身の社会を建設するための、物質的基盤を獲得し得るであります」と主張している。「評伝」は、このような当時の布施弁護士を「戦闘的人道主義者」と評価している。それは、布施自身が、「転向非転向の弁」（『法律新聞』昭和一〇年六月一五日）において、マルクス主義信奉者ではないし、マルクス主義の理論が判つていないので、転向しようにも転向できない、と主張しているからであろう。しかし、布施が亡くなる約三ヶ月前に、正木ひろしとの対談「弁護士の墓碑銘」（『正木ひろし著作集』V、三省堂一九八三年六月、290頁。『真夜中の來訪者』一九五六年一月。初出『中央公論』一九五四年三月号）の中で、「氏（注、布施弁護士）は入党しない共産主義者として知られていたが、…と、正木からその理由を聞かれて、布施は「入党しない大衆の方が日本にも多いんですよ。入党しなくとも共産主義者たり得るというアカシのため…」と答えている。そして、布施弁護士が、弁論において「沈黙のパフォーマンス」を行つたのは、被告人およびその関係者らを、納得させるためである。同席して速記をしていた蓬田武弁護士が「沈黙のパフォーマンス」を絶賛しているように、これは成功したようである。

何故、布施柑治（布施辰治の長男）「外伝」は、特高警官殺害事件について、事実に反して、主問の放火に「然らず」、補問の傷害致

死に「然り」と答申があつた、と記述をしたかの疑問については、大石進氏（布施辰治の孫）によると、「外伝」は、元は小説として書かれたものであつて、他にも事実と異なる記述があるという。そして、同氏は、「外伝」からの孫引きを「私の失態であり、忸怩たるものがある。」（弁護士伝改定版314頁）といふ。

（注2）本事件に就いては、東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題』（きょうせい・一九九一年四月）に「旧陪

審裁判の証言」として「青柳盛雄弁護士に対する聴取」が集録されている。

③ K I てい（放火被告事件昭和七年三月三〇日判決、懲役四年・未決勾留三〇〇日算入）

○事件の概要 被告人K I てい（四六）は、日本女子大学の卒業生で、夫盛治に嫁し三児を生み、夫は会社員から後にブローカーとなり、裕福な生活を送っていたが、昭和三年五月夫は病氣で死亡したので、昭和四年四月、白米商を始めたが支配人任せであった、所がこの支配人が近所で白米商を始め得意先をとられて借財が増加する一方となつた、その上昭和五年二月には長男が舞踏病となり、ます／＼苦しくなつた、そこで三千円の火災保険金を詐取する目的で、昭和五年九月一三日、棟続きの隣家二階天井裏に点火した布を投げ入れて放火し、二尺四方を焼失させた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役五年求刑し、裁判長は懲役四年、未決勾留三〇〇日算入の判決を言渡した。

- 「中外商業」昭和七年三月二九日夕 「我が子可愛さにインテリ未亡人の罪腹黒い男にだなされ」
- 「中外商業」昭和七年三月二九日 「利・不利半ばしてどちらが本当？ はらはらする証言」
- 「中外商業」昭和七年三月三〇日 「陪審員の合議、放火事実を認む被告求刑はけふ」

- 「国民新聞」昭和七年三月三〇日 「謎の放火事件然りの答申」
- 「中央新聞」昭和七年三月三〇日 「渋谷の放火事件陪審で有罪と決定す」
- 「中外商業」昭和七年三月三一日夕 「罪は罪だが寛大に未亡人放火事件に同情ある判決」
- 「東京毎日」昭和七年三月三一日夕 「女大出の放火女懲役五年の求刑」
- 「中央新聞」昭和七年三月三一日夕 「情状を酌量、涙の判決渋谷の放火事件言渡し」
- 「東京日日」昭和七年三月三一日 「放火した女子大出に懲役」
- 「都新聞」昭和七年三月三一日 「女子大出の放火女に懲役五年求刑」
- 「中央新聞」昭和七年三月三一日 「放火犯人に懲役四年」
- 「東京毎日」昭和七年四月五日夕 「法廷たより赤い恋（1）労働争議の渦中へ飛込んだ女大生」
- 「東京毎日」昭和七年四月六日夕 「法廷たより赤い恋（2）夫に先立たれて事業に破れ放火」
- 「東京日日」昭和七年六月一日 「裁きの庭に立つた女性：否認する彼女（実例の一）」

④ S S 義助（強盗傷人被告事件昭和七年五月〇日判決、窃盗・懲役1年）

○事件の概要 被告人S S 義助（四二）は、昭和六年五月一三日午後七時頃、中新井酒商K T きん方に忍び入り、牛缶詰二個を窃取、自転車で逃走途中、反対方向から歩行して来た桶職K N 信一に逮捕されようとして、ナイフで斬り付け全治一週間の傷を負わせた外、窃盗一〇件に及んでいることが判明した。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「強盗傷人の事実」、補問「窃盗の事実」に対して、主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、これに対して懲役一年、ならびに「窃盗一〇件」（通常事件）については懲役三年を求

刑した。なお、判決は不明である。

- ① 「東京毎日」昭和七年五月七日夕 「傷害泥棒の公判」
- 「東京毎日」昭和七年五月九日夕 「法廷たより賊と格闘氣丈な女の追跡！正月の夜の捕り物」
- 「萬新報」昭和七年五月一四日夕 「窃盜犯人に別々の求刑」

④ K S良平（放火被告事件昭和七年五月二六日決定、更新）

○事件の概要 被告人K S良平（二五）は、実兄喜平のため約七百余円を費消拐帶され、また実母きのが病床にあるため、生活に窮ししたところから、自宅にTK動産火災保険の外、四千三百円の動産保険が付してあるのを奇貨として、昭和六年五月三一日未明、自宅二階四畳半の置いてある蒲団に放火し二階を焼いた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に「然らず」と答申したが、裁判長は合議して、答申を採択せず、再陪審に付した。

被告人は再陪審を辞退し、通常公判において放火と認められて、懲役五年未決勾留二五〇日算入の判決が下された。

- 1 「国民新聞」昭和七年五月二七日「陪審員を忌避（注 更新）王子の放火事件に対して、東京では最初」
- 「国民新聞」昭和七年六月一〇日「陪審員忌避事件の放火事件もつる老婆の奇怪な訴へから」
- 「国民新聞」昭和七年六月一一日「王子の放火事件謎は深まる、黒崎一家の利害関係は複雑」
- 「国民新聞」昭和七年六月一六日「謎の放火事件取調べ四名を召喚」
- 5 「国民新聞」昭和七年六月一七日「一家共謀か伯父の友人の重大な証言に、謎深まる」
- 「国民新聞」昭和七年七月八日「冤罪を翻へして、叔父との共犯を自白す」

- 「国民新聞」昭和七年七月二〇日「謎のまゝに犯行事件落着黒崎一人が罪を背負つて」
- 「報知新聞」昭和七年一二月一四日夕「謎の放火に有罪」
- 「中外商業」昭和七年一二月一四日夕「こぢれた放火事件の判決」
- 10 「中央新聞」昭和七年一二月一四日夕「保険金詐欺の懲役五年」

⑤ I S長三郎（殺人被告事件昭和七年六月二九日判決、懲役七年・未決勾留三〇〇日算入）

○事件の概要 被告人I S長三郎（二五）は、昭和二年夏、当時浅草公園MS座出演中の女優榮龍事KTいとと知合い、翌昭和三年秋頃まで親密な関係を結んでいたが、昭和五年下旬予て知り合いの向島の煙草小売商WBせい（四〇）方に寄寓して同人と情を通じ、需に応じて現金二〇円調達したが、その後せいより再び金員の無心を受け、これに応ずることが出来ぬことから、甲斐性なしと痛罵され出入りを拒絶されたので、その無情を怨み、せいを殺害して自殺することを決意し、昭和五年五月二十四日午後七時頃、せい方に忍込み、翌二五日午前二時頃熟睡中のせいに対し匕首を以て右側側頭部を突刺し死亡させた。被告人は、殺意を否認し陪審公判に付された。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「殺人の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役一〇年を求刑し、裁判長は懲役七年、未決勾留三〇〇日算入の判決を言渡した。

（注）被告人は、予審調書では殺す積もりで匕首を懷中にして忍び込んだと謀殺を認めていたが、公判廷では憂鬱病のため心神耗弱の状態にあり、咄嗟の殺意即ち故殺であると主張した。弁護人は、予審の自白は予審判事が理詰めの暴圧下に調書を取つたものであつ

て、証拠材料とすることは出来ないと弁論した。

- 1 「国民新聞」昭和七年六月二三日 「恋の殺人か果して強盗か四十女の深情けが生んだ向島女殺し」
○ 「東京毎日」昭和七年六月二三日夕 「憂鬱病患者の殺人事件公判 女学生が多数傍聴」
- 5 「都新聞」昭和七年六月二五日夕 「情婦殺しに十年を求刑」
○ 「報知新聞」昭和七年六月二六日 「布施弁護士法廷で予審制度を論難 果然司法部内に波瀾」
○ 「国民新聞」昭和七年六月二六日 「真ツ向から振り翳す予審の廃止論・布施弁護士の弁論」
○ 「中外商業」昭和七年六月三〇日夕 「情婦殺しに懲役七年 煙草屋の年増女殺し」
- 10 「中央新聞」昭和七年六月三〇日夕 「情婦殺しに懲役七年」
○ 「萬朝報」昭和七年六月三〇日夕 「情婦殺しの陪審、懲役七年判決」

⑬ F M辰五郎（放火被告事件昭和七年九月三〇日決定、更新）

○ 事件の概要 被告人F M辰五郎（四二）は、不況と併の病気のため借財が嵩んで首が廻らなくなつたあげく、家に掛けた二口三千円の火災保険金を詐取しようとして、昭和六年七月三一日午前一時頃、自宅物置に放火し半焼させた。

審理の結果、陪審員は合議の上、主問「住宅に延焼させようとして放火したか」、補問「單に物置のみを焼燬する意思で放火したか」に対して、主問・補問共に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択せず、再陪審に付す決定をした。

1 「読売新聞」昭和七年九月二八日夕 「徳川団順公が陪審員の候補者選ばれゝばカン詰」

- 「東京毎日」昭和七年九月二八日夕 「天下の副將軍が陪審員として出廷する」
○ 「中央新聞」昭和七年九月二八日夕 「徳川団順公陪審員候補に」
- 5 「東京朝日」昭和七年九月二九日夕 「陪審員・徳川団順公当分宿舎に缶詰生活」
○ 「東京日日」昭和七年九月二九日夕 「寝巻も用意して徳川公の陪審員ぶり要点をノートしつつ」
- 10 「東京朝日」昭和七年九月二九日夕 「公爵陪審員國民の義務と病む身に懷炉持參、団順公愈よカン詰め」
○ 「読売新聞」昭和七年九月二九日夕 「缶詰にされた団順公(魚屋や質屋の主人と肩を並べ)」
○ 「国民新聞」昭和七年九月二九日夕 「そばやの主と水戸様御同列 しもじも裁判に初の陪審」
○ 「東京毎日」昭和七年九月二九日夕 「百姓町人に交り水戸さま缶詰め 国民の義務と懷炉を携帶」
- 15 「中央新聞」昭和七年九月二九日夕 「日本一の陪審員懷炉を忍ばせて熱心な徳川公」
○ 「東京朝日」昭和七年九月三〇日 「然らずの答申で結審けふに延期、徳川公陪審員の大役を終る」
○ 「東京日日」昭和七年九月三〇日 「陪審員の徳川公爵、答申は無罪」
- 20 「東京朝日」昭和七年九月三〇日 「順番に入浴もした貴い人生体験だ徳川公の陪審缶詰め感想」
○ 「読売新聞」昭和七年九月三〇日 「水戸様然らず、放火に無罪答申裁判所は決定を延期」
○ 「報知新聞」昭和七年九月三〇日 「徳川公等の陪審員被告に無罪を答申併し決定はけふに」
○ 「中外商業」昭和七年九月三〇日 「被告に有利な水戸さまの答申拷問を訴る大工」
○ 「中央新聞」昭和七年九月三〇日 「人情味たっぷり水戸候等然らずの答申に陪審裁判裁決を延期」
○ 「東京朝日」昭和七年一〇月一日夕 「水戸様の答申不採択」
- 20 「報知新聞」昭和七年一〇月一日夕 「折角の徳川公答申、遂に採用されず陪審裁判やり直し」
○ 「中外商業」昭和七年一〇月一日夕 「水戸様の裁きに裁判所は不承服」
○ 「国民新聞」昭和七年一〇月一日夕 「無罪の答申遂に却下水戸公以下の陪審員を更新」

- 「東京毎日」昭和七年一〇月一日夕「徳川園順公等出廷の陪審裁判やり直し」
- 「中央新聞」昭和七年一〇月一日夕「一抹の暗影かげる陪審裁判の将来徳川陪審員長の答申通らず」
- 「北海タイムス」昭和七年一〇月一日「お殿様陪審長、然らずと答申、これも再陪審」

⑦ S M 捨次郎（放火未遂被告事件昭和七年一〇月二八日判決 無罪）

○ 事件の概要 被告人ブリキ職 S M 捨次郎（四二）は、打続く不景気に祟られ、生活難に陥った結果、N H 簡易火災保険株式会社と契約ある千三百円の保険金詐欺の目的で、昭和六年一一月一六日夜、居住する長屋の隣接する空屋に放火したが、天井裏を焼いただけで目的の自宅動産を焼かずに消止められた。被告人は、予審において、警察での自白は拷問によると主張した。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火未遂の事実」、補問「放火の事実」に対し、いづれも「然らず」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、無罪を宣告した。

- 1 「時事新報」昭和七年一〇月二七日夕「警官の拷問事件、予審で確認さる」
- 「国民新聞」昭和七年一〇月二七日「有罪か無罪か謎の放火事件拷問されて自白したと陪審公判廷で」
- 「東京毎日」昭和七年一〇月二七日夕「放火事件の陪審裁判 女学生の傍聴で賑ふ」
- 「東京朝日」昭和七年一〇月二九日「拷問で自白したが陪審で晴天白日放火嫌疑に即決無罪」
- 「時事新報」昭和七年一〇月二九日「物云ふアリバイ陪審員の答申を採用・無罪の判決」
- 「中外商業」昭和七年一〇月二九日「然らずの答申で放火犯人に無罪陪審裁判で判決」
- 「都新聞」昭和七年一〇月二九日「無罪の放火陪審に重大なる疑義発生、判事と検事の意見対立」

- 「国民新聞」昭和七年一〇月二九日「無罪を言渡されて釈放されぬ被告 検事から横槍」
- 「東京朝日」昭和七年一〇月三〇日「拷問放火、無罪確定立会検事が上訴権放棄」

⑧（昭和七年中）不明

⑨ K M 辰五郎（放火被告事件昭和八年二月二八日判決、非現住建造物放火・懲役五年）

○ 事件の概要 被告人K M 辰五郎（四二）は、不況と体の病気のため借財が嵩んで首が廻らなくなつたあげく、家に掛けた二口三千円の火災保険金を詐取しようとして、昭和六年七月三一日午前一時頃、同家物置に放火し半焼させという。この事件に関する、前回の陪審公判（⑩事件）では、主問「現住建造物放火の事実」、補問「非現住建造物放火の事実」の両者に対し陪審員は「然らず」と答申したが、昭和七年九月三〇日、裁判長はこれを採用せず、再陪審となつた。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「住宅に延焼させようとして放火した事実」、補問「単に物置のみを焼燬して千円の保険金を詐取の目的で放火した事実」に対し、主問「然らず」、補問「然り」と答申しした。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑した。（注）新聞報道では、判決は不明である。

- 1 「萬朝報」昭和八年二月二四日夕「遣り直し放火の陪審」
- 「報知新聞」昭和八年二月二六日夕「陪審覆る保険放火有罪」
- 「萬新聞」昭和八年二月二六日夕「放火の再陪審、今度は五年に」
- 「東京日日」昭和八年二月二六日「やり直し陪審」

5 「都 新聞」昭和八年二月二六日「やり直し陪審で前審覆る」
○ 「中央新聞」昭和八年二月二六日「放火大工に求刑」

⑩ N Kらく（放火被告事件昭和八年三月一七日判決、無罪）

○事件の概要 被告人N Kらく（三七）は、昭和七年二月一五日から、そば屋K T忠次方の女中に雇われ、仕事のことで屢々叱られた上、更に時計が紛失したというので同女の手持品を調べられたことがあり、また、主人方では時々賭博が紛失したと、その客が主人の諒解を得ては、らくに醜い振る舞いをするので、それを嫌悪していた矢先、同年三月二二日賭博が開かれたので、らくは家人の隙を窺い裏手物置の空俵に放火して、隣家数軒の物置、工場、住宅等を焼燬した外、三月二十四日には、主人の実兄平太郎から叱責され、然も主人の忠次からも言い寄られたのに憤慨し、翌二五日午後零時頃、三階の屋根裏に放火して二尺四寸焼いた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「一件の放火の事実」に対し、「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、無罪を宣告した。

1 「都 新聞」昭和八年三月一七日「陪審員の無罪答申で新犯人の捜査開始、大森放火」

○ 「国民新聞」昭和八年三月一八日「大森の放火陪審で無罪に」

⑪ S T友作（放火未遂被告事件昭和八年三月三〇日判決、無罪）

○事件の概要 被告人S T友作（三七）は、大正四年一一月頃から、城東区□戸で豆腐屋をやっていたが、新潟県の実家を援助するための借金と、家主から地上げするといわれ、未遂に終わった。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に対し、「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、無罪を言渡した。
1 「都 新聞」昭和八年三月三一日「放火陪審裁判でまたしても無罪亀戸の豆腐屋の放火事件」
○ 「国民新聞」昭和八年三月三一日「放火事件又も無罪となる今月中続けざまに二件」

⑫ H N源八（殺人被告事件昭和八年五月一日判決、懲役一〇年・未決勾留三百日算入）

○事件の概要 被告人H N源八（六七）は、昭和七年九月六日夜、目黒区□□H N榮一方で、榮一に預けた金のことから口論となり、榮一と内妻U D Gとり子の両名を射殺した。
審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に、然りと答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し、検事は懲役一五年を求刑したが、裁判長は懲役一〇年、未決勾留三百日算入の判決を言渡した。
1 「時事新報」昭和八年五月一二日夕「夫婦射殺判決」
○ 「国民新聞」昭和八年五月一二日夕「拳銃射殺犯に懲役刑」

⑬ K I一郎（放火被告事件昭和八年六月二六日決定、更新）

○事件の概要 被告人K I一郎（三二）は、昭和七年五月一〇日以来、H D幸吉所有淀橋区□□所在の二階建四戸長屋の一戸を借りパン屋をしていたが、不況からやむなく同年一

○月二五日飲食店に商売替したが、依然不況に祟られ、瓦斯電灯料金支払にも窮した揚句、N H簡易火災保険に契約していた、千五百円の動産保険金の詐取を企図し、昭和八年一二三日午前零時頃、家人の寝静まるのを待つて、階下物置中のメリケン袋に炭火を詰めて自宅階段下押入に入れて放火し、前記長屋を全焼させた。被告人は、警察の第一回訊問のときに否認しただけで、その後は警察、検事局、予審では否認せず、公判準備手続に至つて否認した。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に対し「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議し、答申を採択せず、再陪審に付する決定をした。

④ K I 一郎（放火被告事件昭和八年一月一六日判決 無罪）

- 事件の概要 ④事件の再陪審であるが、再度の問「放火の事実」に対し、陪審員は「然らず」の答申をした。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採用して、無罪の言渡をした。
- 1 「東京朝日」昭和八年一一月一八日夕 「謎の放火事件再陪審でも無罪同法施行以来最初の事」
 - 「読売新聞」昭和八年一一月一八日夕 「放火犯の再陪審、答申然らず陪審法実施後最初の事件」
 - 「報知新聞」昭和八年一一月一八日夕 「放火が二度無罪に救ひの再陪審けふ判決、陪審法最初のこと」
 - 「中外商業」昭和八年一一月一八日夕 「二度目の陪審も再び然らずの答申戸塚の放火事件」
 - 5 「国民新聞」昭和八年一一月一八日夕 「再陪審で無罪、淀橋の放火」
 - 「中央新聞」昭和八年一一月一八日夕 「疑問の放火遂に無罪を判決珍しい陪審公判」
 - 「萬朝報」昭和八年一一月一八日夕 「圍困の放火犯、再予審（注、再陪審）で無罪に」
 - 「東京日日」昭和八年一一月一八日 「再陪審で無罪」

○「読売新聞」昭和八年一一月一八日 「遂に上訴権を検事抛棄放火事件、陪審法に新疑」

10 ○「中外商業」昭和八年一一月一八日 「戸塚放火事件の小泉釈放」

○「都新聞」昭和八年一一月一八日 「再陪審の答申で即決無罪、危険な放火陪審の実例」

○「中央新聞」昭和八年一一月一八日 「陪審裁判の不備事実の上に発現、疑問の放火に無罪の判決を繰り」

（注）「中央新聞」（昭和8・11・18）は、無罪の答申がなされた原因を、次のように推測している。即ち、

被告が公判廷を通じて供述する二階に妻子を就寝せしめ、その階下に放火する如きは、道義上出来得るものでは無い。放火の手段に於ても、一つの炭火を押入に投入して時期の至るを待つと云ふ様な悠長な事を、放火と云ふ大きな目的の前に出来るものでは無い」と云ふ二点に依つて動かされ、更に弁護人の「前行はれた第一回の陪審に於ては『然らず』と答申されたが、今新しい陪審員に依つて『然り』と答申されるが如き事は、同じ国民に依つて判断される以上、有べき事では無い」との弁論が、裁判員へ相当有力に働いたものの如く見られる。

⑤（昭和八年）不明
⑥（昭和八年）不明
⑦（昭和八年）不明

（注）「中央新聞」（昭和8・6・30）に「情婦殺人事件、陪審公判となる、犯人殺意を否認」という記事が掲載されているが、その後に関する報道は見出せない。

① I T 民三郎（放火被告事件昭和八年五月〇日決定、公訴棄却）

○事件の概要 被告人 I T 民三郎（五六）は、長らく築地明石町田村病院の事務長をして金を蓄へ、昭和六年五月品川区上〇〇町〇〇〇に宅地七十余坪を借りて、旅館兼下宿屋を

開き、資金の大部分をつぎ込んだが、素人商法で失敗したので、同年九月二九日午後四時四十五分自宅離れ家の中央廊下にベンジンで放火して全焼させ、OK海上火災保険その他から保険金一万三千五百円を詐取しようとした。

(注) 被告人は、昭和八年五月一八日未明、市ヶ谷刑務所未決監で、通風窓に細紐をかけて縊死を遂げているのを、午前七時十分頃、看守が発見し、人工呼吸をえたが死亡した。

- 1 「東京朝日」昭和八年五月一九日夕「放火の被疑者、刑務所で縊死陪審第一日目の済んだ夜」
- 「東京日日」昭和八年五月一九日夕「陪審公判の被告刑務所で自殺、第一日公判では証言は有利」
- 「読売新聞」昭和八年五月一九日夕「公判中の放火男刑務所で縊死す、恐怖性の神経衰弱か」
- 「中外商業」昭和八年五月一九日夕「陪審裁判中刑務所内で縊死保険金詐取放火の被告」
- 5 「国民新聞」昭和八年五月一九日夕「陪審中の放火犯人市ヶ谷で縊死す、有罪の答申を恐れた結果か」
- 「中央新聞」昭和八年五月一九日夕「収容中の放火犯獄中で縊死原因は強度の神経衰弱」

(注) 陪審員の答申の前に死亡したので、統計上は陪審公判ではない。

⑯ M T 初吉 (尊属殺人被告事件昭和九年五月二十四日判決、尊属傷害致死・懲役一三年)

○ 事件の概要 被告人M T 初吉(四〇)は、昭和八年二月一七日、妻ゆみ(二五)が喧嘩の揚句、子供三人を残したまゝ実家に帰ってしまい、再三交渉したがらち明かず、義母S Dしま(七〇)の差金のよるものと憤慨し、九月一三日しま方に押しかけ、口論の末匕首でしまを刺し殺した。ゆみは、奉公に出ていたので難を免れた。陪審公判では、殺人か傷害致死かが争点となつた。

審理の結果、陪審員は主問「殺人の事実」に対し「然らず」、補問「傷害致死の事実」に

「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、無期懲役を求刑したが、裁判長は懲役一三年の判決を言渡した。

- 1 「東京日日」昭和九年五月一八日「姑殺しに有利な陪審」
- 「都 新聞」昭和九年五月一八日「義母殺しに無期求刑陪審員は殺意なしと答申」
- 「国民新聞」昭和九年五月一八日「殺人罪が陪審で覆る義母殺しに無期を求刑」
- 「東京朝日」昭和九年五月二五日夕「義母殺しは、懲役十三年」
- 5 「報知新聞」昭和九年五月二五日夕「義母殺しに、懲役十三年」
- 「国民新聞」昭和九年五月二五日夕「義母殺しに、懲役十三年」
- 「萬 朝報」昭和九年五月二五日夕「無期を懲役十三年に」
- 「国民新聞」昭和九年六月一八日「裁かれる人生養母殺しむし暑い夜の残忍な(上)」
- 「国民新聞」昭和九年六月二九日「裁かれる人生養母殺しむし暑い夜の残忍な(中)」
- 10 「国民新聞」昭和九年六月二〇日「裁かれる人生養母殺しむし暑い夜の残忍な(下)」

⑰ H M 壽太郎 (放火被告事件昭和九年二〇月二〇日判決、無罪)

○ 事件の概要 被告人H M 壽太郎は、その長男克彦名義としている自分の所有である目黒区東□□町□□番地に在り、その当時間借人等の住んでいた木造亜鉛葺二階建アパート式住宅一棟に、昭和八年一一月二二日午後一〇時一五分頃、火をつけて、その床下および羽目板など約二坪を焼いたものである(口語体判決文より)。被告人は、警察では、犯行の一部を自白していたが、検事局、予審を通じて殆ど否認していた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に対し「然らず」と答申した。裁判

長は陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「時事新報」昭和九年一〇月二〇日夕「高速度裁判陪審始まって以来の大量的の証人」
- 「中央新聞」昭和九年一〇月二〇日夕「証人三十五名、謎の放火事件飽く迄否定の被告」
- 「時事新報」昭和九年一〇月二〇日「謎の放火事件無罪の判決証人卅余名の陪審裁判」
- 「中央新聞」昭和九年一〇月二一日「目黒の放火事件、陪審裁判で無罪」
- 5 「東京朝日」昭和九年一月一日「碎けた判決文、因習へつぶての口語調」
- 「東京日日」昭和九年一月一日「裁判所も祚ぬいで、口語体の判決文時流に適した試み」
- 「読売新聞」昭和九年一月一日「初めて現はれた口語の判決文裁判にも時代の風」

⑤ A K 文三郎（放火被告事件昭和九年一二月四日判決、懲役六年・未決勾留三〇〇日算入）

○ 事件の概要 昭和 A K 久三郎（五二）は、生活難から、昭和七年一二月二七日、TK 動産に千円の火災保険をつけ、同二九日夜九時半頃、自宅八畳カーテン下に練炭コノロを置き、過失による自然発火の如く装つて鍵をかけ外出、近くの喫茶店で休憩中、思う通りに発火、隣家三戸を全焼させた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役七年を求刑し、裁判長は懲役六年、未決勾留三〇〇日算入を言渡した。

- 1 「東京朝日」昭和九年一二月五日夕「笹塚の保険魔に懲役六年」
- 「東京日日」昭和九年一二月五日夕「放火犯に六年」
- 「時事新報」昭和九年一二月五日夕「作つたアリバイ遂に有罪の答申あつて保険放火に判決下る」

- 「報知新聞」昭和九年一二月五日夕「放火陪審判決」
- 5 「中外商業」昭和九年一二月五日夕「笹塚の放火犯は懲役六年陪審裁判の判決」
- 「中央新聞」昭和九年一二月五日夕「不用意の一言で保険金放火有罪懲役六年言渡さる」
- 「東京朝日」昭和一〇年三月一二日夕「放火上告棄却」

⑥ K T 愛次郎（放火被告事件昭和九・□・□判決、無罪）

（注）浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態調査を中心として』（司法研修所調査叢書第9号・一九六八年三月）

中の「第一四話 坂田豊喜氏（東京弁護士会所属弁護士）談」に「放火事件で、練馬の加藤愛次郎という被告人も弁護した。保険金詐欺の目的の自家放火で、裁判長は潮道佐判事であった。陪審の答申は無罪。」とある。

判決年月日は不明であるが、「刑事統計年報」および新聞報道における、東京地方裁判所における年度別無罪件数から見て、新聞報道で空白の昭和九年が該当する。

⑦ （昭和九年） 不明
⑧ （昭和九年） 不明

⑨ K M 福司（放火被告事件昭和一〇年四月一九日判決、無罪）

○ 事件の概要 被告人 K M 福司は、ワイシャツ製造業を営んでいたが、昭和八年一一月三〇日夜、TK 動産に七二〇円の火災保険を掛けていたところ、保険金詐取を目的として同人方に放火し、ボヤとなつた。被告人は、警察では自白したが、検事局、予審では否認して、陪審公判となつた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に対し、「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「東京朝日」昭和一〇年四月二一日夕「八百屋や米屋も被告を庇ふ放火の嫌疑晴れる」
- 「中外商業」昭和一〇年四月二一日夕「警官以外の証人悉く無罪を主張三年越しの：嫌疑晴れ」
- 「中央新聞」昭和一〇年四月二一日夕「月々の諸払ひ滞りをするな…放火の嫌疑を拭ふ」

㉙ M M 繁樹（殺人未遂被告事件昭和一〇年一〇月二三日判決、懲役四年）

○ 事件の概要 被告人 M M 繁樹（五五）は、附近に住むミシン職人の妻 S K 操（三一）と情を通じていたが、操の態度が冷かとなつたのに憤慨し、昭和一〇年三月一六日朝、手斧で操の頭を乱打し全治三週間の重傷を負わせた。殺人未遂か、傷害かが問題となつた。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役五年を求刑し、裁判長は、懲役四年の判決をした。

- 1 「東京朝日」昭和一〇年一〇月二四日夕「陪審員答申殺意あり否認した犯人」
- 「読売新聞」昭和一〇年一〇月二四日夕「答申殺意あり情婦殺しの鉛屋、陪審で判決」
- 「報知新聞」昭和一〇年一〇月二四日夕「妙な陪審被告が殺意を認めて」
- 「中外商業」昭和一〇年一〇月二四日夕「殺意ありと答申…本年三度目の陪審」
- 5 「国民新聞」昭和一〇年一〇月二四日夕「疑問なしの陪審公判浮氣老人に懲役四年」

㉙（昭和一〇年）不明

㉙ K B 繁雄（放火被告事件昭和一二年六月三日決定、更新）

○ 事件の概要 被告人 K B 繁雄は、酒類薪炭商を営んでいたが、問屋筋等に約三千五百円の負債があり、二千円円の火災保険を詐取しようとして、昭和一一年二月二〇日早晩、隣家の鳥小屋に炭空袋と自転車用油とで放火して、天井と柱の一部を焼いた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に対し、「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択せず、再陪審の決定をした。

- 1 「読売新聞」昭和一一年五月三〇日「品川放火の陪審裁判、被告に有利」
 - 「時事新報」昭和一一年五月三〇日「放火事件の陪審、然らずの答申傍聴席に家族の涙」
 - 「中外商業」昭和一一年五月三〇日「酒屋の放火に然らずの答申」
 - 「萬朝報」昭和一一年五月三〇日「陪審員放火にあらずと答申品川の放火公判」
 - 5 「東京朝日」昭和一一年六月四日夕「放火男再陪審」
 - 「国民新聞」昭和一一年六月四日夕「イミない陪審裁判…答申をやり直し」
 - 「中央新聞」昭和一一年六月四日夕「放火を否認の陪審員を更迭す品川の怪火事件で」
- （注）本事件に就いては、東京弁護士会編『陪審裁判—旧陪審の証言と今後の課題』（ぎょうせい・一九九二年四月）に「旧陪審裁判の証言」として「寺田熊雄弁護士に対する聴取」が集録されている。

㉙ 小林繁雄（放火被告事件昭和一二年九月二八日判決、無罪）

○ 事件の概要 本件は㉙事件の再陪審である。陪審員は、今回も問「放火の事実」に対し「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪を宣告した。

1 「東京朝日」昭和一一年九月二九日夕「再陪審で無罪」

○ 「東京日日」昭和一一年九月二九日夕「謎の放火事件、ついに無罪陪審員重ねて然らず」

○ 「読売新聞」昭和一一年九月二九日夕「陪審裁判に凱歌十ヶ月放火の嫌疑晴れて…無罪」

○ 「時事新報」昭和一一年九月二九日夕「陪審輝く勝利再度然らずの答申放火被告・無罪となる」

5 「報知新聞」昭和一一年九月二九日夕「更新陪審も無罪、品川の放火事件解決」

○ 「中外商業」昭和一一年九月二九日夕「陪審員再び然らず未決一年の後晴れて仰ぐ天日」

○ 「国民新聞」昭和一一年九月二九日夕「拘禁十ヶ月の酒商、冤罪晴れて釈放」

○ 「中央新聞」昭和一一年九月二九日夕「二度の陪審で放火の疑ひ晴る然らずの答申で即日釈放」

(注) 本事件に就いては、東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題』(ぎょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として「守谷芳弁護士に対する聴取」が集録されている。

② I K 勝人 (強盗強姦被告事件昭和一一年一〇月二二日、懲役九年)

○ 事件の概要 被告人 I K 勝人(二九)は、昭和八年一一月二六日夕刻、被害者 T K 薬専女子部生 Y Z たね子(二三・仮名)と、上野公園内で会い、児器を懷中しているように見せかけ、同女を脅迫して金を要求して襲い、クローム時計を強奪した。それからしばらくの間、両名は公園を散歩して関係し、名前を名乗り境遇を打明けて別れた。

審理の結果、陪審員は評議の上、問「強盗強姦罪の事実」に対し「然り」と答申した。

裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役一〇年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して懲役九年の判決を言渡した。

それと同時に、被告人は、野方の診療所に入院中、死亡患者の兄と偽つて火葬場から金

入歯を詐取した外、偽刑事を働いた点について、③事件とは別に、詐欺罪で懲役一年六月・未決勾留一〇〇日算入の判決が言渡された。

1 「東京朝日」昭和一一年一〇月二一日「強盗か合意か、陪審で男敗る」

○ 「報知新聞」昭和一一年一〇月二一日「その瞬間彼女は愛情を感じたか強盗強姦の陪審」

○ 「東京朝日」昭和一一年一〇月二二日夕「認定強盗判決」

○ 「時事新報」昭和一一年一〇月二二日夕「嘘は陪審の始まり力負けがしたホラ犯人」

5 「国民新聞」昭和一一年一〇月二二日夕「その瞬間の愛情、陪審員曰く嘘だ」

○ 「中央新聞」昭和一一年一〇月二二日夕「不合意か然りで九年の懲役を言渡された男」

(注) 本事件に就いては、東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題』(ぎょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として「守谷芳弁護士に対する聴取」が集録されている。

③ (昭和一二年) 不明
③ (昭和一二年) 不明

(注) ③事件は、浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として』(司法研修所調査叢書第9号・一九六八年三月)中の「第三話 吉田肇氏(元福岡高裁官)談(東京地裁当时)」に掲載されている。③事件との関係から、昭和12年の事件と思われる。「刑事統計年報」によると、判決は「懲役5年以上10年未満」欄の事件と思われる。

④ 水谷忠夫 (放火被告事件昭和一四年三月一七日決定、更新)

○ 事件の概要 本件の公訴事実は「被告人は昭和一一年二月頃より東京市に於て酒類小売商兼飲食店を開業し、N H 簡易火災保険株式会社との間に右店舗の家財道具類並営業

用什器商品に付保険金千四百五十円の保険契約を締結し居たるものなるところ、偶々昭和一三年五月七日午後一二時頃附近の麻雀俱楽部より帰宅し、店舗のコンクリート土間に置きありたるビール半打入空箱の上の練炭火鉢が稍々片寄り居るを見て、之を空箱の中央部に移動せんとして過つて之を倒したる際、火鉢の中より燃え残りの練炭の火が土間に転り出て、右火鉢に接近して在りたるギッコーマン醤油の空箱内の古新聞に接触したるを見て、之を其傍放置すれば火災を惹起すべきことを知り乍ら、前記保険金を取得せんことを思ひ、何等鎮火の手段を講ぜず其傍就寝し、之が為め間もなく右練炭の火を道古新聞紙及空箱等に燃え移らしめ、因て被告人居住中の□□□□及□□□□□共有の右家屋一棟及其の隣家なる□□所有の家屋一棟を焼燬せしめたつものなり」というものである。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」、補問「失火の事実」に対し、主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択せず、再陪審に付した。

- ① 「東京朝日」昭和一四年三月一八日夕「赤羽の放火事件、再陪審」
- 「東京日日」昭和一四年三月一八日夕「赤羽放火事件再陪審」
- 「読売新聞」昭和一四年三月一八日夕「赤羽の放火を陪審で否認」
- 「中外商業」昭和一四年三月一八日夕「放火か失火か答申を裁判長採用せず陪審やり直し」
- ⑤ 「国民新聞」昭和一四年三月一八日夕「答申を採用せず、放火事件再陪審」
- 「中央新聞」昭和一四年三月一八日夕「放火事件に再陪審」
- 「二六新報」昭和一四年三月一八日夕「答申を採用せず、放火事件再陪審」
- 「萬朝報」昭和一四年三月一八日夕「答申の失火説認めず、裁判所不採用を宣言」

(注) 本件については、次の論文・談話がある。

① 中野次雄「ある陪審事件の審理——一つの資料として——」(『法曹時報』第三七巻第五号・一九八五年五月)

② 浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——」(司法研修所調査叢書第9号、一九六八年三月)

中の「第三話 吉田肇氏(元福岡高裁長官)談(東京地裁当時)」に収録されている。

③ 水谷忠夫(放火被告事件昭和一四年□月□日判決、懲役□年)

(注) 更新された③事件の再陪審の結果、放火が認められ有罪の判決があつた(注、「刑事統計年報」によると懲役三年以上五年未満)というが、詳細は不明である(前掲中野論文)。

2 陪審法の実施に関する報道

大正一二(一九二三年)年

- ① 「法律新聞」大正一二年三月二八日「陪審法案の通過を祝す」
- 「法律新聞」大正一二年四月三日「陪審法施行準備」
- 「東京朝日」大正一二年四月一三日夕「陪審調査派遣渡欧者決定」
- 「東京朝日」大正一二年四月一九日「陪審施行計画」
- 「東京朝日」大正一二年四月二〇日「赤毛布の旅です(陪審制度視察・宇野裁判長)」
- 「東京朝日」大正一二年四月二二日夕「陪審法視察辞令」
- 「法律新聞」大正一二年四月二三日「陪審法施行計画(當局談)」
- 「法律新聞」大正一二年四月二十五日「陪審法信託法祝賀魂胆」
- 「法律新聞」大正一二年四月二五日「起訴陪審の必要を思ふ」

- ⑩ 「東京朝日」 大正一二年四月二七日夕 「陪審視察分担」
- 「法律新聞」 大正一二年四月二八日 「陪審法成典大祝賀会」
- 「法律新聞」 大正一二年四月二八日 「陪審法に就ての予の立場 法学博士江木寅」
- 「法律新聞」 大正一二年四月三〇日 「陪審法に就て 司法省刑事局長林頼三郎博士談」
- 「法律新聞」 大正一二年五月三〇日 「故原敬氏と陪審法 横田千之助氏談」
- 「東京朝日」 大正一二年四月三〇日 「陪審視察員出発期」
- 「法律新聞」 大正一二年五月二八日 「英國と独逸の陪審裁判を見て・弁護士鹽田環君」
- 「法律新聞」 大正一二年六月一〇日 「陪審視察法官渡欧」
- ⑯ 「法律新聞」 大正一二年七月八日 「栃木県足利町足利座に於ける主催の陪審法講演会」
- 「法律新聞」 大正一二年七月一五日 「裁判教育と陪審法学博士原嘉道君」

大正一三（九二）四年

- ① 「法律新聞」 大正一三年二月一三日 「陪審法枳義岩崎高敏著」
- 「法律新聞」 大正一三年三月一三日 「大審院雜感（二）五、陪審制度」
- 「讀売新聞」 大正一三年三月二十五日 「陪審法視察の一行五月帰る」
- 「東京朝日」 大正一三年四月一一日 「司法省で陪審制度の宣伝主旨を一般に徹底させる為」
- ⑤ 「法律新聞」 大正一三年四月二三日 「陪審制度視察」
- 「東京朝日」 大正一三年五月一日夕 「陪審制度視察の旅を終へて」
- 「法律新聞」 大正一三年五月一三日 「ドイツ陪審法の改革 中村武君」

- 「法律新聞」 大正一三年五月一八日 「ドイツ陪審法の改革（中）中村武君」
- 「法律新聞」 大正一三年五月二〇日 「ドイツ陪審法の改革（下）中村武君」
- 「法律新聞」 大正一三年五月二二五日 「近く行はれんとする陪審制度（一）司法次官法学博士林頼三郎」
- ⑩ 「法律新聞」 大正一三年五月二二五日 「近く行はれんとする陪審制度（二）司法次官法学博士林頼三郎君」
- 「法律新聞」 大正一三年六月三日 「陪審制度を視察して 東京控訴院判事宇野要三郎君」
- 「法律新聞」 大正一三年六月一〇日 「總てを知るものは体験大審院檢事秋山高三郎君」
- 「東京朝日」 大正一三年六月二四日 「広告 陪審法枳義大審院檢事溝淵孝雄先生著」
- 「法律新聞」 大正一三年六月二五日 「近く行はれんとする陪審制度（三）司法次官法学博士林頼三郎」
- 「法律新聞」 大正一三年六月二八日 「誠意を以て最善の努力をする司法大臣横田千之助」
- 「法律新聞」 大正一三年七月五日 「近く行はれんとする陪審制度（三）司法次官法学博士林頼三郎」
- 「法律新聞」 大正一三年七月二五日 「司法制度の一大革新としての陪審法（東京弁護士会副会長 三上英雄）」
- 「法律新聞」 大正一三年八月五日 「多数の法廷拡張、陪審法実施準備」
- 「法律新聞」 大正一三年八月五日 「陪審法制定の側面観未だ世に知られぬ政界秘史」
- ⑯ 「東京朝日」 大正一三年九月三日 「広告 日本陪審法枳義解法学博士林頼三郎著」
- 「法律新聞」 大正一三年九月二五日 「法廷の座席問題」
- 「法律新聞」 大正一三年一〇月一五日 「刑法法廷に於ける検事座席問題（弁護士大塚春富）」

大正一四（九二）五年

- ① 「法律新聞」 大正一四年一月五日 「陪審法施行に就て（一）弁護士小齋甚治郎」
- 「法律新聞」 大正一四年一月一五日 「陪審法施行に就て（二）弁護士小齋甚治郎」
- 「法律新報」 大正一四年一月二五日 「陪審法の疑義」

- 「法律新聞」 大正一四年二月一五日 「論提起訴陪審論高山和雄君」
- ⑤ 「法律新聞報」 大正一四年二月一五日 「陪審制度実施準備進捗」
- 「法律新聞」 「東京朝日」 大正一四年四月二一日 「活動写真で陪審法宣伝 司法官會議で協議」
- 「法律新聞報」 大正一四年四月二五日 「江木袁博士逝く」
- 「法律新聞」 大正一四年五月二五日 「新帰朝感陪審制と独逸人の特徴 司法省書記官岩村通世氏談」
- ⑩ 「法律新聞」 大正一四年六月五日 「陪審の疑義二間に接して（上）司法書記官島保氏談」
- 「法律新聞」 大正一四年六月八日 「陪審の疑義二間に接して（下）司法書記官島保氏談」
- 「法律新聞」 大正一四年七月二〇日 「論說大陪審の採否に就て弁護士大塚春富君」
- 「法律新聞」 大正一四年八月一八日 「陪審法実施準備としての建築と刑務所建築上の改善」
- 「法律新聞報」 大正一四年八月二十五日 「陪審法の実施に就て弁護士齋藤巖」
- ⑯ 「東京朝日」 大正一四年一〇月一七日 「陪審制度の視察に塙崎氏渡欧」
- 「東京朝日」 大正一四年一一月二二〇日夕 「塙崎弁護士の夫人も脳溢血今晩死亡す夫の外遊を苦にし」
- 大正一五（九二六）年
- ① 「法律新聞」 大正一五年一月一日 「論說我国の陪審制に就て 司法書記官法学士岩村通世氏談」
- 「東京朝日」 大正一五年二月三日 「塙崎氏渡欧」
- 「法律新聞」 大正一五年二月一八日 「塙崎直義氏」
- 「東京朝日」 大正一五年三月一四日 「広告 日本陪審法義解 法学博士林賴三郎著」
- ⑤ 「法律新聞」 大正一五年三月二三日夕 「陪審制調査の派遣員決定した顛触」
- 「東京朝日」 大正一五年四月二八日 「遣外法官出發」
- 「東京朝日」 大正一五年四月三日 「陪審調査官派遣」
- 「法律新聞」 大正一五年四月一〇日 「司法省遣外員」
- 「法律新聞」 大正一五年四月一三日 「陪審法準備第一歩 パンフレット」
- 「法律新聞報」 大正一五年四月一五日 「陪審裁判とはどんなもの？ 司法省刑事局発表」
- 「法律新聞報」 大正一五年四月二五日 「陪審制度の話（パンフレットの二） 司法省刑事局発表」
- 「法律新聞」 大正一五年四月二八日 「遣外法官出發」
- 「東京朝日」 大正一五年四月三〇日夕 「陪審法や民訴法宣伝実施の打合 司法官會議」
- 「東京朝日」 大正一五年四月三〇日 「陪審の趣旨徹底を望む 聯合法官會議に法相演説」
- 「法律新聞」 大正一五年五月五日 「漫録陪審法裁判劇を覗く 江口巴港君」
- 「法律新聞報」 大正一五年五月五日 「陪審制度の話（パンフレットの二） 司法省刑事局発表」
- 「法律新聞」 大正一五年六月一五日 「持論一括予審の欠陥」
- 「法律新聞報」 大正一五年五月一五日 「陪審制度の話（パンフレットの三） 司法省刑事局発表」
- 「法律新聞報」 大正一五年六月二五日 「本年度陪審法周知方法 司法書記官島保氏談」
- ⑯ 「東京朝日」 大正一五年六月二八日 「講演やラヂオで陪審法の宣伝いよく 司法省が乗だす」
- 「法律新聞」 大正一五年七月三〇日 「論說陪審員は独立の國家機關なり弁護士齋藤巖君」
- 「法律新聞」 大正一五年八月五日 「論說陪審員は法律の擁護者なり 耶道理の擁護者なり耶」
- 「法律新聞」 大正一五年八月六日夕 「塙崎氏帰る コレア丸の客」
- 「法律新聞」 大正一五年八月一五日 「陪審裁判の宣伝」
- 「法律新聞」 大正一五年八月八日 「陪審制度は憲法の本旨 司法官會議で協議」
- 「法律新聞」 大正一五年八月八日 「陪審制度は憲法の本旨 司法次官林法学博士の講演」

- 「法律新聞」 大正一五年八月一五日 「陪審裁判の宣伝」
- 「法律新報」 大正一五年九月五日 「陪審宣伝活動写真」
- 「東京朝日」 大正一五年九月七日夕 「検事の席を判事席から切離す陪審法実施に伴ふ法廷の」
- 「読売新聞」 大正一五年九月八日 「陪審制度の講演会」
- 「読売新聞」 ③〇 大正一五年九月一八日 「塚崎弁護士の帰朝歓迎会」
- 「法律新聞」 大正一五年九月三〇日 「陪審法廷構成席次問題」
- 「法律新聞」 ○ 大正一五年一〇月五日 「陪審制度と検事司法書記官大森洪太」
- 「東京朝日」 大正一五年一〇月一五日 「陪審法実施希望を司法省に提出せよ全国の弁護士会に」
- 「読売新聞」 ⑯〇 大正一五年一〇月一八日 「陪審制度の宣伝計画來月下旬から全國的に活動」
- 「法律新聞」 大正一五年一月一三日 「陪審法の普及宣伝は今後全国的に行ふ」
- 「東京朝日」 ○ 大正一五年一月一四日 「陪審法決議帝国弁護士会臨時總会」
- 「法律新聞」 大正一五年一月一五日 「陪審法廷問題」
- 「法律新聞」 大正一五年一二月五日 「検事席の改正は不許可」
- 「東京朝日」 大正一五年一二月一七日 「いよ／＼盛に陪審制度の宣伝司法省の意気込み」
- 「法律新聞」 大正一五年一二月二五日 「陪審法に於ける裁判長の説示に就て弁護士小齋甚治郎」
- 昭和二（一九二七）年
- ① 「東京朝日」 昭和二年一月一五日 「陪審法廷の検事席問題」
- 「東京朝日」 昭和二年一月一六日 「陪審法実施の準備着々進行す：各裁判所は新法廷既に完成」
- 「法律新聞」 昭和二年二月一五日 「陪審法の宣伝（上）」
- 「法律新聞」 昭和二年二月五日 「陪審法の宣伝（中）」
- 「法律新聞」 昭和二年二月一五日 「陪審法の宣伝（下）」
- 「東京朝日」 昭和二年二月一六日夕 「陪審法実施を前に初の実務大評定」
- 「東京朝日」 昭和二年三月一一日夕 「裁判の継続中陪審員は禁足陪審員名簿作成」
- 「東京朝日」 昭和二年三月一二日夕 「東京だけで八千人陪審員選み始まる」
- 「東京朝日」 昭和二年三月三〇日 「陪審法実施準備成る東京管内に於ける」
- 「法律新聞」 昭和二年三月三〇日 「陪審員資格者名簿作成調査近く事務研究会を開く」
- 「法律新聞」 昭和二年四月五日 「本年度陪審制度実施準備準備赤羽司法書記官談」
- 「法律新聞」 昭和二年四月五日 「本年度遺外法官」
- 「東京朝日」 昭和二年四月二七日 「検事席を弁護士と同位に政変で運動有望となる」
- 「法律新聞」 昭和二年五月三日 「陪審法廷の構造に付て浦和弁護士会の活躍」
- 「法律新聞」 昭和二年五月三日 「依然在野法曹の代表、陪審廷検事弁護士原新法相談」
- 「東京朝日」 昭和二年五月二三日夕 「研究題目となる思想犯罪の検察廿五日から司法研究会」
- 「法律新聞」 昭和二年五月二三日 「陪審制度に就て検事総長小山松吉氏談」
- 「法律新聞」 昭和二年五月二八日 「陪審法廷の構造」
- 「東京朝日」 昭和二年五月二九日 「目鼻ついた陪審法のお膳立て六月一日から実施の勅令に」
- 「法律新聞」 昭和二年六月五日 「法相等陪審法廷視察」
- 「法律新報」 昭和二年六月五日 「陪審宣伝模擬裁判青山会館で公開」

- 「法律新報」 昭和二年六月五日 「勅令第百四十四号陪審法中一部施行期日ノ件」
- 「東京朝日」 昭和二年六月一一日 「帝大で陪審裁判形式研究に」
- 「東京日日」 昭和二年六月一七日 「陪審法の模擬裁判十九日に開く」
- 「東京朝日」 昭和二年六月二〇日 「厳めしい法廷に笑へぬ喜劇被告美人はひげもじや」
- 「東京朝日」 昭和二年七月一二日 「改善を要する留置場設備人権尊重を説いた」
- 「東京朝日」 昭和二年七月二四日 夕 「陪審制度に大汗の全国資格名簿の作成期せまり」
- 「読売新聞」 昭和二年七月二八日 「陪審法の実施近くける準備委員の初顔合せ」
- 「東京日日」 昭和二年七月二九日 夕 「検事席の問題で果然大論争弁護士と検事局側と」
- 「東京朝日」 昭和二年七月二九日 「陪審法実施準備委員会新設」
- 「読売新聞」 昭和二年七月二九日 「陪審法実施の準備協議昨日初顔合せ」
- 「読売新聞」 昭和二年七月三〇日 「弁護士も高く検事と同じに陪審法廷の模様激論」
- 「法律新報」 昭和二年八月五日 「陪審法実施準備委員会新設」
- 「法律新報」 昭和二年八月八日 「検事と弁護士、座席は同等」
- 「法律新聞」 昭和二年八月八日 「陪審法実施近く準備委員会合」
- 「法律新聞」 昭和二年八月一三日 「陪審員資格者」
- 「法律新聞」 昭和二年八月二十五日 「陪審制度の根本義 (一) 実施準備委員会幹事 大森洪太君」
- 「法律新聞」 昭和二年八月二八日 「陪審制度の根本義 (二) 司法書記官、陪審法実施準備委員会幹事 大森洪太君」
- 「法律新聞」 昭和二年八月三〇日 「陪審制度の根本義 (三) 司法書記官、陪審法実施準備委員会幹事 大森洪太君」
- 「法律新聞」 昭和二年九月五日 「陪審制度の根本義 (四) 司法書記官、陪審法実施準備委員会幹事 大森洪太君」
- 「法律新聞」 昭和二年九月五日 「陪審法の宣伝劇に付て弁護士藤田伊君」
- 「読売新聞」 昭和二年九月五日 夕 「陪審員の資格者東京で三千名、全国では六千名」
- 「法律新聞」 昭和二年九月五日 「疑獄二百件を毎年陪審法に」
- 「法律新聞」 昭和二年九月八日 「陪審宣伝だより弁護士三上生」
- 「法律新聞」 昭和二年九月八日 「陪審制度の根本義 (五) 司法書記官、陪審法実施準備委員会幹事 大森洪太君」
- 「法律新聞」 昭和二年九月一〇日 「陪審員資格者六千人」
- 「法律新聞」 昭和二年九月一三日 「陪審制度の根本義 (六) 司法書記官、陪審法実施準備委員会幹事 大森洪太君」
- 「法律新聞」 昭和二年九月一五日 「陪審制度の根本義 (完) 司法書記官、陪審法実施準備委員会幹事 大森洪太君」
- 「法律新聞」 昭和二年一〇月一日 「陪審模擬裁判創造日本社主催、後援日本大学」
- 「東京朝日」 昭和二年一〇月四日 「市内の陪審員資格者五万六千二百九人」
- 「東京日日」 昭和二年一〇月四日 「陪審員の資格者やつと十万十一月末選ばれる候補者」
- 「読売新聞」 昭和二年一〇月四日 「愈よ確定した陪審員の割当数府下の資格者は意外に尠く」
- 「法律新聞」 昭和二年一〇月一〇日 「府下の陪審員候補者数東京地方裁判所の調査」
- 「東京朝日」 昭和二年一〇月一一日 夕 「市の陪審員割当決定十一月上旬抽せん」
- 「読売新聞」 昭和二年一〇月一五日 「陪審評議の神聖は秘密に在り糸村生」
- 「法律新聞」 昭和二年一〇月二五日 「陪審法宣伝と模擬裁判弁護士安齋一安君」
- 「法律新聞」 昭和二年一一月一三日 「陪審法廷の座席問題 (二) 判事白濱直衛君」
- 「法律新聞」 昭和二年一一月一五日 「陪審制度第二期の宣伝—陪審員候補者決定の上—」
- 「法律新聞」 昭和二年一一月一八日 「陪審法宣伝と民衆心理黒法師」
- 「法律新聞」 昭和二年一一月二〇日 「陪審法廷の座席問題 (二) 判事白濱直衛君」
- 「東京朝日」 昭和二年一二月一日 「陪審員候補者顔触れ決るきのふ各裁判所へ」

- 「読売新聞」昭和二年一二月二日「法廷や刑務所を使つた最初の陪審映画公開」
- 「法律新報」昭和二年一二月五日「陪審制度発達の奇歴史 安藤末村生」
- ③ ○「法律新報」昭和二年一二月五日「陪審法疑義に付ての解釈（二）司法省発表」
- 「法律新報」昭和二年一二月一五日「陪審法疑義に付ての解釈（二）司法省発表」
- 「法律新報」昭和二年一二月一八日「陪審法宣伝の官選映画」
- 「法律新報」昭和二年一二月一八日「益々起訴陪審の必要を感じず」
- 「法律新報」昭和二年一二月二五日「全国陪審員総数及候補者数」
- ② ○「法律新報」昭和二年一二月二十五日「陪審法模擬裁判（東京弁護士会主催）」
- 「法律新報」昭和二年一二月二十五日「陪審法疑義に付ての解釈（三）司法省発表」
- 「法律新報」昭和二年一二月二八日「陪審法模擬裁判に就て」
- 「法律新報」昭和二年一二月二八日「陪審法の疑義に就ての解釈（司法省発表）」
- 昭和三（二九二八）年

- ① ○「東京朝日」昭和三年一月六日「陪審法施行上に陥り易い欠点十月よりの実施を前に」
- 「東京朝日」昭和三年一月七日「陪審裁判のおけいこ始まる府下二千七百の候補者へ」
- 「東京日日」昭和三年一月七日「陪審員に仕込む裁きのコツ判事さんが先生で」
- 「法律新聞」昭和三年一月一三日「時代を画する陪審の制度」
- ⑤ ○「法律新聞」昭和三年一月一五日「陪審員の指導開始」
- 「東京日日」昭和三年一月二十五日「広告 現代法学全集陪審法 司法書記官大森洪太」
- 「法律新聞」昭和三年一月二十五日「陪審のお支度に忙しい東京地方裁判所」

- 「法律新聞」昭和三年二月三日「陪審法は刑政上画期的な事実」
- 「東京朝日」昭和三年二月五日「陪審法教育延期選挙で下準備一頓挫」
- ⑩ ○「読売新聞」昭和三年二月一六日「陪審員に選ばれ急に引越し裁判所を怖い物視し」
- 「東京朝日」昭和三年二月二八日夕「高橋是清翁もいろいろはから：始める陪審教育」
- 「東京朝日」昭和三年三月一日「陪審法御進講小原司法次官」
- 「東京朝日」昭和三年三月四日夕「陪審裁判のおけいこ始まるいよく七日を皮切に」
- 「東京日日」昭和三年三月五日「陪審員の講習いよ／＼開始小石川、浅草を振り出しに」
- 「法律新報」昭和三年三月五日「我社の陪審制度大宣伝社員を全国に特派 法律新報社」
- 「法律新報」昭和三年三月五日「司法省の陪審宣伝再開」
- 「法律新報」昭和三年三月五日「司法省陪審宣伝講演並活動写真大会 静岡、浜松、沼津三市開催」
- 「法律新聞」昭和三年三月八日「神聖な裁きに与かる心得…きのふ始まつた」
- 「読売新聞」昭和三年三月八日「陪審裁判のお稽古昨夜から下谷を皮切りに始まる」
- 「法律新聞」昭和三年三月一〇日「陪審裁判の訓練始まる」
- 「東京朝日」昭和三年三月一五日「東京市及附近市町村に於ける陪審講演日割」
- 「法律新報」昭和三年三月一五日「再度赴任の静岡地方裁判所（静岡地方裁判所長柏木五百次郎氏談）」
- 「法律新報」昭和三年三月一五日「新興気分の横溢せる浜松市（浜松支部監督判事岩瀬義一氏談）」
- 「法律新報」昭和三年三月一五日「温泉地の多い沼津市（沼津支部監督判事志賀貞次郎氏談）」

- 「法律新報」 昭和三年三月一五日 「自然の一大遊園地としての沼津弁護士菊地邦三氏談」
- 「法律新報」 昭和三年三月一五日 「東京市及付近市町村に於ける陪審講演日割」
- 「法律新報」 昭和三年三月一五日 「陪審法実施に伴ふ司法官の増員及異動」
- 「法律新報」 昭和三年三月二〇日 「陪審開始準備進む」
- 「法律新報」 昭和三年三月二五日 「司法省陪審宣伝並各地法況 東京控訴院管内 千葉管内」
- 「法律新報」 昭和三年四月三日 「田中東京地方裁判所長が陪審法の講演」
- 「法律新報」 昭和三年四月五日 「本社創立五周年紀年陪審制度講演大会 五月十九日朝日講堂で」
- 「法律新報」 昭和三年四月七日 「第廿三回朝日民衆講座 模擬陪審裁判八日午後零時半より」
- 「法律新報」 昭和三年四月八日 「現職の人を集めて陪審制の模擬裁判八日正午」
- 「法律新報」 昭和三年四月六日夕 「陪審法廷を背景としての予審法廷中心主義か予審中心主義か」
- 「法律新報」 昭和三年四月九日 「選り抜きの法曹が真剣な大裁判きのふ本社講堂に」
- 「東京朝日」 昭和三年四月九日 「東京朝日」
- 「東京朝日」 昭和三年四月七日 「事件裁き丁度陪審制度期今からその処置に悩む」
- 「法律新報」 昭和三年四月一五日 「陪審制度の真髓 (二) 司法大臣原嘉道」
- 「法律新報」 昭和三年四月一五日 「司法省陪審宣伝並各地法況埼玉、茨城両管内」
- 「法律新報」 昭和三年四月一八日 「広告 陪審講演会四月二十日・於日本橋有馬小学校」
- 「法律新報」 昭和三年四月一八日 「法廷タヨリ」
- 「法律新報」 昭和三年四月一八日 「陪審法の完備と証拠原則の確立 大審院判事清水孝藏君」
- 「法律新報」 昭和三年四月二〇日 「公判は陪審制度期」
- 「法律新報」 昭和三年四月二三日 「工事を急ぎつゝある東京地方裁判所陪審法廷」
- 「法律新聞」 昭和三年四月二五日 「司法省陪審宣伝並各地法況 東京控訴院管内 前橋管内」
- 「法律新聞」 昭和三年四月二八日 「聖上陪審法御聴取 小原司法次官お召し」
- 「東京朝日」 昭和三年五月八日 「陪審判決当決定」
- 「法律新聞」 昭和三年五月八日 「陪審法宣伝の模擬裁判 東京弁護士会麹町区民会の共同主催」
- 「法律新聞」 昭和三年五月一五日 「司法省陪審宣伝並各地法況 東京控訴院管内 長野、甲府管内」
- 「法律新聞」 昭和三年五月一五日 「司法省陪審宣伝並各地法況 東京控訴院管内 新潟管内」
- 「法律新聞」 昭和三年五月一八日 「陪審法の精神 鶴澤總明君述」
- 「東京朝日」 昭和三年五月一九日夕 「陪審講演会法律新報社」
- 「東京朝日」 昭和三年五月二〇日 「陪審講演大会法律新報社」
- 「法律新報」 昭和三年五月二五日 「司法省本年度新事業」
- 「法律新報」 昭和三年五月二五日 「陪審裁判所構成準備院長検事長会議を開いて」
- 「東京朝日」 昭和三年五月二七日 「被告は下からセリ上つて完成した陪審の法廷」
- 「東京日日」 昭和三年五月二七日 「陪審法廷案内威厳の中にやはらかみ」
- 「東京朝日」 昭和三年六月三日 「陪審検事人選決定老巧の六氏」
- 「法律新聞」 昭和三年六月五日 「陪審と裁判 東京地方裁判所部長島保」
- 「法律新聞」 昭和三年六月五日 「陪審員たる有資格者諸士の一読を望む 老鶴庵主人君」
- 「法律新聞」 昭和三年六月五日 「完成した東京地方裁判所陪審法廷」^{本社五周年記念}
- 「法律新聞」 昭和三年六月一〇日 「陪審は正義の擁護者 (二) 司法書記官赤羽熙君述」
- 「法律新聞」 昭和三年六月一〇日 「陪審は正義の擁護者 (二) 司法書記官赤羽熙君述」

- 「法律新聞」 昭和三年六月一〇日 「陪審検事人選決定」
- 「法律新聞」 昭和三年六月一三日 「陪審は正義の擁護者 (二) 司法書記官赤羽熙君述」
- 「法律新聞」 昭和三年六月一三日 「陪審法上の疑義を論じて法曹各位の高説を求む(二)」
- 「法律新聞」 昭和三年六月一五日 「陪審法上の疑義を論じて法曹各位の高説を求む(二)」
- 「法律新聞」 昭和三年六月一五日 「陪審法実務家会同終焉」
- 「法律新聞」 昭和三年六月一五日 「我陪審法の特色 (二) 司法大臣原嘉道」
- 「法律新聞」 昭和三年六月一五日 「陪審と検察 (二) 東京控訴院次席検事岩村通世」
- 「法律新聞」 昭和三年六月一五日 「陪審と国民の覚悟 (二) 司法省書記官大原昇」
- 「東京朝日」 昭和三年六月一六日夕 「陪審法廷に速記者採用書記では間に合はぬとして」
- 「読売新聞」 昭和三年六月二二日 「広告 刑法・陪審法読本 判事坂東米八著、一円二十銭」
- 「東京朝日」 昭和三年六月二三日 「陪審員を種に詐欺の三人男各地で三千円詐取」
- 「法律新聞」 昭和三年六月二三日 「陪審法上の疑義を論じて法曹各位の高説を求む(三)」
- 「法律新聞」 昭和三年六月二三日 「陪審裁判に速記者採用論」
- 「法律新聞」 昭和三年六月二五日 「陪審裁判に就て弁護士法学上塚崎直義君述」
- 「法律新聞」 昭和三年六月二五日 「我陪審法の特色 (三) 司法大臣原嘉道」
- 「法律新聞」 昭和三年六月二十五日 「陪審と検察 (二) 東京控訴院次席検事岩村通世」
- 「法律新聞」 昭和三年六月二十五日 「陪審と国民の覚悟 (二) 司法省書記官大原昇」
- 「法律新聞」 昭和三年六月二五日 「陪審法打合せに司法高官大會議近々人事問題の整理」
- 「法律新聞」 昭和三年七月八日 「浦和地方裁判所に於ける陪審模擬裁判」
- 「東京朝日」 昭和三年七月一三日夕 「裁判所職員定員令改正あす閣議へ」
- 「東京朝日」 昭和三年七月一四日 「司法官会議に弁護士も列席陪審法実施の打合」
- 「法律新聞」 昭和三年七月一五日 「被告の多すぎる事件陪審に付さぬ」
- 「法律新聞」 昭和三年七月一五日 「我陪審法の特色 (五) 司法大臣原嘉道」
- 「法律新聞」 昭和三年七月一五日 「静岡市法況」
- 「法律新聞」 昭和三年七月二一日夕 「陪審法と思想検事の勅令けふ閣議で決定」
- 「東京朝日」 昭和三年七月二五日 「司法官大異動思想係りと陪審実施に伴つて」
- 「法律新聞」 昭和三年七月二五日 「前橋地方裁判所に於ける陪審裁判の実習」
- 「法律新聞」 昭和三年七月二五日 「千葉地方裁判所に於ける模擬陪審裁判」
- 「法律新聞」 昭和三年七月二五日 「東京日日」 昭和三年七月二六日夕 「陪審法施行勅令けふ官報で公布十月一日より実施」
- 「東京朝日」 昭和三年七月二七日夕 「司法官会議陪審法の運用および思想係検事の職能」
- 「東京朝日」 昭和三年七月二七日 「公判中はかこの鳥一步も外へ出さぬ陪審員ホテル完成」
- 「法律新聞」 昭和三年七月二八日 「十月一日を陪審デー」

- 「法律新聞」 昭和三年七月二八日 「千葉地方裁判所に於ける模擬陪審裁判」
- 「東京朝日」 昭和三年七月二九日夕 「法官會議法相の訓示・合同協議事項・陪審裁判」
- 「法律新聞」 昭和三年八月三日 「広告 朝日民衆講座第八輯陪審裁判定価三十銭、郵税四銭」
- 「法律新報」 昭和三年八月五日 「前橋地方裁判所陪審裁判実習後報」
- 「法律新報」 昭和三年八月五日 「日本弁護士協会の模擬陪審裁判」
- 「読売新聞」 昭和三年八月五日 「御自慢の陪審法廷みな模様替の運命、威厳を傷ける正面カーテンの通路」
- 「法律新聞」 昭和三年八月一三日 「東京弁護士会主催の模擬陪審裁判」
- 「法律新聞」 昭和三年八月一三日 「陪審制度を記念して法の神の立像普及」
- 「法律新聞」 昭和三年八月一五日 「実験的模擬裁判を提唱す法学士判事垂水克己君」
- 「法律新聞」 昭和三年八月一五日 「東京弁護士会主催掉尾の模擬陪審裁判」
- 「法律新報」 昭和三年八月一五日 「日本弁護士協会開催模擬陪審裁判」
- 「法律新聞」 昭和三年八月一八日 「陪審法廷に於ける速記否決」
- 「東京朝日」 昭和三年八月二三日 「十分すきのない証拠固めの研究陪審法実施を眼前に控へ」
- 「東京朝日」 昭和三年八月二三日 「十月一日は陪審デー宣伝に意気込む司法省」
- 「東京朝日」 昭和三年八月二八日 「陪審事務家会同議題」
- 「法律新聞」 昭和三年八月二八日 「陪審制度と立証責任 法学士岩野稔君述」
- 「東京朝日」 昭和三年八月三〇日 「その頃を語る(四三)参考制が発端で:花井卓藏氏」
- 「法律新聞」 昭和三年八月三〇日 「陪審制度と立証責任 (承前) 法学士岩野稔君述」
- 「東京毎日」 昭和三年九月四日夕 「陪審法会議解説並に実際問題を研究、全国の司法官集る」
- 「東京毎日」 昭和三年九月五日夕 「陪審法に関する司法官會議第二日は引続き開会」
- 「法律新聞」 昭和三年九月五日 「陪審法の運用に就て 大阪龍南君」
- 「東京毎日」 昭和三年九月六日夕 「模擬陪審裁判お歴々が挿ひ、来る十六日明大で」
- 「読売新聞」 昭和三年九月一〇日 「傍聴席から女のすゝり泣き:昨日の陪審模擬裁判」
- 「報知新聞」 昭和三年九月一〇日 「新装を凝らして開幕を待つ陪審廷」
- 「法律新聞」 昭和三年九月一〇日 「陪審実施準備の実務家会同」
- 「法律新聞」 昭和三年九月一〇日 「陪審主任判検事陪審実施準備の会同」
- 「東京朝日」 昭和三年九月一一日夕 「陪審法の記念日に聖上、裁判所へ行幸」
- 「東京毎日」 昭和三年九月一一日夕 「陪審法廷の下検分土岐事務官等が」
- 「報知新聞」 昭和三年九月一一日夕 「畏くも聖上陛下裁判所へ初行幸、十月一日と御内定」
- 「東京朝日」 昭和三年九月一三日 「行幸の一日を厳かな記念に年中行事として全国の裁判所が」
- 「法律新聞」 昭和三年九月一三日 「模擬陪審裁判(第一東京弁護士会帝国弁護士会主催)」
- 「法律新聞」 昭和三年九月一五日 「東京弁護士会主催模擬陪審裁判」
- 「法律新報」 昭和三年九月一五日 「陪審実務家会同去る三日より四日間司法省にて」
- 「法律新報」 昭和三年九月一六日夕 「聖上陪審廷行幸にけふ万端の打合せ」
- 「東京朝日」 昭和三年九月一六日夕 「お歴々揃ひで模擬陪審裁判けふ明大講堂で」
- 「東京毎日」 昭和三年九月一六日夕 「共産党事件は陪審にせぬ方針実施早々の事情を考慮」
- 「東京日日」 昭和三年九月一六日夕 「お歴々揃ひで模擬陪審裁判けふ明大講堂で」
- 「東京毎日」 昭和三年九月一七日夕 「お歴々揃ひで模擬陪審裁判けふ明大講堂で」
- 「東京朝日」 昭和三年九月一七日 「陪審模擬裁判(きのふ明大講堂で)」

- 「東京日日」 昭和三年九月一七日 「明るい国民の裁き陪審裁判のお手本」のふ明大講堂に「
 ○ 「報知新聞」 昭和三年九月一七日 「法相や大審院長を初め一千の司法官傍聴模範的陪審模擬法廷」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月一八日 「陪審法実施に就て 神戸弁護士河原榮次郎君」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月一八日 「陪審法実施と其の支部に於ける陪審事件取扱方」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月一八日 「司法省刑事局の発表陪審問題集」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月一八日 「広告 日本陪審法論 法学博士武田宜英先生著」
 ○ 「東京朝日」 昭和三年九月一八日 「陪審法実施と国民の責任」、法学博士林賴三郎
 ○ 「東京朝日」 昭和三年九月一九日 「陪審法実施と国民の責任」、法学博士林賴三郎
 ○ 「東京朝日」 昭和三年九月二〇日夕 「陪審員の旅費十九日勅令で公布」
 ○ 「東京朝日」 昭和三年九月二〇日 「陪審法実施と国民の責任三、法学博士林賴三郎」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月二〇日 「至尊畏くも中央法衙に行幸折も折陪審士施行の日」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月二〇日 「司法省刑事局の発表陪審問題集」
 ○ 「東京朝日」 昭和三年九月二一日 「陪審法実施と国民の責任四、法学博士林賴三郎」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月二三日 「第一東京弁護士会主催模擬陪審裁判」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月二三日 「裁判所行幸と天覧の品々」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月二三日 「司法省刑事局の発表陪審問題集」
 ○ 「東京日日」 昭和三年九月二四日夕 「陪審制夜話」、大審院判事大森洪太
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月二五日 「司法省刑事局の発表陪審問題」
 ○ 「東京朝日」 昭和三年九月二五日夕 「聖上親臨に次いで各宮殿下も台臨陪審法の実施」
 ○ 「法律新聞」 昭和三年九月二五日 「第一東京弁護士会開催模擬陪審裁判」

昭和三年九月二九日 「第廿六回朝日民衆講座法律文化講演会」一日午後六時半

昭和三年九月二九日 「陪審制度と正義観念」

昭和三年九月三〇日 「司法省刑事局の発表陪審問題集」

「東京日日」 昭和三年九月三〇日夕 「司法記念日に天覧を仰ぐ珍品行幸を前に三裁判所の緊張」

「東京日日」 昭和三年一〇月一日夕 「記念すべき十月一日けふから実施される陪審法」

「東京日日」 昭和三年一〇月一日夕 「刑法二十年（二）司法記念日 法学博士牧野英一」

「東京朝日」 昭和三年一〇月一日 「民意司法に反映して、立憲政治初めて整ふけふ」

「東京朝日」 昭和三年一〇月一日 「暗い法廷に注ぐ、明い民衆の灯火陪審法とは」

「東京朝日」 昭和三年一〇月一日 「生れた陪審法に育ての親の願ひ（足お先の諸外国の悩み）」

「東京朝日」 昭和三年一〇月一日 「國民參審の実ニニに、けふから陪審制度実施」

「東京朝日」 昭和三年一〇月一日 「天覧記念明治の裁判（二）法学博士尾佐竹猛」

「東京日日」 昭和三年一〇月一日 「陪審法実施に就て 弁護士不破清警君」

「法律新聞」 昭和三年一〇月一日 「陪審法実施に就て 弁護士不破清警君」

「法律新聞」 昭和三年一〇月一日 「陪審の長所を發揮せよ 弁護士播磨龍城君」

- 「東京朝日」 昭和三年一〇月二日夕 「不磨の法典実施のけふ、聖上親臨勅語を賜ふ」
- 「東京朝日」 昭和三年一〇月二日夕 「還幸御途上、直訴を企つ、府立一中の前通りで」
- 「東京日日」 昭和三年一〇月二日夕 「陪審法の生れた朝、聖上三裁判所へ行幸」
- 「報知新聞」 昭和三年一〇月二日夕 「聖上裁判所に行幸、優渥なる勅語を賜ふ」
- 「東京毎日」 昭和三年一〇月二日夕 「聖上、裁判所へ行幸、親しく法廷を御視察」
- 「東京毎日」 昭和三年一〇月二日夕 「けふ、聖上御帰還の途上、突如、直訴を企つ」
- 「東京朝日」 昭和三年一〇月二日 「陪審法実施記念講演〔昨夜本社で〕」
- 「東京日日」 昭和三年一〇月二日 「陪審法の実施〔有終の美を済せ〕」
- 「東京日日」 昭和三年一〇月二日 「天覧記念明治の裁判（二）法学博士尾佐竹猛」
- 「読売新聞」 昭和三年一〇月二日 「天覧記念明治の裁判（二）法学博士尾佐竹猛」
- 「東京朝日」 昭和三年一〇月三日夕 「強盗殺人未遂の公判を各殿方が初傍聴けふ陪審法廷へ」
- 「東京毎日」 昭和三年一〇月三日夕 「けふは各宮様、裁判所台臨原法相等の御案内で」
- 「東京朝日」 昭和三年一〇月三日 「裁判所笑ひの半日…首相の陪審早飲み」
- 「東京日日」 昭和三年一〇月三日 「天覧記念明治の裁判（三）法学博士尾佐竹猛」
- 「東京朝日」 昭和三年一〇月三日 「陪審法祝賀の宴〔昨夜東京会館で〕」
- 「東京日日」 昭和三年一〇月三日 「珍問、珍感じ陪審員は感じでゆくのか、俺が宰相裁判所見物」
- 「東京朝日」 昭和三年一〇月四日 「天覧記念明治の裁判（四）法学博士尾佐竹猛」
- 「東京日日」 昭和三年一〇月五日 「天皇陛下東京三裁判所に御親臨陪審記念日たる十月一日」
- 「東京朝日」 昭和三年一〇月五日 「八日には一般に觀せる陪審廷けふは陪審員候補者」
- 「東京日日」 昭和三年一〇月五日 「統・卓を囲んで十月から実施の陪審の仕方」
- 「東京日日」 昭和三年一〇月五日 「天覧記念明治の裁判（五）法学博士尾佐竹猛」

- 「東京朝日」昭和三年一〇月九日「陪審といふ訳語（下）鈴木榮太郎」
- 「東京日日」昭和三年一〇月九日「天覧記念明治の裁判（七）法学博士尾佐竹猛」
- 「東京日日」昭和三年一〇月一〇日「天覧記念明治の裁判（八）法学博士尾佐竹猛」
- 「法律新聞」昭和三年一〇月一〇日「各皇族、中央法衙に台臨あらせらる」
- 「法律新聞」昭和三年一〇月一〇日「行幸の跡ををろがみまつりて大審院長牧野菊之助氏謹談」
- 「法律新聞」昭和三年一〇月一〇日「原法相招待の陪審法実施祝賀宴」
- 「法律新聞」昭和三年一〇月一〇日「記念日に閥僚の参觀振」
- 「法律新聞」昭和三年一〇月一〇日「陪審法実施を原氏墓前に報告」
- 「法律新聞」昭和三年一〇月一〇日「司法省刑事局の発表陪審問題集」
- 「法律新報」昭和三年一〇月一〇日「広告 陪審戰術弁護士法学士江橋活郎著 愈々発売」
- 「東京日日」昭和三年一〇月一一日「天覧記念明治の裁判（九）法学博士尾佐竹猛」
- 「東京朝日」昭和三年一〇月一二日「陪審法官の編成大体決定す」
- 「東京日日」昭和三年一〇月一三日夕「陪審実施に伴ひ、裁判所の新陣容」
- 「東京朝日」昭和三年一〇月一三日夕「陪審法官の大更迭陪審法実施のため發令」
- 「東京毎日」昭和三年一〇月一三日夕「全国司法官の大更迭を断行けふそれぞれ任命」
- 「東京日日」昭和三年一〇月一四日「天覧記念明治の裁判（十）法学博士尾佐竹猛」
- 「東京日日」昭和三年一〇月一五日「天覧記念明治の裁判（十一）法学博士尾佐竹猛」
- 「法律新報」昭和三年一〇月一五日「陪審制度実施せらる（下）」
- 「法律新報」昭和三年一〇月一五日「行幸を迎へ奉りて牧野菊之助・小山松吉・田中右橋・天覧書類目録」
- 「東京日日」昭和三年一〇月二〇日「東京の陪審陣容」
- 「東京日日」昭和三年一〇月二三日夕「最初の陪審裁判どうかして有罪に從來の裁判の公正」
- 「法律新聞」昭和三年一〇月二五日「千葉地方裁判所に於ける陪審法実施記念祝賀会」
- 「法律新聞」昭和三年一〇月二五日「陪審制度創始の思ひ出話荒木櫻洲君」
- 「法律新聞」昭和三年一月五日「陪審戰術に対する批評（一）」
- 「法律新報」昭和三年一月五日「広告 陪審戰術陪審法廷の羅針盤、二円參十銭」
- 「法律新聞」昭和三年一月八日「論説陪審法論_{弁護士 花井卓藏君}」
- 「法律新聞」昭和三年一月一〇日「論説陪審法論_{弁護士 花井卓藏君}」
- 「法律新聞」昭和三年一月一五日「陪審の実績」
- 「法律新報」昭和三年一月二五日「陪審戰術に対する批評（二）」
- 「法律新聞」昭和三年一月二六日夕「陪審員の素質向上に苦心 当局頗りに研究」
- 「法律新聞」昭和三年一月二八日「塚崎直義著我等の陪審裁判定価一円八十銭」
- 「法律新聞」昭和三年一二月三日「陪審法施行の決議満洲青年議会に於て」

- 「法律新聞」 昭和三年一二月三日 「東京市の陪審員資格者」
- 「東京朝日」 昭和三年一二月九日 「司法官会合八日午後三時」
- 「都新聞」 昭和三年一二月九日 「早くも陪審法が、司法省の悩みの種…憂慮するゝ諸傾向」
- 「法律新報」 昭和三年一二月一五日 「陪審戦術に対する批評」(法律春秋)
- 「東京朝日」 昭和三年一二月一七日 「広告 本社社会部編陪審講座 定価八十銭 送料六銭」
- 「読売新聞」 昭和三年一二月一八日 「陪審裁判の長所と短所陪審員の無知識から」
- 「東京朝日」 昭和三年一二月一九日 「陪審員宅で詐取 表彰するとして」
- 「読売新聞」 昭和三年一二月一九日 「陪審員を騙る、新手の詐欺信用録を出すと」
- 「東京日日」 昭和三年一二月二〇日 「またしても陪審詐欺本紙でそれと知つて届出る」
- 「東京朝日」 昭和三年一二月二三日 「警察改善の機会陪審裁判」
- 「東京朝日」 昭和三年一二月二三日 「明年的陪審は顔触れが替る抽籤候補者八千五百名」
- 「時事新報」 昭和三年一二月二三日 「陪審答申の跡を見て、益々其拡張の必要を感じず」
- 「法律新聞」 昭和三年一二月二三日 「陪審制度実施の初期弁護士塚崎直義君」
- 「東京朝日」 昭和三年一二月二八日 「図らずも陪審に厄介極る難問題」(速記者採用か)
- 「法律新聞」 昭和三年一二月二八日 「共産党被告等陪審公判要求」
- 昭和四(一九二九)年
- ① 「法律新聞」 昭和四年一月一日 「昭和四年と陪審実施 法学博士鶴澤總明君」
- 「法律新聞」 昭和四年一月一日 「陪審答申の跡を見て、益々其拡張の必要を感じず」
- 「東京朝日」 昭和三年一二月二八日夕 「陪審を請求できる東京の共産党公判…その罪名決定如何」
- 「東京朝日」 昭和三年一二月二八日 「図らずも陪審に厄介極る難問題」(速記者採用か)
- 「法律新聞」 昭和四年一月一日 「陪審制度実施の初期弁護士塚崎直義君」
- 「法律新聞」 昭和四年一月一〇日 「陪審裁判の成績」
- 「東京朝日」 昭和四年一月一五日 「陪審員から五円づつ詐取」
- 「法律新報」 昭和四年二月一五日 「法曹界風聞録」
- 「法律新報」 昭和四年一月一五日 「東京の初陪審に対する感想(下) 法学博士鶴澤總明氏談」
- 「法律新報」 昭和四年一月五日 「陪審法実施の成績に就て大審院檢事總長小山松吉」
- 「法律新報」 昭和四年一月五日 「東京の初陪審に対する感想(上) 法学博士鶴澤總明氏談」
- 「東京朝日」 昭和四年一月八日夕 「陪審新候補の賑かな顔ぶれ初公判は一月末に」
- 「東京日日」 昭和四年一月八日夕 「今年の陪審員候補に如是閑氏や梅幸丈」
- 「法律新聞」 昭和四年一月一〇日 「陪審裁判の成績」
- 「東京朝日」 昭和四年一月一五日 「陪審員から五円づつ詐取」
- 「法律新報」 昭和四年二月一五日 「法曹界風聞録」
- 「法律新報」 昭和四年一月一五日 「東京の初陪審に対する感想(下) 法学博士鶴澤總明氏談」
- 「東京朝日」 昭和四年二月一六日夕 「治安維持法違反陪審裁判より除外…今議会に提案」
- 「東京朝日」 昭和四年二月二八日夕 「陪審法改正案枢府で可決、けふ御前会議」
- 「東京日日」 昭和四年二月二八日夕 「陪審法改正案枢府可決、けふの本会議で」
- 「東京朝日」 昭和四年三月三日 「いつも怨まれ役で浮かぶせのない検事陪審廷における結果」
- 「東京朝日」 昭和四年三月八日 「陪審法の立場より警察当局者の行動を戒む末弘巣太郎」
- 「東京朝日」 昭和四年三月一二日 「殺人予備行為を内務省黙過…陪審法委員会にて」
- 「東京朝日」 昭和四年三月一三日夕 「陪審法改正可決」(衆院委員会)
- 「東京朝日」 昭和四年三月二三日夕 「陪審法改正可決」(貴族院特別委員会)
- 「法律新聞」 昭和四年三月二十五日 「陪審事件の傍聴所感 東京控訴院長和仁貞吉君」
- 「東京朝日」 昭和四年三月三〇日夕 「司法警察設置の声 司法部内に高まる陪審裁判と」
- 「読売新聞」 昭和四年四月四日 「五九郎返咲き・高砂座直営興行・陪審裁判」

- 「東京朝日」昭和四年四月六日夕 「陪審法改正[本日より実施]
- 「東京朝日」昭和四年五月三日 「殺人犯人の保釈から描かれた大きな波紋：陪審裁判新例」
- 「東京朝日」昭和四年五月七日夕 「司法官会議第三日弁護士会長との合同協議：陪審制度運用」
- 「東京朝日」昭和四年五月一二日 「警察の改造：陪審裁判になつてから」
- 「東京朝日」昭和四年五月一四日 「みな無罪になる東京の放火陪審犯罪捜査の方法に欠陥か」
- 「東京朝日」昭和四年五月一九日 「事件が生の中裁かれる陪審公判：スピードを計る」
- 「法律新聞」昭和四年五月二三日 「東京の放火陪審無罪」
- 「法律新聞」昭和四年五月三〇日 「他の陪審に付する時は裁判官も変へよ」
- 「東京朝日」昭和四年六月一六日 「自腹四百円にお札五十錢官選弁護士の謝礼問題に
- 「法律新聞」昭和四年六月二〇日 「陪審制度は仏国が第一弁護士法学士太田資時君」
- 「東京朝日」昭和四年六月二四日 「陪審制度は陪審の無罪的傾向一、前田美詔」
- 「東京朝日」昭和四年六月二十五日 「学会余談陪審の無罪的傾向二、前田美詔」
- 「法律新聞」昭和四年六月二十五日 「陪審と官選弁護[司法省刑事局長泉二新熊氏談]
- 「法律新聞報」昭和四年六月二十五日 「陪審法実施八ヶ月の実績先づ予期以上の好成績」
- 「東京朝日」昭和四年六月二六日 「学会余談陪審の無罪的傾向三、前田美詔」
- 「法律新聞」昭和四年七月三〇日 「陪審裁判に就て弁護士安齊林八郎君」
- 「法律新聞」昭和四年八月一三日 「陪審と検事の顔」
- 「法律新聞」昭和四年八月一八日 「事件は単純なるもの多し浦和地方裁判所長安藝茂富君」
- 「東京朝日」昭和四年九月二日 「学会余談裁判と宣誓一、牧健二」
- 「法律新聞」昭和四年九月八日 「法定陪審の辞退に就て龜城學人君」
- 「東京朝日」昭和四年九月二九日 「陪審法布かれて満一周年を迎ふ…顧る一ヶ年」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月一日 「司法記念日[陪審法実施]一年」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月一日 「司法記念日の意義を深めて横柄を棄てゝ裁判所の民衆化」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月一日 「司法記念日厳かに挙式陪審法実施一周年」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月一日 「陪審と訴訟との彼方（上）牧野英一」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月一日 「裁判も明るくと不起訴の理由公表：けふの記念日を機に」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月一日 「陪審成つて一年、けふ司法記念式」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月二日 「昨日の司法記念日祝賀式」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月二日 「陪審と訴訟との彼方（中）牧野英二」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月二日 「司法記念式：きのふ大審院にて」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月二日 「陪審法の記念式、きのふ盛大に挙行」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月四日 「陪審と訴訟との彼方（下）牧野英二」
- 「東京朝日」昭和四年一〇月八日 「司法記念日祝賀会[東京裁判所玄関口・東京弁護士会館]」
- 「法律新聞」昭和四年一〇月八日 「陪審法実施司法記念式」
- 「法律新聞」昭和四年一〇月八日 「陪審と訴訟との彼方（下）牧野英二」
- 「法律新聞」昭和四年一〇月一〇日 「千葉法衙に於ける司法記念式」
- 「法律新聞」昭和四年一〇月一〇日 「現代世相展望（四〇）裁判所よ何处へ行く 前田美詔」
- 「法律新聞」昭和四年一一月六日 「犯罪と地方色陪審と朝野法曹長崎地方裁判所長永富定平君談」
- 「法律新聞」昭和四年一一月三〇日 「陪審法施行一周年記念講演会[法政大学法友会]」
- 昭和四年一二月六日 「陪審法施行一周年記念講演会[法政大学法友会]」

- ① 「東京朝日」 昭和五年一月八日夕 「博士とあんま、常ノ花も御同列：陪審員候補の面々」
 ○ 「東京日日」 昭和五年一月八日夕 「今年の陪審員、閔取や役者も」
 ○ 「時事新聞」 昭和五年一月八日夕 「陪審員候補、常の花や壽美藏（郷男、後藤伯松岡教授も）」
 ○ 「法律新聞」 昭和五年一月一〇日 「大審院判事豊水道雲氏其他が会合して陪審法廷開廷満一ヶ年を回顧す」
 ○ 「読売新聞」 昭和五年二月五日 「仏教徒結束して治警法五、三号陪審法欠格条項撤廃運動を起す」
 ⑤ 「東京朝日」 昭和五年二月九日夕 「陪審公判を御見学（朝香宮紀久子女王）」
 ○ 「法律新聞」 昭和五年三月一三日 「陪審法違反」

- 「法律新聞」 昭和五年五月五日 「法曹叢話江南の橘江北に栄えざるや弁護士龜山要」
 ○ 「東京朝日」 昭和五年五月一五日 「防止法打合せの司法官会議開催人事行政の件も」
 ○ 「東京朝日」 昭和五年五月三一日 「広範囲の異動決行かくて司法事務改善を図る」
 ⑩ 「東京朝日」 昭和五年六月七日夕 「裁判所を飾る榮の記念碑：全国司法官が感激の結晶」
 ○ 「東京日日」 昭和五年六月二〇日 「大きな期待も外れ不人気な陪審一年間僅か二百余件」
 ○ 「法律新報」 昭和五年六月二五日 「陪審制の批判尚早し」
 ○ 「法律新聞」 昭和五年六月二八日 「大きな期待も外れ不人気な陪審制度」
 ⑯ 「法律新聞」 昭和五年六月三〇日 「陪審法利用は予想の一割」
 ○ 「東京朝日」 昭和五年七月八日 「期待を裏切って陪審法の実績不良我國民性に副はぬ点もある」
 ○ 「読売新聞」 昭和五年七月一二日 「せち辛いから出頭好成績（近頃の証人さん氣質）」
 ○ 「法律新聞」 昭和五年七月一三日 「統計に現れた陪審法の成績不良」

- 昭和六（一九三二）年
- ① 「法律新聞」 昭和六年一月一〇日 「陪審法の失敗と改正弁護士法の不備（弁護士平山六之助）」
 ○ 「東京朝日」 昭和六年一月一五日 「陪審の不人気に悩む司法省：指定起訴の議起る」
 ○ 「東京日日」 昭和六年一月一五日 「陪審裁判どこへ行く生れて二年四ヶ月、次第に閑散」
 ○ 「読売新聞」 昭和六年一月一五日 「陪審法廷無用（使はぬまゝ立腐れが三ヶ所）」
 ⑤ 「東京朝日」 昭和六年四月二四日 「陪審法の施行停止（政府首腦部で考慮）」
 ○ 「東京朝日」 昭和六年五月一四日 「陪審法停止反対（司法官会議で声明か）」
 ○ 「読売新聞」 昭和六年五月三〇日 「残りの九項目も決定（与党の行整案：陪審裁判所の整理）」
 ○ 「東京朝日」 昭和六年六月一四日 「陪審年度を変更（次回に改正案提出）」
 ⑩ ○ 「東京朝日」 昭和六年六月一五日 「陪審候補名簿作成期日変更」
 ○ 「法律新聞」 昭和六年七月一五日 「陪審裁判所を如何にすべきや（弁護士今村力三郎）」

- 「法律新聞」昭和六年八月三日「陪審法不振の原因」法学博士貴族院議員鵜澤總明氏
- 「法律新聞」昭和六年九月三日「陪審員名簿調製方法協議」
- 「東京朝日」昭和六年九月三日「陪審法が実施されてから」
- 「法律新聞」昭和六年一〇月一〇日「東京に於ける司法記念日の催し」
- 「法律新聞」昭和六年一〇月一〇日「陪審法実施の実績に就て」弁護士河原崎榮次郎
- 「法律新聞」昭和六年一〇月一五日「第一東京弁護士会の陪審法実施三周年祝賀会」
- 「東京朝日」昭和六年一二月一日「司法省提出の諸案…陪審員候補者名簿調製期日」

- 昭和七（一九三二）年
- ① 「法律新聞」昭和七年一月一日「昭和六年の回顧」前東京地方裁判所検事正新長崎控訴院検事長金山季逸
 - 「法律新聞」昭和七年一月一日「回顧東京地方裁判所長西郷陽」
 - 「法律新聞」昭和七年一月五日「朝野法曹新年時事所感（一）陪審法に就て」
 - 「法律新聞」昭和七年一月一五日「朝野法曹新年時事所感（二）陪審法に就て」
 - ⑤ 「法律新聞」昭和七年一月一五日「民事訴訟法並陪審法に就て」弁護士坂本鞠衛
 - 「法律新聞」昭和七年五月五日「帝国弁護士会通常総会」
 - 「法律新聞」昭和七年一〇月一五日「陪審手続の更新に就て」
 - 「法律新聞」昭和七年一一月五日「再び陪審手続の更新に就て」
 - 「東京朝日」昭和七年一一月二三日「陪審員候補者決定」
 - ⑩ 「報知新聞」昭和七年一二月四日「陪審員になるゼロの高勇吉氏」柏林へ旅行中に当選

- 昭和八（一九三三）年
- ① 「法律新聞報」昭和八年一月五日「新年に際し陪審裁判に付き國民へ希望す」前東京弁護士会長塚崎直義
 - 「東京朝日」昭和八年一月二九日「陪審員を種に新手の詐欺市政会館を根城に」
 - 「読売新聞」昭和八年一月二九日「陪審法普及を種に大詐欺師の一昧引掛った会員六千名」
 - 「都新聞」昭和八年一月二九日「陪審を種にした大掛りな詐欺発覚被害者六千人」
 - ⑤ 「国民新聞」昭和八年一月二九日「陪審法を種に大それた会費詐欺」
 - 「萬朝報」昭和八年二月一九日「陪審協賛会講演会開催」本日朝日講堂
 - 「法律新聞報」昭和八年一〇月五日「司法記念日祝賀会」
 - 「中央新聞」昭和八年一一月二五日夕「片岡千恵藏が陪審員になる映画人最初の任命」

昭和九（一九三四）年

- ① 「中外商業」昭和九年六月一二日「陪審法を種に数千円詐取」日本陪審協会理事長
- 「中央新聞」昭和九年六月一二日「陪審協会理事長陪審を種に詐欺、小石川の資産家未亡人を騙し」
- 「法律新聞」昭和九年七月二三日「陪審と併合罪の審理」司法書記官下村三郎
- 「法律新聞報」昭和九年九月一五日「司法時事問題批判（二）陪審と調停」弁護士播磨龍城

昭和一〇（一九三五）年

- ① 「法律新聞報」昭和一〇年七月一五日「予審調書」

○ 「法律新聞」昭和一〇年九月三日「偽証防止の必要」判事芥澤

○「法律新聞」昭和一〇年一二月一八日『刑を科せず』なる判決主文に就て 東京地方裁判所判事門田實

昭和一一（九三六）年

- ① 「法律新聞」昭和一一年二月一三日「陪審裁判の再吟味（二）判事青野原吉」
○ 「法律新聞」昭和一一年二月二〇日「陪審裁判の再吟味（二）判事青野原吉」
○ 「法律新聞」昭和一一年三月五日「陪審裁判の再吟味（三）判事青野原吉」
○ 「法律新聞」昭和一一年五月三〇日「陪審法施行以来陪審公判の趨勢」
⑤ 「法律新聞」昭和一一年九月二三日「光行検事総長談が問題仙台横浜両弁護士会」「詭壳新聞」昭和一一年九月三〇日「解説 時のコトバ、陪審裁判」

昭和一二（九三七）年

- ① 「詭壳新聞」昭和一二年四月二九日「悩みの司法当局被告百人を持余す陪審裁判の危機」
○ 「東京朝日」昭和一二年五月七日夕「犯罪史に空前の保険魔大集団不況から戦慄の謀議」
○ 「詭壳新聞」昭和一二年五月七日夕「奇怪！火に酔ふ大集団神奈川の事件けふ解禁」
○ 「詭壳新聞」昭和一二年五月一一日夕「陪審法持て余し百八十余名の被告の審理を」
⑤ 「詭壳新聞」昭和一二年六月一〇日夕「神奈川集団放火事件陪審に付せず…現行陪審法改正を」「東京朝日」昭和一二年六月一五日夕「戦慄の集団放火群小田原事件結審す」
○ 「東京朝日」昭和一二年六月二九日「陪審法改正を急ぎ特別議会に提出、昨夜法相首相と懇談」
○ 「詭壳新聞」昭和一二年六月二九日「愈よ陪審法改正へ来月早々枢府御諮詢」「東京朝日」昭和一二年七月三日夕「陪審法改正案、特別議会に提出開議で正式決定」

- ⑩ 「東京朝日」昭和一二年七月三日「相次ぐ大量免訴に人権問題起る神奈川集団放火事件」「詭壳新聞」昭和一二年七月三日「陪審法改正特別議会提案決定：已むを得ざる権限縮小」「東京朝日」昭和一二年七月四日夕「免訴また一組集団放火謀議の九名」「詭壳新聞」昭和一二年七月六日「集団放火事件濡れ衣実に五十余名人権問題表面化」「東京朝日」昭和一二年七月八日夕「また九名免訴神奈川集団放火事件」「東京朝日」昭和一二年七月九日「陪審法改正の枢府審議委員」「詭壳新聞」昭和一二年七月一〇日「聖代の大不祥事集団放火事件予審全部終る、免訴実に九十名」「東京朝日神奈川版」昭和一二年七月一〇日「検事遂に抗告せず九十名に未曾有の国家賠償？」
○ 「東京朝日」昭和一二年七月一三日夕「檢事遂に抗告せず九十名に未曾有の国家賠償？」
○ 「詭壳新聞」昭和一二年七月一三日夕「承認に当り特に人権蹂躪を警む陪審法改正審議の枢府委員会」「法律新聞」昭和一二年七月一三日「又々神奈川県下に揚る人権蹂躪問題の声 司法大臣鹽野季彦氏」「法律新報」昭和一二年七月一五日「神奈川県下の驚くべき人権蹂躪集団放火事件の結果」「東京日日」昭和一二年七月一八日「集団放火の審理へ一矢横浜の弁護士団から」「東京朝日」昭和一二年七月二二日夕「陪審法改正案可決枢府本会議」「東京朝日」昭和一二年七月二三日「首相法制局長官打合：陪審法中改正法律案」「東京朝日神奈川版」昭和一二年七月二三日「陪審法改正反対：横浜弁護士会の実行委員」「東京朝日」昭和一二年七月二十四日「陪審法の一部改正適用除外条項を新設」「法律新聞」昭和一二年八月三日「改正法律案三件、議会に提出」

- 「法律新聞」 昭和一二年八月三日 「第一東京、帝国弁護士会陪審法中改正法律案に反対決議」
- 「法律新報」 昭和一二年八月五日 「特別議会提出の陪審法一部改正法律案」
- 「法律新報」 昭和一二年八月五日 「第一東京弁護士会の陪審法中改正法律案に対する反対意見書」
及帝国弁護士会
〔第一東京弁護士会の陪審法中改正法律案に対する反対意見書〕
- 「法律新報」 昭和一二年八月六日 「陪審法の改正法案…審議未了か」

○ 「法律新聞」 昭和一二年八月一〇日 「弁護士試補制度及陪審法中改正法律案に反対決議」
日本弁護士協会
〔第一東京弁護士会の陪審法中改正法律案に対する反対意見書〕

- 「法律新聞」 昭和一二年八月一五日 「役人の辛さを語る司法政務次官久山知之氏」
- 「法律新聞」 昭和一二年八月二三日 「司法官会同の開催に就て司法大臣鹽野季彦」
- 「法律新報」 昭和一二年八月二十五日 「陪審法改正問題に就て弁護士安東正臣」
- 「法律新報」 昭和一二年八月二五日 「神奈川拷問調査隊」

昭和一三（一九三八）年

- ① 「法律新報」 昭和一三年一月五日 「神奈川拷問事件の後始末」
- 「法律新聞」 昭和一三年五月一八日 「司法省八万円の補償金に悩む」
- 「法律新聞」 昭和一三年六月五日 「予審終結決定と犯罪の嫌疑判事芥潔」
- 「法律新聞」 昭和一三年七月二五日 「陪審制と国民八木脛」
- 「法律新聞」 昭和一三年九月五日 「偶感（上）弁護士坂東米八」
- ⑤ 「法律新聞」 昭和一三年九月五日 「偶感（下）弁護士坂東米八」
- 「法律新報」 昭和一三年一〇月一五日 「司法記念日式典」

昭和一四（一九三九）年

- 昭和一五（一九四〇）年
- ① 「東京朝日」 昭和一四年一〇月一八日 「裁判所五〇年前その前後…広澤參議暗殺事件に陪審制」
〔構成法〕
- 「東京日日」 昭和一四年一月二日 「行幸に輝く裁判所記念の日…司法記念日…変更」
- 「東京朝日」 昭和一四年一月二二日 「陪審法再検討差当り陪審員任期延長」
- 「東京朝日」 昭和一四年一月二二日 「陪審法に再検討の声」
- ⑤ 「東京朝日」 昭和一五年一月二一夕 「東京の新角度③あくびする陪審法廷」
- 「東京朝日」 昭和一五年一月二六日 「司法制度改正の心構へ」

昭和一六（一九四一）年

- ① 「読売新聞」 昭和一六年一月二八日 「陪審員名簿は四年毎に作成改正案枢府へ」
- 「法律新聞」 昭和一六年三月二八日 「拷問と冤罪（上）神奈川集団放火事件余談」
- 「法律新聞」 昭和一六年三月三〇日 「拷問と冤罪（下）神奈川集団放火事件余談」
- 「法律新報」 昭和一六年一〇月一六日 「司法記念日をトして経済統制違法運動開始」

昭和一八（一九四三）年

- ① 「東京朝日」昭和一八年一月三〇日「陪審裁判一時預り完勝まで・経費手数の節約」
- 「読売新聞」昭和一八年一月三〇日「陪審法さよなら大東亜戦終るまで」
- 「東京朝日」昭和一八年一月三一日夕「陪審法で応答貴院委員会」
- 「読売新聞」昭和一八年一月三一日「陪審制度将来は再び執行」
- ⑤ 「法律新報」昭和一八年二月五日「陪審法一時停止経費手数節約のため」
- 「東京朝日」昭和一八年二月一九日夕「衆院本会議・陪審法の停止に関する法律案」
- 「法律新聞」昭和一八年三月一日「陪審法ノ停止ニ関スル法律案」
- 「東京朝日」昭和一八年三月二日夕「けふ審議中止注目の戦刑法・陪審法の停止」
- 「東京朝日」昭和一八年三月九日「衆院本会議・陪審法の停止に関する法律案」

昭和一九（一九四四）年

- ① 「読売新聞」昭和一九年三月一〇日「遊休法廷決勝の衣替・水戸陪審法廷独身将校として更正」

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号（第7巻第10号、一九二九年一〇月）には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号（第35巻第9号、日本弁護士協会・一九三一年一〇月）には、全国各地の二〇〇余名の法曹（大部分が弁護士）から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、前掲『法曹会雑誌』陪審法実施記念号に掲載された東京控訴院検事長三木猪太郎、東京控訴院長和仁貞吉、東京地方裁判所長田中右橋、東京地方裁判所検事正鹽野季彦、大審院判事豊水道雲、東京控訴院検事岩村通世、東京控訴院部長判事赤羽熙、東京地方裁判所部長判事沼義雄、東京地方裁判所判事尾後貫莊太郎の感想、ならびに前掲『法曹公論』陪審法施行三周年記念号に掲載された「陪審法と新民訴に対する法曹の声」の中、東京の弁護士達の感想、『法律新報』（一九三一年七月五日号・同年一月一五日号）に掲載された「法曹朝野新年時事所感（1）（2）」の中、東京の弁護士達の陪審法に対する所感を収録した。弁護士の多くは、陪審法の欠陥と思われる点が改正されることを望んでいたが、そのような改正はなされなかつた。

（注1）全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものには、林正宏「わが國陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」『法学セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月）があるので、参照されたい。

（注2）『法曹会雑誌』陪審法実施記念号（第7巻第10号、一九二九年一〇月）には、本稿に収録したものの外に、次のような論考・感想などが掲載されている。

- ①法曹会常務理事・磯谷幸次郎「陪審法実施記念号発刊の辞」、②大審院長・牧野菊之助「陪審判決の上告に対する一考察」、③検事総長・小山松吉「陪審法実施後の成績に就て」、④大審院部長・豊島直通「陪審法実施後一年を迎へて」、⑤大審院部長・板倉松太郎「陪審制の起元」、⑥東京帝國大学教授・牧野英一「陪審制度の改造と拡張」、⑦司法省刑事局長・泉三新熊「陪審法試練の一年の成績を顧みて」、⑧大審院判事・宇野要三郎「上告裁判所より見たる陪審裁判」、⑨東京地方裁判所部長・垂水克己「陪審の権限問題とその変遷の遠望」、⑩大阪控訴院判事齋藤悠輔「陪審問書集（一）短評」、⑪検事総長・小山松吉「陪審法の実施準備に就て」、⑫弁護士・鶴澤總明「陪審法の発達は司法官の信用を増大するであらう」、⑬弁護士・塚田直義「陪審の将来」、⑭弁護士・

太田資時「歐米陪審裁判の傍聴所感」。

なお、広島控訴院・大阪控訴院・名古屋控訴院・長崎控訴院・宮城控訴院・札幌控訴院管内の判・検事の感想などは、これまでの資料集やこれからの資料集の収録の対象である。

(注3)『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行一周年記念号(第35巻第9号、日本弁護士協会・一九三一年一〇月)には、後記「2弁護士の感想」欄の①～⑤が掲載されている。

(注4)「法曹朝野新年時事所感(1)(2)」『法律新報』一九三二年七月一日(同一年一月一五日号)の中、(1)には、後記「2弁護士の感想」欄の⑥～⑨、(2)には⑩～⑬が掲載されている。

(注5)後記「2弁護士の感想」欄の⑭～⑯は、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第7巻第10号、一九二九年一〇月)に掲載されたものである。

1 判検事の感想

①東京控訴院検事長三木猪太郎「所感」

司法制度的一大変革として朝野の視聴を集め国家総動員の下に実施せられました我陪審法は、其の施行後約一年の星霜を閲し当管内に於ても既に処理したる陪審事件は其の数三十数件に達しました。而して判決を経ました個々の陪審事件に付き厳密に批判を加へますれば、必ずしも議論の余地がないではありませんが、之を大観しますと其の成績の頗る良好なることは國家の為洵に慶賀に堪へぬ所であります。

是れ畢竟実施前に於ける本省当局の熱心なる指導と在朝、在野法曹の真摯なる援助と実施後に於て其の運用の任に当られたる判事、検事、書記及弁護士各位の献身的努力の賜であつて、感謝措く能はざる所であります。

私は陪審法の施行後管内各地に出張し数回親しく陪審法廷に臨みまして其の実況を観察し、又は各地より提出せられました報告書を査閲して、特に感じました所のものを左に述べてみたひ思ひます。

陪審手続きに付き最も注意を要すべきものが二つあります。其の一は、陪審員をして公平誠実に事実の判断を為さしむるが為には、陪審員をして好感を以て其の職務に当らしめ、陪審の手続を迅速に行ひ、審理に立会中些の疲労倦怠を覚ゆるが如きことなからしむることであり、其の二に、被告人をして安んじて陪審裁判を受けしめ判決の下るに於て衷心之内に悦服せしむることであります。若し此の前提にして誤なきものとしましたならば、将来適当の時期に於て陪審法第二十七条の規定を改正しまして、三十六人の陪審員を適当の数に減員するを可なりと信じます。陪審法制定の当時に在りましては、新制度の趣旨を国民に徹底せしむることが困難で、従つて呼出を受けても出頭しない陪審員が少なくないであらうと予想し、三十六人と云ふ多数の陪審員を呼出して置かなければ、陪審席の構成に支障を来たす虞があると思惟致したのでありますが、本年五月二日附刑事局の調査に依れば、陪審員として呼出を受けました者で無断で出頭しない者は殆んどなく、其の一事件の出頭者二十七人を最少とし其の他大多数の事件は三十人以上出頭して居ります。斯様に良好の出頭率(三十六人に對し二十七人は二十四人に當る)でありますから、呼出す陪審員三十六人を二十四人位に減員致しましても陪審席の構成に支障を来たす虞はないと言じます。今日往々聽く所に依りますれば、陪審員として呼出された者で陪審席の一員たることを得ずして空しく帰宅する者は、恰も選舉に落選した様な感じを起し不快の念を抱く者があると云ふ事であります。若し呼出だす陪審員の数を減員すれば、幾分此の弊

を除去することを得るのみでなく、陪審員候補者名簿の作成手続、陪審員呼出の手続及陪審席構成の手続等を簡易にし、陪審手続を迅速に運び、陪審員をして事実の判断に全力を傾注せしむるの利があります。加之陪審手続に要する無益の費用を節約することが出来ます。又一面請求陪審に在りましては、被告をして有罪の場合に負担せしむる訴訟費用を軽減し、安んじて陪審裁判を請求せしむる様にすることになり陪審法の精神を一層拡充することが出来ると思ひます。

抑も陪審裁判をして其の真価を發揮せしむるには、検事の公訴事実の陳述、裁判長の証拠調査、検事及び弁護人の弁論、裁判長の説示等に関し幾多考究を要すべき事項がありますが、是等の諸問題に付ては陪審裁判の実務に干与せられた各位より必ず之に関する意見の発表があるものと思ひますから、私は単に将来適当の時期に陪審法第二十七条を改正せらるんことを述べるに止めて其の責を塞ぐことに致します。

②東京控訴院長和仁貞吉「感想と私見」

陪審法施行せられて已に一年、其間の成績は概ね良好なりと言ひて可ならん。陪審員は其職務に忠実にして、呼出しに応じ定刻裁判所に出頭し、事故あるものは之れを届出で、事件の審理に当りては熱心に傾聴し時々適切なる質問を為し、又証人には殆ど不審者なく何れも定刻に出頭して訊問に応じ、判事、検事並に弁護士も極めて謹慎せる態度を以て之に臨み、法廷は秩序整然として真に正義の殿堂たるの觀を呈し、在廷者をして肅然襟を正さしむること普通法廷の比に非ず。これ陪審法廷の構造の宜しきを得たるにも由るべしと雖も、陪審裁判其ものが国民に大なる衝動を与へ、清新の氣法廷に横溢するものなるべし。

唯判事、検事の出廷か往々時刻に後くれ、緊張を破ぶることあるは遺憾とする所なり。

陪審構成の手続は、公正を失せざる限り便宜の方法に依り、成るべく速に進行するを可とす。陪審員の忌避は米国に於ては弁護士の最も重きを置く戰術なりと聞くも、我国に於ては甚だ冷々淡々之れが為め多くの時間を費さざるは喜ぶべし。我陪審法が陪審員三十六名の選定に付秘密主義を採用したるは、一方に於て陪審員の腐敗を防止する効果あると同時に、他方に於ては忌避権の行使を不便ならしむるものなりと雖も、其利害を計量するときは余は寧ろ本法の主義に賛意を表するものなり。英米の法律に於ては、陪審の評決には全員の一一致を必要とするが故に、一人の不適任者あるときは之れが為適正公平なる評決を得る能はざる結果を生ずると雖も、我法律に於ては評決は多数決に依るが故に、仮りに忌避権の行使に多少の不便ありて不適任者の加はることありとするも、其影響は英米法の如く甚大ならざるべし。陪審員の宿舎も亦、評決の公平を維持するに有力なる施設にして、司法当局の英断を称賛すべし。陪審員の出頭が此迄の実例の如く良好なるに於ては、費用を節約し手続きを省略する為め陪審員三十六名は相当数に減員するも可ならんか、これ他日の実験に待ちて決定すべきものならん。

陪審法制定関係者の言に依れば、陪審裁判は一件一日を原則とするものゝ如し。然るに実際に於て一日にて終結するものは少くして、多くは二日乃至三日に涉るを例とす。一日にて終結するものと雖も、夜に入り午後八時乃至十時に至るものありて、陪審員の労苦察するに余りあり。而も其事件たるや普通見る所のものにして敢て繁雑なるに非ず。此の如く審理の長引くは被告人及証人の訊問に多くの時間を要するに因る。之に付判事及弁護士に於て研究考慮すべき点なきか。被告人の訊問は事件の顛末を陪審員に会得せしむる程度

に止め、被告人の否認するに拘はらず之を追窮して自白を得んとするが如きは避くるを可とせずや、証人の訊問に付ても事項に依り精粗の差ありて然るべし。特に遺憾とするは、弁護士に於て既に裁判長の訊問に依り明瞭となれる事項に付、更に訊問を反覆し又時として誘導を試むることはなり。英米法に於けるが如き反対訊問は有効なるべしと雖も、我が弁護士の為す所は之と似て非なるものにして、只自己の主張に適合する供述を獲んが為め同一事項を繰返すに過ぎず、之れが為め証人の感情を害し訊問愈々急にして供述愈々事実の真相に遠かり効果を收むることを得ざるのみならず、甚しく時間を空費し自他の不利益鮮かならず、訊問術の修練に意を用ひざるは我国法曹の通弊にして、訊問の巧拙は其人の技能に依ると雖も朝野の法曹常に鍛錬を怠らざれば終には妙處に至ることを得ん。

検事の論告が大に民衆的となりたるは可なるも、迎合的ならざるを望む。余り理論的なるは陪審には不向にして、寧ろ素人判りする巧妙なる叙述的なるを可とせざるや。裁判長の説示亦然らん。弁護士が第一項の弁論に於て犯罪の情状を論し陪審員の感情に訴る所多きは、法律の誤解に非らざれば知りて法律を破ぶるものなり。

裁判長の説示に付ては成るべく簡単なるを可とすとの説あるも、余は之に賛せず。事実の審理を鄭重にして、陪審員に其真相を会得せしむるは、其緊要なること多言を要せずと雖も、法律が検事及弁護士の弁論後に於て裁判長をして説示を為さしめ之を以て判決の要件と為したる所以のものは、蓋し検事及弁護士の弁論は各自の立場上勢ひ一方に偏し公平を失するものあるべきを以て、至公至平を生命とする裁判官をして最も公平なる説示を為さしめ、陪審員をして判断を誤ることなからしめんが為めに外ならず。簡単なる説示は何等の用を為さず。或は言はん、説示詳細に涉るときは自然非難攻撃の対象となり終には仏

国の例の如く説示権を剥奪せらるゝ虞ありと。然りと雖も、我法律に於ては裁判長は証拠の採否、事実の認定に付意見を述べることを許されざるが故に、此点に付慎重なる注意を為すに於ては、説示権剥奪の如きは憂ふるの要なし。説示簡單論は説示無用論若くは説示回避論に帰着し、法律の精神に背戾するものと言ふべし。各地の陪審法廷に於て比較的詳細なる説示の行はるゝを見るは、余の大に欣快とする所なり。冗漫にして生氣なき説示は、杜撰疎漏なる説示と同じく有害無益にして、適法にして充當なる説示を為すは極めて難事なり、多年の修練と工風とを要す。

陪審の評決に就ては、余は事件の内容を詳にせざるが故に、此に評論するを控ゆべし。殺人事件に付傷害の評決を為し、放火事件に無罪の評決多しとして論議するものあるも、去りとて其評決を全然誤判なりと断言するものなきが如し。仮りに評決が眞実に反すと思料せらるゝ場合ありとするも、犯罪の情状、被害の程度等に照し、国民の感情上寧ろ軽きに從ふを妥当とし、裁判所に於ても亦敢て再陪審に付する手続きを為さず、其軽き評決を採択して判決するは、陪審制度の神髄を得たるものと信ず。

最後に法第七十条第一項の運用に付一言せん。之に依れば裁判長は陪席判事の一人をして被告人の訊問及証拠調を為さしむることを得、此規定は從来実際に適用せられざるものゝ如し。惟ふに法律が此規定を設けたる所以のものは、陪審事件に於ては訊問すべき証人の数も多く、且裁判長は弁論後に於て説示を為すべき職務を有し、自ら被告人、証人等の訊問を為しながら説示案を構成するは至難の事なるを以て、法律は陪席判事をして訊問を為さしめ裁判長には静に之を聴取して後に為すべき説示の腹案を構成する余裕を与へしめんとするに在り、実際に就て看るも裁判長が自ら訊問を為し且説示を為すは其劳苦極めて

過重なり。唯此規定を適用するに当りては、実務に熟練堪能なる陪席判事を有する必要あるも、現今各地に見るが如く所長自ら裁判長になり刑事部長を陪席判事とする場合に於ては、其陪席判事をして訊問を為さしめ、裁判長は其足らざる所を補い不明の点を明にすることを得べし。陪席判事をして訊問を為さしむるは、奇異の觀を呈するなきやを慮るものあらんも、軍法會議に於ては法務官が判士長に代はりて審問を為す実例ありて毫も体裁を失するものに非ず。陪審事件審理の一方法として此手続きを試みられんことを望む。

③東京地方裁判所長田中右橋

「陪審所感」

我司法裁判制度の画期的大変革なりと謂はれたる陪審法は、昨年十月一日を以て実施せられ当日は畏くも 天皇陛下東京三裁判所に行幸遊ばされ親しく陪審法廷を饗はせられ司法部に対し難有勅語を下し賜へり。爾来一年間に亘り陪審裁判の実況を観るに、先づ注目に値するは陪審事件の件数比較的僅少なるの一事なりとす。東京地方裁判所に於て、此の一年間に表はれたる死刑又は無期の懲役若は禁錮に該る放火殺人等所謂法定陪審事件なるものは、九十二件の多きを数ふれども、被告人に於て或は犯罪事實を自白し或は陪審を辞退し結局陪審の評議に付したるものは僅に十件に過ぎず、又長期三年を超ゆる有期の懲役又は禁錮に該る所謂請求陪審事件なるものは、百二十五件を算すれども、其の中に陪審を請求したるものは法定陪審事件と併合したるもの只一件あるのみなり。各地の裁判所に於ても、殆ど同様にて全く陪審の評議に付したる事件は甚だ尠きが如く、何れも最初の予想に反するものゝ如し。何故に法定陪審事件中陪審を辞退するもの多く、請求陪審事件中陪審を請求するものゝ少なきやは、大に研究を要すべき問題なれども、要するに実施日尚

ほ浅くして陪審裁判が果して適正に事實を認定するやにつき多少不安を感じると共に陪審裁判に対して控訴を許さざることが其の主なる原因なるが如し。然れども今日迄の裁判の実際を見るに、陪審員は皆其の職務に対し非常に熱心にして、呼出を受けたる者にして殆ど出頭せざるものなく又遅刻するもの少なく、數日に亘る審理に陪して更に倦怠の色なく各自全力を傾注して答申の正確を期するものゝ如く、孰れも業を抛ち家を忘れて其の任務を全ふせんとする犠牲的奉公心の旺盛なる、真に驚くべきものあり。現に本年五月二日第六回陪審事件につき、陪審員として当裁判所に呼出されたる小松原彌六氏の如きは、當時実母病氣危篤の状態なりしを以て出頭の際大に逡巡躊躇し其の事由を具して職務を辞退せんとしたるに実母之を肯んぜず陪審員たるの任務は國民の重大なる義務なれば私情を以て辞すべきにあらず必ず之を遂行せよ、仮令不幸にして其間に落命するとも毫も厭ふ所にあらざる旨を告げ、激励せられたる為め翻然として意を決し出廷任務に服したり、然るに当日事件終了するに至らず陪審員宿舎に宿泊中、翌三日午前二時三十分果して実母病死の電報に接せしかば宿舎係員は即時裁判長の指揮を受け本人に帰宅許可の命を伝へたる処、母の遺命を重んじて帰宅を欲せず、其併居残りて完全に其の職責を盡くして帰宅せられたる次第にして、其の職務に忠実なる實に感ずるに余あり、司法部に於て永く紀念すべき陪審美諱たるを失はず。右は単に一例に過ぎざるが、陪審員は悉く皆真摯の態度を以て其の任務に當り、裁判長の審問被告人証人の供述其の他弁論説示等に細心の注意を払い、以て正確なる答申を為さんことに努力せらるゝ状態は、洵に敬服の外なく其答申も大概ね當を得たるものゝ如く、又陪審事件につき証人として呼出を受けたる人も、能く証人義務の重要なものなることを理解し、極めて緊張したる精神を以て努めて出頭し、昨年十月以来當

裁判所に於て陪審事件の為めに召喚したる証人総計百二十名の中不出頭者は真に拠なき事情に因るもの僅に四名に過ぎず、斯の如くにして国民一般が或は陪審員として或は証人として各其の任務遂行に努力するに於ては、陪審員の答申も益正確となり、陪審裁判に対する國民の信頼も高まり自然陪審事件も増加するに至るべく、過去一年間に於ける経験に徴し、本制度の将来は必しも悲觀すべきものにあらざることを確信するものなり。

④東京地方裁判所検事正鹽野季彦「陪審一周年を顧みて」

陪審法実施せられてより茲に一年の歳月は流れ、此間に於ける東京の陪審事件に付て省察して見たいと思ふ。

東京に於ける過去一年間（昨年十月より本年七月迄）の法定陪審事件の総数は八十件であつた。

其内訳は

殺人二十件、殺人未遂十五件、放火二十二件、放火未遂八件、強盜傷人十件、猥褻致傷、強姦殺人、強盜傷人強姦、強盜殺人、通貨偽造行使各一件

であつて内本年七月末迄に審理判決したものが五十五件で其内九件丈陪審に付せられた。其九件は放火事件二件、殺人事件（殺人未遂を含む）七件であつた。其結果を見るに、放火事件は二件共無罪、殺人事件の内一件は脅迫、一件は傷害、二件は傷害致死、三件は殺人の各答申を得たのである。五十五件の法定陪審事件の内僅かに九件しか陪審の評決に付せられなかつたことは意外の感を懷かせるのであるが、之は從来も勿論であつたが、特に陪審事件の取調べに際しては予審判事はよく其事件の真相を探究し綿密詳細なる訊問をなし

し事件を鮮明ならしめた結果であらうと思ふ。無罪の答申を得た二件の放火事件は孰れも予審判事の第一回の取調べまでは事實を自白して居たが、爾後其自白を翻した案件で而し傍証により其自白の眞実なることを認めなくてはならぬ様に思はるゝ事件であつた、然るに陪審員は無罪の答申をした。思ふに此二件は孰れも被告人が孱弱な婦人でつて、法廷に於て終始歔欷啼哭し涙で裁判を受けんとし、只管陪審員の感情に訴へた。陪審員は感情の支配を脱して冷静に事件を判断すべく努力して居つたが、彼等は始めて法廷に臨み此の状態を目前に展開されたのである、何て動かされずに居られやう、此の感情は不知不識の間に被告人に不利益と見るべき総ての証憑を看過し、諸般の状況を被告の利益に解決せしめたかのやうに思はれた。吾人は此二件により、陪審裁判に當り被告人証人参考人等の訊問は勿論、論告弁論説示に於ても感情に走る総てのものを絶対に排除すべく努力し、事実のみを陪審員に提供し判断を為さしめなければならぬことを痛感した。

殺人事件中脅迫傷害致死の答申を得た四件に付ては、孰れも殺意の認定が問題となつた。之れは陪審員には非常に六ヶ敷問題であると最初から考へて居つたのであるが、果せるかな通りの結果を得た事は洵に遺憾である。尤も殺人の答申を得た三件の殺人事件と比較して考察すれば、前の四件は殺意の点に付ての予審証拠蒐集が稍詳密を欠て居つたやうに感ぜられたのである。思ふに被告人を取調べるに際し、犯意を自白した場合は訊問の都度犯意ありと認めらるゝ程度に繰り返し訊問調書を作成することが肝要である。もし又犯意を否認したときは、特に四回の状況より之を推断し得る様傍証を完全に蒐集することに勤める必要があらう。

要するに過去一年間の東京に於ける陪審裁判の結果は良好であつたとは謂へないが、施

行当初としては相当の成績であつたと云はなければなるまい。将来陪審員の訓練と指導とに勤め其自覚を待つとともに、取調べに遺憾なきを期さば、海外先進国に矜るべき結果を収むることが出来ることゝ思ふ。

⑤大審院判事豊水道雲「陪審所感」

陪審は国民をして司法裁判手続に関与せしめ健全なる国民意思を司法裁判に反映せしむるを目的とす。從て法律の素養あり学識経験に富める国民のみを以て陪審員たらしむるが如きことは、陪審の本義に反するを以て法の採用せざるところなり。然れども裁判は厳正公平なることを以て其の生命とす。一国の裁判にして厳正公平ならざらんか、司法は威信を失ひ一国の秩序は到底之を維持すべしにあらず。故を以て陪審の妙味を發揚し其の美果を收めんが為には、先づ国民をして能く陪審の本義を了解せしめ、眞に公共に尽す覺悟を以て熱誠之に當るの美風を養成せざるべからず。然れども陪審員は元來法律の素養なく、且裁判事務に付何等専門的知識を有せざるものなり、如何に能く陪審の本義を理解し熱誠事に当らんとするも、法の運用其の宜しきを得るにあらざれば、到底適切なる評決を望み難く司法は終に其の威信を傷くるに至るべし。

当國に於て陪審法実施せられて未だ十ヶ月余、陪審法によりて審判せられたる案件其の数に於て多からずと雖ども、概ね良好の結果を得たりと聞く、邦家の為洵に慶賀に堪へず、而して此の間法の運用に関し、吾人に教ふるところのもの亦少なからず、其の詳細を述ることは之を他日に譲り、今茲に一二の所感を述べて諸賢の叱正を仰がんとす。

一 陪審員をして常に平静なる心情を保たしむることを要す。

陪審員の任務は極めて重大なり、陪審員をして其の任務の重大なることを自覚せしむることは洵に緊要のこととに屬す。然れども之が為に陪審員をして能く其の任務に堪ゆるや否やに付き些少にても疑惧の念を起さしむるが如きは断じて不可なり。又陪審員は裁判事務に付何等の経験を有せざるを原則とす、初めて法廷に臨みたるものもあるべきなり、之を公開せる嚴肅なる法廷に於て陪審席に就かしむ、此のこと既に陪審員をして相當に緊張せしむ、陪審員をして或る程度の緊張味を覚えしむること大に可なり。然れども物に其の程度あり、緊張も其度を越ゆれば徒に陪審員をして戦々兢々たらしめ心情の平静を失はしむ、心情の平静を失ひたる者をして公正なる事實の判断を為さしめんとするは洵に不可能のことに屬す、之を陪審法廷に於ける実情に徴するに、陪審員の緊張聊か其の程度を過ぐるの嫌なきにあらざるか、陪審員をして常に平静の心情を保たしめ、虚心坦懐綽々として事案に臨ましむるの用意極めて必要なりと思料す、往事茶を挽き訟を聴きたるの古事以て鑑と為すべきにあらずや。

二 証拠調は成るべく重要なものゝみに制限するを可とせしむ。

陪審員は被告人に付犯罪構成事實の有無を答申するを以て主要なる任務とす。而して其の犯罪構成事實の有無の判断は、公庭に顯はれたる証拠によりてのみ之を為すべきものなれば、陪審手続に於ける証拠調は其の手続中實に主要なる部分を占むるものと謂ふべし、從て証拠調を為すに付ては特に深甚の注意を払ひ、陪審員をして能く立

証の趣旨を了解せしめ、其の証拠価値を含味して之が真否を判断し其の取捨を誤らしめざるやう諸種の方面に亘り之が努力を為さざるべからず。而して苟くも事案を断するに必要な証拠は、被告人に利益のものたると不利益のものたるとを問はず、總て之を公廷に開示せざるべからざること素より当然なるも、事案を断するに必要ならざるものには厳に之が開示を避くべく、仮令事案に關係あるも左程重要なるもの若くは重複する証拠の如きは勉めて之を開示せざるを可とせずや。陪審員は素人なり裁判事務に付何等経験を有せず、然るに此の種のものを証拠として悉く之を開示するときは、之が為に簡単なる事案も陪審員の前には複雑なる案件として顯はれ、徒に陪審員の頭脳を混乱せしむるのみならず、率て事実の判断を誤らしむるの危険頗る大なればなり。要するに陪審手続に於ては証拠調の限度に付特に慎重なる考慮を要するものなりと信ず。

三 檢事及弁護人の弁論は簡明なることを要す

茲に弁論と謂ふは、検事及弁護人に於て証拠調終りたる後、犯罪の構成要素に関する事實上及法律上の問題のみに付為すべき意見の陳述（陪審法第七十六条参照）を謂ふ。検事及弁護人は夫々其の立場を異にす、從て同一事案に対する事實上及法律上の問題に付意見の相違を來すことあるべきは素より当然なり。故を以て陪審法は検事及弁護人をして夫々之が意見を述べしむ。検事及弁護人に於て之が弁論を為すに方りては、法の定むる制限を嚴守すべきは勿論、良心の命ずるところに従ひ自己の信念に基き其の意見を直截簡明に表明すべきものなり。徒に其の枝葉末節に亘り冗長なる弁論を為すが如きは、啻に時間を浪費せしめ嚴肅なるべき法廷に惰気を生ぜしむるの嫌あらのみならず、却て之が為に弁論の權威を損し、時に往々陪審員をして弁論の趣旨を誤解せしむるが如きことなきを保せず、大に慎まざるべからず。外國に於ける陪審法廷に於ては、或は巧妙なる手段により間接に陪審員を威嚇し或は陪審員の感情に訴へ其の他陪審員の素人なるに乘じ自己の良心に反する弁論を為し、強て陪審員の答申を自己の主張に一致せしめんと努むるものありと聞く、此の如きは法の与へたる弁論の権利を濫用するものにして、自己の職責を辱かしむるものなり。斯る方法によりて得たる陪審員の答申にして、偶々以て事件の真想に合致するものありとするも、陪審を毒するの甚だしきものにして司法の威信を傷くるものと謂はざるべからず。

以上は昨年十月以来行はれたる我国陪審裁判の審理の実状に付、其の見聞したるところに基き所感の一端を述べたるに過ぎず、其の他法の運用に関し攻究を要すべき幾多の問題あり、苟くも司法の事務にたづさる者は、其の官に在ると野に在るとを問はず、益々之が研鑽を積み我が陪審をして所期の結果を得せしめ以て司法の威信を發揚することに努力せざるべからず。

⑥東京控訴院検事岩村通世「陪審事件と検事の職務」

（一）総ての現象の基本的要件は時、場所及方法であります。犯罪も亦社会現象の一種でありますから、此の三要件を離れて存在することは出来ないのであります。故に陪審事件对付ては、特に審判を求むる犯罪事実に付時、場所及方法の三要件を明確に

して置かねばなりません。若し之を不明確にして置くときは、素人たる陪審員は観念の統一を欠き五里霧中に迷ひ、犯罪事実の存在を肯定し得ざることとなるの虞がありますから、検事としては此の点に付き十分注意すべきであると考へます。

(二) 検事が第一次の論告を為すに当りますては、其の言語の明晰にして用語の明瞭なること、理路整然として論断の穩健なることを要するは勿論であります、特に注意を要するのは証拠の価値を批判することであります。証拠は解釈の仕方では有罪の資料ともなり又価値なきものとなるのみならず、時としては反対に無罪の資料として役立つことがないとも限りませむから、証拠の説明をする際には其の証拠たり得る理由を説明することが、検事としては注意すべきことであると考へます。

(三) 検事に於て有罪たることを信じ意見を陳述するときは、公訴事実を肯定すべき事実証拠を説明すると同時に、更に進むで之と相異なり而かも之と相類似せる他の事実証拠あるときは、之を否定する為の弁論を惜むではなくませぬ。凡そ吾々の使用する言語、文字は、現象界の一事物と他の事物とを対比して作りたる観念を、表明する丈の作用を有するに過ぎぬのであります。言語文字は現象と其の本体とを同時に表明し得ざるものであります。之が言語文字の病であります。此の病あることを理解して、巧に活用するの用意が必要であります。故に犯罪事実の存在を論ずるには、其の犯罪現象と其の本体との関係を説明し、更に其の犯罪現象は他の犯罪現象ならざることを説明することが必要だと考へます。補問の出そうな事件に付ては、特に注意を要する様に思ひます。

(四) 陪審事件の審理中は、裁判長の証拠調に付き常に注意を払い、証拠調の要ありと思考せらるものに付ては、適當の時期に之を請求することを怠つてはならないのであります。又弁護人が万一弁論をする際誤つて適法ならざる証拠論をするが如きことある場合には、即時に裁判長に対し注意を促がすべきことを請求すべきであると思ひます。若し之を看過するときは、陪審員は之が先入主となり、後で裁判長より説示がありましても、一度陪審員の脳裡に印されたる心証は容易に之を除去することが出来なくなる虞がありますから、検事としては注意を要することゝ思ひます。

以上の四点は、陪審の実例上特に私の注意を喚起した処でありますので、其の所感を記した次第であります。

⑦東京控訴院部長赤羽熙「陪審法実施一周年を迎へて」

吾が司法制度に一大紀元を画する陪審法が実施せられてから、茲に一周年を迎ふるに至つたことは、吾等の胸に喜びに堪えぬ所である。同法の実績に付ては、僅か一年の経験に過ぎぬので、今其の是非の論評を下すべき資料を有せぬのであるが、此の間における実際の状態を見聞するに、先づ第一に陪審裁判長の職務の如何に困難であり劳苦の大なるかを察せざるを得ない。自ら審問を遂げて説示を為し、そして陪審員に正当な答申を為す様仕向けて行く苦心は並大抵のことではない。之と同時に検事並弁護人の弁論の方法に付ても、又司法警察官の捜査上の態度方針に付ても、夫々大に教へらるゝ所があつたことゝ思ふ。此等の体験は今後種々の形に表はれて、益々陪審裁判

の運用に資する所大であることを疑はないのである。

陪審員が其の職務を執るに付ての状態は、極めて熱心で誠実であつたとのことで、これは陪審裁判の為洵に祝福すべき事柄であつて、同法実施の当初に於て此の好績を見るは、将来に良き範を垂れるものと思ふ。併し今迄行はれた陪審事件の答申に付て考ふると、陪審の答申の結果の如何は多くは陪審員の質に大なる関係がある様思はれる。質の良き陪審員を得ることの望ましきものであることは言を俟たぬ所であるが、之を特定事件に付て特選することの許されぬ現行法の下に於ては已むを得ぬから、一般的に陪審員たる資格の要件の一である読み書きを為し得るといふ程度を少し高めるの必要があるのであるまいか。これが右の希望を満たす一の方法であらうと考へるのである。

次に之を陪審裁判の件数から見ると、当初の予期に反するものがある。同法実施の前に於ては、其の件数相当に多かるべきを予想して居た。然るに実際に当つては、其の数少なく殊に所謂請求陪審事件に至つては寥々たる有様であるのは意外とする所である。斯る現象を見るは何故であらうか、是れは国民が従来の通り裁判官に依つてのみの審判を受くることを希望するの表徴であると見ことも出来、国民の裁判官に対する信頼の愈々厚きを加ふることを示すものであつて、吾々裁判官は一層其の信頼に背かぬ様職務に奮励せねばならぬ責務の大なることを痛感せしめらるゝのである。併し乍ら又之を他方より見れば、陪審裁判の少ない原因は、陪審裁判に対しては控訴が出来ぬこと、陪審の答申が裁判官を拘束せぬこと等は其の一つとも思はれるが、尙他に

国民が陪審法の何たるを未だ十分に理解して居らぬといふことが、其の大なる素因を成して居るのではあるまいか。折角陪審法の実施せられた以上は、此の際官民共に一致協力して、国民に同法の本義精神を徹底せしめ其の趣旨を十分に理解せしめて、以て此の制度の美果を收むる様一段の努力を要するものと謂はねばならぬと思ふ。

⑧東京地方裁判所部長沼義雄 「感想」

私は昨年陪審法の実施せらるゝに際り、陪審事件のある毎に呼出さるゝ三十六名の陪審員が、果して満足に出頭するや否やを疑つて居つた。然るに事実は予想に反し、此等呼出を受けたる陪審員は、大抵皆定刻に其出頭をみるのみならず、陪審構成の手続で抽籤に漏れた者は寧ろ失望の感を懷いて居ることを知つた。殊に本年五月二日午前十時より二日間に亘つて審理した、李相伊に対する殺人被告事件に陪審員として出頭した、東京市赤坂区青山南町六丁目二十一番地旭電気株式会社取締役小松原彌六氏（当四十三歳）の行為の如きは、陪審美談として特筆大書すべきものと思ふ。氏が右事件の陪審員として呼出を受けた當時、氏の母堂は病褥に在り而も危篤の状態であつた。此母堂の看護に勤めて居つた氏は、医師と協議の末其事情を裁判所に具陳して其職務を辞退せんことを決意した。然るに之を知つた母堂は、氏を枕頭に招き「自分の病気の為めに、御上の御用を怠つては勿体ないことであるから、御用を満足に務めて来て呉れ。御前が御用を済ませて帰る迄は自分は必ず生きて居る」と云つて氏を励ました。氏は此母の激励に感激し母の言葉に従ひ、断乎として出廷したのであつた。斯くて氏は誠実に其職務を尽して居つたのであるが、事件は

其日に終らなかつた。氏は他の陪審員と共に陪審宿舎に引き取つた。然るに其翌日午前二時半頃に至り、不幸にして母堂は遂に永眠されたのであつた。其通知が宿舎に在る氏の下に達したので、早速帰宅を勧めたのであるが、氏は以上の事情を物語りたる上、今職務執行の中途に於て帰宅せば母の意思に背き却て不孝の身となるのみならず、職務の遂行は国民の義務なれば其職務の終わる迄は帰宅せずとて悲壯なる決心を示し、其日の午後八時過迄陪審員としての任務を忠実に果したのであつた。此小松原氏の行為は、我国陪審員の為め大いに模範たるべきものであつて、当時の日本陪審新聞にも詳細に掲載されたのであつたが、今回陪審法実施一周年に際し、本誌記念号に更に之を公表することとしたのである。

⑨東京地方裁判所判事尾後貫莊太郎「陪審法中改正を要すべき点一つ」

私が今迄に関与した陪審事件は、数に於て五つ、種類に於て殺人罪のみであつた。故に、その経験は、決して豊かではない。ところが、其豊かでない経験から、茲に、陪審法の改正を云為しようとする大胆さ！先輩諸彦のお叱りを恐れて、唯「一つ」と遠慮したわけである。而かも、その一つとは、私の考へ付いた改正を要すべき諸点中、最も重要でもあり、又最も急を要するものであると信ぜらるゝので、敢て筆をとつて御一考に供へたいと思ふ次第である。

法第七十七条の規定に依ると、裁判長は陪審に対し「犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示シ」なければならぬことになつてゐるのである。法律は、説示を通して如何なる働きをさせようとしたのであらうか。説示の重要さと云ふことに付いて、私が今茲に贅言を費やす必要はないのであるが、それはレーマンたる陪審

員に対して、判断の基礎を供給し、又その評議に指針を与ふる作用を有するものであるから、陪審審理に裁判長たる者の最も苦心を要する所であるように考へらるゝ。ところが、現行法の下に於ける、裁判長の苦心が、果してどの程度まで陪審員の上に影響するのであるか、甚だ問題であらうと思ふのである。成る程、『法律上の論点』に就いての説示は、固より必要不可欠であつて、之なくんば陪審は、闇夜に提灯を奪はれたも同然、何処へ辿り付くかわかつたものではない。私の考へる所に依れば、説示と云ふものゝ有する前示の如き作用は、実は、此の「法律上の論点」に関する部分だけの有する働きとすべきでものとと思ふのである。「法律上の論点」を説示するに付いては、「問題ト為ルヘキ事実」をも説示せねばならぬ場合もあり、又その方が前者の説示としても、より効果的な場合もあるのであるが、此れらの場合に於ても、「法律上の論点」に関する説示をインテリゼントリーにすることによつて、容易に解決が出来るのではないかと思ふのである。併し、此の「問題ト為ルヘキ事実」は、之を無下に削除する程の必要さに迫られてゐるとも思はれないのであるが、次の「証拠ノ要領」に至つては、種々なる方面から、之れが削除を主張せざるを得ないのである。先づ第一に、此点に関する説示は無益であると云ふことである。陪審は、審理の最初より、証拠調べの末に至るまで、凡そ之れに立会つてゐるのである。眼に見える証拠を見、耳に聴こえる証拠を聴いてゐるのである。然るに何ぞ、再び此れ等を裁判長の口からレビューさせようとは、如何にモダンな陪審員でも、此のレビューには倦怠を感じはしないであらうか。のみならず、之は、陪審員をみくびつたことではなからうか。更に、又之あるが為めに、陪審員をして実際の証拠調に際つてインディファレントな気持

乃至態度を有たせはしないであらうか。若し、斯うなつてくればかゝる説示は、無益を通り越して、有害の域にまで進んだことにならう。即ち、茲に第二として、有害と云ふ非難を受けなくてはならないのである。實際、陪審裁判に於ては、証人の数が勢ひ多くなるのが当然である。陪審裁判に於ては、「証拠ハ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル」（法第七十一条）のである。吾々に於てさへ、真相の捕捉に困難を感じしむることのある否認事件である。凡ゆる、方面から出来るがけ多数に証人を呼んできて、レーマンたる陪審員をして、出来るだけ容易に心証の形成を促さうとするのは、蓋し当然のことである。陪審裁判に於ける証人の数が二十人三十人に上つたからとて、之を論難攻撃する者があるならば、それは陪審裁判の実相に通ぜざる所以の致すところ、吾々にとつては一顧の価値もない。陪審裁判に於ては、右の如く多数の証人を取調べなければならぬのみならず、又其の外に、第七十二条、第七十三条、第七十四条、時に依ると更に又、第七十五条、等の規定に基く証拠調をしなければならないのである。斯くの如く、法廷に顕出せられた証拠は、極めて多種多様又多数である。如何に「要領」だけとは云へ、それ等の証拠の全部に亘つて、之を説示する段になると、之に要する時間や大、之に当る裁判長の労や多。然かも、その時間の大や労の多も、それだけの効果を収めることができるものならば、それらは甘受すべき犠牲であるであらう。然るに、その時間の大は、徒らに陪審員の倦怠と疲労とを持ち来たしはしないであらうか。陪審員の心証は、すでに業に、斯かる点に関する説示を聞く前に作り上げられてはゐないであらうか。若しも、果して然りとすれば、かゝる説示は不必要であるのみならず、倦怠と疲労とを持ち来たす効果を有つとすれば、それは明かに有害である。然かも、法律に依れば、「要領」を説示せよと云ふのであるまい。

である。此の「要領」の語たるや、実は甚だ要領を得ないのである。或る事実に対する心証成立上の資料たる部分が、その証拠の要領だとするならば、証拠中要領たらざる部分はないのである。實際、或る事実に対する心証と云ふものは、証拠の如何なる破片に依つて、心証形成の資料たる証拠の破片も又同一ではないのである。現に私は次のやうなことを経験したことがある。裁判長は、或る証人の証言の要領を説示するに當つて、其証言中の或る点に触れなかつた。裁判長は、その点を以て、その証言の「要領」中に属さないと認めたからである。ところが、説示後、陪審員の一人が立つて、先にきに裁判長の触れられなかつた点を捉へて、それを証拠に供してはいけぬのか、と反問したのであつた。その点と云ふのは、被害者の性格を知り得る資料の一つであつたが、その陪審員は、蓋し、その点のみを以て（少くともその点に力点を置いて）被害者の性格に対する心証を形成してしまつたのか、又若くは、形成したかつたのであらう。此くの如き反問を起したのは、陪審員の誤解にはちがひないが、然し「証拠ノ要領」なるものゝ説示には、排除することの出来ない誤解ではなからうかと思ふのである。若しも、かゝる説示が、此くの如き陪審員の誤解を防ぐことを難しとするならば、それも亦寧ろ有害なりと謂はねばならないのではあるまい。

次に、説示事項の中から「証拠ノ要領」を除くことは、裁判長の負担を軽減することになるのである。陪審裁判に於ては、陪席判事は樂だが、裁判長は骨が折れると云ふのが通常である。實際、その通りである。然らば、その裁判長の骨折を最小の限度に止めなくてはならない。無駄な負担は徹底的に省略しなければならない。「証拠ノ要領」を説示する義

務を免ぜられた暁には、如何程裁判長の負担が軽減せらるゝか、実に想像に余りありものがあるであらうと思ふのである。

最後に、証拠に関する説示をなさざることによつて、上告に依る争をどれ程防止することが出来るかを考へなければなるまいと思ふのである。聞く所に依れば、陪審事件の上告の理由は、説示の違法不当を鳴らすものが多いさうである。惟ふに、説示の違法不当を惹起する虞のあるのは、それが「事実」や「証拠」に関するからではなからうか。一、二の上告論旨を読んでみても、説示が誘導的であるとか、又は暗示的であるとか、攻撃してゐるのは、その説示の「事実」や「証拠」に関する部分に就てゞある。説示中のこれららの点に對して争を構へるのは、実は無意味の甚だしきものであつて、所詮は、誤解か、若くは氣持の差から生ずるのであるから、出来ることなら、此かる争は之を防止しなければならないのである。此の点から云つて「問題ト為ルヘキ事実」や、殊に「証拠ノ要領」やに對する説示は、当然廃止せなければならぬものであると思ふのである。

以上、私は、説示に関する改正を要すべき点一つを挙げた。固より浅学非才、その唱ふる所に誤りあり、その考ふる所に当らざるものあるやも知れず。切に先輩緒彦の示教を乞ふ次第である。（昭和四・八・七。）

2 弁護士の感想

①志賀和太利（第二東京）

一、無用の感なきにあらず、制度の罪か運用の罪か、一層講究を要すべし。

②松本重敏（第一東京）

一、私は、陪審法制度前も今も同様の考を有して居ります。即ち、陪審法は憲法違反の法であり、陪審は時代遅れの業であると考へて居ります。該法施行状態に付ては言ふまでもなく、被告人の好まざる無縁のことゝなつて居る。

③仁位徳太郎（第一東京）

一、陪審に依つて裁かれたる具体的裁判の適否に付ての批判は別としまして、陪審請求の件数が著しく少いと云ふ事は、法の欠陥か或は其の精神が普及されて無い結果か、何れにしても充分研究の上、改正すべき余地が多分にあると思はれます。

④津谷光俊（第一東京）

一、寧ろ現今の組織上、即時廃止すべきものと認む。

⑤古川朋三朗（第一東京）

一、本法は、其の立法趣旨、人権の尊重と誤判の虞を根絶する目的を以て、制定せられたるに外ならず。然るに、施行後の成績は其の取扱件数誠に微々たり、因つて生ずる其の原因は法の不備か手続複雑か、俄に断定し得ざるも、少くとも控訴不許が其大なる原因の一たるを失はざるを信ず。然れども苟くも前述の趣旨による、本法を善用する数の過少なる亦以て吾人法曹の一考せざるべからざる処なりと思意す。

⑥黒須龍太郎（東京）

一、最初より陪審制度に賛成せず、実行の成績は余の意見に裏書するに似たり。

⑦武田裕（第二東京）

一、裁判長の説示は、弁護士の弁論及検事の論告に触るゝ事なしに、至平至公の態度で為されないと、遂に陪審員をして予断せしむる弊に陥つてゐる事実ありと思ふ、結局今日

の当該法は失敗である。

⑧原田亮（第一東京）

一、陪審法を改正して、本制度を採用したる根本義を發揮せしめんと欲す。

⑨山崎今朝彌（東京）

一、泥棒にも三分の理あり、バクチでも一回ではアキラメられぬ、多少物の解かつた一人の判事を口説き落とすにも骨が折れる、況んや素人の多数陪審員を口説くに於てをや、陪審法は読むに及ばず、結局物にはならぬ、と云ふ私の見通しは今も尚変らず候。

⑩竹内賀久次（第二東京）

一、愈々其価値なきものなることを知れり。

⑪成富信夫（第一東京）

一、未だ陪審事件を取扱はず、従て実感なし、立法論としては陪審事件の控訴制度を認むることが急務ならずや。

⑫池田正誠（東京）

一、余先輩井上毅曰く、余国には陪審を設置せるを以て、憲法第五十七条の精神とすと、豈図らんや憲法を改正せずして之が設立を見る、其不結果推して知る可し。速に之を廢止して吾欽定憲法の趣旨を遵奉す可し。

⑬大津祐三郎（東京）

一、施行後の実蹟に徴し、寧ろ即時撤廃然るべしと存候。

⑭岡野博一（第二東京）

一、小生は、陪審法施行以前陪審法に関し、多くの先輩から、外国に於て陪審制度が好

成績を収めて居らぬことを聞いて居りましたので、我国に於ても成績がよくないのを見ましても、当然の様に思はれてなりません。只小生は、国民が司法にも参与すると言ふ事が、一般国民の思想上重大なる影響を及ぼして居るであろうと思ふのであります。

⑮富田喜作（第一東京）

一、陪審が期待した様な成績を挙げてゐるのは、民衆の之に対する理解が足りないと云ふことが、有力な一原因であるに違ないけれども、裁判が兎角形式に流れるので、被告人に不安を与へることも其一つであるまいか。

⑯小林喜一（東京）

二、右両者（注：陪審法・新民事訴訟法）に就て、御寄稿致す程の材料も無之候に付不悪上候。

⑰島田武夫（第一東京）
⑯相馬昌三（第二東京）

一、無用の用といふ事あり、陪審法の時代後なるは勿論なるが、用ゐざるに妙味あり。

一、施行当時の期待に反し、陪審法の現状は、あまりにも実際から懸け離れた。その原因は多々あらうけれども、日本の陪審法が陪審の本質を失つた骨抜きの陪審法であることをその一因と思ふ。

⑱上田隆雄（第二東京）

一、陪審法施行後予期の効果を生ぜざるは、これ同法の悪法なるの故に然ず、其内容未だ民衆の意志と適正と合致せざると、民衆の法律思想の欠陥より来れるものなり。立法者在朝在野の法曹は、此点を正視して益々同法の完城に達する様努力する一方、国民に対する法律教育の充実を計るの要あり。

(19) 安達元之助（東京）

一、斯くの如き無用の長物を採用なすとは、司法当局の時代錯誤を物語るものです。速かに之を全廃すべし。

(20) 中村徳重郎（第一東京）

一、今日迄取扱件数を見れば、各地方裁判所に陪審法廷を設くるの要なきが如きを以て、控訴院所在地一個所とし、且つ陪審に付する事件の制限を撤廃し、広く如何なる事件も之に付するを得る様改正し度し。

(21) 及川幸左衛門・三輪長正（東京）

一、陪審に付したる事件は、控訴出来ざる故、被告人が嫌悪する風あり、考慮を要す。

(22) 渡邊種樹（第一東京）

一、(注: 答えなし)

(23) 北井波治目（第一東京）

一、宣伝不足、国民の了解乏しく、適用少なきこと、陪審員、被告人とも陪審を好まざる感想あり。

(24) 清野四朗（東京）

一、左の改正を提唱したい。

一、陪審員が多すぎると思ふ、之を半減すること。一、上訴の途を設くること。一、上訴審には別の陪審員にすること。

(25) 大沢一六（第二東京）

一、陪審法が殆ど高閣に束ねられてる処は、正に「ザマを見る」と云つた処だ。ゴマ化

して見たつて、人民の方が遙かにリコウだ、徹底を欠いてるからだ。資本主義興隆期の制度を其没落前期にやらうとしたからだ。其れにも一つはまだ、裁判官が行政官や商人に比べて信用もされてるからだ。範囲がセマスギルからだ、少からしめやうと志してるからだ。

(26) 塩入太輔（東京）

一、陪審は必要なし、該法停止するを可とす。

(27) 小齋甚治郎（第一東京）

一、陪審法適用の範囲余りに狭き為め、其の効果顯はれざるを遺憾とす。若し、陪審法をして真に効果あらしめんとせば、(一) 適用の範囲を拡張すること (二) 起訴陪審(大陪審)の制度を設くること (三) 陪審判決に對して控訴を許すこと (四) 民事訴訟及行政訴訟にも陪審制度を設くること。

(28) 岡得太郎（第一東京）

一、陪審法はやめてもよき様に思ふ。

(29) 失名氏（東京）

一、(注: 答えなし)

(30) 松本新六（第一東京）

一、有名無実の感有之候。

(31) 丸山長渡（第一東京）

一、近來、陪審廃止の論者散見すれども、実施後短期間の今日に於ては、早計の意見にして、民衆をして裁判の實際に関与せしむることは、我国情に於て最も必要の義と存候。

(32) 吉田珍雄（東京）

一、無用の機關たる感なき能はず、大々的改正するにあらざれば、寧ろ廃止すべし。

(33) 三宅長策（第一東京）

一、とかくの評は、拙者も耳にしたが、陪審法を有する国民としての優越感を度外視して、売薬的効果ばかりを気にするに及ばぬではないか。

(34) 尾崎利中（第一東京）

一、どうも実際効用を奏し居らざるやに思はる。

(35) 三上秀雄（東京）

一、陪審裁判の成績甚だ振はざることに付て、非難する人があるが、短期間の施行の結果を以て之が、是非を断定することは早計である。私をして謂はしむれば、国民裁判の真髓とも云ふべき本制度の精神が、未だ能く民衆に理解徹底して居らないことが、其成績の振はざるが如き觀を呈する重大なる原因であると思ふ。要は、其妙諦を咀嚼玩味して善用するに在る。普選の如きに於ても、却つて違反の数を激増し、干渉の機会と余地を多からしめておるではないか。然し、之あるが故に、普選法を廃止せんとするものではあるまい。即ち須く、陪審裁判の趣旨を尚一層国民に理解せしめ、又朝野の法曹は其善用に付ても一段の努力を費やして、其光彩を發揮せしむるの要がある。第九十五条、法廷陪審等に関する規定の改正、裁判長説示の改善等、識者の大いに攻究すべき点が、必ずしも尠からざることを惟ふものである。

(36) 山田末吉（東京）

虎を画いて猫に類す的の陪審法では、寧ろ無用の長物と思ふ。吾国でも、陪審法の設けなくては文化国の体面に關すると謂ふが如き、申訳的の同法は宜敷抹殺するに如かずと信

(37) 山本条吉（東京）

法の悪しきに非らず、人の足らざるに非らず。要は、法と人との調和あるのみに候。

(38) 三浦萬二郎（東京）

実施後三年とは云へ、短時日故直に可否を云々するは早計なり。折角、実行せるものなれば、今少し経過を見るべく、吾人法曹は其結果の実現に努力すべきと考ふ。

(39) 森山邦雄（東京）

法の運用は人に在り。国民司法の一に關与する斯法の如き、慥かに国民の伸権である。併し、実施二年の成績は果して如何。是れ實に、法の運用果して如何の問題であります。朝野法曹、殊に司直の士に御一考を願ふ。或は、陪審員選定の如きに一考を払い、斯法実施の信用に幾何かの貢献する処なきか如何！

(40) 鹽谷恒太郎（第一東京）

人権擁護の為め陪審法が貴重なる城堡たる事は、問題に接する毎に、吾人の感知する所なり。吾人は、益該法の目的の為め努力せざるべからず。

(41) 田坂貞雄（東京）

私は、此の法律を国家的虚榮の表はれと評した。其予言が当つたか否やを知らぬが、茲數年間成績が全然失敗を結果したことは、洵に皮肉である。之は国民の無自覺と見るか、時代が此制度を取り残したのか。結論は区々であらう。私は、二つとも当つて居ると思ふ。善後策は、茲から出発せられねばならぬ。

(42) 江橋活郎（第二東京）

陪審法実施後、其の適用件数の少きに見て、朝野早くも之が廃止を唱ふる向もあるやうであるが、既に四年を閲したる今日、当初危惧されたる弊害を耳にせざるのみならず、却つて裁判の結果が、一般民衆の理解を得つゝある実績に徴すれば、陪審法は寧ろ我國民性に適合せるの兆し在るべしと思はるゝ。此際之れが廃止を唱ふるの早計なるは勿論、寧ろ進んで起訴陪審を採用し、更に大陪審に迄で推し進んで、人権の確立を計るべきではあるまいか。

(43) 大塚春富（東京）

現行の陪審法は、不完全なるものにて、其事件の範囲の拡張は勿論、陪審事件にも控訴を許すべく、又訴訟費用の如きも現行一般刑事案件同様、國家の負担となすべきものと存じ候。人権の為め存置改善すべきものに有之候。

(44) 大橋誠一（東京）

陪審制度が実際に於て歓迎されて居らぬ事は、過去三年有余の成績に徴して明である。即ち、法定陪審事件の多くは被告人之を辞退し、請求陪審事件に至つては、殆ど請求者なき有様である。陪審法の欠点と称せらるゝ、(一) 自白した事件にも陪審を許す事、(二)陪審を経たる事件にも控訴を許す事及其他に付改正を加へて見た所で、陪審が繁盛するとも惟はれぬから、該制度は寧ろ廃止するを可なりと思ふ。

(45) 鵜山重美（東京）

陪審法実施当時に於ける宣伝の割合に比して、現状の振はざるを遺憾と存候。要は陪審員の質の問題か

(46) 中村高一（東京）

全く民衆の頭から拭ひ去られようとして居る。我々でさへも、そんな法律のあることを忘れて来て居る。

警察制度、検事制度、裁判制度の根本的に改革せられざる限り、民衆の権益は擁護せらるらず。

(47) 鍛治良作（東京）

大体存続の意義を失ひたるものと存じ候。強いて存続せしむるならば、法定陪審事件の辞退を撤排すべきものと存じ候。

(48) 浦田關太郎（東京）

陪審員に対し徹底的に陪審制度及其の構成、運用等を理解せしめ、板に付いた答申を得る様にしたい。

(49) 龜山要（第一東京）

陪審法に就ては、廃止を叫ぶ者もあるやうであるが、之は大変な勘違ひである。鄙見の一般は、法律新聞第三千百十四号（昭和五年五月五日発刊）に掲げた通りであつて、要は改善を希望する次第である。

(50) 阿保淺次郎（第一東京）

どの制度でも、二年や三年を経つた丈では、容易に批評は出来ませぬ。今の處、吾々の予期した様に、実際に運用されて居らぬのは、国民が此制度を余まり理解して無いのでは無いかと思はれます。

(51) 布施辰治（東京）

当然生れなければならない時代趨勢の子として生れた陪審法を、不具者にて生れさした

官僚共が、其手先の官僚裁判官共にいぢめまわさせて居るのだから、碌な生長のできないのは無理がありません。私は、それこそ可哀そうなは此子でございの氣の毒さを以て陪審法を見つめ、せめて私が陪審法廷に立つたときばかりも、大いに陪審法の生長のために戦ふことを期して居ます。

③山口直（東京）

現に試験済みで、今更ら多額の費用を支出して、然も存続するの要はあるまい。右の費用を他の方面に支出することが、司法省の為めに必要ではないかと信ず。

②猪股淇清（東京）

陪審制度に付ては、早くも之が廃止を要望する声あるも、尚ほ数年の実蹟に徴したる上にて、其存否を決定するを妥当なりと信す。

②徳本寛三（東京）

現行陪審法丈では、乍遺憾此制度を採用せられし目的の一半をも、達せられないと思ひます。陪審員を折詰にする必要もなければ、一審丈けに局限する必要も有りません。汎く陪審制度を認むると共に、尤も肝要なる起訴陪審制を認め且つ費用全部を国庫負担とするに非ざれば、実績は國費に伴はないと思ひます。陪審制度の雛段を示す丈なれば、一時之を中止するが國家経済上得策でしやう。

④大沢一六（第二東京）

理想はどうあらうと、心配があらうと、兎に角欲しいと云つた法律はつくつて見るもんだ。其れが果してドンナ結果になるものか、安心なもんだ。との事を陪審法の制定が教えた事だけは、其実効だと思ふ。不要になれば捨てゝおいたつて、衰へて仕舞ふよ。

③岡義順（東京）

小生は、当初より斯の如き経費を多大に要して、実質的には左迄効果少なき法案実施を好まなかつたのでありますか、現在も亦同意見であります。是より、裁判所の職員等特に裁判官の人員を増員することが、今の刑法なり刑事訴訟法の目的を達する最大要件であることを痛感します。現在は、裁判に關与する人の人員少なきため、事務停頓を嘆くのみが、私の頭に響いてゐます。

③岡辨良（東京）

（注）「陪審法に就て」とあるが、内容は新民事訴訟法についてである。

②中村徳重郎（第一東京）

陪審事件少く、開廷せざる裁判所さへある実情に鑑み、各控訴院にのみ之を置き、同控訴院管内又は出張開廷するの制度に改正するを可と信ず。且つ、事件の範囲を如何なる犯罪にても、之を請求することを許す様したし。

②作間耕逸（東京）

陪審の実用存外に尠きは、規定が余りに窮屈に過ぐると、裁判官に対する国民の信頼深き為めなり。近來國民が、煩些の法律を忌避する思想傾向の益々顯著なるは注意すべく、現行の非陪審裁判を尊重するは慶ぶべし。

②ト部喜太郎（第一東京）

陪審法の実施後、日尚浅けれども、其成績必ずしも悲觀すべきにあらず。法の不備を改正して、朝野法曹は一致協力、其功果を收むることに努力せざる可らず。

②藤澤定（東京）

改廢の言あり。陪審の効果に対する不信認と思ふ。罪何れに在りや、知らず！只、太平洋横断の勇士の言を想起す。曰く、高く、高く、真つ直ぐに、ゆつくり、と。尚早の声亦尚早にあらざるなきや。

③稻川龍雄（東京）

民意の司法参与と云ふ見地からの存在は、肯定すべきであるが、諸外国の例を見るに、無用の長物たるの觀がある。卑近な例だが、外国映画に出てくる、其制度を見るが良い。如何に迷惑なる存在なるかが伺はれる。殊に、アメリカに至つて珍の珍たるものがある。前者は制度の不備、後者は国民の無自覺に因るものゝ如く伺はるゝも、何れにしても、人権の擁護と相隔たる事遠きものである。

自分も、吾陪審制度に大した希望を持てぬものであるが、無用の長物視するには、あまり多く犠牲があるので、左の点を活用することを強調する。即ち、「起訴陪審」の制度である。國家の刑罰権の發動を、検事と云ふ主觀的な個人に専属せしめず、客觀性のある陪審に附することである。これにより、人権蹂躪の弊を多少なりとも矯正し得るものではあるまいかと考へる。

③第一東京弁護士会弁護士 鹽谷恒太郎「陪審裁判の側面観」

司法裁判は社会の秩序を維持し、国民の権義を保全し、国家の休戚之に繋はる、とは陪審法施行の日に当たり天皇陛下親しく帝都三法衙に臨幸あらせられたる際、司法部に下賜せられたる勅語なり、聖旨深く且遠し、吾等臣民の恐懼措く能はざる所なり、陪審法の実施後僅かに一年の今日に於ては、同法の試験的時代に屬するを以て、未だ輒すぐ彼是の批

評を為すべき場合にあらずと雖も、一二の所感を述べて識者の教を乞ふ。

一 陪審法第九十五条の規定は、吾陪審法の特色なりとして立案者の高唱せられたる所なるも、是れ陪審法の実施の暁に至り果して如何なる結果を來すべしやは朝野法曹の注目したる処なり、若し裁判所が陪審の評議を不当とし事件を第二陪審に付すること頻々なるときは、之れ陪審を設けたる精神を没却するものにして民意を司法に參與せしむるの実なく或は却て反感を誘起するの因となり、之を設けざるの勝れるに如かざるの結果を來すべしとて、識者の最も憂ひたる所なり。歐州諸国殊に仏、独、伊、洪等に於ては、裁判所が陪審の評決を不当と認めたるときは、事件を次回開廷期の裁判所に移し、之れに依り間接に他の陪審に付するものにして、就中独、伊、洪等の規定に依れば、陪審が被告人の不利益に誤認を為したりと認めたる場合に限り右の処置を為すものにして、被告人の利益に誤認を為したりと認めたる場合には此処置を為すものにあらざるが如し。而して此方法も一回に限るものゝ如し、是蓋し民意を代表するものと認むべき陪審の評決に重きを措くに因るものなりと信ず。吾陪審法第九十五条は、裁判所は訴訟の如何なる程度にあるを問はず又何回にても、陪審の評議を不当と認めたるとときは事件を他の陪審の評議に付することを得べく、而て是れ實に吾陪審法の特長とする処なりと云ふも、此場合に當り裁判所の構成に付ては何等の変更を為すべき規定なきを以て、若し被告人に利益なる答申を不当なりとして事件を他の陪審の評議に付し而て裁判所の構成に変更なきときは、裁判所は被告人に対し不利益なる予断を懷くものなりとの疑を生じ、被告人をして公平なる裁判を受くることを得ざるの虞れを

生ずる嫌あるものなり。而て陪審法施行後の実際に徴するに、事件を第二陪審の評議に付したる場合には、多くの場合に於て裁判所構成員三人の内裁判長一人のみの変更を為したるが如しと雖も、是れ法律の規定に依りたるものにあらず。而て陪審法の精神より論ずる時は、第二陪審の評議に付するは寧ろ異常の場合なるを以て、裁判の公平を期せんとせば裁判所構成員の全部を変更するを以て適當なりと信ず、實際に於ては人員不足等の為め已を得ざる場合なきにあらざるべしと雖も、将来斯の如き場合には主義として全部の変更を為すを以て陪審の精神に合致するものなりと信ず。

二 陪審法施行以来今日まで陪審の評議に付せられたる件数は約百件なりと云ふ、而て其無罪の判決ありたる件数は之を同法施行前の無罪件数に比するときは約二倍の増加なりと聞く、陪審法施行の上は無罪件数の比例増加するならんとは、同法制定前に於て予想せられたる處にして予期の結果を見たるものと云ふを得べし。而て無罪件数の多少を以て陪審法実施の成績に付良否を判断するの標準となすべきものにあらざるは勿論なりと雖も、同法施行の為め無罪者の比例増加したることは一般国民に好感を与ふるものにして同法将来の為め喜ぶべき現象なりと云ふべし。

三 陪審裁判は一審にて且終審として控訴を許さざることは同法第百一条に規定する処なり。故に陪審裁判を請求し得べき場合に於ても、亦法定陪審の場合に於ては被告人は之を辞することを得るものなれば、陪審裁判を受くべきや又は普通手続に依り裁判を受くべきや、其何れを採るも被告人の自由なるを以て、被告人自から其利害を判断し何れの手続に依り審理を受くべきやを定めざるべからず。而て被告人たるものは、局に当るものは迷ふの例に洩れず、其何れを利益とすべきやの判断に迷ひ、意見を弁護人に求むること

とを普通とす、此場合に當り何れを採るべきやは固より何等標準とすべきものなく、一に事件の状況と被告人自身の確信の存する所に依り決せらるべきものなりと雖も、從来の弊習たる自白強要の為め、司法警察官又は検事又は予審判事に対し、其圧迫又は誘導等の為め其意に反する供述を為し、之れが為め公判に付せられたる場合に於て、其真実を吐露し之を国民に訴へ正当なる判断を求むる途は、陪審裁判に依るの外なきものと信ず。陪審法制定の理由は、民意を司法に参与せしめ、事實の判断を國民をして為さしむるにありと雖も、一面に於ては官憲の圧迫に対し、國民の犯罪の有無は國民自から之を決するの主義に出でたるものにして、其根底深きものあり。昔、英王「ヘンリー」七世の治世に於て、或る高僧が王の意に従はざる為め王は之を怒り之を処罰せんとし有司に命じて起訴せしめ、陪審の議に付し、王は陪審を買収して有罪の評決を為さしめんと図りたるも、陪審員中一人の硬骨漢ありて正義を持して動かず、為めに陪審総員の同意を得ること能はず、英國に於ては陪審の評決は全員の同意を要するを以て一人の不同意あるときは有罪の評決を為すこと能はず、之れが為め遂に無罪の評決を為し高僧は危く死を免れたることあり、是れ陪審が官憲の圧迫に対し國民の干渉となりたる一例に過ぎざるも、深く味ふべき所なりと信ず。

四 司法裁判に於て免訴又は無罪となりたるものに對しては、國家が損害賠償するの道を立つるは当然にして、夙に識者の唱ふ処なるも未だ其制規の実現を見るに至らず。明治二十九年の頃、吾人同人の日本弁護士協会を創立して間なき頃、免訴又は無罪となりたるものに対し国家の損害賠償の制を設けんことを提唱せんとするの議ありたるも、當時此制度の利害を研究し国家賠償法を定むるときは、司法警察官を始めとし検事局及裁判所に於

て苟も一度犯罪の嫌疑をかけたるものは微罪と雖も必ず之を処罰せんとする傾向を生ぜんことを虞れ、若し斯の如き結果を生ずるときは一般国民に却て不利の結果を來さんことを慮り、時機を待つことゝしそが提唱を中止したことあり。然れども今日に於ては既に陪審法の実施となり、犯罪事実の有無は国民の判断に待つことゝなりたるを以て、国家賠償法を制定するも、右の如き憂なきものなりと信ず。

五 吾邦に於て陪審員法の制定せられたるは司法制度的一大革新にして、之に依り国民は司法権の運用に参与し、裁判事件に於て事実の判断を為すものなれば、其責任洵に重しと云ふべし。而て陪審の責任は、裁判上事実判断の機關たるに止まるものにあらずして、一面に於て官憲圧迫の干渉たる重大の機能を有するものなれば、陪審員は其職の重んずべき所以を自覺し、陪審の精神に背かざることを期せざるべからず。而て陪審法施行以来各方面に於て陪審員の熱心其職務に當るの状況は、吾人の意を強ふするものあり。然れども陪審反対論者の唱へたる各種弊害の生ずるの虞れあるは、今日以後にあるを以て国民自から之を戒め其端を開かざる様心懸くること肝要なりと信ず。

六 過去一年間に於ける陪審法廷に於ける証人調に於ては、従来普通裁判所に於て見るが如き証人の病氣其他の事故の為め公判期日に出頭せざりしもの殆んどなかりしが如し、而て陪審法の実施に當り、當局者は陪審法廷を開くに當り、証人の病氣其他の故障の為め出頭せざるものありて、為めに陪審裁判の進行に差支を生ずることなきやを懸念したるものなるも、同法の実施後此懸念は先づ一掃せられたりと云ふも不可なきが如し、是れ蓋し當局者が陪審法実施に付諸般の準備を為し、陪審制度の知識を一般国民に普及せしむる為め冊子、講演、映画等を以て宣伝に勉め、在野法曹に於ても當局者の協力と相俟て各地に於

て屢模擬法廷を開き陪審裁判の試演を為し、是に依り國民一般に陪審裁判の如何なるものなるやに付大体の知識を注入し、同時に証人一人の不出頭の為めにも裁判の進行を妨げ裁判所は固より多数陪審員の迷惑を來すべき状況を知らしめたる為め、各其責任を感じ比較的好成績を挙げたるものならんと信ぜらる。之を歐米の例に考ふるに、証人喚問の数は概して多數にして、吾陪審裁判に於ける証人の数は比較的少なきが如し、固より不必要な証人を喚問するの必要なきも、被告人及弁護人の満足する程度の証人は勉めて取調べる可なりと信ず。

七 陪審法廷に於ける言葉使は、裁判長の訊問振りより説示の態度、検事の論告、弁護士の弁論に至るまで、著しく丁寧となり又平易となり民衆化されたるは何人も認むる処ならん。是れ陪審法の実施と共に民衆気分の法廷にも流入したことを見るべく、此風潮は民刑を問はず普通法廷にも自から影響する所あるは勿論にして、快よく感ぜらるゝ処なり、是れ一般時世の然らしむる処なりとは云へ、平民氣分に満ちたる陪審員と調和を保つ為め至当のことにして快感を覚ゆる処なり。

以上聊か所感を述べて陪審法施行満一年の記念となす。

昭和四年八月十日 芝公園の致祥堂の南窓に於て之を記す。

② 東京弁護士会弁護士猪股淇清「油断大敵」

陪審裁判の実施は、我国司法制度の画期的大変革であつた。而かも其成績の如何は独り内部的に我国の社会秩序の維持、国民の権義保全に關するのみならず、實に外列国に対し、吾国民の能力を試験せらるゝものであつて、文化国民としての及落の岐路に立つもの

である。故に其実施に対する当局の慘憺たる苦心は推察に余りあると共に、吾等在野法曹に於ても亦深く之を憂ひ、国民に対して其用意を促がした次第であつた。殊に昨秋其実施に際して殊に司法部に対する、優詔を挙げるに至り、吾人法曹の責任の重大なるを倍々痛感し互に相扶け相警めつ、只管に過誤なからんことを祈つた。

斯くて各地に陪審裁判の愈々実効せらるゝに及んでは、殆んど息詰る程の緊張を以て、其結果を凝視しつゝあつた。然るに幸にも、実績は意外に良好であつて、稍や一般に成程「案ずるよりは生むは易い」との感を懷かしむるに至り、斯くて内は国民に安堵を与へ、外は列国に対して我国民の文化の程度を示すを得たのは、寔に慶賀の至りに堪へない次第である。之れ偏へに当局苦心の結果であり、吾人法曹の資しく其譽を感じる所である。

乍併、過去一年の実績は果して我陪審裁判の成效を将来に保障し得るであらうか。当局及一般国民の陪審裁判に対する用意は、常に斯く緊張し続け得るであらうか、想一度茲に到ると、吾人は乍遺憾暗然たらざるを得ない。油断は大敵である。若し当局及一般国民にして、小成に安んぜんか、陪審制度に伴ふ所有弊竇は其罅隙に乘じ台頭するであらう、真に憂慮に堪へない。冀くば当局並に一般国民共に相戒めて、将来更に陪審裁判の美果を挙げられむことを切望に堪へない。

③前衆議院議員前司法大臣秘書官畔田明「感想」

私が陪審裁判に關係いたしましたのは、昭和四年五月二日東京地方裁判所陪審第二号法廷で開廷されたる朝鮮人R相伊の殺人被告事件でありました。

陪審法実施以来、斯様に早く私が陪審員に選ばれると云ふことは固より予想して居ります

せんでした。併し、國民として裁判に関与いたしますことを光榮に思ひ、喜んで事件の審理に当りました。申す迄もなく陪審員の事実の認定は、裁判所を拘束するものではありません。けれども、國民の正義の維持、伸張が、掛つて私共の双肩に存することを思ひますれば、非常にその責任の重大なることを感じて、精神が緊張いたしました。事件に対して全く白紙の心持で、至公至平の態度を以て当りました。法廷内に現れたる証拠及び審理に依つて、私共は誤りのないと云ふ結論に到着いたしました。実を申しますれば、沼裁判長の説示は委曲詳細を極め、事理一貫して、懇切溢るゝやうでありますと、我々陪審員を善導致したこと多大であつたのであります。

事件を終りまして顧みますれば、陪審員としてその職責を尽しまするには、尚余程の努力が必要と思ひました。而して、その前提としては、陪審員自らが、自己の生存自衛に付ての自覚、國民として共存共栄の生活を當む上に於ての自覚が、一層進んだものにならなければならんと云ふことを、痛切に感じました。

當時、陪審員中の小松原彌六君のことを一言申して置きます。同君は丁度陪審員としての呼出を受けた 당시に、母堂が病氣で危篤の状態がありました。小松原君は医者と相談をいたしまして、どうしたものかと思案してゐますと、それを耳にした小松原君の母堂は「私の病氣のために、お上の御用を怠つてはいけません、お上の御用が大事だから行つておいでなさい」と小松原君を激励いたしました。さう云ふ事情を推して出席せられました小松原君は、熱心にその職務の遂行に努力せられまして、第一日の審理を終り宿舎に参りましたが、その夜半二時半頃、母堂は遂に永眠せられました。子として如何にも堪え難きことがあります。併し、小松原君は母堂の生前の激励の言葉を深く胸に置いて、翌日の午後八

時過まで、無理に心を落着かせて、陪審員としての任務を忠実に果されたのでありました。小松原君が、陪審員としての重大なる責任を覚悟せられて、能く其の職務を尽されたことに付きましては、感心の至りに堪えません。

③京華中学校長・京華商業学校長・京華高等女学校長磯江潤「陪審席に列して」

一 余は陪審員を命ぜられ、齡耳順にして初めて法廷の門をくぐり、洵に人を裁くことの容易ならぬを知つた。裁かずして温い人情の涙を以て改過遷善に到らしむるに若くはない。されど法の命ずるところに従つて裁かざるを得ない場合には、人情を生かし、犯人をして益々社会を呪詛せしむるが如き結果を見ることなく、自ら反省し自ら良心に鞭たれ、心から定罪に服するやうにあらしめ度い。

二 我国に陪審制施かれ、素人が裁判に参加する道の開かれたる趣旨については、いろいろの理由あることゝ信ずる。専門法律家の冷徹なる理知的判断に、素人の常識的判断を加へ、裁判に人情味を加へることも其の理由之一ではなかつたであらうか。然れ共、余は法廷に臨んで我、沼裁判長及び北條検事が、精緻なる頭脳を以て懇切周到に取調べられた御手並を見、八並弁護士其他の弁論を聴くに及びて、素人のこれに加はるは全く無用ではなからうかと思はざるを得なかつた。

三 人心惟危く、道心惟微にして、往々綱紀弛緩の譏を聞くことなしとせざるも、独り司直の府のみは断々乎として厳正公平を保持するといふ、吾人の信頼は終に之を裏切られたことはない。昔は法不備にして其の局に当る者恣意を逞しうし、民の無辜に泣く者、苛酷の断罪に苦しむ者も尠くはなかつた。今日では三権明かに分立して、司法権が他の権力の

掣肘を受くることなく、法官の地位は保障せられ、法も完備して、個人格の不当に侵さるゝことなく、社会の防衛、公益の維持にも遺漏なきに至つた。犯罪の原因及種々の条件を審かにし、犯人の性格、環境、犯罪時に於ける心理等に適切なる判定を下して、これに一定の法的効果を与へる仕事は、一面科学的技術を要し、他面法の精神に精通して居ることが必要である。素人はこれに参加する能力なく、又其の必要もないといふのが余の率直なる実感であつた。

四 然しながら命ぜられて陪審員の席末に列し、漫然これを無用の制と感じたことのみが余の唯一の感懷ではなかつた。

犯罪は社会を侵害する行為であると云ふのみでなく、裁判に多大の経費を要し、多数者の手を煩はすといふ点から考へても、余は洵に罪を犯さざること自体、報国の道であるとすら思つた。

犯罪の予防は、教育宗教其他の施設、方法宜しきを得て、社会挙つて協力してこれに当ることの必要を痛切に感ずる。罪を犯すに至つた者と雖も、幸に健全なる家庭に愛育せられ、風教の美に浴し、情誼に厚い多くの隣保を有つて居つたならば、常軌を逸することはなかつたであらう。吾人は須く犯罪の社会的原因を考究して、これを除去する施設を講じ、知識偏重の教育を正し、公民の義務観念の涵養と、人間社会性の啓発指導に任じ、個人主義の弊を矯めて、隣人朋友其の情誼を尽し、相扶け相胥ひて、堅実なる調和せる社会の実現に向かつて努力すべき也との感を深くした次第である。

陪審法の公布せられたのは、大正十二年四月十八日であった。愈々それが実施されたのは、昭和三年十月一日であつたから、其間に足掛け六年といふ歳月が経て居る。公布から実施まで、かなり永い間懸念た訳である。勿論、それは、此の大法典の実施の為めに設けられた準備の期間であつたのである。吾が国の司法制度の上に、一大変革を与へる、而して万一其の運用を過るときは、吾が司法権の消長に重大なる結果を及ぼすことのあるべき、而も吾が国に於ては、裁判所にとりても亦一般国民にとりても全然新しき最初の試みである此の陪審制度の実施に当ては、正に慎重の上に慎重の準備を以て臨むのが当然であつたのである。夫れは、第一に司法部内のものがそれだけの準備を整へてかゝるのが必要なばかりで無く、司法権参与といふことに国民全体が又十分の覚悟と用意とを以て臨むことが極めて緊急な事であつたのである。此の制度を真に有意義に運用せしむるには、官民一致協力して万全の用意を為すことが、最大の要務であつたのである。然し、幸に、官民一致の努力に依て一切の準備が、予定の如く整備せられ、陛下が司法部に御親臨の日を以て、滯無く陪審制度実施の第一歩を踏み出すを得たのは、何よりの慶幸であつた。

実施の準備に、六年といふ長日月を費やしたが、之が為めに要した国費も決して僅かな額では無かつた。大正十二年度以来、年々準備に関する経費を予算に計上し來つて、昭和三年度迄に其の総計遂に七百万円といふ巨額に達したのである。正に準備の為めに、年に一百万円の巨費を要したといふ訳になるのである。陪審制度樹立の為めに、国民の支払た代価も決して低廉では無かつたと言はなければならぬ。

陪審法実施の準備は、司法省刑事局に於て主として参画するところがあつたが、予算の編成、建築の新営、要員の配置、職員の補任等につきては会計、調査、人事の各課に於て陪審準備に関する事務は多かつた。それが為めに大正十三年十月十九日には、勅令第二百三十七号を以て司法部内臨時職員設置に関する官制が公布せられ、書記官専任二人属四人が臨時に増員されることになつた。

二

実施の準備として為すべきことは、数々あつた。其の主たるものは、第一に、付属法令、訓令等の立案、審議であつた。第二に、判事、検事及び裁判所書記の増員であつた。第三には、陪審法廷陪審員宿舎の新築であつた。第四には、国民全体に対する陪審法の知識普及に関する施設であつた。第五に、陪審法の運用に関する実務の打合せであつた。其の外、外国の陪審法運用の実況視察に、職員を派遣することもあつた。予算の編成も大切なことの一つであつた。

以下に、之等の準備の為に為された施設に就き、其の概要を記して置きたい。

イ 附屬法令等の起案

陪審法の施行に関する附屬の法令として起案されたものは、勅令七、省令三、が主なものである。其の外に訓令、通牒の類は沢山あつた。

即ち

甲 勅令

一、陪審法中一部施行期日ノ件（昭和二年五月二十八日勅令第百四十四号）

二、陪審法ノ一部ヲ権太ニ施行スルノ件（昭和二年五月二十八日勅令第百四十五号）

三、陪審法第十二条ノ直接国税ノ種類ニ関スル件（昭和二年五月二十八日勅令第百四十六号）

四、陪審法施行期日ノ件（昭和三年七月二十五日勅令第百六十五号）

五、陪審法ヲ権太ニ施行スルノ件（昭和三年七月二十五日勅令第百六十六号）

六、陪審員旅費日当及止宿料規則（昭和二年九月十八日勅令第二百三十四号）

七、裁判所職員定員令中改正ノ件（昭和三年七月二十四日勅令第百六十三号）

乙 省令

一、陪審法施行規則（昭和二年五月二十八日司法省令第十六号）

二、陪審法施行規則追加（昭和三年七月二十五日司法省令第十八号）

三、支部ノ権限ヲ定メタル省令改正（昭和三年七月二十五日司法省令第十七号）

丙 訓令

一、地方裁判所及其ノ支部ニ於ケル陪審事件取扱方（昭和三年七月二十五日司法省刑事局秘第一一二三号訓令）

二、陪審員宿舎規程（昭和三年八月十日司法省刑事局刑事第七三三二一号訓令）

丁 通牒

一、陪審員資格者名簿ノ調整ニ関スル取扱規準（昭和二年五月二十八日司法省刑事局秘第一二三号次官通牒）

二、陪審員宿舎規程第七条ニ関スル件（昭和三年八月十日司法省刑事局刑事第七三三三一号次官通牒）

等が其の主たるものである。

法令も世の中に出るまでには立案審議に相当の苦心があつた。抽籤箱や、氏名票の様式を定める様なことにでも、色々の意見が出たりして何度も実際に模型を作て見たりして、案が確定するまでには、仲々に骨が折れた。それに他の関係省との交渉等に色々の面倒もあつた。

附属の法令では無いが、以上の外に、裁判長の諭告、説示、問書の記載、指示等に関する数個の仮設例も起案して見た。之は唯いくらか参考になるかと思って作て見たのである。陪審員宿舎に掲示すべき事項、評議室に掲示すべき事項等も起草した。之は後で版にして各裁判所へ配布した。

又陪審手続に要する用紙の書式の主なものも一定し、それは陪審用紙書式として昭和三年九月十一日刑事第七九四七号を以て全国に通牒した。

ロ 職員の増加

本省に書記官二名、属四名を増員せられたことは前に記した。それは、実施の準備事務を掌る為めの臨時職員であつた。（夫れ故陪審法の施行後廃官となつた）然し陪審法実施と共に陪審事件を実際に担当する裁判所の職員を増加して置かなければならぬのは勿論であつた。而して之を増員する為めには、仮令其の一部は弁護士から任用することが出来るとしても其の大部分は先づ司法官試補として採用して置かなければならなかつた。

然し、此の増員をする前に、先づ判事、検事何名の増員を必要とするかといふ、要員の算出が第一に問題であつた。而してこれを算出するには、陪審事件が凡そ何件程あるかといふ基本数を先決問題として定めてからなければならなかつた。然しこの基本数を正確に算出するといふことは仲々に困難であつた。従て幾度も、種々の標準に従て調査して見

たが、結局二、三〇一件といふことに予定件数の基本を定めたのである。之は大正七年より同九年迄の三年間の予審事件の平均数を調べ、それが四、一〇八件といふことになつたので、其の中より法定陪審事件に該当するもの一、三七一件を控除し、其の残件数の内より更に陪審を請求せざる件数を三割と推定して、之を控除し、依て得たる一、九一六件を一応請求陪審件数と推定し、右法定並請求陪審件数合計三、二八七件中尚辞退若は請求の取下又は自白するもの三割ありと推定し、結局法定陪審件数九五九件、請求陪審件数一、三四二件合計陪審事件総数二、三〇一件と推算することになったのである。即ち陪審事件は予審事件の五割強に当るものといふ見込でかつたのである。

而して、右の陪審予定件数に基き、判検事の必要数を算出するに当たりては、陪審裁判所一部の負担量を五十件とし、地方裁判所より減少すべき件数は判事一人の負担量を百五十件とし、控訴院より減少すべき件数は判事一人の負担量を五十件とし、検事に就ては、陪審事件担当検事の負担量を一人三十五件とし、控訴院より減少すべき件数に付ては、検事一人の負担量を七十五件とし、各端数件数は之を除棄したる上、陪審部増設に要する人員を判事一五六人、検事七三人計一二九人とし、之に対し既設官庁より減員しえべき人員を判事二人、検事一三人計三四人とし、差引要員判事一三五人、検事六〇人計一九五人の増加を必要とするといふ計画になつたのである。然し右一九五人全部を一時に増員するといふことは財務当局の遂に承認するところとならなかつた為め、予定計画より四五人を減じ一五〇人（判事一〇四人、検事四六人）を増員するといふことになつたのであつた。それと同時に裁判所書記の方も増員された。それは一五〇人増員されたのであつた。昭和三年七月二十四日勅令第百六十三号に依る裁判所職員定員令の改正は主として、右の増員

に基く改正であつたのである。

而して、之等多数の判検事を一時に補充することは勿論不可能のことであるから、前以て司法官試補として採用養成して置く必要があり、大正十三年以降毎年数十名宛増員して、予め実施の際に於ける必要なる判検事の補任に差支の無きやふ用意されて居たのである。

ハ 陪審法廷、陪審員宿舎の新築

陪審法の実施に關しては、第一に陪審員の宿舎を造らなければならなかつた。法廷も、従来の通常事件の刑事法廷の外特に陪審法廷を設置することは勿論不可能のことであるから、前以て宿舎は、東京に二、其の他の地方には各一宛建築することになり、法廷は、其の地の事件の多少を參照して、東京、大阪、長野、福岡の各地方裁判所には二法廷、其の余の地方裁判所には各一法廷を新營することになつた。之が為め大正十五年度より建築に着手し、昭和三年八月中には予定通り全国五十一ヶ所の地方裁判所の陪審法廷及陪審員の宿舎の新築を完了した。之に要した、總計数は、三百五十九万三千百五十八円といふ巨額に達した。實に、陪審法実施準備の為め要したる計費の大部分を占めるものが、此の營繕費に外ならなかつたのである。

陪審法廷を新營するに當り、其の構造といふことは、かなり問題の種となつた。座席の配置、座席の数といふ様なこと、別して検事席、弁護人席に就ては、色々議論があつた、最後に省内の建築委員会及陪審法実施準備委員会に諮詢して案が定まることになつた。

ニ 陪審知識の普及

陪審法の実施準備として、最も苦心し骨を折たことの一は、國民に、陪審制度の趣旨を周知せしめ、併せて司法裁判といふものゝ理解を一般に徹底せしめることであつた。之が

為めに、（一）講演会の開催、（二）出版物の配布、（三）活動写真の利用、（四）新聞雑誌の利用、（五）ラジオの放送等が試みられた。其の状況を略記するに

（二）講演会の開催

講演会は全国各地の地方裁判所及検事局の主催で行はれた。公会堂、学校又は劇場等を利用して、所長、検事正が率先して講演の衝に當り、其の外判検事又は弁護士、学者等にも委嘱して講演して貰た。本省の書記官、大審院、控訴院の判事、検事も講演に各地へ派遣された。区裁判所及び検事局に於ても、管内の市町村長又は警察署長等の会同の機会を利用し、つとめて陪審智識の普及に努めることにした。又他の官庁、学校、其他公私の団体へも機会ある毎に、書記官、判検事が出張して、陪審講演をすることにした。

此様にして、大正十五年六月陪審講演を開催して以来、昭和三年九月末迄に、全国を通じ、講演を為すこと三千三百三十九回聴衆人員約百二十四万人に達する有様であつた。此等の講演会は、何處も、彼処も概ね満員の盛況であつた。中に聴衆が殺到して多数の入場を謝絶したといふやうなこともかなり多かつた位であつた。此れは、一つには、平常、一般に寄りつき難いと思って居る裁判所が、自ら街頭に出て講演会を開くと言ふので、多少好奇心から、やつて来るといふこともあつたには違ひないが、一般の人達が国民の司法権参与といふことに非常に真剣であつたといふことが、亦一の大きな原因だつたと言てもいいかと思ふのである。而して講演の内容は、眞面目なものであるから、自然何處でも聴衆は緊張して静肅に傾聴するといふ風であつた。陪審法の宣伝として大に、効果を納めたばかりでなく、裁判所といふものゝ理解を、深くするにも相当効果があつた。殊に、昭和三年になつてからは、同年度の陪審員資格者及候補者が確定したので、主として此等の人々都度一般聴衆に配布した。

その外に林司法次官、大森、島書記官、梶田東京控訴院部長の講演を印刷した。此の講演集は合計一万部あまり作た、そして主として部内の人々に配布した。又「陪審員の心掛くべき事項」と題した、注意書五万六千部も印刷した。之は陪審員候補者に選定せられたる人々に配布した。

又、之は主として、事務取扱上の便宜の為であるが、陪審法並に関係法令を一括した冊

陪審法の内容を説明したパンフレットも色々作つて見た。最初に作つたのは、「陪審制度の話」と「陪審裁判とはどんなもの?」の二種であつた。此の「話」の方は、四六版四十八頁の、稍々詳しく陪審制度の性質、吾が国に之を採用したる理由、吾が陪審制度の特質並に大要等を説明したものであつた。附録として陪審法の条文を挿入し、尚口絵として、東京の三裁判所及我国の裁判所、法廷等の写真、図面等を付けたりした。「どんなもの?」の方は、菊版八頁に、通俗平明を旨として、極めて簡単に陪審裁判の概要を記したものであつた。表紙に、正義の女神像を刷込んでいるが、あれは、九段の尼港遭難記念碑のユースティチアを借用して來たのである。此の二のパンフレットは、合せて二百八十四万部印刷した。そして全国各地の官公署、学校、各種団体、青年訓練所等へ送付し又講演会開催の都度一般聴衆に配布した。

子一万七千部を印刷し、部内及市町村へ配布することにした。此の外「陪審問題集」「陪審法質疑問答集」等も印刷して配布した。

(三) 活動写真等の利用

陪審講演の参考として、一般に観せるといふ目的で、活動写真のフィルム二種を買入ることにした。最初には、未だ吾が国の陪審裁判の映画が、出来て無かつたので、仏蘭西、亞米利加、加奈陀の陪審法廷を写したフィルムを、継ぎ合せて、四巻とし之で間に合せる外は無かつたが、昭和三年からは、吾が邦の陪審裁判を主題とした「屍は語らず」といふ日活のフィルム七巻を観せることにした。これは、日活で作ったのであるが實際は司法省で監督してやらせたのである。

(四) ラヂオ、新聞、雑誌の利用

ラヂオの放送も各地で試みられた。東京では、林司法次官、大阪では、豊島大審院部長、金山検事正の講演が放送され、名古屋では森所長の講演が放送された。又東京放送局に於て昭和三年八月十三日から十八日まで六日間に亘り陪審法の連續講座を放送することになり、泉二刑事局長、赤羽、大原、佐藤、黒川、坂野の各書記官が、交々に出演した。

又新聞雑誌にも、機会ある毎に、部内の職員が、陪審に関する記事を執筆して陪審知識の普及に努力した。

ホ 陪審法運用の協議

陪審法実施の暁に於て、其の運用に關し万違算無きを期する為め、全国の判事、検事が東京に會して、運用上の問題につき十分討議研究するといふことが必要であつたのは勿論である。依て先づ昭和三年六月一日より七日間、司法研究第一部第五回実務家会同が行は

れた際、研究員に陪審法の運用を主題として協議して貰ふことにした。其の詳細は昭和三年九月調査課印刷の司法研究第七輯に輯録されて居る。又同年七月には司法部長官会同が催され、実務に關する協議が行はれた。尚此の際同時に全国各地の弁護士會長をも司法省に招集して、其の意見を徵し朝野協同して運用の完璧を期するに努めたのであつた、又同年九月、愈々陪審法の施行期が切迫したので、全國より實際陪審事件を担当すべき判事五十九人検事五十九人を東京に會同し、三日から六日まで四日間、本省より提出したる議題に就て協議するところがあつた。協議事項の詳細、決議等は昭和三年十一月刑事局に於て「陪審実務家会同協議事項及其ノ決議等」としてパンフレットに印刷し部内に配布した。

ヘ 陪審法実施準備委員会と事務嘱託

陪審法の実施に際し、其の準備委員会の出來たことも、茲に記して置かなければならぬ。之は、昭和二年七月二十八日原司法大臣が臨席して第一回の会合が開かれたのであつたが、其の席でされた大臣の挨拶の言葉に依れば、此の委員会を設けられた趣旨は「陪審法公布せられて以來既に四年、之が実施の期も最早遠からざる次第にて、其の実施に關しては在野法曹その他民間有志に俟つべきもの多々有之は勿論にして、官民一致の協力に依り遺憾無きを期せざるべからざるにより、直接陪審手続の衝に當る判事、検事、弁護士の各位より各方面の種々なる意見を徵し、之を參照して実行したき考なり」といふのであつて、委員として部外から關直彦、鵜澤總明、仁井田益太郎、鹽谷恒太郎、塚崎直義の諸氏、部内から三木東京控訴院検事長、磯谷大審院部長、和仁東京控訴院長、今村東京地方裁判所長（後に田中所長に代る）林大審院檢事、吉益東京地方裁判所檢事正、（後に鹽野檢事正に代る）宇野大審院判事、濱田政務次官、黒住参与官、泉二刑事局長が任命され、幹事として

本省書記官及判事数名が任命された。此の委員会に司法省から諮問せられた審議事項は沢山あつたが、委員会は会議を開くこと十八回、慎重に審議を尽して、決議を司法大臣に報告するところがあつた。尚陪審法実施準備事務に関しては、司法部職員の外、弁護士、地方庁の職員、市町村の吏員等の協力を要するものが、多々あつた。隨て、司法省は、此等の人五百余名に嘱託して、準備事務に協力して貰ふところがあつた。

ト 外国陪審裁判の視察

陪審制度を吾が国に実施することの、未だ決定しない前に外国へ派遣された司法部内職員の中、陪審制度の調査、視察を命ぜられた人も無かつたではないが、愈々陪審法が公布せられてから、後には陪審制度運用の実況を視察する為め、毎年数名の職員が海外へ出張を命ぜられることになった。即ち

一 大正十二年度 六人

司法省参事官秋山高三郎、横浜地方裁判所検事正金山季逸、大阪地方裁判所部長鈴木秀人、東京地方裁判所部長宇野要三郎、同島保、司法技師濱野三郎、

二 大正十三年度 五人

広島控訴院検事皆川治廣、司法省参事官岩村通世、大阪控訴院判事久保田美英、東京控訴院判事豊水道雲、名古屋地方裁判所部長渡邊久

三 大正十四年度 七人

大阪地方裁判所検事田中彰治、大審院判事草野豹一郎、長崎控訴院部長駒田重義、東京地方裁判所検事平田勲、東京地方裁判所部長小林四郎、東京控訴院判事佐藤龍馬、札幌控訴院判事杉浦忠雄

四 大正十五年度 九人

司法書記官赤羽熙、東京地方裁判所部長染谷吉次、東京地方裁判所検事岩松玄十、広島控訴院判事大原利文、名古屋地方裁判所部長福地劍吉、東京控訴院部長沼義雄、宮城控訴院判事鹿島鶴之助、大阪地方裁判所検事戌亥忠一、神戸区裁判所監督判事池内義雄

五 昭和二年度 九人

司法書記官大原昇、東京控訴院検事鹽野季彦、大阪区裁判所監督判事齋藤三郎、長崎控訴院部長稻田競、東京地方裁判所部長宮城實、同服部平六、広島控訴院検事村上常太郎、札幌控訴院判事谷忠治、大阪控訴院判事坂野千里

の三十六名であつた。

之等の遣外法官が、視察に行つて最も多く厄介になつたのは、仏蘭西巴里の法官マンジヤン・ボツゲ氏、倫敦の中央刑事裁判所のサー・オースチン氏等であつた。

チ 準備に要したる経費

陪審法実施準備の為めに要したる経費の総額は、七百六万四千九十二円といふ巨額であつた。

即ち大正十二年度以降経常部に於て二百三万三千九百九十六円、臨時部五百三万九十六円合計七百六万四千九十二円を要したことになるのである。尤も此の中、経常部の二百余万円は、厳格には準備費と言へないものであるが、それを除くとすると、五百余万円の臨時費を要したことは驚くべきことであつた。

左に年度、費目等の別に依る経費を掲げて置く。而して、之は全部予算上の数額であつて、決算額は、多少之と相違があるかも知れない。

（略）

陪審法実施準備に関する経費

経費区分	会計年度	大正十二年		大正十三年		大正十四年		大正十五年		昭和元年		昭和二年		昭和三年	
		経常部 (単位 円)	予備費	陪審員候補者選定事務監督 ニ要スル経費	陪審部設置ニ要スル経費	陪審法裁判視察ニ要スル ル経費	計	臨時部 (単位 円)	司法本省職員臨時増員ニ要 スル経費	講演及印刷物頒布等ニ要ス ル経費	司法官試補臨時増員ニ要ス ル経費	司法官試補臨時増員ニ要ス ル経費	司法官試補臨時増員ニ要ス ル経費	司法官試補臨時増員ニ要ス ル経費	
合計	計	九六・六七五	九六・六七五	一一〇・九四四	一一〇・三三三	八六六・三四〇	三・七六・一五四三	一・九七八・一五七	七・〇六四・〇九二	四〇一・一七一	八・〇五〇	八・一七六	四九〇・七二九	三・一〇一・四二九	一八・六七八
初度設備費															
陪審部設置ニ要スル器具類															
予備判検事任命遅延二伴ヒ															
陪審員候補者選定事務監督															
ニ要スル器具初度設備費															
司法官試補ニ要スル経費															
陪審法廷及陪審員宿舎其他															
新嘗ニ要スル経費															
地方裁判所判檢事ヲ本省へ 招集ニ要スル経費															
陪審法廷及陪審員宿舎其他															
ル経費															

合計	計	九六・六七五	九六・六七五	一一〇・九四四	一一〇・三三三	八六六・三四〇	三・七六・一五四三	一・九七八・一五七	七・〇六四・〇九二	四〇一・一七一	八・〇五〇	八・一七六	四九〇・七二九	三・一〇一・四二九	一八・六七八
初度設備費															
陪審部設置ニ要スル器具類															
予備判検事任命遅延二伴ヒ															
陪審員候補者選定事務監督															
ニ要スル器具初度設備費															
司法官試補ニ要スル経費															
陪審法廷及陪審員宿舎其他															
新嘗ニ要スル経費															
地方裁判所判檢事ヲ本省へ 招集ニ要スル経費															
ル経費															

以上で、陪審法の実施せらるゝに至るまでに、準備された施設に就いて概要を記したつ
もりである。然し、之は、要するに、司法本省にて、為したる準備のみに止て居るので、
実際に、陪審法の運用を掌る各裁判所に於て為されたる、各種の準備施設に就いては、元
より之を記録すべき事項が数々あることゝ思ふのであるけれども、手元に材料も無く之を
記することが、できなかつたことを甚遺憾とするのである。

方裁判所に於て取り扱つた陪審事件の数は左表の如くである。

第一表
（自昭和三年十月一日
至昭和四年六月末日）陪審事件表

法 特 犯 別		刑 法犯		事 陪 件 審		總 件 數
求 請	定 法	求 請	定 法	受 旧	新 受	
		10	508	受 旧		
		12	950	審 予 経		
			5	判 公 直		
		22	1463	計		
		3	94	渡 言 ノ 刑		
		1	10	罪 無		
				訴 免 ノ 除 刑 免		
				違 轄 管		
			1	却棄訴公		
				却棄訴公		
				他 其 送 移		
			5	ノス 審付陪二ノ議他評		
		1	239	自 白		
			503	退 辞		
		5		下 取		
			1	他 其		
		10	853	計		
		15	903	員 人 告 被		
		10	521	数 日 廷 開		
		10	521	数 度 判 公		
		12	600	中 理 審		
		10		止 停		
		12	610	計		

合 計	其 他 ノ 事 件
519	1
999	37
6	1
1524	39
97	
11	
1	
13	13
5	
240	
503	
5	
26	25
901	38
918	
531	
531	
613	1
10	
623	1

第二表
（自昭和三年十月一日
至昭和四年六月末日）各 府 別 陪 审 関 与 事 件 数

奈良	神戸	大阪	京都	新潟	長野	甲府	静岡	前橋	宇都宮	水戸	千葉	浦和	横浜	東京	序名
二	二	二	二	一	一		四		一	三	三	一	五	九	法廷陪審
															請求陪審

松山	松江	鳥取	岡山	山口	広島	富山	金沢	福井	岐阜	安濃津	名古屋	高知	高松	徳島	序名
															法廷陪審
			一	五	一	六		一	二		五	一		一	請求陪審

旭川	札幌	函館	青森	秋田	盛岡	山形	福島	仙台	那覇	宮崎	鹿児島	熊本	大分	福岡	序名	
															法廷陪審	
	二	二	一		二	二	一	一	一		三	二	三	九	四	請求陪審

大津	和歌山	一
長崎	佐賀	五
釧路	樺太	一
合計	一一〇	四

これに依つて先づ驚くのは予想外に陪審事件の少なかつたことである。即ち陪審が関与した事件の総数は百十四件である。殊に請求陪審事件に至つては其の中僅かに四件（但法定陪審事件と請求陪審事件との併合事件は法定陪審事件と計上した）に過ぎなかつたのである。陪審法施行前に於て総ての準備を為すに当つて基礎としたところの全国陪審事件の予定件数は一ヶ年二千三百一件であつた。これは大正七年乃至大正九年の三ヶ年間の予審事件数の一ヶ年平均数四千百八件を基本として、其の中法定陪審事件に該当すべき事件が一千三百七十一件あるので、これを総件数より控除した残件数の七割即ち千九百十六件を請求陪審事件に該当する事件数と推定し、更に右法定並請求陪審事件に該当すべき事件数の中より自白辞退又は請求取下の事件数を三割と推定して、これだけを控除した残件数が即ち二千三百一件となつたのである。これに依つて見れば、陪審事件数は予定件数の一割にもなりそうもないものである。其の原因は、法定陪審事件並請求陪審事件に該当すべき事件数の予定に相違した点もあるが、法定陪審事件に於て陪審の辞退が多く、又請求陪審事件に於て其の請求を為さざる場合が多いことも、また、其の原因を為して居るのである。何故陪審を辞退し又は陪審の請求を為さざるか、これは研究に値することである。

陪審員の出頭率

陪審法の施行前に懸念したこととは、陪審員に當籠したる者が果して、

其の義務を自覚して、裁判所に出頭するであらうかどうかと云ふことであつた。然し此の点に就ては予想外の好成績を示して居る。本年六月末迄に於ける陪審各事件に就ての出頭陪審員数を示せば左の如くで

第三表（自昭和三年十月一日
至昭和四年六月末日）陪審員出頭表

総件数	出頭シタル	一事件二付出席シタル陪審員数												一事件平均出頭人員
		一事件二付出席シタル陪審員数												
一一四	陪審員総数	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三二八分	
三・六七八		二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三四	三五	三六		
一		二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六		
一														
五														
八														
一一														
一三														
一七														
二三														
一六														
一二														
七														

即ち各事件に付て最多数は三十六人全部出頭し最少数で二十六人である。平均三十二人二分と云ふことになる。これは一般民衆に対する、陪審制度の宣伝が可也効果のあつたことは否むことは出来ない。これに依つて見ても今後機会ある毎に、一般に對して陪審制度に關する知識の普及を計る必要を感じしめるのである。

審理日数

陪審事件の公判の審理が面倒で、非常に時間を要するであらうと云ふことは、実施前、予想したところであつた。而して、事件が一日で終了せぬ場合は宿舎に陪審員を泊めねばならず、種々困難な問題を生ずるので、出来得べくば、原則として一日で終了する様に致したいと云ふのが一般的の希望であった。然らば実施後の結果は如何であつたか。即ち左表の如くである。

第四表 (自昭和三年十月一日
至昭和四年六月末日) 陪審事件審理日数表

件 数	公判二要シタル日数	
	五九	一日
五九	二日	
一五	三日	
三	四日	
一	五日	
一一四	合計	

これに依つて見れば平均一日七分と云ふことになる、即ち今後日時を経て、相当の練習を経れば原則として、一件を一日に終了せしめると云ふことは実現不可能のことではないことを明らかである。此の点に付ては成績良好なりと断ぜねばならぬ。

陪審事件に付て公判を開いてからは縦令一日乃至二日で審理が終了するとしても、公判を開く迄の準備に要する日時と、労力は到底普通事件の比でないことは明白であるが、通常幾等位の日時を要するやに付ては現在之を知る材料を有しない。随つて陪審事件が費用と日時との点に於て普通事件に比較してどれ程余計に掛かるかは明白にするを得ない。

答申の不当 陪審員が果して、複雑なる刑事案件に付て、十分事案の真相を観破して合理的な評決を為し得るや否や、陪審法の実施に當つて凡ての危惧は、一つに掛つてこの点にあつたと云つて差支へあるまい。然らば、実施後この点は如何なる結果を示したであろうか。此の点に関しては、個々の事件に就て詳細なる研究をした上でなければ、到底正確なる結論を得ることは不可能であると信じる。然し審理の結果に表れた所は、左表の如きものである。

第五表 (自昭和三年十月一日
至昭和四年六月末日) 陪審事件裁判結果表

公訴罪名											
件 数											
裁判結果											
強盜殺人未遂	強盜傷人	強盜恐喝	強盜傷害致死	尊屬傷害致死	傷害致死	殺人及窃盜	殺人及傷害	殺人未遂及強姦	殺人	強姦致傷	第百九条一項放火
四 三	一	一	二	一	一	一	一	一	六四	二	一
四 三	一	一	二	一	一	一	一	一	五九	二	一
									二	一	二
									三	二	八
										二	新更
										一	他其
											計
四 三	一	一	一	一	一	一	一	一	六四	二	一
一											放火 侵入 住居
											二七 火 放宅 住
											放火 一項 九条 第百
											三 放火 十条 第百
											一 遂未姦強
											傷致姦強
											人殺
											傷害 及 殺人
											窃盜 及 殺人
											害 傷
											死致害傷
											死致棄遺
											迫脅
一 二											人傷盜強
三											未遂殺人 強盜
											喝恐盜強

強盜強姦未遂
合計
一一四
九七
二一
五
一
一一四
一
一
一
一
一
三
一
二
一
二
一
二
一
二
一
二
三
一
二
一
一
一
三
三
一

(注) 一部無罪ノ答申ヲ為シタルモノニ付テハ無罪ノ部ニ計上セス

この表に依れば、百十四件の陪審事件（陪審の関与した事件）中に於て更新した事件が四件ある。これは何れも陪審法第九十五条に基き陪審の答申を不当と認めて、陪審を更新したのである。陪審法第九十五条の規定は、伝家の宝刀であると云ふのが吾人が陪審法施行前に考へて居つたところである。これを抜く必要に迫られたところから見ると、やはり其処に施行前に、考へて居つたところである。これを抜く必要に迫られたところから見ると、やはり其処に施行前に危惧したところのことの片鱗を見るのではないか。且又答申を採用した百八件の事件に付ても、或は已むを得ざるに出でたのであつて、答申が全く妥当であるとの見解に基いたものであることは一概に断じ難いのであると思ふ。されば、これは陪審法施行後未だ一年を経過せぬ今日の情勢である。之を考へる時は、陪審法の将来は必ずしも悲観するに当たらないと思ふ。唯だ今後の努力に待つべきである。

この表に於て特に顕著なる事実が二つある。その一つは殺人として起訴せられた事件、六十四件中の中に於て二十五件が傷害と評決せられた事実である。これ等の大部分は陪審が殺意を認めなかつたのである。即ち多くは未必の故意を認めなかつたのである。未必の故意と云ふ如き法律的智識を予定する事実は、素人の陪審員には理解しにくいのではないからうか。然し見方に依つては、吾々の云ふ未必の故意と云ふのがあまりに専門的で、寧ろ陪審員のナイーブな考の方が、事案を自然に平明に見たのであつて、社会的に妥当な見解

であるのかも知れない。

第二の事実は、放火として起訴せられた三十二件の事件の中無罪となつたのが八件ある点である。二割五分の事件が無罪となつたのである。これは刑事事件一般に付て無罪の比率が四分或は五分位など比較すると著しい無罪の率である。之は何故か、其原因はこれらは十分研究に値する。

陪審事件の費用

陪審事件の費用即ち出頭したる陪審員に支給する旅費、日当、止宿料は、実施前幾何と予定してあつたか。算出の細かい根拠は繁を避ける為に之を略するが、陪審事件予定期件数二千三百一件に付て総計百二万三千九百五十八円八十銭と推定してあつたのである。之は一件に付平均四百四十五円弱である。然るに実施後、六月末迄の費用は百十四件に付合計四万八百五十五円三十五銭である。即ち一事件に付て平均三百五十八円三十八銭に當る。而して最高六百七十六円六十四銭、最低六十一円十二銭であつた。事件数が予定期より著しく少ないのであるから、随つて費用も著しく少い。今日の情勢を以てこれを見れば、陪審事件の為に之だけ多額の費用が使はれるものとは云はれないことになる。

上訴

陪審事件に付いての上訴は如何。本年六月末迄の陪審事件百十四件に付て上告を申し立てたものが二十九件である。上訴の率は二割六分強である。

昭和二年度に於ける通常刑事事件の第一審判決に対する控訴の率は三割八分三厘であるて、また控訴審判決に対する上訴の率は三割八分である。これに比較するときは、陪審事

件に対する上訴は比較的少いのである。この事実は、被告人が大体に於いて陪審の評決に服するのではないかと云ふことを推断する一つの材料にはなると思ふ。

③司法書記官潮道佐「陪審所感」『法曹会雑誌』第七卷第一〇号、一九二九年一〇月

陪審法実施の一周年間に於て色々感じた点の内一二三を拾つて簡単に記して見よう。

○陪審事件の過少
陪審事件が意外に尠ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからの事である。尤も辞退する者の大部分は、同時に自白もして居る様である。

此の辞退、非請求の現象は何に原因するのであるか、人々によつて種々考へられて居る様であるが、やはり第一には未だ陪審制度其ものが良く理解されて居ないからであらうと思ふ。陪審手続を経る事に於て何か特別の恩恵でも得られるかの如く俗的に云へば陪審に係けたのが損であるか、得であるかと云ふ風に考へ弁護人等とも相談の上、結局有罪になるものなら控訴の出来ない陪審は止めやうと云ふ様な打算から出る者が相当に多い様に思はれる。だから被告人側から陪審取捨の利害関係を右の様な点に置くとすれば、法定陪審事件の中にも特に証拠上困難な放火事件と殺意の有無に冷静な判断を要する殺人事件を除いては、事件の性質と証拠の確実性とから結局無罪になるものは甚だ少なくなるであらうから、勢ひ普通手続に依ることの多くなるのは当然であらうと思はれる。成程被告人の身にとつては、有罪か無罪かは大問題であらうけれども、仮令有罪にならうとも被告人側よりすれば、陪審手続を経ること自体に何等かの意義あるものを見出して可なりであらうと

思ふのであるが、此点が未だ陪審と云ふものがよく了解されて居ない点だと思ふ。一面から云へば、従来の我国の裁判制度の公平であつたことも充分裏書きして居り、且今後と雖も陪審は手続の相違のみで裁判所の態度に差異はないのだと云ふ事の考へられて居る事をも物語つて居ると思ふ。

此の辞退、非請求の多いと云ふ現象は、今後何時迄も続くであらうか。陪審制度の眞の意義が理解されるに従つて、漸次に事件は増加されるであらうと云ふ結論になる訳だが、果たして理論通りに増加してゆくかどうか、今後の事は今までの経験では軽々に予測し難い。

一体辞退とか非請求とか云ふ制度を廃めてしまへと云ふ議論もある様だ。被告人の意思に無関係に手続を施行すると云ふ制度ももとより一制度である。然し陪審事件の多少に結びつけて辞退、非請求の制を論ずる事は正当でないと思ふ。辞退、非請求の制度がなければ、勿論陪審事件は増加するであらう。然し事件の増加することゝ、被告人の意思に無関係には陪審手続を施行しないと云ふ制度を探ることゝの、国家的見地からの法制上の利害問題は俄に是非の論を為し難い。辞退、非請求制度の可否は、其自体如何なる陪審制度を採用すべきかの理論の問題として考究することとし、事件数の増減の点は国民の理解に俟つべきものではなからうか。

尚陪審事件の少ない原因として考へられる点は、控訴ができないことや、殊に請求陪審に於ては有罪の際に費用の負担をしなければならない事などもあらう。この費用負担と云ふ点は、事件の増減と関連せしめて論じ得ると思ふが、然し本来費用負担制を設けた趣旨は、何も請求事件の少きを欲したのではなく、請求、非請求制を採用する以上は、気まぐ

れな出来心の請求丈は制限したいと云ふ点にあつたのであらう。が被告人の内心はどうあらうと、結局請求非請求は自由なのであるところに、この費用負担と云ふ事があるので中産階級以下の被告人にとつては、この尖鋭化せる世相では色々問題の種となるのである。然し請求、非請求制を採用する以上、費用負担制を設ける事には可なり相当な理由があると思ふ。

○放火と殺人

実施前から予想せられた通り、陪審事件の大部分を占むるものは、殺人事件と放火事件である。そして共にその故意の点が問題となり、放火事件に於ては更に全部的否認にて最も困難な場面を呈して居る。

殺人の故意に付ては、かの所謂未遂の故意と云ふ事はなかくに陪審員にのみこめないらしい。然し検事も裁判所も其の信ずる所を尽くして、それで陪審はどう判断するか、それ以上致し方はない、決して無罪になる事を恐れてはなるまい。事件にもよるが、殺人未遂でなければせめて傷害にと云ふ風にあせるのはどうであろう。若し主問の殺人未遂の点を肯定したら執行猶予にでもなるであらう事件を、傷害として四月や五月の短期刑の前科者とするのはどうだらう。勿論事件にもよるが、場合によつては主問丈で押し通し、無罪か殺人未遂かをきゝたいのだと云ふ様な事もあつてよいであろう。吾々は日をかけて未永くはぐくみ育て、ほんとの正しい陪審制度の発達を期したい。

放火の意思についても、なかくむつかしいものがあるのであつて、もし放火でないとするなら脅迫ではないかと云ふ事が時々ある。しかもその補間の脅迫さへ否定されて居る場合があるので、単に脅迫的な意思のもとに焼燐の考は少しも頭にうかばないで、放火的

手段を弄すると云ふ事は考へた丈でも困難な場合である。始めから用意してかゝり大事に至らない内に自分からこつそり消火しておいて立去つた様な場合は、脅迫とも見へるが、自然の併にまかせた様な場合は随分問題であらう。又他人の目撃して居る様な際に、その人をめがけてその人の家の中に火気を抛棄する場合に、若し焼燐の事は何も考へなかつたとしたら脅迫罪だらうか。寧ろ暴行罪ではなからうか。

又或陪審事件では、補間に器物毀棄の点が発問せられて陪審はこれを肯定したが、已に告訴の取下があつた為めに、裁判所は公訴棄却の判決を為したと云ふ様なめづらしい例もあつた。事件の筋を知らないのだから、かれこれ云ふ訳にはいかないが、器物毀棄の補問を出すとするなら、今一点公共の危険の事実の有無を判断せしめて見たかつた様に思はれる。

殺人と云はず放火と云はず、陪審員は概して証拠上の判断、特に所謂綜合的判断力に乏しい様である。それが放火に於ては一層甚しい。各個の証拠を個々に判断したのでは、到底意味を為さない場合がある。弁護人等に於て斯様な方法で説明する者があれば、陪審員にはこの説明が最も耳に入り易く、遂には事件は不得要領に終り勝ちであろう。将来とも陪審には証拠の綜合的証拠力と云ふ事をよく了解せしむる必要があろうと思ふ。

被告人は、公判廷に運ばれる迄は自白して居り、公判廷に来てから否認し、従来の自白は虚偽だと訴へるのであつて、事件の中心はこの自白が真なりや否やを判断するの点におかれる事になつて來るのである。被告人は、自白を強ひられたと訴へ、各個の証拠に付て一々巧みな弁解を試みて来れば、陪審員は殆ど当惑するらしい。被告人が大体に於て自己しておきながら、或る一、二点に於てことさら虚偽の事実を申立てゝおき、公判に来てか

ら其の一、二点の虚偽なりしことを証して、延いて全部の自白全体を覆さんとするやうな事件になると、陪審員に到底其の事の真想はわからないだろうと思ふ。放火事件に付ては、将来事件取扱者に於て最も入念に証拠蒐集につとめ、必ずしも自白にのみ重きをおかず、そして説示やその他で陪審員に証拠上の判断と云ふ事をよく理解せしむるの必要があろう。

○警察官問題

陪審法上直接審理原則の結果、捜査に該れる司法警察官吏が証人として陪審法廷に顕はれる事の頻繁なるより、司法警察官吏の言動は独り陪審員に衝動を与ふるばかりでなく、延て国民全般に対し印象を与へて社会的に重要な問題を惹起するに至つた。陪審事件の被告人は、警察、検事局、予審廷で為した自白を公判廷で覆し、其自白は警察官の圧迫に因つて為したものだと主張するのが常套であるかの感がある。だから勢ひ其自白は、被告人の真実に出たものか、否やを審理するの必要に迫つて來るのであつて、警察官吏は直接公判廷に立たなければならなくなる。そうして法廷に立つた警察官の中には、明快な陳述の出来ない者もあつたり、取り扱つた捜査上の処置に付ても稍穩當を欠く様な事も現はれた。弁護人は得たりとして、こう云ふ点に事件の中心を移して、盛にまくし立てゝ大に陪審員を感動せしむるの実状である。この有様を見て、誰もが皆これはなんとかしなければならないと一様に感じた所である。あれ程声を大にして叫ばなければならぬ程、警察に非があるとも思はれないが、兎に角改善しなければならない事は間違ひない。今迄は検事や判事に事件の筋がわかれればそれでよかつたのだが、陪審では素人の目にも警察はどう云ふ風にして捜査したと云ふ事をわからせなければならなくなつて來たのだ。然しこれは心

掛け一つで、日ならず訓練せられてゆくと事と思ふ。又改善しなければ、警察の信用問題にまで及んでゆく事なのだから、真剣になつて考へるべき事だと思ふ。只注意すべきは、決して警察官を萎縮さしてはならないと思ふ。そうなつても由々しい大事である。警察官は、誠意を以て公平に捜査して、事件を検事に送くる丈の嫌疑があるかないかを考慮するを以て足るので、やがてそれが有罪か無罪か迄心配する必要はないのだ。警察官は、警察官丈の範囲に於て、明い平穏な気持で職務を司つて居る事が最も大切だと思ふ。

○陪審更新

本年七月二十日迄の調査で見ると、百十九件の内五件の更新せられたものあるを見た。五件と云ふのは水戸の殺人、大分の放火、佐賀の殺人、大阪の殺人、釧路の放火であつた。更新の規定は、陪審法上最もデリケートな点だと思ふ。所謂伝家の宝刀であろう。如何なる場合に抜くべきか、陪審運用上最も考慮を要する事であろう。この五件の更新事件を観るに、当否の問題は別として、裁判所は充分熟慮の上更新したのであつて、決してこれを輕々に取扱つたものでない事丈は慥かに首肯出来る様である。

水戸の殺人は、被害者三人に対する殺意の点で、被告人の自白する分も連續犯の一部の関係上共に陪審の判断を求めたところ、被告人が公判廷に於て認めて居る者に対する分迄、陪審は否定してしまつたのであつた。大分の放火は、被告人は火氣を弄した事は認めて居たのだが、住宅焼燬の意思を否認した。陪審は補問の畳や布団を焼いて公共の危険を生じなかつたかと云ふ点をも否定した。おそらく裁判所は、子供の寝て居る布団の中へ火氣をいれて、いたずらではすまされまいと云ふ点であつたろうと推測する。大阪の殺人は、これも数名に対する殺人であつたが、その内一名に対しては人違ひで殺してしまつた。被告

人は人違ひではあつたが、殺意のあつた事は認めて居たのだ。陪審員は、錯誤に關する法律上の論点に付て誤解を持つたらしいのである。これが殺人の点を否定してしまつた。素人には無理のない事かと思はれる。がそのままにしておけない様である。佐賀のは、陪審が正当防衛を認めたのであつた。これらの事件を見ると、孰れも何だか単純なる事實上の判断丈でなくして、何かそこに一つの問題が残されて居た様な事件ばかりである様な気がする。連續犯と云ひ、正当防衛と云ひ、公共の危険と云ひ、目的物の錯誤と云ひ、陪審員の法律上の誤解なくして、其素直なる事實上の判断を得ることは如何に困難な事あろう。

○陪審の上告

割合から云ふなら、普通事件との比較はどうなつて居るかわからぬが、陪審事件としては少し上告するかと思ったが、案外少ない様に思はれる。七月頃迄の調書で見ると、二十九件ばかりであった。そして今日迄は、皆棄却せられて居る。陪審法に關係ない刑法の適用に関して破棄自判せられたものが一件あつた丈だ。

上告論旨を見ると、時々事實の認定を論点として居る者があつた。被告人ならともかく、弁護士の上告趣意書の中にもそんなのがあつた。

論旨の重なるものは説示である。幸ひ今日迄の説示は正当であつた。今後もこの程度の説示は、毫も違法でない事が明かになつて、陪審裁判長は大体手心がわかつた事であらう。只将來說示の調書の記載方が問題になりはしないだらうか。延いては速記の問題にもなるのである。だがこの点は、裁判所で先手をうつて正確に記載してさへ居れば問題を起さんとしても起すべき余地がなからう。時々大審院の判決中に調書を精査するにその様な記載はないからと云ふのを見受ける。然しこの際、その事があつたのが事實であつたとするな

ら、関係人は書いてないと云はれてはよい氣持はしないだらう。延ひて調書の威信問題に迄関係して来る様では大変だと思ふ。調書は勿論要旨丈でよいのだから、説示など遠慮なく大胆に記載する事にしたいと思ふ。

④司法書記官岡原昌男「『陪審法ノ停止ニ関スル法律』に就て」『法曹会雑誌』第二卷第四号、一九四三年四月)

- 一、本法立案の主旨
- 二、条文の解説
- 三、陪審法施行の実績
- 四、おくがき

一 本法立案の趣旨

「陪審法ノ停止ニ関スル法律」は、枢密院の諮詢を経て、第八十一回帝国議会に提出せられ、貴衆両院を無修正で通過したので、御裁可のあり次第、近く公布施行される予定である（注一）。

昭和三年十月一日、陪審法は非常な期待と関心の下に施行せられたのであつたが、爾來陪審の評議に付せられる事件は逐年減少し、最近数年は毎年一件乃至四件程度に過ぎないと云つた状況であった。然るに、陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿を作成する為には、全国市町村当局の並々ならぬ手数を要するので、曩に昭和十六年法律第六十二号陪審法中改正法律に依り、右両名簿の有効期間を一年より四年に伸張し、市町村に於ける事務

の負担の軽減を図つた。然しながら、其の後も市町村の境界変更廢置分合、陪審員資格者の死亡国籍喪失その他の資格喪失等名簿の記載事項に異動を生じた場合等に於て、市町長の為すべき常務は相當に残つて居て（陪審法施行規則第八条乃至八条ノ四参照）、市町村の悩みの種の一つとされて居る。尚、一旦陪審の公判が開かれることになると、陪審員も三十六名の多きに亘つて出頭を命ぜられ、且内十二名乃至それ以上は時に数日間公判に立会はなければならない。又、陪審手続の性質上勢ひ多数の証人が喚問されることとなるので、戦時下繁忙裡に夫々職域奉公に精進して居る、此等の人々の蒙る不便も並大抵のものではない。他面、陪審法の施行が裁判所及検事局に及ぼす負担の過重は、当然のこととは云ひながら尠なからざるものがあつたので、陪審の廃止又は停止は裁判所及検事局側からも多年要望され、特に昨年の行政簡素化実施に依り、万般の事務の遂行が愈々重点主義的に為されつゝある折柄、其の声益々強きを加ふるに至つた。

要するに、陪審法の施行に依り市町村、一般国民、裁判所及検事局が費して居た相当の時間労力物資及費用を節減し、此の際之を戦争遂行上より一層有効な方面に結集することを得しむる為、陪審法の施行を一時停止せんとするものであつて、戦時下緊迫せる諸般の事情に鑑みるときは、全く妥当の措置と云ひ得る。元来、我国の陪審制度は、民衆をして裁判に関与せしめ犯罪事実の有無につき常識ある判断を為さしめ、以て裁判に国民の法的意識感情を注入せんとする高遠な理想の下に設けられたるもので、其の運用の妙を得るとときは、平時に於ては寧ろ望ましいものと云ひ得よう。陪審の評議に付せられる事件数が逐年減少して居るにも拘らず、今遽に陪審制度を廃止せず、単に施行停止に止めて戦争終了後之が再施行を考慮せんとした趣旨は即ち茲に在る。

戦時下に於ける陪審制度の停止は、独り我国に於てのみ考へられたものではない。既に、第一次歐州大戦當時、英國に於ては大陪審を戦時中及戦争終了後六ヶ月間停止した（注二）。今時歐州大戦勃発は、独英両国に於ける陪審制度及參審制度に対し運命的の影響を与へた。即ち、独逸に於ては、一九三九年九月一日の裁判所構成及司法の領域に於ける措置に関する命令（簡易化令）（注、英文字は省略）に依り、陪審裁判所及參審裁判所の管轄を普通裁判所に移すと共に、一九四〇年二月二十一日の刑事裁判所の管轄、特別裁判所及其他の刑事手続法規に関する命令（注、英文字は省略）並に同命令の同年三月十三日附施行令に依り、陪審及參審制度を順次廃止し現在に於ては名実共に存在して居ない（注三）。

次に、英國の陪審は、今次大戦前は刑事陪審、檢屍官裁判所陪審及民事陪審の三種であったが、之は何れも一九三九年九月二日施行の司法権行使緊急条項法（注、英文字は省略）第七条、第八条に依り、陪審構成の員数を減じ、陪審員の制限年齢を引上げ、檢屍官の陪審招集の場合を減じ、民事陪審は原則として止めた（注四）。

（注二）本法立案は、貴族院に於ては在満日本人の身分に関する満州國裁判の効力に関する法律案特別委員会に、衆議院に於ては戦時刑事特別法中改正法律案委員会に併託審議せられた。

（注二）（注、英文字を省略）梶田年著「陪審法の新研究」一五四頁。

（注三）今次大戦前、独乙に於ける陪審及參審は、区裁判所、地方裁判所及少年裁判所に於て行はれて居た。区は単独判事と參審裁判所（小參審裁判所判事一參審員一、大參審裁判所判事二、參審員二）に分かたれ、地方は陪審裁判所（判事三陪審員六）及刑事部（小刑事部判事一參審員一、大刑事部判事三參審員一、但し公判外に於ては何れも判事三の構成）に分れて居たが、簡易化令第十三条に依り区の參審は単独判事に、地方の陪審は刑事部に事物管轄を移譲し、同第十四条に依り地方の大小の刑事部を廃止して、判事

三名の刑事部を置き、従つて区は単独判事に、地方は判事三名の刑事部に一元化された。其の後、前記一九四〇年二月二十一日の命令の三月十三日附施行令第二十一条に依り、参審裁判所及陪審裁判所に関する裁判所構成法第二十八条及第七十九条乃至第九十二条が廢止された。

少年裁判所事件は、少年裁判所單獨判事、参審裁判所（判事一参審員（一）及大少年裁判所（判事一参審員（二）に於て分担して居たが、簡易化令の同年九月八日附施行令第一条に依り、参審裁判所は区に、大小少年裁判所は地方刑事部に管轄移譲せられ、その後前掲一九四〇年二月二十一日の命令第三条に依り、区判事又は地方刑事部が少年裁判所として少年事件を裁判することと規定したので、少年裁判所法中無意味に帰した参審裁判所及大小少年裁判所に関する規定は、三月十三日の施行令で廢止された。

此の点に関しては、司法研究第二十九輯第三十一輯に、神保謙治相賀判事の研究報告が載つて居る。

（注四）陪審の員数は、従来十二人、検屍官裁判所では七人以上十一人以下であつたのを、原則として七人で足りることとし、陪審員の制限年齢を六十歳から六十五歳に引上げた。民事については、裁判所が特に陪審の評議に付することを特に命じない限り、陪審を行はざることと定めた。

尚、大陪審は前大戦後復活したが、一九三三年司法権行使雑則法（注、英文字は省略）に依り廢止せられた。此の点に関しては、企画院調査課の外協資料第一号「英國の戰時立法」二六頁以下、外務省條約局第一課「歐州動乱に於ける交戦国の戰時措置及非常措置」（一）第二部一二六頁以下参照。

二 条文の解説

本法は条文が非常に簡単で、問題になるところは殆んどない」ととは思ふが、多少の解説を加へることとしやう。

（1）本文

陪審法ハ其ノ施行ヲ停止ス

法律の施行を停止した前例は未だない様であるが、之は法律の効力其のものを停止するのではなく、平たく謂へば法律其のものは生かしておいて、只当分の間眠らせておくやうなものである。抑々、法律は帝国議会の協賛を経天皇の御裁可を得て成立し、次で公布施行せられるのであるが、法律が帝国議会の協賛を経た後或は公布せられた後は、其の施行前と雖も夫々或る種の効力を有するものである。陪審法が本法に依つて其の施行停止された後は、恰度法律の公布後施行前と似た様な法律的状態におかれると謂つて良いものと考へる。陪審法の効力其ものを停止して仕舞へば、停止中は實際上恰も法律が廃止されたと類似の状態となり、陪審制度其のものが存在すると謂ひ得ようかどうかさへも疑問と思はれることとなるのであるが、今回は陪審法の廃止とか効力停止とか謂ふやうな根本的の変革を來さしめず、大東亜戦争終了後再施行することを予想しつゝ、戦時中は取敢へず眠らせて置くのが妥当であると謂ふ考へ方の下に、本法を立案した次第である。陪審法が本法附則第三項に明定する如く、大東亜戦争終了後其の全条文に付再施行された様な暁に於ては、本法は死文化し適用される余地がなくなり、特に本法の廃止法律を出す必要はないと思ふ。

（2）附則第一項

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（3）附則第二項

本法ハ本法施行前陪審手続ニ依ル公判期日ノ定リタル事件ニ関シテハ之ヲ適用セズ本法施行前其ノ裁判ノ確定シタル事件ニ関スル陪審法第四章又ハ第五章ノ規定ノ適用ニ付亦同ジ

附則第二項前段の「陪審手続ニ依ル公判期日」とは、陪審員を呼出すべき第一回の公判期日を意味するもので、陪審法第三十五条の公判準備期日や同法第五条の請求陪審事件の第一回通常公判期日は之に含まれない。

次に、茲に謂ふ「事件」とは、同項後段との関係上、本法施行の際に繫属中の事件のみを指称するのであつて、既に確定したものは含まれない。然し、苟くも本法施行前一旦陪審手続に依る第一回の公判期日が指定せられた事件であつて、繫属中の事件であれば、本法施行の際現に陪審手続が進行中の事件ばかりでなく、一旦指定せられた陪審手続に依る公判期日が変更せられ次回期日追て指定と為されて居る事件、再陪審に付する旨の決定を為したる後未だ再陪審の第一回公判期日を指定して居ない事件、陪審の答申を採択して判決の言渡があり現に上告期間進行中の事件、上告中の事件及上告後差戻又は移送せられた事件等に關しても、附則第二項前段に依り本法の適用がなく、従つて之等は依然として陪審法に準拠して審判又は処理せられることになるのである。而して、本法は附則第一項に依り公布の日より施行せられ、従つて公布の日午前零時に遡つて施行せられるのであるから、本法公布の日に陪審公判期日が指定せられた事件には本法が適用せられ、陪審裁判に付することは出来ない。

次に、第二項後段であるが、本法施行前既に陪審の本案刑事事件の裁判が確定して居ても、訴訟費用の負担を命ずる裁判に於て其の額を定めてない時は検事が之を定めることを要し（刑事訴訟法第二四五条）其の際には陪審法第四章第三四条の規定及昭和三年勅令第二三四号陪審員旅費日当及止宿料規則を適用する必要があり、又本法施行前既に本案の陪審の裁判が確定した事件に關し本法施行後に陪審法第五章の罰則違反事件が発覚し未だ公

訴の時効が完成して居ない間や、本法施行後に罰則違反が行はれた時は当該罰則を適用する必要が生ずるので、之等の場合には本法を適用せず、即陪審法の施行を停止しないことを明にしたのである。茲に謂ふ「其ノ裁判」とは、云ふ迄もなく有罪無罪の判決のみならず、公訴棄却の判決決定、免訴の判決等総ての終局的裁判を含むものである。尚、本法施行の際は、陪審の本案繫属中で本法施行後其の裁判が確定した事件に關し、其の後に陪審員が評議の秘密を漏らした場合の如きは、附則第二項前段に依り陪審法の規定が適用せられ处罚を受けることとなる。

（4）附則第三項

陪審法ハ大東亜戦争終了後再施行スルモノトシ其ノ期日ハ各条ニ付キ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ム

再施行の期日を各条に付定むこととしたのは、陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿等の作成に相当期間少くとも一ヶ年位を要するので、陪審法中之等に關する規定、即第十二条乃至第十四条、第十七条乃至第二十六条、第百十三条及第百十四条等を先づ再施行し、準備が出来てから其の他の規定を再施行せんが為であつて、陪審法の施行期日を各条に付勅令で定めることとしたのと同趣旨である。

（5）附則第四項

前項ニ規定スルモノノ外陪審法ノ再施行ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則第四項は、再施行の時に當り、法定陪審事件に該当する繫属事件の取扱等に關し、経過規定を設くる必要があるので、之を勅令に譲つたものである。

尚、昭和十九年末迄に大東亜戦争が終了し、陪審法を再施行する様なことになれば、附

則第三項に基く勅令により昭和十六年法律第六十二条附則第二項及第三項を再施行して、昭和十五年調整の陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿の効力を生かすこととなり、昭和十九年末に接着して再施行する様な場合は、附則第四項に基く勅令に依り、右両名簿の有効期間を伸張すると共に、新名簿の調製時期を定むる規定を設ける措置が執られると思ふ。従て、之等の事をも想像し、且再施行の際右名簿作成の基本資料とする為に、現在効力を有して居る此等の名簿や陪審員候補者選定録並に昭和十六年以降調整の陪審員選定録等は、当分の間之を保存すべき旨の司法省令が本法公布施行と同時に施行せられることとなつてゐる。

三 陪審法施行の実績

昭和三年十月一日以降、一般国民の司法裁判参与を許し来つた陪審法は、愈々本法により其の施行を停止せられることとなり、従来兎角批判の対象にされた陪審裁判も当分其の姿を現はす機会なく（注二）、只過去の思出として残るのみである。この意味に於て、茲に陪審法施行の実績を統計資料（自昭和三年十月一日至昭和十七年十二月三十一日）に基き顧ることも強ち徒事ではあるまい。

（一）陪審事件数

受理件数及陪審の評議に付したる事件数は、次表記載の如くであり、法定陪審事件中実際陪審の評議に付けられたるものが問題とならぬほど少いといふことが先づ注目される。

同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	昭和三年 自十月 至十二月	年度	区別
請求	法定	請求	法定	請求	法定	法定・請求	法定請求陪審事件受理件数
二	二二二六	三	一一七〇	五	一九八一	一六九九	刑法犯
四		五	五	二	一七	一四二八	特別法犯
請求	法定	請求	法定	請求	法定	法定	付した総件数
一 △三四	一 △六四八	一 △三五六	一 △三五六	六六	七	△三三三	△三二八

同十六年	同十五年	同十四年	同十三年	同十二年	同十一年	年度	区別
請求	法定	請求	法定	請求	法定	法定・請求	法定請求陪審事件受理件数
一二三九		一一三五	一四二四	一	一七三三	一九一七	刑法犯
		二	二	一	六	一〇四三	特別法犯
請求	法定	請求	法定	請求	法定	法定	付した総件数
一		四	△一三	四	△二一三	△三一六	△三一六

五年	四年	三年	昭和有罪
六三	一二二五	一二三	一二三
三	一四	五	無罪
	一		公訴棄却
	三	三	陪審更新
六六	一四三	三一	計

にして、殺人（同未遂、教唆、殺人死体遺棄等を含む）及放火（同未遂、教唆、放火詐欺等を含む）が、圧倒的に多数であつて、全体の各四割四分四厘強を占め、強盜傷人、強盜殺人が之に次いでゐる。

（二）陪審事件終局結果調

陪審の評議に付せられた事件の終局結果状況を見るに、次表の通りである。

起訴罪名	事件数(件)	起訴罪名									
		殺人	殺人放火	強盗殺人	強盗放火	強姦殺人	強姦放火	強盗強姦	強姦致傷	強盜傷人	合計
五	九	一一五	一一	二	一二四	二	一四	一	一四	一二四	五
四八四	一	四	四	一	一	一	一	一	一	一	四八四

陪審の評議に付せられた事件数は合計四百八十四件、年度別に之を見れば陪審法施行の翌年である昭和四年中が最も多く百四十三件であるが、昭和五年には之が半減して六十六件となり、事後逐年減少の一途を辿り、最近数年間は毎年一乃至四件に過ぎない。斯の如く激減した最大の原因は、被告人が事件を陪審の評議に付することを辞退するに在るのであるが、陪審辞退の理由は、想像するに陪審の答申を採択して事実の判断を為した判決に対する控訴を為すことを得ないのみならず、事実誤認を理由とする上告も許されないと（法第一百一十三条）、裁判所が陪審の答申を不当と認めるときは何回でも事件を他の陪審に付することが出来ること（法第九十五条）、陪審の評議に付しても被告人等が期待した程に左程多くの無罪判決が言渡されなかつたと謂ふ過去の事実、素人の判断に対する不安、陪審裁判手続の煩雜及一般に訴訟費用が多額に上ること等に因るものと思ふ。

次に、右陪審の評議に付せられた事件を起訴罪名別に見るとときは、

同十年	法定	二二六九	四
請求	法定	二〇八三	二
	法定	三	
請求	法定	一七	二
△一	法定	一四	

計	法定	同十七年
請求	法定	一二五〇九七
四三	法定	一三五二
五二	法定	七
請求	法定	四四八
一二	法定	一
△二四	法定	△一

(△印は陪審更新事件数にして外数なり)

計	通貨偽造	偽証	猥褻致傷	強姦	強盜	放火	傷害	傷害致死	尊属傷害致死
△一七八	三七八	一	一	六	二〇	△一二	一三六	一	三
△六	八一		一		三	△五	六一	一	一
△一	一一	一				△一	一		
△一四	四六〇	一	一	一	六	二三	△一八	一九七	二

となり、無罪判決の割合は殺人罪に於て全体の六分三厘、放火罪に於て三割一分にして、之を昭和十一年より昭和十五年迄五ヶ年間の通常手続に依る第一審無罪判決の刑法第百八条現住建造物等放火罪に於ける五厘七毛、同法第九十九条殺人罪に於ける七毛の各割合(注)に夫々比較するときは、著しく高率なることが看取せられ、此の点は仮令陪審の評議に付せられる事件が公判に於ける被告人否認の事件のみであるとするも、大いに注目に値するところである。

(三) 公判所要日数

尊属監禁致死	殺人	罪名
一	△五	有罪
	△一四	無罪
		控訴棄却
一	△六	計

而して、之を罪名別に分類すれば、

計	十七年	十六年	十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年
三七八	一		三	三	四	一〇	一二	九	二二	二九	三五	四〇
八一		一	一				三	四	八	五	六	一四
一												
一四	一						一		二	三	一	六
四八四	二	一	四	四	四		一五	一九	一八	二六	三六	五五

(注、大阪)

陪審の評議に付せられた事件の公判所要日数は、

一 日	二 日	三 日	四 日	五 日	六 日	七 日
一八〇件	一九二件	八八件	一八件	三件	二件	一件

であつて、二日で終了した事件が最も多く、其の平均所要日数は一・七日である。最長期間の七日を要した事件は、嬰児殺被告事件（注、静岡）で、此の審理に於ては証人四十二人の訊問が為されたのである。

（四）取調証人数

陪審補評議に付せられた事件に關しては、証拠は別段の定ある場合を除くの外、裁判所の直接に取調べたものに限られる（法第七十一条）のであるから、公判の審理に在りては、勢ひ多数の証人の訊問を必要とするのである。陪審公判事件四百八十四件に付て取調証人数を調査するに、一件に付最も多数の証人訊問が行はれたのは四十二人（被害者十九人の嬰児殺被告事件。注、静岡）であつて、事件数に付て謂へば証人七人を取調べた事件六十一件が最も多く、一件平均十人強の証人訊問が行はれて居る。

（五）陪審費用

陪審費用（陪審員呼出費用、陪審員の旅費日当及止宿料）は、訴訟費用の一部となり、請求陪審事件に於て刑の言渡を為すときは其の「全部又は一部が被告人の負担となるのであるが（法第百六条第百七条）、此の陪審費用の各年度平均額は、一件に付最高金四百八十二円九十四銭（昭和十二年度）、最低金二百十五円七十二銭（昭和十七年度）であつて、陪審公判事

件四百八十四件の平均陪審費用額は金三百八十六円六十二銭となつてゐる。

（注一）本法附則第二項前段の場合には、陪審裁判が行はれることがあるは勿論である。

四　おくがき

陪審法施行の実績に鑑みるに、陪審制度は制定当初の期待を裏切り、国民に縁遠い制度となつて仕舞つたことは疑なく、帝国議会に於ても之が廃止論を再三唱へられるに至つた（注二）。同じく司法裁判に対する民衆参与の一形式である調停制度が現在の如き盛況を呈してゐることから見れば、必ずしも裁判に対する民衆参与が国民性にピツタリ来ないと即断することは出来ない。さりとて、刑事裁判は国民の信頼があり民事裁判は之に反すると簡単に結論づけるわけにも行かない。陪審制度実績は、われわれ実務家に多くの示唆を与へる。もし、陪審法の再施行といふことが考慮せられる段階に立到つたならば、同法をより日本の性格を持つた法律たらしめる為に、多くの点に於て研究改正を為す余地があるだらうし、場合に依つては根本的な改正を以てしても割り切れぬものが残されることも考へ得られるであらう（注二）。

終りに、参考迄に紹介して置き度いことは、本法の施行により定員及予算関係に何らの影響を与へないといふことである。陪審本施行に當り判検事百四名検事四十六名裁判所書記三百三十七名の増員が行はれ、予算に於ても俸給費事務費等法務費に付相当の増額が認められた。然し乍ら、之等の増加職員は当初より陪審事件のみならず一般事件をも同様に取扱ひ、現在に於ては陪審のみの為の職員は存在しない。且、予算上も昭和四年度より陪

審関係の経費は一般経費中に混同計上せられて來てゐるので、本法に依り陪審法の施行が停止されても、何らの影響を蒙らない（注三）。

以上を以て「陪審法ノ停止ニ関スル法律」の解説を終る。

（注二）第七十六回帝国議会貴族院民事訴訟法中改正法律案特別委員会議事速記録第一号二頁、衆議院民法中改正法律案外二件委員会會議録第二回九頁、今回の議会に於ても廃止論的意見が聞かれた。

（注二）陪審法施行當時に於ては、我国の陪審は民衆参与の程度低く不充分な制度であり、将来參審制度的に移行する可能性があるとの議論もあつた。梶田年、前掲一六二頁以下。

（注三）厳格に言へば陪審の経費中陪審員の旅費日当のみが予算上一般経費と區別して計上されて居るが、之は大した額ではなく、例へば昭和十七年度予算に於ては千八百五十三円に過ぎない。昭和十八年度予算では、陪審停止を予想して全然計上されてゐない。

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閱歴

東京における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「一 東京における陪審公判一覧表」に掲載した通りである。

（）内では、判検事の閱歴を『日本法曹界人物事典』（第1巻～第5巻）、『司法大觀』（昭和32年・昭和42年）、『官報』、弁護士については『日本弁護士名簿』、『日本弁護士大觀』（昭和37年）、『全国弁護士大觀』（昭和52年）、『官報』などを中心に資料を収集して編集した。

東京の陪審公判を担当した判検事は、東京帝国大学・京都帝国大学・明治大学・中央大学・早稲田大学などを卒業（大正12年までは、帝国大学出身者は無試験で判検事・弁護士、私立大学卒業者は判検事登用試験及第で判検事・弁護士、弁護士試験及第で弁護士になれた。大正13年からは、高等試験司法科試験合格で判検事・弁護士、大正12

年法律第52号試験合格で弁護士になれた）。して、司法官試補から判検事となり、主として東京控訴院管内の地方裁判所・区裁判所を転々と転勤し、地方裁判所長・検事正を最後に退官して、公証人・弁護士となつた者がかなりいるが、所長・検事正に昇進しないまま退官して公証人・弁護士になつた者も多い。また、朝鮮・台湾・滿州の司法官となつた者も散見される。陪審裁判の弁護人となつた者は、東京帝国大学・京都帝国大学・明治大学・中央大学・早稲田大学などを卒業している者の外、学歴は無くても弁護士試験に及第して弁護士となつた者も多い。そして、弁護士としては東京弁護士会等の会長・副会長・各種委員会委員などの弁護士会活動をしている者が多い。また、ヤメ検・ヤメ判もいれば、町村区會議員・市會議員・府県會議員・衆議院議員となつた者もいるし、弁護士から判検事に任官した者もいる。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「雑誌記事索引集成データベース（さつきくプラス）」、「Googleブックス」で検索した。「雑誌記事索引集成データベース」は、まだ「集成」にはほど遠く、その完成が待たれる。「Googleブックス」は、「国立国会図書館サーチ」では検索できない、思ぬ資料がヒットすることがある。

なお、「官報」（昭和22年5月3日以降）は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館や大学図書館などにおいて公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士の登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できるが、出てこない人名や履歴が相当ある。原因は、検索機能がテキスト文書に依拠しているので、官報の原文から誤ってテキスト文書に打ち込まれた文字がかなりあると考えられる。また、「官報」（昭和27年3月まで）は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できるが、

検索機能は付いていないのが欠点である。

(注) 閲歴を調査するのに用いた資料の主なものは、次の通りである。

- ①『帝国大学出身名鑑』(校友調査会・一九三二年一二月。後に、『帝国大学出身人名辞典』第1巻(第3巻、日本図書センター・二〇〇三年三月に収録)。(以下、「帝国大学出身名鑑」と表記する)
- ②『人事興信録』(人事興信社・一九四八年九月)。(以下「人事興信録」昭和18年と表記する)
- ③『大衆人事録』第14版(東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月。後に、『昭和人名辞典』第1巻・東京篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録)。『大衆人事録』第14版(北海道奥羽関東中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月。後に、『昭和人名辞典』第2巻・北海道奥羽関東中部篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録)。(以下「大衆人事録」東京編・昭和18年、北海道奥羽関東中部篇・昭和18年と表記する)
- ④『人物物故大年表』(日本人編I・II(日外アソシエーツ・二〇〇五年一二月、二〇〇六年一二月)
- ⑤『日本法曹界人物事典』第1巻(第5巻(ゆまに書房・一九九五年八月))には、第1巻に『帝国法曹大観』(帝国法曹大観編纂会・一九一五年一一月)、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補(帝国法曹大観編纂会・一九二三年一一月)、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版(帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月)、第4巻に『大日本法曹大観』(大日本法曹大観編纂会・一九三六年一〇月)、第5巻に『大日本司法大観』(大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月)が、収録されている。(以下、「法曹界人物事典」I・Vと表記する)
- ⑥『司法大観』(法曹会・一九五七年七月、一九六七年七月)。(以下、「司法大観」昭和32年・昭和42年と表記する)
- ⑦『日本弁護士大観』(国際聯合通信社・一九六二年一二月)。(以下、「日本弁護士大観」昭和37年と表記する)
- ⑧『全国弁護士大観』(法曹公論社・一九七七年六月)。『全国弁護士大観』別冊追録(法曹公論社・一九七八年一〇月)。(以下、「全国弁護士大観」所和52年・昭和53年と表記する)
- ⑨『司法沿革誌』(法曹会・一九三九年一〇月)
- ⑩『続司法沿革誌』(法曹会・一九六三年三月)
- ⑪『法務沿革誌』第1巻(法曹会・一九六七年三月・一九七四年一〇月・一九七九年五月、一九八五年五月・一九九三年五月・一九六六年五月・二〇〇三年五月・二〇〇八年五月、二〇一三年五月)。注、第1巻・第2巻は法務大臣官房司法法制調査部
- ⑫『裁判所沿革誌』第1巻(第6巻(法曹会・一九六八年四月・一九六九年三月・一九七八年七月・一九八八年七月・一九九八年二月・二〇〇八年三月))。注、第6巻は最高裁判所事務総局総務局
- ⑬『法曹会雑誌』(法曹会・一九二七年一月・一九四四年三月)所収の「叙任辞令」欄・「公証人の異動」欄(注、脱落が多い)
- ⑭『国立公文書館所蔵 明治大正昭和 官員録・職員録集成』マイクロフィルム版(日本図書センター・一九九〇年一月)
- ⑮『官報』所収の「叙任及辞令」欄・「兼報」欄
- ⑯『自由と正義』(日本弁護士連合会発行)所収の「登録・登録換・登録取消」欄
- ⑰『日本弁護士名簿』明治32年(昭和16年)「欠号、明治34年・大正11年・大正12年」(日本弁護士協会録事・法曹公論)号外・日本弁護士協会発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館、東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館所蔵)、『日本全国弁護士名簿』昭和8年(昭和12年)(『正義』号外・帝国弁護士会発行。早稲田大学図書館所蔵)、『大日本弁護士名簿』昭和17年・昭和18年(大日本弁護士会联合会発行。東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館・法務図書館所蔵)
- ⑱『東京弁護士会百年史』(東京弁護士会・一九八〇年一〇月)、『われらの弁護士会史』(第一東京弁護士会・一九七一年一二月)、『第一東京弁護士会史』(第一東京弁護士会・一九七六年一月)
- ⑲『日本弁護士総攬』第1巻・第2巻・合本(東京法曹会・一九一一年八月、一九一一年一二月、一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録)
- ⑳『現代弁護士大観』(丸萬商店・一九三二年一二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録)
- ㉑新田宗盛『大東京構成の人及其事業』(帝国時事通信社・一九三一年九月。後に、『東京人名資料事典』第4巻・第5巻、日本図書七

㉙『近代日本社会運動史人物大事典』1~5、日外アソシエーツ「1~4」一九七九年一月、「5」一九七九年三月)

1 裁判官

① 豊水道雲

●明治一四年二月七日生、広島県豊田郡本郷村、明治四〇年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四〇年八月司法官試補・東京地方裁判所判事、明治四二年六月新潟地方裁判所判事、明治四三年三月東京区裁判所判事、大正三年七月横浜区裁判所判事、大正五年一二月横浜地方裁判所判事、大正七年一一月横浜地方裁判所部長、大正一〇年七月東京控訴院判事、大正一〇年一二月東京地方裁判所部長、大正一一年五月第五期司法官試補指導掛、大正一一年九月大正一一年第二次判事検事登用第一回試験委員・大正一一年度第二次弁護士試験委員、大正一二年一〇月司法官試補指導掛、大正一三年一月東京控訴院判事、大正一三年四月陪審制度視察ノ為歐米各国へ出張、大正一三年一二月東京控訴院部長、大正一四年六月喪失国債証券審査会審査委員被仰付・公証人懲戒委員、昭和二年四月東京地方裁判所部長、昭和二年六月強制執行並競売ニ関スル法律取調委員ヲ嘱託ス・弁護士法改正調査委員ヲ嘱託ス、昭和三年一〇月民法改正調査委員会幹事ヲ嘱託ス、昭和四年一月大審院判事、昭和九年五月民法改正調査委員、昭和九年九月東京控訴院部長、昭和一〇年五月東京民事地方裁判所長、昭和一〇年七月司法制度調査委員・弁護士法改正法律実施準備委員(人物事典 I~V)、昭和一四年六月大審院部長(官報 昭和14・6・27)、昭和一七年七月退職(官報 昭和17・7・29)、昭和二二年六月弁護士登録・第一東京(官報 昭和22・7・28)、昭和二七年二月二〇

日登録取消・死亡(官報 昭和27・3・10)

●「豊水道雲」(帝国大学出身名鑑)校友調査会・一九三二年一二月)

●豊水道雲・渡邊久「英國三於ケル刑事陪審裁判ノ実況調査復命書」(陪審制度視察報告書集)司法資料第85号、司法省調査課・一九二六年五月)

② 石田壽

●明治二八年四月一日生、福岡市天神、大正八年一〇月高等試験行政科試験合格、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年七月弁護士登録・福岡(官報 大正9・8・9)、大正一一年四月登録取消(官報 大正11・4・27)、大正一一年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正一二年四月東京地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一三年五月東京地方裁判所判事、昭和九年一二月東京控訴院判事、昭和一〇年七月東京刑事地方裁判所判事、昭和一一年三月内閣總理大臣秘書官、昭和一二年三月東京刑事地方裁判所部長、昭和一二年三月欧米諸国へ出張、昭和一二年一二月東京区裁判所判事、昭和一三年一二月東京刑事地方裁判所部長、昭和一四年五月東京刑事地方裁判所検事兼司法事務官・大臣官房会計課勤務、昭和一四年六月司法書記官・大臣官房会計課長、昭和一九年三月東京区裁判所監督判事、昭和二〇年三月長崎地方裁判所長(人物事典 II・III・V・司法大観 昭和32年)、昭和二四年一月兼長崎家庭裁判所長(官報 昭和24・2・3)、昭和二六年五月京都地方裁判所長(官報 昭和26・6・7)、昭和三二年八月高松高等裁判所長官(官報 昭和32・8・14)、昭和三五年二月依願免本官(官報 昭和35・3・2)、昭和三七年二月二〇日死亡(朝日新聞 昭和37・2・21夕)

●石田穰一「父石田壽を語る(二)」(三・完)(判例時報 35号・36号、一九六四年二月一日・二月一日・二月二二日)

③大野正太郎

●明治三三年一月二八日生、東京市芝区白金猿町、大正二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年八月東京地方裁判所予備判事、大正一五年一二月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一六年三月東京区裁判所兼東京刑事地方裁判所判事、昭和一七年八月陸軍司政官、昭和一七年一一月昭南高等法院審判官、昭和一八年九月陸軍司政長官、昭和一八年一一月昭南高等法院長、昭和二一年七月復員、昭和二一年七月東京控訴院判事、昭和二二年一一月青森地方裁判所長、昭和二三年五月兼青森家事審判所判事（官報 昭和23・6・3）、昭和二十四年一月兼青森家庭裁判所長、昭和二十四年一二月仙台高等裁判所判事部事務總括（官報 昭和24・12・15）、昭和二八年六月仙台地方裁判所長（司法大觀 昭和32年）、昭和三三年四月東京高等裁判所判事（官報 昭和33・4・25）、昭和三三年五月依願免本官（官報 昭和33・5・8）、昭和三三年五月裁判官訴追委員会參事・事務局長（官報 昭和33・5・10）、昭和三三年一一月一九日死亡（官報 昭和33・11・26）

④沼義雄

●明治一六年三月二〇日生、姫路市西呉服町→牛込区若松町、明治四二年七月東京帝國大學法科大學卒業、明治四二年七月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治四五年四月東京地方裁判所予備判事、大正元年一一月東京地方裁判所判事、大正七年九月看守長任用試験委員、大正九年一二月東京控訴院判事、大正一〇年六月東京地方裁判所判事、大正一〇年一一月東京地方裁判所部長、大正一二年四月東京地方裁判所判事、大正一四年六月東京控訴院部長、昭和二二年八月最高裁判所判事（司法大觀 昭和32年）、昭和三六年八月定年退官（官報 昭和36・8・26）、昭和四七年一月一〇日死亡（人物事典 大正年表 日本人編II・平成18年）

訴院部長、大正一四年六月公証人懲戒予備委員、大正一五年三月陪審制度視察ノ為歐米各國へ出張、昭和三年七月東京地方裁判所部長、昭和四年一〇月大審院判事（人物事典 I・V）、昭和二一年二月退職（官報 昭和21・2・13）、昭和四一年五月二十四日死亡（朝日新聞 昭和41・5・25）
●「沼先生略歴および執筆目録」（私法の諸問題—沼博士古希記念論文—）日本大学法学会・一九五八年二月）、小野幸二編『法学博士沼義雄先生想い出の記』（日本大学法学院沼研究室・一九六七年五月）、「沼義雄」（大日本法学博士要覽 明治大正編）鉛政会・一九六八年一〇月）

⑤島保

●明治二十四年八月二十五日生、東京府豊多摩郡渋谷町、大正五年五月東京帝国大学法科大學卒業、大正五年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和七年二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年七月東京地方裁判所判事、大正一二年四月陪審制度視察ノ為歐米各國へ出張、大正一二年四月東京地方裁判所部長、大正一三年一二月司法書記官兼檢事・刑事局兼調查課勤務、大正一四年四月東北帝國大學講師嘱託、昭和二年一月刑法改正原案起草委員会委員、昭和二年五月東京地方裁判所部長、刑事局調査課事務嘱託、昭和五年八月東京控訴院判事、昭和六年一一月東京控訴院部長、昭和八年六月東京地方裁判所部長、昭和一〇年四月大審院判事、昭和一〇年七月司法制度調査会幹事、昭和一三年七月東京刑事地方裁判所長（人物事典 II・V）、昭和一九年一一月兼東京民事地方裁判所長、昭和二〇年四月大審院部長、昭和二二年八月最高裁判所判事（司法大觀 昭和32年）、昭和三六年八月定年退官（官報 昭和36・8・26）、昭和四七年一月一〇日死亡（人物事典 大正年表 日本人編II・平成18年）

●野村正男「島保」（法窓風雲録）下巻、朝日新聞社・一九六六年一月）、橋本清吉「島保」（法曹百年史、法曹公論社・一九六九年一〇月）

●島保「仏國ニ於ケル陪審制視察復命書」〔陪審制度視察報告書集〕司法資料第85号、司法省調査課・一九二六年五月)、浦辺衛「第一話 島保氏(元最高裁判事)談(東京地裁當時)」『わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態調査を中心として』司法研修所調査叢書第9号、一九六八年三月)

⑥佐藤藤佐

●明治二七年一月七日生、秋田県由利郡小出村→東京都、大正一〇年四月東京帝國大學法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月東京地方裁判所判事、大正一五年三月刑事局事務嘱託、昭和六年二月東京控訴院判事、昭和七年一月検事兼司法書記官・刑事局勤務、昭和八年五月刑法並監獄法改正委員会幹事、昭和一〇年五月獨国伯林ニ於テ開催ノ第十一回国際刑法並監獄會議ニ於ケル帝國委員、昭和一一年七月選挙制度調査会幹事、昭和一二年九月刑事局第一課長、昭和一二年一二月大臣官房人事課長、昭和一三年七月司法制度調査委員会幹事、昭和一四年九月司法保護事業委員会幹事(『人物事典』II)、昭和一六年八月前橋地方裁判所長、昭和一八年三月横浜地方裁判所長、昭和一八年一二月司法省調査官・大臣官房勤務、昭和二〇年四月東京刑事地方裁判所長、昭和二〇年一〇月司法省刑事局長、昭和二二年六月司法次官、昭和二三年二月法務行政長官、昭和二四年六月刑政長官、昭和二五年七月檢事總長、昭和二八年九月歐州各國へ出張(『司法大觀』昭和32年)、昭和三二年七月依願免本官(『官報』昭和32・7・25)、昭和三二年九月弁護士登録・東京(『官報』昭和32・10・9)、昭和三二年一二月法務省特別顧問(『官報』昭和33・1・4)、昭和四〇年五月辞職法務省特別顧問(『官報』昭和40・5・12)、昭和六〇年七月登録取消(『官報』昭和60・8・8)、昭和六〇年八月二九日死亡(『人物物故大年表』日本人編II・平成18年)

●野村正男「佐藤藤佐」〔法惹風雲錄〕下巻、朝日新聞社・一九六六年一月)、勝尾鑑三「佐藤藤佐」〔法曹百年史〕、法曹公論社・一九六九年一〇月)

⑦八木田政雄

●明治三一年八月三日生、熊本市下通町、大正一一年三月京都帝國大學法学部卒業、大正一三年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一五年三月神戸地方裁判所予備判事、昭和二年二月神戸地方裁判所姫路支部予備判事、昭和二年八月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一三年四月司法書記官・調査部第三課長、昭和一三年八月法規整備委員会幹事、昭和一四年九月行刑局第三課長(『人物事典』III・V)、昭和一六年二月東京控訴院判事(『官報』昭和16・3・3)、昭和一六年一一月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所判事(『官報』昭和16・11・15)、昭和一八年一一月東京刑事地方裁判所部長(『官報』昭和18・11・26)、昭和二〇年六月東京控訴院判事(『官報』昭和20・6・9)、昭和二〇年一〇月東京控訴院部長(『官報』昭和20・10・23)、昭和二一年四月東京区裁判所監督判事(『官報』昭和21・4・27)、昭和二二年一一月東京高等裁判所判事(『官報』昭和22・11・21)、昭和二四年三月部事務総括者(『官報』昭和24・4・15)、昭和二四年七月依願免本官(『官報』昭和24・7・20)、昭和二四年八月弁護士登録・第二東京(『官報』昭和24・10・4)、昭和二八年七月五日登録取消・死亡(『官報』昭和28・8・10)

⑧小林四郎

●「田島勝太郎」〔帝国大学出身名鑑〕、校友調査会・一九三三年二月)、(注、八木田政雄は、田島勝太郎の娘婿)

●明治二三年八月三一日生、佐賀市水ヶ江町、大正四年五月東京帝國大學法科大學卒業、大正五年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正六年二月東京地方裁判所予備檢事、大

正六年九月東京地方裁判所検事、大正一〇年六月東京地方裁判所判事、大正一三年一月東京地方裁判所部長、大正一三年四月陪審制度視察ノ為歐米諸国へ出張、大正一三年一〇月仏國巴里ニ於テ開催ノ国際航空私法會議ニ於ケル帝国委員、大正一五年五月刑事局事務嘱託、昭和三年九月司法官試補指導掛、昭和八年三月東京控訴院部長、昭和一二年一一月東京刑事地方裁判所部長（「人物事典」III-V）、昭和一五年一月大審院判事（「官報」昭和15・1・30）、昭和二〇年一月横浜地方裁判所長（「官報」昭和20・1・30）、昭和二〇年九月宮城控訴院長（「官報」昭和20・9・12）、昭和二一年二月大審院部長・退職（「官報」昭和21・2・12・13）、昭和二一年三月弁護士登録・第一東京（「官報」昭和21・5・24）、昭和五〇年七月七日登録取消・死亡（「官報」昭和50・10・9）

●「小林四郎」（『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一二月）、「小林四郎」（『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年一二月）

●浦辺衛「第二話 小林四郎氏（元大審院判事）談（東京地裁當時）」「わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態調査を中心として」司法研修所調査叢書第9号、一九六八年三月）

⑨宮城實

●明治二一年二月九日生、埼玉県大里町久下町、大正二年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正二年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正四年三月東京地方裁判所予備判事、大正四年七月東京地方裁判所判事、大正七年八月新潟地方裁判所判事、大正七年一二月東京区裁判所判事、大正一〇年七月東京控訴院判事、大正一二年四月東京地方裁判所部長、昭和二年三月欧米各国へ出張、昭和三年七月東京控訴院部長、昭和三年八月公証人懲戒予備委員・文官普通懲戒委員、昭和四年一〇月東京地方裁判所部長、昭和八年七月東京控訴

院部長、昭和一〇年五月大審院判事、昭和一〇年七月司法制度調査会幹事（「人物事典」I-V）、昭和二一年二月大審院部長（「官報」昭和21・2・13）、昭和二二年八月依願免本官（「官報」昭和22・8・5号外）、昭和二三年一〇月弁護士登録・東京（「官報」昭和22・12・5）、昭和二七年九月六日登録取消・死亡（「官報」昭和27・10・9）

●丁野曉春「先人を想う宮城実氏のこと」（『時の法令』294号・一九五八年一〇月）

⑩小泉英一

●明治二五年四月二〇日生、岡山県上道郡西大寺町、大正六年七月東京帝国大学法科大學卒業、大正八年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正九年一〇月京都地方裁判所檢事、昭和一一年一二月退職、独逸國に於ケル仲裁制度ノ取調嘱託、大正一二年二月出発、伯林大学ニ於テ刑法法及社会法制ヲ研究、大正一三年八月帰国、大正一三年一一月東京区裁判所判事、昭和八年四月東京控訴院判事、昭和九年二月横浜地方裁判所部長、昭和一〇年六月東京控訴院判事、昭和一一年一二月東京刑事地方裁判所部長、昭和一四年八月司法研究所指導官（『人物事典』II-V）、昭和一七年一月金沢地方裁判所長（「官報」昭和20・1・9）、昭和一九年一二月宇都宮地方裁判所長（「官報」昭和20・2・22）、昭和二四年四月依願免本官（「官報」昭和24・4・5）、昭和二四年四月弁護士登録・第二東京（「官報」昭和24・5・24）、昭和五三年一〇月三〇日登録取消・死亡（「官報」昭和54・1・26）

●「小泉英一」（『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一二月）、「小泉英一」（『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年一二月）、「小泉英一」（『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

●浦辺衛「第四話 小泉英一氏（元大審院判事）談（横浜地裁當時）」「わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態調査を中心として」司法研修所調査叢書第9号、一九六八年三月）

⑪潮道佐

●明治二七年七月八日生、島根県美濃郡豊田村、大正九年七月京都帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正一一年四月東京地方裁判所予備判事、大正一一年七月横浜地方裁判所判事、大正一三年一二月東京地方裁判所判事、昭和八年七月東京地方裁判所部長、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所部長(人物事典 II・IV)、昭和一二年一二月一日死亡(官報 昭和12・11・13)

●潮道佐「陪審員のまちがひ（フランス雑誌から）」『法曹会雑誌』第9巻第6号、一九三一年六月）、潮道佐編著『刑事訴訟法（陪審法先例大鑑）』（立興社・一九三五年七月）

⑫多田威美

●明治三五年一二月二〇日生、東京市赤坂区青山北町、昭和三年一〇月高等試験司法科及行政科合格、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和五年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月甲府地方裁判所判事、昭和九年二月東京地方裁判所判事(人物事典 IV・V)、昭和一〇年五月東京民事地方裁判所兼刑事地方裁判所判事、昭和一六年一二月東京民事地方裁判所部長、昭和一九年一二月東京控訴院判事、昭和二二年一一月東京高等裁判所判事、昭和二九年七月東京地方裁判所判事、昭和三一年一月依願免本官(官報 昭和31・1・13)、昭和三一年二月公証人・横浜(司法大観 昭和32年・昭和42年)、昭和四六年九月依願免公証人(官報 昭和46・10・2)

⑬河原徳治

●明治三四年一二月一〇日生、鹿児島市平之町、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒

業、昭和五年一一月高等試験司法科合格、昭和六年一月弁護士登録・名古屋、昭和九年五月登録取消、昭和九年六月東京地方裁判所予備判事、昭和九年一〇月横浜地方裁判所予備判事、昭和一〇年一月名寄区裁判所判事、昭和一一年三月釧路地方裁判所判事、昭和一二年三月江差区裁判所判事、昭和一二年一二月函館地方裁判所判事、昭和一三年一二月釧路地方裁判所判事(人物事典 IV・V)、昭和一七年六月新潟地方裁判所判事、昭和二〇年七月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所判事、昭和二三年一一月東京地方裁判所判事、昭和二三年五月東京高等裁判所判事、昭和三四年四月横浜地方裁判所判事部事務総括者(官報 昭和34・4・18)、昭和四一年一二月東京高等裁判所判事・定年退官、昭和四一年一二月東京簡易裁判所判事(司法大観 昭和32年・昭和42年)、昭和四六年一〇月依願免本官(官報 昭和46・10・5)、昭和五一年五月一三日死亡(朝日新聞 昭和51・5・16)

●河原徳治『米国刑事証拠法』（司法研究報告書・第1輯第3号、一九四九年三月）

⑭池田確二

●明治二〇年七月一五日生、佐賀県佐賀郡久保田村、大正三年七月東京帝国大学法科大學卒業、大正四年二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正五年一〇月東京地方裁判所予備判事、大正六年七月浦和地方裁判所判事、大正八年六月東京地方裁判所判事、大正一三年一一月東京控訴院判事、大正一三年一二月千葉地方裁判所部長、昭和三年七月東京控訴院判事、昭和二年二月東京地方裁判所部長、昭和七年七月東京地方裁判所判事、昭和九年四月歐米各国へ出張、昭和九年九月東京地方裁判所部長、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所部長、昭和一年一二月大審院判事(人物事典 I・V)、昭和一六年四月福岡地方裁判所長(官報 昭和16・5・3)、昭和一八年一二月横浜地方裁判所長(官報 昭和18・11・29)、昭和二〇年

● 明治二七年五月一日生、佐賀県佐賀郡南川副村、大正八年七月京都帝国大学法学部卒業、大正八年八月司法官試補・長崎地方裁判所詰、大正九年五月東京地方裁判所詰、大正一〇年四月長崎地方裁判所予備判事、大正一〇年八月長崎区裁判所判事、大正一一年一月宮崎地方裁判所判事、大正一三年四月熊本地方裁判所判事、大正一五年七月長崎地方裁判所判事、大正一五年八月団体的犯罪ニ就テ調査研究、大正一五年一二月長崎控訴院判事、昭和五年二月東京控訴院判事、昭和六年一二月東京地方裁判所部長、昭和八年七月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京控訴院判事（人物事典 I 5）、昭和一一年二二月東京刑事地方裁判所部長、昭和一四年七月東京控訴院部長、昭和一六年二月東京区裁判所監督判事、昭和一九年三月広島地方裁判所長（司法大観 昭和32年）、昭和二一年二月福岡地方裁判所長（官報 昭和21・2・22）、昭和二四年一月兼福岡家庭裁判所長（官報 昭和24・2・3）、昭和二四年四月免福岡家庭裁判所長（官報 昭和24・4・22）、昭和二七年一〇月仙台高等裁判所長官（官報 昭和27・10・20、昭和27・10・27）、昭和二九年一一月福岡高等裁判所長官（官報 昭和29・12・3）、昭和三三年四月依願免本官（官報 昭和33・4・24）、昭和五四年五月二七日死亡（人物物故大年表）日本人編II・平成18年）

● 浦辺衛「第三話 吉田肇氏（元福岡高裁判事）談（東京地裁當時）」（わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態調査を中心として）『司法研修所調査叢書第9号、一九六八年三月』

● 岩田誠

● 明治三五年一一月二六日生、愛知県丹羽郡丹陽村→東京都新宿区柏木、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月東京帝國大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和三年八月大阪地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月大阪地方裁判所判事、昭和七年一〇月東京区裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事（人物事典 I 5）、昭和一六年七月東京刑事地方裁判所部長、昭和一七年五月司法研究所指導官、昭和一八年一二月東京刑事地方裁判所部長、昭和二一年二月東京控訴院部長、昭和二二年五月東京高等裁判所判事、昭和二二年一一月裁判所調査官・最高裁判所勤務（官報 昭和22・11・12・13）、昭和二三年九月東京高等裁判所判事最高裁判所調査官（官報 昭和23・9・9、「司法大観」昭和42年）、昭和二四年七月最高裁判所裁判所調査官（官報 昭和24・7・14）、昭和二七年三月司法制度視察ノタメ英國へ出張、昭和三一年一二月兼最高裁判所事務総局訟廷部長（司法大観 昭和32年）、昭和三三年一二月免最高裁判所事務総局訟廷部長、昭和三四年五月解最高裁判所裁判所調査官、昭和三四年五月東京高等裁判所判事部事務総括者、昭和三七年一一月静岡地方裁判所兼静岡家庭裁判所長、昭和三八年一二月東京高等裁判所判事部事務総括者、昭和三九年八月最高裁判所判事（司法大観 昭和42年）、昭和四七年一一月定年退官（官報 昭和47・11・28）、昭和六〇年二月九日死亡（人物物故大年表）日本人編II・平成18年）、

● 「論文目録」「判例解説目録」「裁判目録」（ある裁判官の思索と意見）、一粒社・一九七二年一月）、「岩田誠先生略歴」「裁判目録」「著書・論文目録」「刑事裁判の諸問題」岩田誠先生尊壽祝賀、判例タイムズ社・一九八二年一〇月）、奥野健一外二七名「岩田さんと私」（刑事裁判の諸問題）岩田誠先生尊壽祝賀、判例タイムズ社・一九八二年）

⑯中野次雄

● 明治四三年六月二七日生、東京市本所区東両国、昭和八年一一月高等試験司法科及行政科合格、昭和九年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和九年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和一〇年一二月東京民事地方裁判所予備判事、昭和一一年八月千葉地方裁判所判事〔人物事典〕IV・V、昭和一二年一〇月東京刑事地方裁判所民事地方裁判所兼東京区裁判所判事、昭和一六年一二月司法事務官・司法省刑事局勤務、昭和一七年八月陸軍司政官・馬来軍政監部付、昭和二一年六月司法事務官・司法省刑事局勤務、昭和二三年二月法務庁事務官・法務庁檢務局勤務、昭和二三年四月檢務局恩赦課長、昭和二三年一一月兼檢務長官總務室主幹事務取扱〔官報〕昭和23・12・4)、昭和二四年一月東京高等檢察庁檢事・法務府檢務局恩赦課長、昭和二四年六月法務府檢務局總務課長兼恩赦課長、昭和二四年一一月司法試験考查委員〔官報〕昭和25・1・10)、昭和二四年一二月法務總裁官房秘書課長、昭和二六年二月東京高等裁判所判事、昭和二九年六月東京地方裁判所判事〔司法大觀〕昭和32年)、昭和二九年一〇月部事務總括者〔官報〕昭和29・11・9)、昭和三〇年九月第三回國際犯罪學會議出席のため歐州各国へ出張、昭和三六年二月東京地方裁判所判事・司法研修所教官〔官報〕昭和36・3・2)、昭和三九年九月東京高等裁判所判事、昭和四一年四月最高裁判所裁判所調査官〔官報〕昭和41・4・2、「司法大觀」昭和42年)、昭和四三年三月前橋地方裁判所兼前橋家庭裁判所長〔官報〕昭和43・3・25)、昭和四五年二月東京高等裁判所判事部事務總括者〔官報〕昭和45・2・18)、昭和四八年五月大阪高等裁判所長官〔官報〕昭和48・5・29)、昭和五〇年六月定年退官〔官報〕昭和50・7・1)、平成二一年一〇月一三日死亡〔人物物故大年表〕日本人編II・平成18年)

● 齋藤壽郎「わが友中野次雄君——その人間像と周辺——」(團藤重光・齋藤壽郎『刑事裁判の課題』有斐閣・一九七二年一二月)、「中野判事著作目録」(團藤重光・齋藤壽郎監修『刑事裁判の課題』中野次雄判事還暦祝賀、有斐閣・一九七二年一月)

● 中野次雄「ある陪審事件の審理——一つの資料として——」(『法曹時報』第37卷第5号、一九八五年五月)、中野次雄「刑事裁判の思い出」(『法律のひろば』第38卷第1号、一九八五年一一月)

⑯中野峯夫

● 明治二九年六月五日生、大分県東国東郡中武藏村、大正一一年三月京都大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方予備判事、大正一三年五月東京地方裁判所判事〔人物事典〕II・III)、昭和七年九月台灣總督府法院判官・高等法院覆審部勤務〔官報〕昭和7・9・29)、昭和一一年一〇月高等法院上告部判官〔官報〕昭和11・10・29)、昭和一三年(昭和一四年弁護士登録・台北)、昭和一五年三月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事〔官報〕昭和15・3・9)、昭和一六年一一月東京控訴院判事〔官報〕昭和18・12・27)、昭和二〇年三月大審院判事・退職〔官報〕昭和20・3・24、昭和20・3・27)、昭和二〇年四月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和20・5・22)、平成四年一二月一二日登録取消・死亡〔官報〕平成5・1・22)

● 「中野峯夫教授の略歴と研究業績」(『創価法学』第18卷第1号、一九八八年八月)

● 東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』(きょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として「中野峯夫弁護士に対する聴取」が集録されている。

2 檢事の歴史

①北條磯五郎

● 明治一九年一月一日生、静岡県田方郡江間村、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正五年三月東京地方裁判所予備検事、大正五年七月大阪区裁判所検事、大正一年七月東京区裁判所検事、大正一三年一二月横浜区裁判所検事、大正一五年七月東京地方裁判所検事、昭和二年一〇月東京控訴院検事、昭和二年一二月東京地方裁判所検事（『人物事典』I～III）、昭和五年五月二八日死亡（『官報』昭和5・6・5）

● 佐々波與佐次郎「日本検察論——本邦近代の検察管見——」（『法曹百年史』、法曹公論社・一九六九年・一〇月）。（注、「朝鮮疑獄事件」・昭和四年は、北條磯五郎検事が主任で朝鮮にも出張捜査した事件である。）

②松阪廣政

● 明治一七年三月二五日生、京都府久世郡宇治町、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四三年八月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正元年一二月水戸地方裁判所予備検事、大正二年六月水戸地方裁判所検事、大正三年九月横浜地方裁判所検事、大正四年一〇月東京区裁判所検事、大正八年六月名古屋区裁判所検事、大正一二年四月東京地方裁判所検事、大正一四年四月東京控訴院検事、昭和二年一〇月東京地方裁判所検事、昭和六年四月歐米各国へ出張、昭和六年九月大審院検事、昭和七年一月横浜地方裁判所検事正、昭和八年一二月大審院検事、昭和一〇年五月高等試験臨時委員、昭和一〇年一〇月東京控訴院検事（『人物事典』I～V）、昭和一二年二月司法省刑事局長（『官報』昭和12・2・9）、昭和一四年五月東京控訴院検事長（『官報』昭和14・6・1～2）、昭和一六年七月検事総長（『官報』昭和16・7・30）

昭和一九年七月司法大臣、昭和二〇年八月貴族院議員、昭和二〇年八月依願免本官・司法大臣、昭和二一年四月依願免・貴族院議員（『松阪廣政伝』昭和44年）、昭和二三年一月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和23・2・25）、昭和三五年一月五日登録取消・死亡（『官報』昭和35・2・15）
● 「松阪廣政」（『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月）、野村正男「松阪広政」（『法窓風雲錄』上巻、朝日新聞社・一九六六年一月）、遠山寛「松阪広政」（『法曹百年史』、法曹公論社・一九六九年一〇月）、松阪廣政伝（松阪廣政伝刊行会・一九六九年一月）

③猪原敬勝

● 明治二〇年九月二八日生、愛媛県北宇和郡宇和島町→宇和島市丸の内、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正五年六月静岡地方裁判所予備検事、大正五年一一月山口地方裁判所検事、大正八年六月下旬区裁判所検事、大正九年一〇月大分地方裁判所検事、大正一三年一月佐賀地方裁判所検事、大正一三年一二月東京地方裁判所検事、昭和四年八月金沢地方裁判所検事、昭和九年一〇月長崎控訴院検事（『人物事典』I～IV）、昭和一一年一二月富山地方裁判所検事正（『官報』昭和11・12・28）、昭和一二年一〇月退職（『官報』昭和12・10・26）、昭和一三年三月二八日死亡（『東京朝日』昭和13・3・30）
● 「猪原敬勝」（『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一二月）

④中島石雄

● 明治一九年六月九日生、三重県一志郡本村、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正五年三月東京地方裁判所予備検事、大正五年七月横浜区裁判所検事、大正一〇年一二月東京地方裁判所検事（『人物事典』I～III）、昭和五年六月三〇日東京控訴院検事（『官報』昭和5・7・3）、昭和六年三月二六日死亡（『官報』昭和6

⑤秋山要

● 明治一七年一二月八日生、東京市小石川区西丸町→大塚仲町、明治四四年七月東京帝國大学法科大学卒業、大正三年二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正四年一〇月東京地方裁判所予備検事、大正五年一月東京区裁判所検事、昭和九年六月看守長任用試験委員、昭和一〇年七月横浜地方裁判所検事、大正一二年四月典獄・浦和刑務所長、大正一三年一二月市谷刑務所長、昭和二年一〇月東京地方裁判所検事、昭和五年九月東京区裁判所検事、昭和七年三月兼司法書記官・大臣官房保護課長、昭和七年三月東京地方裁判所検事、昭和七年八月司法書記官兼検事、昭和九年二月東京控訴院検事、昭和九年四月欧米各国へ出張、昭和九年一二月大審院検事（人物事典 I・V）、昭和一一年一二月大阪控訴院検事（官報 昭和11・28）、昭和一二年六月大審院検事（官報 昭和12・6・30）、昭和一三年一月横浜地方裁判所検事（官報 昭和13・1・11）、昭和一三年六月司法省行政局長（官報 昭和13・6・30）、昭和一五年五月司法省刑事局長（官報 昭和15・5・16）、昭和一六年七月広島控訴院検事長（官報 昭和16・7・22）、昭和一六年七月東京控訴院検事長（官報 昭和16・7・31）、昭和二〇年九月退職（官報 昭和20・9・12）、昭和二〇年一一月弁護士登録・第二東京（官報 昭和20・12・12）、昭和四六年四月二一日登録取消・死亡（官報 昭和46・6・28）

（注）昭和一六年七月一三日第三次近衛内閣が組織され、七月二五日予想外の岩村通世検事総長が司法大臣に任せられた。その後任として東京控訴院検事長松阪廣政が検事総長に補任され、その後任として秋山要是広島に赴任することなく東京控訴院検事長に補された（法律新聞 昭和16・8・5）。

● 「秋山要」（帝国大学出身名鑑）校友調査会・一九三二年一二月、「秋山要」（日本弁護士大観）国際聯合通信社・

一九六二年一二月）、野村正男「秋山要」（法窓風雲録）上巻、朝日新聞社・一九六六年一月）、野村正男「あの人この人訪問記
一第八十回—秋山要さん」（法曹）¹⁸⁶号・一九六六年四月）、吉田閑「秋山要」（法曹百年史）法曹公論社・一九六九年一〇月）

⑥熊谷誠

● 明治二二年五月二七日生、福島県西白河郡釜子村、大正三年七月東京帝國大学法科大學卒業、大正三年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正五年三月長崎地方裁判所予備検事、大正五年九月竹田区裁判所検事、大正六年一〇月大分区裁判所検事、大正七年七月山形区裁判所検事、大正八年六月横手区裁判所検事、大正九年一〇月八戸区裁判所検事、大正一〇年一一月仙台地方裁判所検事、大正一一年六月看守長任用試験員、大正一三年八月東京区裁判所検事、昭和三年六月司法官試補指導掛、昭和三年七月東京地方裁判所検事、昭和六年四月東京控訴院検事、昭和八年一一月札幌控訴院検事、昭和一〇年四月横浜地方裁判所検事、昭和一一年六月広島控訴院検事、昭和一二年二月札幌控訴院検事、昭和一四年九月札幌地方裁判所検事正（人物事典 I・V）、昭和一五年一〇月仙台地方裁判所検事正（官報 昭和16・10・8）、昭和一六年一二月大審院検事（官報 昭和16・12・27）、昭和一八年八月神戸地方裁判所検事正（官報 昭和18・9・1）、昭和一九年八月大阪地方裁判所検事正（官報 昭和19・8・11）、昭和二〇年四月札幌控訴院検事長（官報 昭和20・4・17）、昭和二一年二月退職（官報 昭和21・2・13）、昭和二一年三月弁護士登録・第一東京（官報 昭和21・5・24）、昭和四七年六月三日登録取消・死亡（官報 昭和47・8・3）

● 「熊谷誠」（帝國大学出身名鑑）校友調査会・一九三二年二月）、「熊谷誠」（日本弁護士大観）国際聯合通信社・一九六二年一二月）、野村正男「熊谷誠」（法窓風雲録）上巻、朝日新聞社・一九六六年一月）

● 浦辺衛「第一二話 熊谷誠氏（元札幌地裁検事正）談（東京地裁検事當時）」『わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態調査を中心として—』司法研修所調査叢書第9号、一九六八年三月

⑦ 大河原重信

- 明治二三年二月二〇日生、金沢市彦三一番丁→東京市目黒区原町、大正六年三月東京帝国大学法科大学卒業、大正八年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正九年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一〇年二月熊本地方裁判所判事、大正一〇年一一月土浦区裁判所検事、大正一二年四月八日市場区裁判所検事、大正一三年八月東京区裁判所検事、昭和五年四月朝鮮総督府道事務官・咸鏡北道財務部長→昭和五年一一月黄海道警察部長→全羅南道警察部長→慶尚北道警察部長→昭和九年五月咸鏡北道内務部長、昭和一一年五月朝鮮總督府税関長・釜山税關勤務、昭和一二年七月名古屋控訴院検事、昭和一二年一二月東京刑事地方裁判所検事、昭和一三年七月東京控訴院検事（人物事典）II・III・V、「朝鮮人事興信録」昭和一〇年）、昭和一八年一〇月海軍司政長官・セレベス民生部長官（官報）昭和18・10・7、昭和二〇年退官（日本弁護士大観）昭和37年）、昭和二一年九月弁護士登録・第一東京（官報）昭和21・10・30、昭和四八年九月二〇日登録取消・死亡（官報）昭和48・12・11

- 阿部薰「大河原重信」（阿部薰『朝鮮人物選集』民衆時論社出版部、一九三四年六月）、「大河原重信」（朝鮮人事興信録）『朝鮮人事興信録編纂部・一九三五年四月）

⑧ 三田勝

- 明治二〇年六月一二日生、京都市上京区聖護院山王町、大正五年五月東京帝國大学法科大学卒業、大正五年六月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正七年二月大阪地方裁判所予備判事、大正七年七月大阪地方裁判所判事、大正九年三月大阪区裁判所判事、大正一二年五月大阪地方裁判所判事、大正一二年一一月領事・奉天在勤、大正一五年六月遼陽兼勤、大正一五年九月哈爾浜在勤、大正一五年一一月長春並吉林兼勤、大正一五年一二月滿洲里兼勤、昭和三年東京地方裁判所検事、昭和三年六月歐州諸国へ出張、昭和六年九月東京控訴院検事、昭和一三年一一月大審院検事（人物事典）II・V）、昭和一五年三月閑東法院検察官・高等法院検察官長（官報）昭和15・3・4、「司法部職員録」昭和16年）。（注）昭和二〇年八月ソ連に連行されて病死（瀧川春雄『ある生涯 瀧川幸辰 文と人』世界思想社・一九六五年二月、二三七頁）

- 「三田勝」（大衆人事録）外地・満支・海外篇、帝國秘密探偵社・一九四三年一月）

⑨ 酒巻衡

- 明治二三年三月一六日生、埼玉県北埼玉郡志多見村、大正五年五月東京帝國大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・甲府地方裁判所詰、大正八年三月東京地方裁判所予備檢事、大正八年四月甲府地方裁判所検事、大正一〇年七月土浦区裁判所検事、大正一二年一〇月横浜地方裁判所検事、大正一五年九月東京区裁判所検事、昭和七年二月横浜区裁判所検事、昭和九年五月東京地方裁判所検事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所検事、昭和一二年一〇年一二月前橋地方裁判所検事、昭和一一年九月千葉地方裁判所検事、昭和一二年三月東京刑事地方裁判所検事、昭和一二年一二月東京控訴院検事、昭和一四年七月横浜地方裁判所検事（人物事典）II・V）、昭和一六年四月福井地方裁判所検事正（官報）昭和16・5・3）、昭和一八年三月甲府地方裁判所検事正（官報）昭和18・3・29）、昭和一八年八月大審院検事（官報）昭和18・9・1）、昭和一九年一月一日特旨位一級被進「退職検事從四位酒巻衡」

- 「酒巻衡」（帝國大学出身名鑑）校友調査会・一九三三年二月）

⑩ 長谷川濶

●明治二四年八月一三日生、横浜市神奈川町、大正六年三月東京帝國大学法科大学卒業、

・大阪商船 本社・大正六年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正六年一一月依願免司法官試補、・三井物産・名古屋支店・東京本店石炭部・横浜支店石炭掛・石炭パンカーナー掛・大正九年七月弁護士登録

・横浜、大正一二年一一月登録取消（『官報』昭和12・12・15）、大正一二年一一月広島区裁判所檢事、昭和二年六月犯罪ノ内部原因（特ニ心理錯綜ニ就テ）調査研究、昭和三年四月東京区裁判所兼東京地方裁判所檢事（『官報』昭和3・4・11）、昭和七年四月札幌控訴院檢事、昭和九年一月東京区裁判所兼東京地方裁判所檢事（『官報』昭和9・1・31）、昭和一二年三月東京控訴院檢事（『人物事典』III・V）、昭和一六年一月保護觀察所輔導官・東京保護觀察所長兼司法保護委員事務局保護官・東京保護委員事務局長（『官報』昭和16・1・13・14）、昭和一八年一二月盛岡地方裁判所檢事正（『官報』昭和18・12・29）、昭和二〇〇年四月大審院檢事（『官報』昭和20・4・17）、昭和二一年二月長野地方裁判所檢事正（『官報』昭和21・2・22）、昭和二三年九月最高檢察庁檢事（『官報』昭和23・10・5）、昭和二五年九月檢察研究所長（『官報』昭和25・9・14）、昭和二七年三月依願免本官（『官報』昭和17・3・19）、昭和二七年四月公証人・東京（『官報』昭和27・4・7）、昭和二七年一二月一日公証人辭職（『官報』昭和27・12・8）、昭和二八年一月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和28・2・14）、昭和二八年一二月登録取消（『官報』昭和29・1・16）、昭和二八年一二月公証人・東京（『官報』昭和28・12・21）、昭和三六年八月依願免公証人（『官報』昭和36・8・15）、昭和三七年一月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和37・2・19）、昭和五四年七月登録取消（『官報』昭和54・9・14）、昭和五五年三月一七日死亡（「人物物故大年表」日本人編II・平成18年）

●野村正男 「長谷川瀏」『法窓風雲錄』下巻、朝日新聞社・一九六六年一月）、編集部「長谷川瀏」『法曹百年史』

法曹公論社・一九六九年一〇月）、「長谷川瀏」（『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）、瀬木俊郎「長谷川瀏

検事と旧七高」（『政界往来』42巻第2号、一九七六年二月）、瀬木俊郎「長谷川瀏検事と横浜」（『政界往来』42巻第9号、一九七六年九月）、瀬木俊郎「長谷川瀏検事と佐野学」（『政界往来』43巻第1号、一九七七年一月）、瀬木俊郎「長谷川瀏検事とパージ問題」（『政界往来』43巻第6号、一九七七年六月）、瀬木俊郎「長谷川瀏検事と五十年の検事生活」（『政界往来』44巻第5号、一九七八年五月）

●長谷川瀏「犯罪の内部原因、特に心理錯綜に就て」（『司法研究』第五輯・報告書集五、司法省調査課・一九二七年一二月）、長谷川瀏「保険放火の捜査（1）～（5）」（『警察新報』第15巻第11号・12号、第16巻第2号・3号・4号、一九三〇年一月・一二月、一九三一年二月・三月・四月）、長谷川瀏「殺意有無の重要性」（『警察協会雑誌』373号・一九三一年九月）、長谷川瀏「殺意の意義」（『警察協会雑誌』374号・一九三一年一〇月）、長谷川瀏「殺意否認の種類」（『警察協会雑誌』376号・一九三二年一二月）、長谷川瀏「性質素行と殺意との関係」（『警察協会雑誌』379号・一九三二年三月）、長谷川瀏「陪審裁判の論告（1）～（3）—保険放火事件—」（『警察新報』第16巻第9号・10号、一九三二年九月・一〇月・一一月）、長谷川瀏「陪審警察官殺害事件の論告—此一文を故警視庁巡查小澤長重氏に靈に捧ぐ—」（『警察協会雑誌』386号・388号、一九三二年一〇月・一二月）、長谷川瀏『私と検事』（評論社・一九七八年二月）

⑪丸才司

●明治二九年五月二九日生、千葉県印旛郡会津村、大正一〇年四月東京帝國大学卒業、大正一〇年五月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備検事、大正一二年五月東京区裁判所検事、昭和九年四月退職、昭和九年四月満州国哈爾浜高等法院次席検事、昭和一三年五月東京控訴院検事、昭和一四年七月東京刑事地方裁判所検事（『人物事典』II・III・V）、昭和一五年四月司法研究所指導官（『官報』昭和15・4・15）、昭和一五年一〇月兼外務書記官（『官報』昭和15・10・14）、昭和一七年三月東

京刑事地方裁判所兼東京区裁判所検事（官報昭和17・3・7、昭和17・3・10）、昭和一七年一〇月免
兼官・外務書記官（官報昭和17・10・5）、昭和一八年三月札幌地方裁判所検事正（官報昭和18・3
・29）、昭和一九年九月岡山地方裁判所検事正（官報昭和19・10・2）、昭和二〇年九月東京控訴
院検事（官報昭和20・9・5）、昭和二一年七月大審院検事（官報昭和21・7・10）、昭和二二年八月
福岡高等検察庁検事長（官報昭和22・8・9）、昭和二四年五月依願免本官（官報昭和24・5・14）、
昭和二六年一〇月一四日死亡（人物物故大年表）日本人編II・平成18年）

⑫中川兼雄

● 明治二五年四月二四日生、岡山市七番町、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、
昭和七年一月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正八年一〇月浦和地方裁判所予備判事、
大正八年一二月新潟地方裁判所判事、大正九年六月新潟地方裁判所検事、大正一〇年一二
月東京区裁判所検事、大正一一年一〇月水戸区裁判所判事、大正一二年八月東京地方裁判
所判事、大正一四年一二月東京地方裁判所部長、大正一四年一二月領事・青島在勤、昭和
六年二月東京区裁判所検事、昭和六年三月外務省司法事務嘱託・歐米各国へ出張、昭和八
年七月兼少年審判官・東京少年審判所勤務、昭和一〇年五月東京区裁判所検事、昭和一
年七月八王子区裁判所検事、昭和一二年七月下妻区裁判所検事、昭和一四年九月甲府地方
裁判所検事（人物事典II・IV・V）、昭和一六年四月横須賀区裁判所検事（官報昭和16・4・24）、昭
和一七年二月沼津区裁判所兼静岡地方裁判所沼津支部検事（官報昭和17・3・4）、昭和一八年
一二月東京控訴院検事（官報昭和19・1・4）、昭和二〇年四月大審院検事・退職（官報昭和20・4
・17、「官報」昭和20・4・19）、昭和二〇年六月弁護士登録・第一東京（官報昭和20・7・12）、昭和三二
年一二月登録取消（官報昭和33・1・13）、昭和三二年一二月八王子簡易裁判所兼青梅簡易裁判
所兼五日市簡易裁判所判事（官報昭和33・1・4）、昭和三三年一月八王子簡易裁判所判事司法
行政事務掌理者（官報昭和33・1・17）、昭和三三年七月渋谷簡易裁判所判事司法行政事務掌理
者（官報昭和33・7・5）、昭和三六年一〇月東京簡易裁判所判事（官報昭和36・10・28）、昭和三七
年四月定年退官（官報昭和37・4・27）、昭和三七年五月弁護士登録・第一東京（官報昭和37・6
・11）、昭和五五年一一月一日登録取消・死亡（官報昭和55・12・22）

● 「中川兼雄」（全国弁護士大観）法曹公論社・一九七七年六月）

⑬大石一郎

● 明治二七年一二月二五日生、久留米市櫛原町、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、
大正九年九月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和一〇年五月東京地方裁判所詰、昭和一
年四月東京地方裁判所予備検事、大正一一年七月横浜区裁判所検事、大正一一年八月東
京区裁判所検事、大正一四年一一月熊本区裁判所検事、昭和三年三月東京区裁判所検事、
昭和一〇年一二月長崎地方裁判所検事、昭和一二年四月横浜地方裁判所検事、昭和一四年
八月静岡地方裁判所検事（人物事典II・V）、昭和一五年四月東京控訴院検事・退職（官報昭和
15・4・13）、昭和一五年五月弁護士登録・福岡（官報昭和15・6・12）、昭和二一年一二七年福岡
弁護士会副会長（福岡県弁護士会史）下）、昭和三五年四月六日登録取消・死亡（官報昭和35・5・14）

⑭渡邊俊雄

● 明治二二年一二月一八日生、愛知県海部郡神守村、大正六年六月京都帝国大学法科大
学卒業、大正六年八月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正八年三月名古屋地方裁判所
予備検事、大正八年六月岐阜区裁判所検事、大正一二年四月御嵩区裁判所検事、大正一四
年七月東京区裁判所検事、昭和四年一月東京地方裁判所検事、昭和九年一二月浜松区裁判

所検事、昭和一一年六月横浜地方裁判所検事、昭和一四年七月大津地方裁判所検事正（人物事典 II・V）、昭和一六年四月奈良地方裁判所検事正（官報 昭和16・5・3）、昭和一九年三月千葉地方裁判所検事正（官報 昭和19・3・28）、昭和二〇年四月横浜地方裁判所検事正（官報 昭和20・4・17）、昭和一〇年一〇月大阪地方裁判所検事正（官報 昭和20・10・24）、昭和二一年七月福岡控訴院検事長（官報 昭和21・7・10）、昭和二二年八月最高検察院次長検事（官報 昭和22・8・9、「法務沿革誌」第1巻）、昭和二四年五月大阪高等検察院検事長（官報 昭和24・6・7）、昭和二七年一二月一八日定年退官（朝日新聞 27・12・18）、昭和二七年一二月弁護士登録・大阪（官報 昭和28・1・10）、昭和三九年六月二六日登録取消・死亡（官報 昭和39・8・10）

●「渡邊俊雄」（日本弁護士大観、国際聯合通信社、一九六二年二月）

⑯田中巳代治

●明治二七年五月一八日生、東京市牛込区余丁目→本郷区駒込動坂町、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正一一四年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月釧路地方裁判所判事、大正一二年八月松本区裁判所検事、大正一四年一二月甲府区裁判所検事、昭和三年七月沼津区裁判所検事、昭和五年一月浜松区裁判所検事、昭和七年四月東京区裁判所検事、昭和一四年七月東京刑事地方裁判所検事（人物事典 II・V）、昭和一六年八月東京控訴院検事、昭和一八年四月横浜地方裁判所次席検事、昭和二一年一月札幌地方裁判所検事正、昭和一二年七月千葉地方裁判所検事正、昭和二二年六月経済安定本部副長官、昭和二三年八月中央経済調査庁次長、昭和二四年七月最高検察院検事（司法大観 昭和32年）、昭和二七年一〇月依願免本官（官報 昭和27・11・7）、昭和二七年一一月公証人・東京（官報 昭和27・11・11）

7)、昭和三九年五月公証人退職（官報 昭和39・5・27）、昭和三九年五月弁護士登録・第二東京（官報 昭和39・6・11）、昭和四七年一〇月三日死亡（人物物故年表 日本人編・平成18年）

⑯八木彦内

●明治二七年四月二八日生、山形県東田川郡東村、大正九年七月京都帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一一年四月京都地方裁判所予備検事、大正一一年七月京都地方裁判所検事、大正一二年一二月徳島地方裁判所検事、大正一五年五月大阪区裁判所検事、昭和五年八月東京区裁判所検事、昭和八年八月八王子区裁判所検事、昭和一二年一月浦和地方裁判所検事、昭和一四年七月東京控訴院検事（人物事典 II・V）、昭和一八年九月札幌控訴院検事（官報 昭和18・9・30）、昭和二一年二月大審院検事・退職（官報 昭和21・2・22）、昭和二一年四月弁護士登録・札幌（官報 昭和21・5・25）、昭和二六年八月一一日登録取消・死亡（官報 昭和27・1・10）

⑯廣重慶三郎

●昭和二六年一〇月二三日生、佐賀県三養基郡旭村、大正九年七月早稻田大学卒業、大正一〇年九月判事検事登用試験及第、大正一〇年一〇月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一一年七月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備検事、大正一二年八月長崎区裁判所検事、昭和二年一二月福岡区裁判所検事、昭和七年四月福岡地方裁判所検事、昭和一一月東京区裁判所検事、昭和一三年一二月保護觀察所輔導官・福岡保護觀察所長（人物事典 II・V）、昭和一五年一二月兼司法保護委員事務局保護官・福岡司法保護委員事務局長（昭和15・12・2・3）、昭和一六年一月兼熊本保護觀察所長（官報 昭和16・1・20）、昭和一六年四月免熊本保護觀察所長（官報 昭和16・4・22）、昭和一七年七月大阪控訴院検事（官

報 昭和17・7・10)、昭和二〇年六月大阪地方裁判所検事(「官報」昭和20・6・14)、昭和二〇年一〇月依願免保護委員事務局事務官(「官報」昭和20・10・24)、昭和二〇年一〇月大阪地方裁判所検事退職(「官報」昭和20・10・29)、昭和二一年三月弁護士登録・奈良(「官報」昭和21・4・19)、昭和二一年七月登録換・大阪(「昭和」21・10・7)、昭和六三年四月八日登録取消・死亡(「官報」昭和63・5・17)

●「廣重慶二郎」(『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月)、「廣重慶三郎」(『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月)

⑯市島成一

●明治三二年二月二一日生、新潟県北蒲原郡新発田町、大正一二年三月京都帝國大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年三月東京地方裁判所予備検事、大正一四年七月甲府地方裁判所予備検事、大正一五年九月甲府区裁判所検事、昭和二年七月八日市場区裁判所検事、昭和三年八月東京区裁判所検事、昭和一三年五月岡山地方裁判所検事(『人物事典』III・V)、昭和一五年四月横浜地方裁判所検事、昭和一五年五月前橋地方裁判所検事、昭和一七年四月浦和地方裁判所検事、昭和一八年九月東京控訴院検事、昭和一九年四月典獄・東京拘置所長、昭和二〇年八月東北行刑管区司令宮城刑務所長、昭和二一年二月名古屋控訴院次席検事、昭和二一年七年名古屋地方検察庁検事正、昭和二三年二月横浜地方検察庁検事正、昭和二四年五月京都地方検察庁検事正、昭和二七年二月最高検察庁刑事部長、昭和二九年一一月福岡高等検察庁検事長(『司法大観』昭和32年)、昭和二年一二月名古屋高等検察庁検事長(「官報」昭和32・12・9)、昭和三五年四月東京高等検察庁検事長(「官報」昭和35・4・26)、昭和三六年一二月依願免本官(「官報」昭和36・12・25)、昭和三七年二月弁護士登録・第二東京(「官報」昭和37・3・19)、昭和四八年三月登録取消(「官報」昭和48・5・2)、昭和五一年七月登録取消(「官報」昭和51・4・18)

和六二年一一月一日死亡(『朝日新聞』昭和62・11・2)

⑯西川清開

●明治二八年一月七日生、広島県山県郡都谷村→大阪市住吉区天王寺、大正一一年三月日本大学高等師範部卒業、大正一一年七月高等試験予備試験合格、大正一二年四月広島県立尾道高等女学校教諭、大正一四年三月依願免本職、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年四月弁護士登録・東京(「官報」大正15・4・23)、昭和二年三月登録取消、昭和二年三月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和三年一〇月大阪地方裁判所予備検事、昭和三年一二月大阪区裁判所検事(『人物事典』III・IV)、昭和一二年一〇月東京区裁判所兼東京地方裁判所検事、昭和一四年五月満洲國奉天高等検察庁検察官、昭和一四年九月安東地方検察庁長、昭和一六年三月錦州高等検察庁次長、昭和一八年三月哈爾濱高等検察庁次長、昭和二一年一月ソ連抑留、昭和二二年一一月舞鶴上陸、昭和二三年一二月広島高等検察庁検事、昭和二四年五月高松高等検察庁次席検事、昭和二六年一月佐賀地方検察庁検事正、昭和二二年七月高知地方検察庁検事正、昭和三〇年一月岡山地方検察庁検事正、昭和三一年四月辞職、昭和三一年五月公証人・大阪(「司法大観」昭和32年)、昭和三二年四月転属東京法務局・北区(「官報」昭和32・4・11)、昭和三二年六月変更指定・新宿区(「官報」昭和32・6・3)、昭和三九年一二月依願免公証人(「官報」昭和40・1・5)、昭和四〇年一月弁護士登録・第二東京(「官報」昭和40・2・13)、平成二年一一月六日登録取消・死亡(「官報」平成2・12・18)

●「西川精開」(『満洲紳士録』、満蒙資料協会・第三版一九四〇年四月・第四版一九四三年二月)、「西川精開」(『全
国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月)

3 弁護士の歴史

①塚崎直義

- 明治一四年五月一〇日生（『自由と正義』昭和30年6月）、「出身地」大分県、「事務所」牛込区市ヶ谷富久町二一、「電話」四谷二八〇三（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治四一年一二月京都帝国大学法科大学卒業（『官報』明治42・7・19）、明治四二年八月弁護士登録・東京（『官報』明治43・8・5）、昭和五年・昭和二二年四月東京弁護士会長（『東京弁護士会百年史』昭和55年）、昭和二二年八月登録取消（『官報』昭和22・10・13）、昭和二二年八月最高裁判所判事（『官報』昭和22・8・5号外）、昭和二六年二月依願免本官（『官報』昭和26・2・19）、昭和二六年三月弁護士登録・東京（『官報』昭和26・4・9）、昭和二九年四月日本弁護士連合会長（『法曹百年史』昭和44年）、昭和三二年三月一六日登録取消・死亡（『官報』昭和32・4・20）
- 「塚崎直義君」（『日本弁護士総覧』第2巻・合本、東京法曹会・一九一一年一二月・一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、「六十日間滯に打たして猛烈なる脳病を征服した弁護士塚崎直義君」（『苦学力行新人物立志伝』（附録）東京苦学案内、大日本雄弁会・一九二三年三月）、「貧しき家庭に育ち苦学力行法曹界の権威となつた塚崎直義」（『奮闘努力近代立志伝』、経済之日本社・一九二四年九月）、「塚崎直義君」（『東京弁護士名家録』第1巻、日本法曹要覽発行所・一九二五年六月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、「刑事弁護の権威塚崎直義氏」（『昭和新立志伝』、日本法律通信社・一九二九年一一月）、「大塚崎直義君」（石井敬三郎外三名編『現代弁護士大観』第1巻、丸方商店・一九三三年一二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、「塚崎直義」（『帝國大学出身名鑑』、校友調査会・一九三三年一二月）、「塚崎直義」（『大衆人事録』東京篇、帝國秘密探偵社・一九四二年一〇月）、「塚崎直義」（『人事興信録』下、人事興信社・一九四三年一〇月）、S・O生「訪問記第六十六回塚本直義氏」（『自由と正義』第6巻第6号、一九五六年六月）、竹内金太郎「塚崎直義君を偲ぶ」（『自由と正義』第8巻第5号、一九五七年五月）、小野喜作「同郷の友塚崎君を語る」（『自由と正義』第8巻第5号、一九五七年五月）、後藤英三「塚崎直義」（『法曹百年史』法曹公論社・一九六九年一〇月）

- 塚崎直義「奥太利国ウイーン」（Wien）に於ける陪審裁判傍聴記（1）～（4）（『法律新報』大正15年9月15日・25日、10月5日・15日）、塚崎直義「陪審制度とその実際（上・中・下）—維納の裁判傍聴記—」（『法曹公論』第321～323号、一九二六年一〇・一二月）、塚崎直義『吾等の陪審裁判』（忠誠堂・一九二八年一月）、塚崎直義「寒子放火事件の陪審裁判」（『改造』第11巻第2号、一九二九年二月）、塚崎直義「陪審の将来」（『法曹会雑誌』第7巻第10号・陪審法実施記念号、一九二九年一〇月）、塚崎直義「陪審法と国民」（『雄弁新年号』第21巻第1号・附録『昭和名演説集』、大日本雄弁会講談社・一九三〇年一月）、塚崎直義『弁護三十年』（岡倉書房・一九三七年一月）

②坂田豊喜

- 明治一九年一一月五日生（『日本弁護士大観』昭和37年）、「出身地」熊本、「事務所」四谷区永住町二、「電話」四谷一九二二（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正八年一二月弁護士試験及第（『官報』大正8・12・12）、大正九年一月弁護士登録・東京（『官報』大正9・1・15）、大正一二年日本弁護士協会理事、昭和一〇年東弁常議員会議長、昭和一四年弁護士試補指導刑事部長、昭和二九年国選弁護委員長、昭和三一年弁護士推薦委員長、昭和三二年司法研修所教官、昭和三三年司法修習生考試委員（『日本弁護士大観』昭和37年）、昭和四〇年懲戒委員長（『全国弁護士大観』昭和52年）、昭和五四年七月四日登録取消・死亡（『朝日新聞』昭和54・7・5、「官報」昭和54・9・14）
- 「坂田豊喜」（『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年一二月）、「坂田豊喜」（『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）
- 浦辺衛「第一四話 坂田豊喜氏（東京弁護士会所属弁護士）談」（『わが国における陪審裁判の研究—経験談による態調査を中心として』、司法研修所調査叢書第9号、司法研修所・一九六八年三月）

③小野賢次

●明治一九年九月二〇日生、「出身地」京都、「事務所」市外代々木幡町代々木南山谷二九九、「電話」四谷二三三四〇（「日本弁護士名簿」昭和3年・4年）……明治四五年東京監獄看守守長、台灣警察官、司獄官練習所教官兼舍監、台灣總督府警視……大正九年一二月弁護士試験及第（官報）大正9・12・14）、大正一一年四月弁護士登録・東京（官報昭和11・4・15）

●「小野賢次氏」（『大東京構成の人及其事業』帝国時事通信社・一九三一年九月。後に、『東京人名資料事典』第4巻、日本図書センター・一〇〇四年一月に収録）、「小野賢次君」（『現代弁護士大観』第1巻、丸方商店・一九三三年二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）

④上原鹿造

●慶応元年一二月一三日生、「出身地」大分、「事務所」小石川区新諒訪町一六、「電話」小石川二八五（「日本弁護士名簿」昭和3年・4年）、明治二五年七月東京専門学校行政科卒業、明治二六年一月代言人試験及第・東京免許（「官報」明治26・1・28）、明治二六年五月弁護士登録・東京（官報明治26・5・26）、明治三五年八月衆議院議員当選、大正二年四月東京弁護士会副会長（「東京弁護士会百年史」昭和55年）、大正一二年五月第一東京弁護士会所属（「われらの弁護士会史」昭和46年）、昭和一〇年一〇月四日死亡（衆議院名鑑）平成2年）、昭和一〇年一〇月七日登録取消・死亡（官報昭和10・10・28）

●「上原鹿造君」（『日本弁護士総覧』第1巻・合本、東京法曹会・一九一一年八月・一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、「東京組合弁護士会副会長上原鹿造」（『大分県人士録』、大分県人士録発行所・一九一四年四月）、「上原鹿藏」（『大衆人事録』昭和三年版、帝国秘密探偵社・一九二七年一〇月。後に、『大正人名辞典』II下巻、日本図書センター・一九九二年二月に収録）、「上原鹿造」（『大衆人事録』昭和三年版、帝国秘密探偵社・一九三〇年七月

月）、「上原鹿造」（『現代弁護士大観』第1巻、丸方商店・一九三二年一月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、「上原鹿造」（『議会制度百年史』衆議院名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

⑤八並武治

●明治一二年一二月四日生（「大衆人事録」東京編・昭和17年）、「出身地」大分、「事務所」麻布区霞町一、「電話」青山六五三一（「日本弁護士名簿」昭和4年）、明治四二年七月東京帝國大学法科大学卒業（「官報」昭和42・7・13）、明治四五年三月弁護士登録・東京（「官報」昭和45・3・22）、大正四年八月遞信大臣秘書官・大礼使典儀官、大正九年五月衆議院議員当選民政党・当選六回、大正一二年五月第一東京弁護士会所属（「われらの弁護士会史」昭和46年、大正一四年八月二八日登録取消（官報大正14・8・28）、大正一四年八月司法參與官、昭和二年六月弁護士登録・第一東京（官報昭和2・7・4）、昭和六年五月登録取消（官報昭和6・5・16）、昭和六年四月司法政務次官、昭和七年六月司法政務次官（「帝國大學出身名鑑」昭和7年）、昭和一〇年一月弁護士登録・第一東京（官報昭和10・1・25）、昭和一二年七月一〇日死亡（衆議院議員名鑑）平成2年）

●「八並武治」（『帝國大學出身名鑑』、校友調査会・一九三三年一二月）、「八並武治」（『明治大正史』第15巻、実業之世界社・一九三〇年二月。後に、『大正昭和人名辞典』III、日本図書センター・一九三四年月に収録）、「八並武治」（『大衆人事録』東京篇、第14版・一九四二年一〇月）、「八並武治」（『人事興信録』下、第14版・昭和一八年一〇月）、「八並武治」（『議会制度百年史』衆議院名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

⑥大沼末吉

●明治三〇年五月三日生、「出身地」山形、「事務所」牛込区山吹丁一三〇、「電話」牛込四六四七（「日本弁護士名簿」昭和4年）、大正一二年四月中央大学法科卒業、大正一三年一二月弁護士試験合格（官報大正13・12・11）、大正一三年一二月弁護士登録・東京（官報大正14・1・8）、

東弁常議員（五回）『日本弁護士大観』昭和37年）、昭和五一年三月二九日登録取消・死亡（「官報」昭和51年一〇月）、『大沼末吉』『大衆人事録』東京篇、第14版・一九四二年一〇月）、「大沼末吉」『人事興信録』下、第14版・一九四三年一〇月）、『大沼末吉』『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月）

4 · 27)

⑦太田金次郎

- 明治三〇年三月七日生、「出身地」愛知、「事務所」四谷区船町一八、「電話」五七六六（「日本弁護士名簿」昭和4年）、大正一二年三月早稻田大学法科卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格（「官報」大正15·12·21）、昭和二年一月一一日弁護士登録・東京（「官報」昭和2·2·5）、昭和一八年四月副会長（『東京弁護士会百年史』昭和55年）、昭和一九年日本弁護士協会理事、昭和二二年東京少年保護司会長、常議員（四回）、司法修習副委員長、相模女子大学教授兼同図書館長、東京防犯協会連合会常任理事、昭和三二年日弁連人権擁護委員、昭和三三年東京人権擁護委員、早大校友会幹事、裁判官弾劾裁判所委員（『日本弁護士大観』昭和37年）、昭和四三年一二月二七日登録取消・死亡（「官報」昭和44·2·26）
- 「太田金次郎」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月）

⑧江平重雄

- 「江平重雄」『人事興信録』第12版、人事興信所・一九三七年三月）
- 明治二〇年七月生（『人事興信録』昭和12年）、「出身地」鹿児島、「事務所」四谷区荒木町八、「電話」四谷三九四八（「日本弁護士名簿」昭和4年）、大正一二年二月弁護士試験及第（「官報」大正12·2·27）、大正一二年六月弁護士登録・東京（「官報」大正12·7·9）、昭和二八年七月登録換・鹿児島（「官報」昭和28·8·10）、昭和三三年四月副会長（『鹿児島弁護士会百年史』昭和55年）、昭和四三年一一月登録取消（「官報」昭和44·1·7）

⑨市原統

- 明治一五年五月三〇日（帝国大学出身名鑑）昭和7年）、「出身地」千葉、「事務所」麹町区元園町一ノ二七、「電話」九段三五五五（「日本弁護士名簿」昭和4年）、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業（「官報」明治43·7·13）、：逓信省：（「日本弁護士総覧」合本・大正14年）、大正二年一月弁護士登録・東京（「官報」大正2·1·17）、昭和一二四年四月登録取消（「官報」昭和24·5·24）、昭和二四年四月大原簡易裁判所判事（「官報」昭和24·4·28、24·4·30）、昭和二七年五月二〇日定年退官（「官報」昭和27·6·3）

●「市原統」（『日本弁護士総覧』合本、東京法曹会・一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、「市原統」（『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三三年一二月）

⑩平山六之助

- 明治一六年三月二二日生（帝国大学出身名鑑）昭和7年）、「出身地」宮城、「事務所」麹町区元園町二ノ四、「電話」九段一四九四（「日本弁護士名簿」昭和4年）、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業（「官報」大正6·7·13）、大正六年弁護士登録・東京（帝国大学出身名鑑）昭和7年）、昭和八年二月二三日登録取消・死亡（「官報」昭和8·3·9）
- 「平山六之助」（『大東京構成の人及其事業』、帝国時事通信社・一九三一年九月。後に、『東京人名資料事典』第4巻、日本図書センター・一九〇四年一月に収録）、「平山六之助」（『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三三年一二月）

⑪中野初太郎

- 明治二六年三月五日生、「出身地」東京都、「事務所」京橋区築地三ノ六八、「電話」京橋八二二（「日本弁護士名簿」昭和5年）、昭和三年一〇月弁護士試験（大正一二年法律第五二号）合格（「官報」

昭和3・10・30)、昭和三年一二一月三日弁護士登録・東京(「官報」昭和3・12・18)、昭和一〇年二月登録取消(「官報」昭和10・3・5)、昭和一三年六月弁護士登録・東京(「官報」昭和13・7・12)、昭和四年一二月二二日登録取消・死亡(「官報」昭和44・2・26)

●「中野初太郎」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年一二月

⑫津川友一

●「出身地」広島、「事務所」日本橋区本石町一ノ八、「電話」日本橋三七八八(「日本弁護士名簿」昭和5年)、大正一三年二二月弁護士試験(大正一二年法律第五二号)合格(「官報」大正13・12・11)、大正一四年六月弁護士登録・東京(「官報」大正14・6・26)、昭和一一年六月登録効力失効・弁護士法附則第五項(「官報」昭和11・8・31)、昭和二一年一月弁護士登録・東京(「官報」昭和21・3・9)、昭和二三年一一月弁護士登録・大阪(「官報」昭和24・1・10)、昭和二四年七月登録換・神戸(「官報」昭和24・8・22)、昭和二九年四月一五日登録取消(東京)・死亡(「官報」昭和29・5・14)

⑬奥秋高義

●明治一四年八月四日生、「出身地」山梨、「事務所」芝区桜田鍛冶町六、「電話」銀座二七八八、明治三七年七月明治大学法科卒業(「現代弁護士大観」昭和7年)、明治三八年一月東京電灯会社、明治四〇年一〇月朝鮮満洲方面で実業從事、明治四二年四月大日本農蚕(株)創立、大正元年甲斐綿業工場經營・大正四年二月判事検事登用試験及第、弁護士試験及第(「官報」大正4・12・7)、大正四年一二月弁護士登録・東京(「官報」大正5・1・8)、昭和二年四月副会長(「東京弁護士会百年史」昭和55年)、昭和一八年三月一〇日登録取消・死亡(「官報」昭和18・4・19)

●「奥秋高義」『現代弁護士大観』第1巻、丸万商店・一九三二年一二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録)

⑭戸田宗孝(旧名「茂」昭和一八年五月以前)

●明治三八年五月一日生、「出身地」福岡、「事務所」日本橋区十軒店町七、「電話」日本橋一四一(「日本弁護士名簿」昭和6年)、「自宅」世田谷区岡本三一三一五、「電話」(416)三一二二、昭和二年三月中央大学卒業(「全国弁護士大観」昭和52年)、大正一五年一二月高等試験司法科合格(「官報」大正15・12・21)、昭和二年四月司法官試補・横浜地方裁判所詰(「官報」昭和2・4・27)、昭和三年三月依頼免司法官試補(「官報」昭和3・3・19)、昭和三年三月弁護士登録・東京(「官報」昭和3・3・31)、昭和三八年四月東京弁護士会副会長(「東京弁護士会百年史」昭和55年)、昭和四一年四月司法研修所教官事務委嘱(「官報」昭和41・4・13)、昭和四四年四月解事務委嘱司法研修所教官(「官報」昭和44・4・12)、平成一一年三月一八日登録取消・死亡(「官報」平成11・4・22)

●「戸田宗孝」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年一二月、「戸田宗孝」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)

●東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』(きょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として「戸田宗孝弁護士に対する聴取」が集録されている。

⑮布施辰治

●明治一三年一一月一三日生(「現代弁護士大観」昭和7年)、「出身地」宮城、「事務所」市外高田町雜司ヶ谷八一五、「電話」牛込四四七一(「日本弁護士名簿」昭和6年)、明治三五年七月明治法律学校卒業(「日本弁護士総覧」明治44年)、明治三五年一一月判事検事登用試験及第(「官報」明治35・11・13)、明治三五年一二月司法官試補・宇都宮地方裁判所詰(「官報」明治35・12・2)、明治三六年四月宇都宮区裁判所検事代理(「官報」明治36・4・2)、明治三六年八月依頼免司法官試補(「官報」明治36・8・24)、明治三六年一一月弁護士登録・東京(「官報」明治36・11・19)、昭和七年一一月除名(昭和七年一

一月一日大審院弁護士懲戒事件控訴棄却判決（『官報』昭和7・11・19、『官報』昭和7・12・23）、昭和八年三月三〇日大審院新聞紙法違反事件・上告棄却禁錮三月確定（『東京朝日』昭和8・3・31）、昭和一二年一一月弁護士登録・仙台（『官報』昭和12・12・11）、昭和一四年五月二五日大審院治安維持法違反事件・上告棄却（二年未決勾留二百日算入確定（『東京朝日』昭和14・5・26）、昭和一四年六月登録取消・請求（昭和14・7・24）、昭和二二年一月弁護士登録・東京（『官報』昭和21・3・9）、昭和二八年九月一二日登録取消・死亡（『官報』昭和28・10・10）

●「布施辰治君」（『日本弁護士総覧』第一巻・合本、東京法曹会・一九一一年八月・一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、本田久泰『全民族の味方吾等の弁護士 布施辰治』（火花社・一九三〇年一月。後に、「伝記叢書」277、大空社・一九九七年一月に収録）、小生夢坊・本田貞嘉『涙を憤りと共に——布施辰治の生涯——』学風書院・一九五四年二月。後に、「伝記叢書」277、大空社・一九九七年一一月に収録）、野口義明『布施辰治』（野口義明『無産運動総闘士伝 附・日本社会運動史』社会思想研究所・一九三一年六月。後に、『無産運動総闘士伝』日本図書セントナ・一九九〇年九月に収録）、『布施辰治君』（『現代弁護士大観』第一巻、丸方商店・一九三三年一二月。後に、「日本法曹界人物事典』第9巻・ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、正木ひろし「一弁護士の墓碑銘——故布施辰治のこと——」（『中央公論』第69巻第3号、一九五四年三月。後に、正木ひろし『真夜中の來訪者』、現代社・一九五六年一月、『正木ひろし著作集』第5巻、三省堂・一九八三年六月に収録）、「布施辰治君」（『現代弁護士大観』第一巻、丸方商店・一九三三年一二月。後に、「日本法曹界人物事典』第9巻・ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、正木ひろし「一弁護士の墓碑銘——故布施辰治のこと——」（『中央公論』第69巻第3号、一九五四年三月。後に、正木ひろし『真夜中の來訪者』、現代社・一九五六年一月、『正木ひろし著作集』第5巻、三省堂・一九八三年六月に収録）、布施辰治『ある弁護士の生涯』岩波新書（岩波書店・一九六三年三月）、岡林辰雄「布施辰治」（潮見俊隆編『日本の弁護士』日本評論社・一九七二年一月）、布施辰治『布施辰治外伝 幸徳事件より松川事件まで』（未来社・一九七四年一二月）、森長英三郎「布施辰治」（『日本弁護士列伝』日本評論社・一九八四年六月）、青柳盛雄「布施辰治の思い出と自由法曹団」（『治安維持法下の弁護士活動』、新日本出版社・一九八七年二月）、森正「布施辰治の事績と研究の現代的意義——顕彰碑建立を機に」（『法律時報』第66巻1号、一九九四年一月）、向武男「布施辰治」（『近代日本社会運動史人物大事典』4、日外アソシエーツ・一九九七年一月）、森正「語り継がれてきた布施辰治（戦前）」（広渡清吾・大出良知・川崎伝 布施辰治』（『法律時報』第87巻第10号、一九一五年九月）

英明編『小田中聰樹先生古希記念論文集 民主主義法学・刑事法学・刑法学の展望』下、日本評論社・一〇〇五年一二月）、大石進『弁護士布施辰治』（西田書店・二〇一〇年三月・改定版二〇一一年一一月）、明治大学史料センター監修、山泉進・村上一博編『布施辰治研究』（日本経済評論社・二〇一〇年一二月）、吉川圭太「布施辰治研究の動向と課題」（『宮城歴史科学研究』第70号、二〇一二年五月）、森正『評伝布施辰治』（日本評論社・二〇一四年一一月）、渡辺治「ブックレビュー・森正『評伝 布施辰治』』（『法律時報』第87巻第10号、一九一五年九月）

●「布施辰治 司法機関改善論」（布施辰雄事務所・一九一七年九月）、布施辰治「陪審制度と普通選挙」（第三帝国）90号・一九一七年一一月）、布施辰治「陪審制度違憲論者に与ふ（上）（下）」（『法律新聞』一六三五号・一六二六号、一九一九年一二月二八日・三〇日）、布施辰治「原内閣と陪審制度」（『日本及日本人』第804号、一九二一年三月）、中西伊之助・布施辰治「審くもの審かれるもの」（自然社・一九二四年一一月、黒色戦線社・複製一九八九年一一月。後に、明治大学史料センター監修『布施辰治著作集』第3巻、ゆまに書房・二〇〇七年七月に収録）、布施辰治「借家法と陪審制度」（『アルス文化大講座』第1巻『陪審制度』）・一九二六年一一月、第3巻（借家法）・一九二七年一月、第5巻（陪審法・借家法）一九二七年一二月、アルス発行）、布施辰治「疑獄事件の解剖と陪審裁判『審くもの審かれるもの』再序」（『法律戦線』第6巻第10号、一九二七年一〇月。後に、明治大学史料センター監修『布施辰治著作集』第14巻、ゆまに書房・二〇〇八年一月に収録）、布施辰治「陪審裁判と共産党事件」（『改造』第10巻第10号、一九二八年一〇月）、布施辰治「陪審裁判の実施と官僚制裁判の危険」（『廓清』第18巻第12号、一九二八年一二月。後に、『廓清』復刻版、龍溪書舗・一九八〇年六月に収録）、布施辰治「陪審裁判は何故活発に実施せられて居ないか——我々は何故陪審制度を要求し而かも之に抗争せねばならぬか——」（『法律戦線』第8巻第1号、一九二九年一月、第8巻第12号・一九二九年一二月に再録）。後に、明治大学史料センター監修『布施辰治著作集』第15巻、ゆまに書房・二〇〇八年一月に収録）、布施辰治「陪審裁判は

何故活発に実施せられないか」（『法律新報』229号、一九三〇年九月五日）、布施辰治「陪審裁判不成績の原因とその対策」（『法律春秋』第6卷第3号、一九三一年三月）

⑯細迫兼光

- 明治二九年一一月二八日生、「出身地」山口、「事務所」市外入新井町新井宿二三〇一、「電話」大森一五〇一（「日本弁護士名簿」昭和6年）、大正一一年二月東京帝國大学法学部卒業（「官報」大正11・5・17）、大正一一年四月弁護士登録・東京（「官報」大正11・5・2）、大正一二年三月登録換・大阪（「官報」大正12・4・7）、昭和六年二月登録換・東京（「官報」昭和6・2・27）、昭和八年三月登録取消（「官報」昭和8・4・1）、昭和八年一一月二〇日東京地方裁判所治安維持法違反事件判決（懲役二年執行猶予三年（「東京日日」昭和8・11・21夕）、昭和一二年一月弁護士登録・山口（「官報」昭和12・2・15）、昭和一七年八月登録取消（「官報」昭和17・10・3）、昭和一二年一月弁護士登録・山口（「官報」昭和21・3・19）、昭和二一年四月衆議院議員當選無所属、昭和二八年四月衆議院議員當選社会党・当選4回（「衆議院議員名鑑」平成2年）、昭和四五年二月登録取消（「官報」昭和45・3・23）、昭和四七年二月一日死亡（「衆議院議員名鑑」平成2年）
- 「細迫兼光」（『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省・一九九〇年一月）、いいだもも「細迫兼光」（『近代日本社会運動史人物大事典』4、日外アソシエーツ・一九九七年一月）、細迫兼光回想録編纂会編『人としての途を行く回想細迫兼光』（南の風社・一〇一四年八月）

⑰神道寛次

- 明治二九年一一月二〇日生、「出身地」愛知県、「事務所」市外渋谷町丸山二、「電話」青山三三六九（「日本弁護士名簿」昭和6年）、「自宅」渋谷区栄通二ノ四、「電話」（461）六七七七（「日本弁護士大観」昭和37年）、大正一二年二月弁護士試験及第（「官報」大正12・2・27）、大正一二年一二月14）、昭和四六年二月一七日登録取消・死亡（「官報」昭和45・3・27）
- 「神道寛次」（『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月）、横閑至「神道寛次」（『近代日本社会運動史人物大事典』2、日外アソシエーツ・一九九七年一月）

⑯青柳盛雄

- 明治四一年一一月一一日生、「出身地」長野、「事務所」市外高田町雜司ヶ谷八一五布施辰治方、「電話」牛込四四七一（「日本弁護士名簿」昭和6年）、昭和五年一一月高等試験司法科合格（「官報」昭和5・11・12）、昭和六年三月東京帝國大学法学部卒業（「官報」昭和6・4・21）、昭和六年四月弁護士登録・東京（「官報」昭和6・5・16）、昭和八年六月弁護士登録・関東庁（「官報」昭和8・7・12）、昭和八年一〇月三〇日登録取消（「官報」昭和9・2・7）、昭和一〇年一二月一七日東京地方裁判所治安維持法違反事件判決（懲役二年執行猶予二年（「東京朝日」昭和10・12・18夕）、昭和一一年六月登録失効・関東州（「官報」昭和11・9・24）、昭和一三年三月弁護士登録・東京（「官報」昭和13・4・12）、昭和四四年一二月衆議院議員當選共産党・當選2回（「衆議院議員名鑑」平成2年）、平成五年一一月二二日登録取消・死亡（「官報」平成5・2・10）
- 「青柳盛雄」（「日本弁護士大観」、国際聯合通信社・一九六二年二月）、「青柳盛雄」（『全国弁護士大観』、法曹公報社・一九七七年六月）、「青柳盛雄」（『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省・一九九〇年一月）、湯川郁子「青柳盛雄」（『近代日本社会運動史人物大事典』1、日外アソシエーツ・一九九七年一月）
- 青柳盛雄『治安維持法下の弁護士活動』（新日本出版社・一九八七年二月）、東京弁護士会編『陪審裁判

——旧陪審の証言と今後の課題——』（ぎょうせい・一九九二年四月）に「旧陪審裁判の証言」として「青柳盛雄弁護士に対する聴取」が集録されている。

⑯川合篤

●明治三九年四月一〇日生、「出身地」岡山、「事務所」市外高田町雜司ヶ谷八一五布施辰治方、「電話」中込四四七一（日本弁護士名簿「昭和6年」）、昭和四年一二月高等試験司法科合格（官報「昭和4・12・21」）、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業（近代日本社会運動史人物大辞典」2）、昭和五年二月弁護士名簿登録・東京（官報「昭和5・2・22」）、昭和八年一〇月登録取消（官報「昭和9・2・7」）、昭和一〇年一二月一七日東京地方裁判所治安維持法違反事件判決（懲役二年執行猶予三年（東京朝日）昭和10・12・18）、昭和一四年中華民国国立新民学院副教授、昭和二〇年終戦直前帰国、昭和二〇年一〇月一八日死亡（日本社会運動人名辞典「昭和54年」）

●「川合篤」（塩田庄兵衛編『日本社会運動人名辞典』、青木書店・一九七九年三月）、市原正恵「川合篤」（近代日本社会運動史人物大事典」2、日外アソシエーツ・一九九七年一月）

⑰川合篤編訳『支那法の根本問題』（教育図書・一九四二年七月）

⑱大森詮夫

●明治三五年一〇月四日生、「出身地」岡山、「事務所」市外高田町雜司ヶ谷八一五布施辰治方、「電話」牛込四四七一（日本弁護士名簿「昭和6年」）、昭和四年一二月高等試験司法科合格（官報「昭和4・12・21」）、昭和五年七月中央大学法学部卒業（故大森詮夫略年譜）、昭和五年一月弁護士登録・東京（官報「昭和5・2・4」）、昭和九年一二月登録取消（官報「昭和9・2・7」）、昭和一〇年一二月一七日東京地方裁判所治安維持法違反事件判決（懲役二年執行猶予二年（東京朝日）昭和10・12・18夕）、昭和一四年一月弁護士名簿登録・東京（官報「昭和14・2・14」）、昭和一八年三月九日死亡（故大森詮夫略年譜）

註夫略年譜）、昭和一八年三月一七日登録取消・死亡（官報「昭和18・4・19」）

●「故大森詮夫略年譜（敬称略）」（大森民子編『万事頼んだぞ—弁護士大森詮夫の生涯と思い出』、同時代社・一九八三年一月）、安田常男「大森詮夫」（近代日本社会運動史人物大事典」1、日外アソシエーツ・一九九七年一月）

⑲蓬田武

●明治三五年一月二七日生、「出身地」栃木、「事務所」市外淀橋町角筈七五小薬正一方、「電話」四谷五七五三（日本弁護士名簿「昭和6年」）、「自宅」杉並区永福町三五四、「電話」（321）一三〇一・（328）七二四一、大正一三年衆議院速記技手（昭和六年退職）、昭和二年三月早稻田大学政経学部卒業、昭和五年一一月高等試験司法科合格（官報「昭和5・11・12」）、昭和六年三月早稻田大学法学部卒業（日本弁護士大観「昭和37年」）、昭和六年七月弁護士登録・東京（官報「昭和6・7・15」）、昭和一〇年一二月一七日東京地方裁判所治安維持法違反事件判決（懲役三年未決勾留三〇〇日算入（控訴して、昭和11年5月22日懲役二年執行猶予二年）（東京朝日）昭和10・12・18）、昭和一一年一二月登録取消（官報「昭和12・1・16」）、昭和一三年一二月弁護士登録・東京（官報「昭和14・1・20」）、昭和三〇年四月東京弁護士会副会長（東京弁護士会百年史「昭和55年」）、平成三年一一月二七日登録取消・死亡（官報「平成4・2・14」）

●「蓬田武」（日本弁護士大観、国際聯合通信社・一九六二年二月）、「蓬田武」（全国弁護士大観、法曹公論社・一九七七年六月）、本村四郎「蓬田武」（近代日本社会運動史人物大事典」4、日外アソシエーツ・一九九七年一月）

●蓬田武「布施辰治追想懇談会に於ける諸士の挨拶集（蓬田武）」（布施辰治対話抄集）、布施辰治記念会・一九五四年）、蓬田武「編集後記」（『自由と正義』第17巻第5号・特集・陪審・参考制度」、一九六六年五月）

⑳龜山要

●「出身地」茨城、「事務所」芝区芝公園五号地二番、「電話」芝三七六（日本弁護士名簿「昭

和7年)、中央大学卒業(「東京弁護士名家錄」大正14年)、明治二八年一一月判事検事登用試験及第(「官報」明治28・11・29)、明治二八年一二月司法官試補・前橋地方裁判所詰(「官報」明治28・12・11)、明治三〇年七月秋田区裁判所判事(「官報」明治30・7・30・31)、明治三〇年一一月前橋地方裁判所検事(「官報」明治30・11・17)、明治三三年一二月下妻区裁判所検事(「官報」明治33・12・28)、明治三四年五月依頼免本官(「官報」明治34・5・11)、明治三四四年五月弁護士登録・水戸(「官報」明治34・5・24)、明治三六年六月登録換・東京(「官報」明治43・6・15)、大正一二年五月第一東京弁護士会所属(「わかれらの弁護士会史」昭和46年)、昭和二一年三月七日登録取消(第一東京)・死亡(「官報」昭和21・5・24)

●「龜山要君」(佐藤幸平『東京弁護士名家錄』第1巻、日本法曹要覽発行所・一九二五年六月)

㉙大崎孝止

●明治三三年二月二九日生、「出身地」岡山、「事務所」京橋区京橋二ノ三、「電話」京橋七三〇三(「日本弁護士名簿」昭和7年)、「自宅」太田区調布千鳥町八四ノ九、「電話」(751)〇三七四、昭和二年三月早稻田大学法科卒業(「日本弁護士大観」昭和37年)、大正一四年一二月高等試験司法科合格(「官報」大正14・12・17)、大正一五年一二月弁護士登録・東京(「官報」大正15・12・24)、昭和五〇年八月二七日登録取消・死亡(「官報」昭和50・11・8)

●「大崎孝止」(「日本弁護士大観」国際聯合通信社・一九六二年二月)

㉚宮古精一郎(旧姓新堀)

●明治二十四年三月三日生(「帝国大学出身名鑑」、校友調査会・一九三二年二月)、「出身地」茨城、「事務所」下谷区谷中清水町一、「電話」下谷四七四〇(「日本弁護士名簿」昭和8年)、大正六年七月東京帝國大学法科大學卒業(「官報」大正6・7・13)、大正六年七月弁護士登録(「官報」大正6・8・4)、昭和八年一二月一三日登録取消・死亡(「官報」昭和9・2・7)

㉛重野嘉内

●「出身地」新潟、「事務所」四谷区大番町三三、「電話」四谷三九一九(「日本弁護士名簿」昭和8年)、大正一一年三月弁護士試験及第(「官報」大正11・3・27)、大正一一年七月弁護士登録・東京(「官報」大正11・7・18)、昭和二七年一〇月一四日登録取消・死亡(「官報」昭和27・11・13)

㉜相澤龜平壽

●「出身地」宮城、「事務所」京橋区銀座西二ノ一有樂橋会館三階、「電話」京橋一四〇〇(「日本弁護士名簿」昭和9年)、大正九年一二月判事検事登用試験及第(「官報」大正9・12・14)、大正九年一二月司法官試補・東京詰(「官報」大正10・1・7)、大正一〇年一月依頼免司法官試補(「官報」大正10・2・1)、大正一〇年二月弁護士登録・東京(「官報」大正10・2・17)、昭和一一年六月一〇日登録取消・死亡(「官報」昭和11・8・6)

㉝林逸郎

●明治二五年九月五日生、「出身地」岡山、「事務所」麻布区六本木町二七、「電話」赤坂一六二五(「日本弁護士名簿」昭和11年)、「自宅」世田谷区上北沢三ノ八七七、「電話」(321)一六七二(「日本弁護士大観」昭和37年)、大正九年七月東京帝國大学法学部卒業(「官報」大正9・7・29)、大正九年一〇月弁護士登録・東京(「官報」大正9・11・6)、大正一五年三月第二東京弁護士会所属(「第二東京弁護士会史」昭和51年)、昭和二〇年四月第二東京弁護士会長(「第二東京弁護士会史」昭和51年)、昭和二七年四月日本弁護士連合会長(「法曹百年史」昭和44年)、「昭和四〇年二月五日登録取消・死亡(「官報」昭和40・3・11)

●「林逸郎」(『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月)、本間幸平「林逸郎」(『法曹百年史』、法曹公論

社・一九六九年一〇月)、「林逸郎」(『新潮日本人名辞典』、新潮社・一九九一年三月)

㉙ 有西末吉

- 明治二二年三月七日生、「出身地」鹿児島、「事務所」京橋区銀座一ノ五銀座アパート、「電話」京橋八五〇六(「日本弁護士名簿」昭和11年)、「自宅」太田区桐里町一五一、昭和四年三月法政大学法科卒業(「日本弁護士大観」昭和37年)、昭和四年一二月弁護士試験(大正12年法律第52号)合格(「官報」昭和4・12・21)、昭和五年一月弁護士登録・東京(「官報」昭和5・11・26)、昭和五〇年三月一九日登録取消・死亡(「官報」昭和50・6・4)
- 「有西末吉」(『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年一二月)

㉚ 梅谷勝

- 「出身地」東京、「事務所」本郷区駒込西町一〇ノにノ一二五号(「日本弁護士名簿」昭和11年)、

昭和四年一二月弁護士試験(大正12年法律第52号)合格(「官報」昭和4・12・21)、昭和五年一月弁護士登録・第二東京(「官報」昭和5・1・27)、昭和二四年九月二五四日登録取消・死亡(「官報」昭和24・10・8)

㉛ 三輪壽壯

- 明治二七年一二月一五日生(「帝国大学出身名鑑」昭和7年)、「出身地」福岡、「事務所」麹町区丸ノ内三、仲四号館六号、「電話」丸ノ内四八一〇・三〇〇六(「日本弁護士名簿」昭和12年)、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業(「官報」大正9・7・29)、大正九年九月弁護士登録・東京(「官報」大正9・9・13)、大正一五年三月第二東京弁護士会所属、昭和二年四月衆議院議員当選社会大衆党、昭和二六年四月第二東京弁護士会長(「第二東京弁護士会史」昭和51年)、昭和二七年一〇月衆議院議員当選社会党・当選3回(「衆議院議員名鑑」平成2年)、昭和三一年一一月一四日登録取消・死亡(「官報」昭和31・12・12)

- 「三輪壽壯」(『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三三年一二月)、「三輪寿壯伝記刊行会編『三輪寿壯の生涯』(三輪寿壯伝記刊行会・一九六六年二月)、「大貴大八」「三輪壽壯」(『法曹百年史』、法曹公論社・一九六九年一〇月)、「三輪壽壯」(『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一一月)、田中單之「三輪壽壯」(『近代日本社会運動史人物大事典』4、日外アソシエーション・一九九七年一月)

- 「三輪壽壯」「陪審裁判の実施と無産階級」(『進め』第6巻第4号、一九二八年一一月。後に、『進め』復刻版、不二出版・一九八九年一二月に収録)

㉜ 稲本錠之助

- 明治二八年一一月一日生、「出身地」和歌山、「事務所・自宅」港区青山北町五ノ五〇、「電話」(40)三五五〇、大正九年七月法政大学卒業(「日本弁護士大観」昭和37年)、大正九年一二月弁護士試験及第(「官報」大正9・12・14)、大正一〇年一月弁護士登録・東京(「官報」大正10・1・18)、昭和五七年三月一七日登録取消・死亡(「官報」昭和57・4・14)
- 「稻本錠之助君」(『現代弁護士大観』第1巻、丸万商店・一九三三年一二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録)、「稻本錠之助」(『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年一二月)、「稻本錠之助」(「全国弁護士大観」、法曹公論社・一九七七年六月)
- 「稻本錠之助」「陪審法運営の回顧——一本の苗木の生涯——」(『自由と正義』第17巻第5号・特集・陪審・参審制度)、「一九六六年五月」、「浦辺衛」「第一五話 稲本錠之助氏(東京弁護士会所属弁護士)談」(浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として」司法研修所調査叢書第9号、司法研修所・一九六八年三月)

本資料集は、増田が企画・編集・校正した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、また、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁フイルの作成は、次の通り、紺谷・矢野・居石との協力によるものである。

「一 はじめに」、「二 東京における陪審公一覧表判」、「三 東京における事件処理一覧表」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の歴史」、「九 おわりに」は、増田が執筆した。「三」の資料である刑事統計年報は、横山妙子に依頼して収集してもらつた。また、「八」の資料調査収集に当たつては、増田が主として調査・収集したが、横山に依頼して「官報」による判検事・弁護士の歴史、「雑誌記事集成データベース」による著作・論文・評伝などの調査・収集に協力してもらつた。なお、「四〇七」の資料紹介の前書きは、増田が執筆した。

「六 新聞報道に見る陪審公判」に用いた資料は、主として新聞報道であるが、増田と横山が、一部は紺谷も参加して、国会図書館において調査・収集した。新聞報道の電磁フイル化は、「1 陪審公判に関する報道」の部分は、居石夫妻と居石ゼミ生が担当した。

「2 陪審法の実施に関する報道」の部分は、矢野ゼミ生が担当した。しかし、いづれも膨大な量であり、また、電磁フイル化できたのは一部分であつたので、本稿には収録しなかつた。その替わりに、増田が、「陪審公判に関する報道」については「事件の概要」を作成し、また「陪審法の実施に関する報道」については目録を作成して、「新聞報道に見る陪審公判」を編集した。

「四 陪審説示集・問書集に見る陪審公判」に用いた資料は、増田が調査・収集し、矢

野と矢野ゼミ生が電磁フイルを作成した。

「五 刑事判決書」は、増田が収集し、主として紺谷、一部を増田が電磁フイル化した。

「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想」の資料は、増田が調査・収集し、裁判官・検察官の部分は、主として矢野、一部を増田が電磁フイルを作成した。弁護士の部分は、増田が電磁フイル化した。

(注1) 「東京控訴院管内における陪審裁判」に収録する資料の電磁フイル化を担当した広島修道大学法学部矢野ゼミ生諸君は、次の通りである。

- (1) 説示・問書・判検事の感想に関しては、勝田敦也（説示・静岡、問書・水戸、問書・宇都宮）、島津香苗（説示・千葉）、高木南海（説示・浦和、問書・浦和、感想・浦和2件）、谷口いおな（説示・新潟、問書・新潟、感想・新潟）、玉井綾香（説示・静岡）、中川大輔（説示・横浜、中広美咲（説示・東京）、西岩大輔（説示・千葉）、原田彰太（説示・長野、問書・長野）、半田美和（説示・甲府、感想・甲府）、姫路直樹（説示・新潟）、藤原早希（説示・水戸、問書・東京、問書・千葉、問書・水戸、感想・千葉）、松田洋太（説示・千葉）、松原直弘（説示・水戸）、森川利奈（説示・静岡、問書・静岡）。なお、矢野自身も、感想の電磁化を担当している。
- (2) 陪審法の実施に関する「法律新聞」については、居石ゼミの荒田翼、石田拓也、立岩和樹、木村圭吾、木元菜都美、小林早紀、近藤高輝、櫻井智樹、須田悠介、竹末裕登、日高光、平川翔也、藤村一輝、本田拓人、吉村成行。なお、矢野自身も記事の電磁化を担当している。
- (3) 一般新聞による陪審公判報道と陪審法実施状況報道に関して、その一部分の電磁化を居石ゼミの岡本、久城、高橋、津村、東世流、森が担当した。

(注2) 本稿中の人名については、収録した文中に用いられている場合を除き、すべて敬称を省略させていただいた。